

学生要覧●学生生活ガイド

目次

学部学科構成 3

I 大学の概要

ゆめの学校	6
玉川大学の歩み	8
校 章	9
校 歌	9
12の教育信条	10
玉川モットー	11
玉川学園の環境への取り組み	12
個人情報保護への取り組み	14
自己点検評価・アクレディテーション	17

II 基本事項

掲示による連絡	20
学業や生活面の相談	21
学生相談室（SAS）	22
キャンパスルールとマナー	23
ハラスメント	29
研究倫理	30
緊急事態への対応	34

III 事務手続き

学生証・通学証	36
証明書の申請	38
学割証の申請	39
学籍情報変更の届出	40
研修行事	40
預り金	40
校舎・グラウンド・体育館などの利用	41
欠席の手続き	42
休 学	44
復 学	45
退 学	46
除 籍	46
転学部・転学科	47
再入学	48
科目等履修生・聴講生	50
研究生	52
大学院進学ガイダンス	52

スチューデント・アシスタント（SA） 53

IV 生活支援

奨学金	56
保 険	60
玉川学園前駅周辺施設	62
学生表彰制度	64
拾得物・遺失物・盗難	65
アルバイト紹介	66
アパート紹介	68

V 自己防衛

悪質商法	70
クーリングオフ制度	75
クレジットカード	78
インターネット、携帯電話を使った犯罪	79
SNSの利用にあたって	82
麻薬・覚せい剤など	84
悪質宗教	87
性感染症（STD）	88
ひとり暮らしの注意点	89

VI 施設紹介

取り扱い窓口	94
教学部	96
ラーニング・コモンズ	97
学生センター	98
教育学術情報図書館	99
キャリアセンター	103
教師教育リサーチセンター	106
国際教育センター	108
ELFセンター	110
健康院	111
教育博物館	113
継続学習センター	114
購買部（Campus Store TAMAGAWA）	115
食 堂	116
その他支援グループ	117
学術研究所／脳科学研究所／量子情報科学研究所／教育企画部／総務部／経理部／出版部	
特別施設	119

礼拝堂／講堂／小原記念館／松下村塾／咸宜園／箱根須雲塾／玉川学園ナナイモ校地／総合農学研究センター／総合農学研究センター・北海道 弟子屈農場／鹿児島 南さつま久志農場／箱根自然觀察林

VII 校舎案内

大学教育棟	2014	124
大学1号館		127
大学2号館		128
大学3号館		129
大学4号館		129
大学5号館		130
大学6号館		131
大学7号館		132
大学8号館		133
大学9号館		136
奏楽堂		137
器楽教室		137
器楽演習室		137
大学金工室		138
大学彫塑室		138
大学石彫室		138
造形校舎		138
実技・実験棟		139
視聴覚センター・講堂		140
大体育館		141
記念体育館		141
教育博物館		142
教学事務棟		142

VII 規 程

玉川大学学則	144
玉川大学再入学に関する規程	154
玉川大学証明書等発行に関する規程	156
玉川大学研究倫理規程	157
玉川大学研究倫理委員会規程	159
スチューデント・アシスタント規程	163
玉川大学奨学金規程	167
玉川大学奨学金規程施行細則	
玉川大学学生表彰規程	172
玉川大学学生表彰規程施行細則	
玉川大学・玉川学園学友会表彰規程	173
玉川大学・玉川学園学友会表彰規程施行細則	
学生生活規程	174
学生車両通学細則／学生の車両通学違反者に関する要領／学生集会細則／学生掲示細則／学生マスコミ出演細則／クラブ設立細則／クラブ活動継続細則／サークル活動内規	
学生処分規程	181

玉川学園案内図

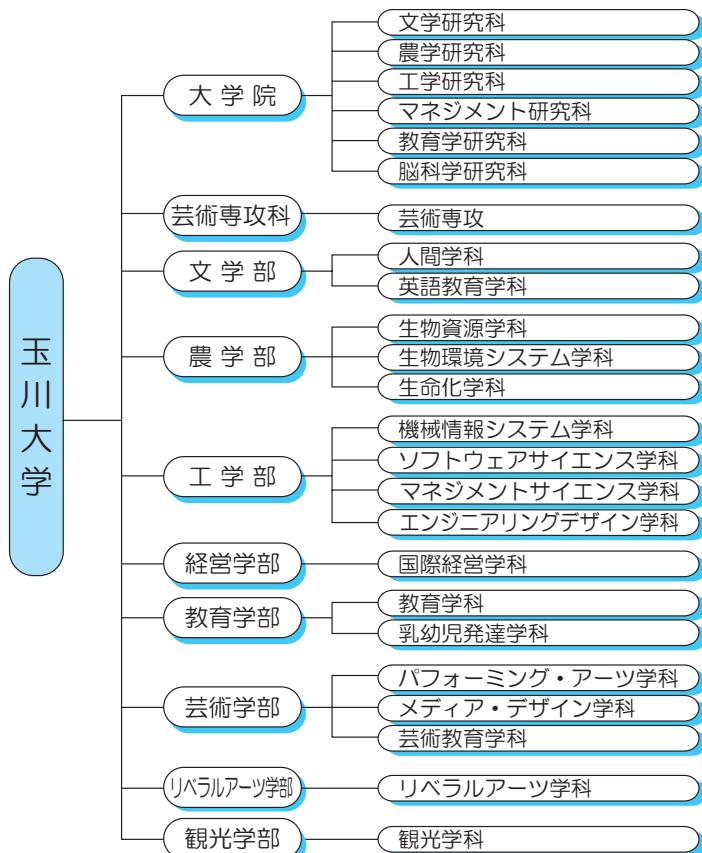
学内AED配置図

学部学科構成

幼稚園から大学、大学院を擁する学校法人玉川学園。玉川大学はその最高学府に位置づけられます。創立者・小原國芳は、マコトの教育を具現化するため、1929年（昭和4年）、幼稚園・小学校・中学校からなる玉川学園を創立しました。以来、「全人教育」の理想を実現すべく、教育内容・研究施設の充実・発展につきし、現在、多摩丘陵に広がる約61万m²の広大なキャンパスは幼稚園から大学までの各校舎、研究施設が点在する、総合学園として発展を遂げています。

また国内には神奈川県の箱根町、北海道、鹿児島にも研究施設を持ち、農学部の実験・実習などに利用されているほか、カナダにあるナナイモキャンパスは、現地大学との共同プログラムを実施するなど、国際教育、国際交流の拠点として活用されています。

1947年（昭和22年）、旧制最後の大学として認可を受けた玉川大学。創立当初は文農学部でスタートしました。以降、1950年（昭和25年）には文学部教育学科に通信教育課程が、1962年（昭和37年）には工学部が開設されました。そして1995年（平成7年）、急激な社会の変化に対応するため21世紀教育改革をスタート。新しいカリキュラムの導入を皮切りに、2001年（平成13年）に経営学部を、2002年（平成14年）には教育学部・芸術学部、2007年（平成17年）にリベラルアーツ学部、そして2013年（平成25年）に観光学部を増設し、現在は6研究科、1専攻科、8学部17学科に7,000名強の学生がひとつのキャンパスに集う総合大学として、社会で活躍できる人材の育成に取り組んでいます。



※上記学科の他に下記の学部・学科がありますが、これらの学科は在籍する学生の卒業をもって廃止されます。

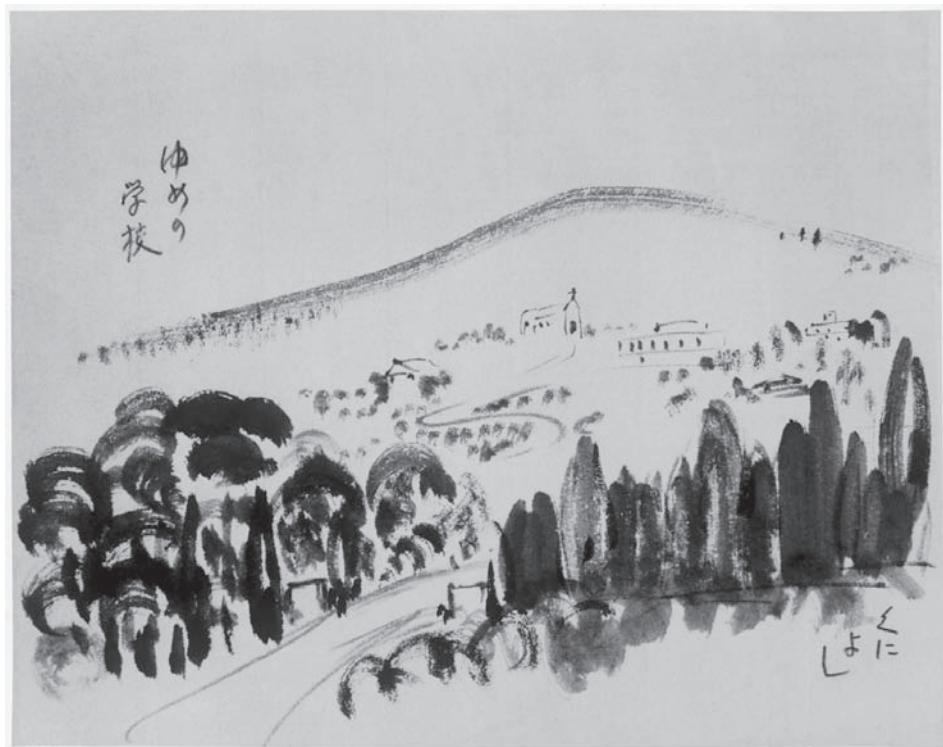
文学部比較文化学科、経営学部観光経営学科、芸術学部メディア・アーツ学科、ビジュアル・アーツ学科

I

大学の概要

ゆめの学校

本学園は、創立者・小原國芳の「果てしない夢への情熱」により誕生しました。



創立者小原國芳が描いた玉川学園

1929年（昭和4年）、玉川学園は誕生した

1919年（大正8年）、沢柳政太郎博士の招聘により、当時、広島高等師範学校附属小学校理事（教頭格）の職にあった創立者・小原國芳は、牛込にあった私立成城小学校主事を務めるために上京。成城小学校の発展に心血を注ぎ、成城教育拡張のために砧村移転（現成城学園）にはじまり、旧制七年制高等学校および高等女学校設立という教育事業を達成します。そのころ、創立者自身の教育理想、構想のいくつかは実現できたものの、「マコトの教育」への欲求は抑えきれないものとなり、自身の教育理想を追い求め、1929年（昭和4年）に財団法人玉川学園を設立し、小学校・中学校を設置しました。これが、本学園の誕生です。

創立者は後日、雑誌『教育問題研究』（1930年〈昭和5年〉1月号）の中で「新しく玉川学園が生まれたわけ」として、「全人教育の立場からホントの真を掴み、ホントの善を経験し、ホントの美しさを理解し、聖の世界のわかる人間を育成せんがために他ならぬ。さらに歓んで困難と闘い、人生の一番辛い損な場面をも率先して引き受け、国のために、社会のために、人類のため捨石となり土台となり得る真人間、不屈不撓の精神に燃ゆる真男児を育てんが為であり、（中略）」などと本学園を生んだ概念を表しています。

学校ができ、街が生まれた

大正後期、理想的な勉学環境を求め学園都市が相次いで生まれました。本学園は何もない多摩丘陵に教育的好環境を求みました。まず、学校があり、それを中心として教師や学生の住む教育環境的な町並み、そして、文化性に富んだ町が周辺に広がっていく「理想の学園都市」が生まれました。適度な起伏が町並みにアクセントを加え、生徒や学生たちの賑わいも学園町の一部に溶け込んでいきます。玉川学園の町は、学校開発と同時に住宅地の開発も行われ、学びを中心とした文教地区を自らが作り上げました。開校当初から開業された駅の効果もあり、学校建設と土地経営が相まって、学園都市として大きく発展をしました。

学校を中心に広がった街並みは、文化的な香りのするものとなりました。学校と街並みが一体化した雰囲気を醸し出しています。

学校が行っている学園祭や博物館の活動、演奏会や、演劇公演には多くの近隣住民の方々が来園されています。こんなところも、学校から生まれた町の良さとなっています。

学校名、地名、駅名、すべて「玉川学園」

本学園開設当時の住所は「東京府南多摩郡町田町本町田」でした。1929年（昭和4年）の開校時には学校名「玉川学園」、駅名小田急線「玉川学園前」、そして1967年（昭和42年）の表示改正により住所も「町田市玉川学園」となり、日本で唯一の学校名、地名、駅名が同じ「玉川学園」ができ上りました。

開校に合わせ「玉川学園前駅」が開業

小田急線が開通して2年後、本学園の開校に合わせ玉川学園前駅が開業されました。乗降客も予想もつかない状況での開業、まだ学校しかなかった当時、電車を玉川学園前駅に停車してもらうため、駅舎の寄贈と売り上げの最低保証をしての玉川学園前駅の開業でした。現在では毎日の乗降客が約4万9000名にも上る駅になっています。

Column

夢



玉川学園で見る「夢」の文字は少し変わっています。「夢」の“夕”の部分が1画多くなっています。

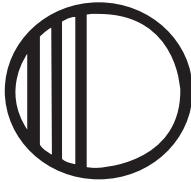
創立者・小原國芳は、1画多い夢の文字を書くことに、他人より1つでも多く夢をもてという願いを込めていました。「私の最も好きなことは、Vision（幻）ということばと、Dream（夢）ということばである」と書き残しているように、生前最も多く書き残した書の一つが、この1画多い夢の文字でした。

この文字は、玉川学園の校章などとともに、特許庁よりサービスマーク・商品商標としての許可も受けています。

玉川大学の歩み

1929	玉川学園開校 玉川学園教育研究所設置 小田急線「玉川学園前」駅の開業	2002 「全人の人間科学プログラム」が文部科学省「21世紀COEプログラム」に採択
1931	デンマーク体操の權威ニルス・ブック氏一行26名を招聘。全国40数ヶ所で講演及び実演会開催	2003 教育学部に乳幼児発達学科開設
1936	貴志康一指揮「第九シンフォニー」の合唱に出演。玉川学園の学生が初めて正式に第九を歌う	2004 工学部にマネジメントサイエンス学科開設
1947	玉川大学開設 文農学部（文学科、農政学科）開設。 大学令による旧制最後の設置認可であった	2005 農学部を改組し、 生物環境システム学科、生命化学科開設
1949	文学部（教育学科・英米文学科）、農学部（農学科）開設 新制大学として認可	2005 大学院マネジメント研究科開設 プライバシーマーク認証取得 文部科学省「大学・大学院における教員養成推進プログラム」に単独申請と他大学との共同の2種類のプログラムを申請、両方とも採択
1950	通信教育部（文学部教育学科）開設	2006 大学院教育学研究科開設 一年次教育プログラムが文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」に採択
1952	玉川大学第1回卒業式。念願の総合学園ここに完成	
1959	玉川学園創立30周年	
1962	工学部開設 1966 ドイツ・チュービンゲン大学教授ボルノー博士来園。 玉川大学名誉教授の称号を贈る	2007 リベラルアーツ学部開設
1967	大学院工学研究科開設	2007 大学院工学研究科システム科学専攻博士課程後期開設 脳科学研究所開設
1969	玉川学園創立40周年	2008 工学部を改組し、機械情報システム学科、 ソフトウェアサイエンス学科を開設
1970	体育海外研修団32名、「デンマーク・オレロップ国民高等体操学校創立50周年記念式典」に参加	2008 教職大学院開設 「社会に生きる心の創成」プログラムが文部科学省「グローバルCOEプログラム」に採択
1971	大学院文学研究科開設	2009 玉川学園創立80周年
1973	小原哲郎、玉川大学長に就任	2010 大学院脳情報研究科開設
1976	玉川学園カナダ・ナナイモ校地開校	2011 量子情報科学研究所開設
1977	大学院農学研究科開設	
1978	芸術専攻科芸術専攻開設	
1980	玉川学園創立50周年。日本武道館において記念式典	
1983	創立50周年記念体育馆・記念グラウンド完成	
1987	玉川学園教育博物館開館	
1989	玉川学園創立60周年。日本武道館において記念音楽祭	
1994	小原芳明、玉川大学長に就任 玉川学園学術教育研究所を改組し、 玉川大学学術研究所開設	
1996	玉川学園ホームページ開設	
1999	玉川学園創立70周年	
2001	農学部を改組し、生物資源学科開設	
2001	経営学部開設	
2002	文学部を改組し、人間学科開設 教育学部、芸術学部開設	2014 大学院脳情報研究科を改組し、大学院脳科学研究科を開設 文部科学省「大学教育再生加速プログラム」(AP) 【テーマⅠ・Ⅱ複合型】に採択
		2015 文学部を改組し、英語教育学科開設 工学部にエンジニアリングデザイン学科開設

校 章



校章は子どもたちにもわかりやすい形に。

昭和4年（1929年）に、創立者・小原國芳を中心に校章が考えされました。校名を表現し、子どもたちにもわかりやすい形という考え方をまとめたものが校章となっています。校章が決まると、水のイメージからスクールカラーも青色（紺）と決まりました。

この校章は、シンプルで無二のデザイン、清廉な色使いで本学園を表現しています。

校 歌

校歌には、本学園の基本構想がまとめられています。

校歌の内容は、本学園の教育の核となる勉強すること、働くこと、信すことという基本構想を、美しい夢として、詩にまとめられています。

校歌の一番の「空高く」は、聖山に立ち、相模平野を見渡したときの、大きく広がる空と景観的印象です。大自然に抱かれたこの丘に集う私たちは、自分たちの学舎をどこまでも魂の道場として守り続けたい、という決意が歌い込まれています。

二番では、星もまだ空にのこる朝（広い意味で午前中）に、勉強や読書をし、風わたる日中には鋤（すき）で大地を切り拓く、つまり知行合一を実行してこそ人間になっていくという人間教育の真髄を歌い上げています。

三番では、天を仰げば神様がおられる。天地を創りたもうた神様は私たちの「とおつみおや」（遠い祖先）である、私たちが一生懸命がんばっている姿「吾がわざ」をきっと愛でたたえて下さっているにちがいない、という絶対者に対するおもいが歌われています。

このように校歌は、学校の教育理念を色濃く反映しています。校歌に込められたメッセージは現在においても、玉川教育の実践の中に褪せることなく息づいています。

玉川学園校歌

一、空高く	二、星あおき	三、
この丘に	この星に	神は
わが魂の	わが神の	神います
たま	たま	
野路は遙けし	朝に学び	
我らは集い	あじた	
学舎守らん	野に鋤振	
も	すき	
らん	う	
一、空高く	二、星あおき	三、
この丘に	この星に	神は
わが魂の	わが神の	神います
たま	たま	
野路は遙けし	朝に学び	
我らは集い	あじた	
学舎守らん	野に鋤振	
も	すき	
らん	う	

わが業をわが神はわが神います
 わが業をわが神はわが神います
 よみし給わん
 遠つみ祖あやみ空を仰げ
 かくて我ら人とは成らん
 風わたる野に鋤振う
 朝に学び

12の教育信条

本学は創立以来12の教育信条を掲げています。

全人教育

教育の理想は、人間文化のすべてをその人格の中に調和的に形成することにある。その展開にあたっては、「真・善・美・聖・健・富」という6つの価値の創造を目指した教育を追求している。

個性尊重

教育とは、一人ひとりの唯一無二の個性を充分に発揮させ、自己発見、自己実現に至らせるものでなければならない。個性尊重の教育とは、一人ひとりの人間をより魅力的な存在へと高めていくことである。

自学自律

教えられるより自ら学びとること。教育は単なる学問知識の伝授ではなく、自ら真理を求める意欲を燃やし、探求する方法を培い、掴み取る手法を身に付けるものである。

能率高き教育

一人ひとりにとって無理無駄がなく効率高い適切な教育のため、学習環境の整備、教材の厳選、教授法の工夫改善、コンピュータとネットワークの活用など、学習意欲を高め、能率を増進させる努力を行う。

学的根拠に立てる教育

教育の根底には、確固とした永劫不变な教育理念がある。その実践のためには、論証が繰り返され、科学的実証が蓄積され、確固たる信念の下に教育活動が行われなければならない。

自然の尊重

雄大な自然は、それ自体が偉大な教育をしてくれる。また、この貴重な自然環境を私たちが守ることを教えることも、また大切な教育である。

師弟間の温情

師弟の間柄は、温かい信頼に満ちたものでなければならない。温情とは甘やかしを意味するものではない。同じ求道者として厳しさの中にも温かい人間関係を大切にしていくことである。

労作教育

自ら考え、自ら体験し、自ら試み、創り、行うことによってこそ、眞の知育、德育も成就する。目指すところは、労作によって知行合一の強固なる意志と実践力を持った人間形成である。

反対の合一

国民と国際人、個人と社会人、理想と現実、自由とルール。これらの反対矛盾対立する二面を一つに調和していく試みに挑みたいものである。

第二里行者と人生の開拓者

マタイ伝に「人もし汝に一里の苦役を強いなば彼と共に二里行け」ということばがある。目指すべきところは、地の塩、世の光となる、独立独行の開拓者の実践力を持つ人材の養成である。

24時間の教育

教師と学生がともに働き、ともに食し、ともに歌い、ともに学ぶという師弟同行の教育。教育は限定された時間内だけではない。any timeの教育を目標に、生活教育、人間教育を大切にしていきたい。

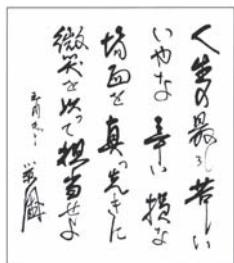
国際教育

今、「地球はわれらの故郷なり」という広い視野と気概を持った国際人が求められている。語学の習得に満足することなく、豊かな国際感覚を養うため、地球のあらゆる場所で行えるany placeの教育を目指している。



困難な場面に出遭ったら、この言葉を思い出そう。

本学園にはその実践目標として全学園共通の「玉川モットー」があります。この玉川モットーは、1929年（昭和4年）に創立者・小原國芳が「喜んで、困難を友としてよ、微笑みを以って辛苦を迎えてよ…喜んで損をする人間になってよ。最も苦労の多い場面を真っ先に選んでよ。」と『学園日記』に記し、困難に立ち向かい、それを担う気概のある人材が生まれることを願いました。以後、部分的に修正が加えられ、現在の正門池の石組みに刻まれた玉川モットーにいたっています。



玉川学園の環境への取り組み

環境リテラシー／求められる人間像

エコシステムという言葉があります。これまで「生態系」を意味してきましたが、近年、生物圏（バイオスフィア）も含めて大きく捉えるようになってきました。このエコシステムの最小単位は私たち一人ひとり、つまり「個人」です。

一人ひとりのライフスタイルが問われる成熟社会に必要なのは、「環境を保全しよう」と思う心と、それを行動に移す実行力です。そして、今社会に求められているのは、一人ひとりの環境リテラシーを高めることです。

【玉川学園における人材育成の到達目標】

「自然の尊重」を教育信条の一つとして掲げてきた玉川学園では、全学園をあげて環境保全活動と環境教育を推進しています。

太陽光や風力など自然エネルギーについての理解を深めるプロジェクトや独自の講座・資格制度による啓発活動など、積極的な取り組みが行われています。

私たちは「自然環境に触れ、研究などの体験を通して環境の大切さに気づき考えることができる人材、そして環境を大切にできる人材」を育てていくことを目標としています。

【12の教育信条のひとつでもある「自然の尊重」】

雄大な自然は、それ自体が偉大な教育をしてくれる。また、この貴重な自然環境を私たちが守ることを教えることも、また大切な教育である。

教育機関の社会的責任

教育機関は製品を作るのでも売るのでもなく、人材を育成するのが第一義です。したがって、環境面から考えると、高い環境リテラシーを持つ人材を育成していくことが、教育機関の社会的責任と言えます。玉川の児童・生徒・学生はただ環境についての知識を持っているだけではなく、行動に移すことができる。玉川学園の目指す環境教育がそこにあります。

【玉川学園の環境教育】

玉川学園が考える環境教育では、環境を保全し、自然と共生する地球の未来を守るために、原因を考えながら行動することを大切にしています。

本学園では、「電力や化学物質の使用など直接的な環境負荷原因の低減」と、「児童・生徒・学生への環境教育を通じた、間接的な環境負荷原因の低減」活動に取り組んでいます。

さらに、教育機関であることを踏まえて、これらの活動を通して「環境に対する価値観を家族、仲間、社会に伝達できる人材」の育成を目標とした環境教育を重要視しています。

環境に配慮した安心安全な建築設計

施設面からの環境への取り組みとして、本学園では建築・改修の際に、環境に配慮した安心安全な設計を推進しています。

[大学教育棟 2014]

「大学教育棟 2014」は、免震構造による耐震性確保、発電機によるバックアップ電源確保、自然通風と自然採光の有効活用、床下空調の採用による静謐性の確保などのコンセプトが盛り込まれています。

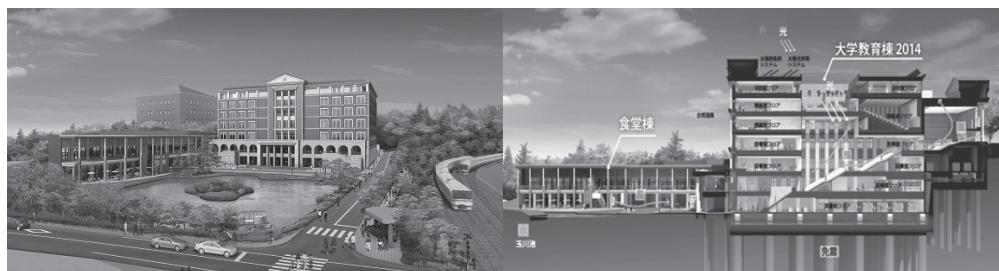
水……一部の部屋で安定した水温を持つ井戸水を使い自然の熱源を活用した、放射冷房を実現しています。また、玉川池の水源は主として自然の湧き水です。玉川池の蒸散作用により、周辺外気の冷却が期待されます。自然通風で建物外気を取り込みます。

光……「トップライト」による自然光の利用を図り、照明の電力消費を低減します。「太陽光発電システム」により、教育学術情報図書館のブックサロンは、ゼロエネルギー化を目指します。

熱……「太陽集熱システム」で作られた温水を使った放射暖房を、一部の部屋で採用しています。夏は井戸水による冷房、冬は太陽熱による暖房が可能となります。

風……大学2号館の周辺に広がる緑と玉川池をつなぐ中央階段は、キャンパスのメイン動線となります。この通路を利用して自然通風を積極的に取り込む「風の道」をつくります。これにより空調を使用しない時期には、玉川池や大学2号館周りの森からの冷気を使い、空調電力の使用を抑えます。

免震……「免震装置」の「積層ゴム支承」で建物を支えます。これに加え、オイルダンパーを設置することで、地震時に建物が受ける力を約1/2に抑えます。建物の揺れを減らすことで、家具の転倒も抑えられより安全で安心な教育・研究の場を提供します。



大学教育棟 2014

個人情報保護への取り組み

■個人情報保護について

本学は、「個人情報の保護に関する法律」や文部科学省が示すガイドラインに基づき、「学校法人玉川学園 個人情報保護方針」を定め、本学内の諸規程を整備し、個人情報の適正な取り扱いを行っています。

学校法人 玉川学園 個人情報保護方針

学校法人玉川学園（以下「本学園」という。）では、本学園の児童・生徒・学生及びその保護者、教職員をはじめとして本学園の学校関係者にいたるまでの多くの個人情報を扱っています。

大切な個人情報です。個人情報の不正使用や流出を防ぎ、それを適切に使用していくためには、教職員の個人情報保護へのさらなる意識向上が必要となります。

本学園は、以下のことを守り、個人情報保護への取組みを継続していきます。

1. 個人情報保護マネジメントシステムを確立し、継続的改善を図ります。

教職員は、個人情報保護の重要性を認識し、児童・生徒・学生及び保護者、教職員、卒業生等の個人情報を適切に利用し、保護するための「個人情報保護マネジメントシステム文書」を制定し、これを組織的に着実に実施します。そして、これらを維持し、継続的に改善していきます。

2. 個人情報の取得・利用・提供を適切に行います。

本学園は、個人情報保護のための管理体制を確立すると共に、個人情報の取得、利用及び提供において、本学園の規程に従い、取得の際に示した利用目的の範囲内で適切に取り扱います。

3. 安全対策を講じ、個人情報保護に努めます。

個人情報の正確性及び安全性を確保するため、情報セキュリティ対策をはじめとする安全対策を講じ、個人情報の漏えい、滅失、又はき損の予防及び是正に努めます。

4. 個人情報の取扱いに関する問い合わせに対し、適切かつ迅速に対応します。

本学園が保有する個人情報に関する各種問い合わせ（開示・訂正・削除の請求及び苦情・相談）に対しては、合理的な範囲で適切かつ迅速に対応します。

5. 法令・規範を守ります。

個人情報の取り扱いにおいて、当該個人情報の保護に適用される法令及びその他の規範を守ります。また、「個人情報保護マネジメントシステム文書」を、これらの法令及びその他の規範に適合させていきます。

教職員がこの個人情報保護方針を認識し、児童・生徒・学生に対して周知させ、本学園としての個人情報保護意識の高揚を図ります。

2004年10月 1日 制定

2012年 4月 1日 改定

学校法人玉川学園

理事長

小原芳明

个人信息

生存する個人に関する
情報で、特定の個人を識別できるもの（法2条）。

悪用される個人情報

「知らない通販会社から勧誘のハガキが届いた」、「売り込み電話が頻繁にかかる」となど、登録した覚えがないのに、自分の個人情報（氏名、住所や電話番号など）を誰かに使われていると感じたことはありませんか？

これらの事例は、個人情報が悪用されたことにより発生したものです。個人情報は、利用方法によっては対象となる個人に対して多大な迷惑や被害をもたらす原因となることがあります。

自分の個人情報を守るために

“自分の個人情報は自分で守る”という意識が大切です。

例えば、個人情報の提出先が個人情報の適切な運用を行っているのかを確認することです。申込書類に個人情報を記入する場合やWeb上で個人情報を直接入力する場合には、以下に示す事項に注意してください。

- (1) 個人情報の利用目的は明示されているか
- (2) 個人情報の委託や提供の有無について記載されているか
- (3) 個人情報の開示手続について記載されているか
- (4) 企業・団体名や苦情・相談窓口などの連絡先は明示されているか

ただし、個人情報の提出先は学校や企業・団体に限りません。個人に提供する場合にも、同様の注意を要します。

個人情報保護に関する相談窓口

本学における個人情報の取扱いについての苦情・相談は、以下の部署窓口にお問い合わせください。

【総務部 総務課（研究・管理棟1階）】

Tel : 042-739-8953 / Fax : 042-739-8795 / E-mail : privacy@tamagawa.ac.jp

Column**個人情報の保護に関する法律／文部科学省が定めるガイドラインなど****●「個人情報の保護に関する法律」**

本法は、情報化の急速な進展により、個人の権利利益の侵害の危険性が高まったこと、国際的な法制定の動向を受けて、2003年（平成15年）5月に成立、2005年（平成17年）4月に全面施行されました。

●文部科学省が定めるガイドライン

「個人情報の保護に関する法律」施行に伴い、事業分野ごとに所管省庁よりガイドラインが示されました。文部科学省では、「文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」が告示されました。（2012年（平成24年）3月告示）

●消費者庁パンフレット「よくわかる個人情報保護のしくみ<改訂版>」（2014年（平成26年）3月）

消費者庁では、個人情報保護制度の啓発を行っています。



玉川学園・玉川大学における個人情報保護への取り組み

<http://www.tamagawa.jp/privacy/>

玉川学園・玉川大学ソーシャルメディアの利用についてのガイドライン

平成25年11月1日制定

インターネットの普及に伴い、組織のみならず個人においても社会に向けて情報発信を行うことが可能となってきた。

ブログや掲示板、ソーシャルネットワーキングサービスを活用することで、情報を効果的に伝えられるだけでなく、情報交換することが可能となる一方、不正確な情報や不用意な記述が意図しない問題を引き起こし、個人や組織に多大な影響を及ぼす危険性も含んでいる。そのため、安全かつ有効に利用するためには、利用者がその特性や自らに関わる社会的規範を十分に理解する必要が生じている。

これらの状況をふまえ、本ガイドラインを以下のとおり定める。

(目的)

第1条

本ガイドラインは、インターネット上のコミュニケーションツールとして活用が進むソーシャルメディアについて、学園の一員として組織や個人での利用が増加していることから、職務上、または私的に安全かつ有効に利用するために遵守すべき基本的な原則を定めたものである。

(定義)

第2条

1. 「ソーシャルメディア」

本ガイドラインにおける「ソーシャルメディア」とは、インターネット上のWebサービスの一種で、サービス利用者間で双方向のコミュニケーションを可能とするものをいう。

2. 「学園の一員」

玉川学園・玉川大学（以下、「本学園」という。）の教職員（嘱託を含む専任教職員、非常勤教職員、パートタイマー、アルバイト）、派遣教職員、児童・生徒・学生をいう。

(利用にあたっての基本原則)

第3条

学園の一員が、ソーシャルメディアを利用して情報発信をする場合（職務上の利用のみならず、私用アカウントによる個人の立場での利用を含む。）には、次に掲げる基本原則を遵守しなければならない。

1. 法令の遵守

- (1) 国内法令、諸外国の法令、国際法及び本学園の諸規程を遵守すること。
- (2) 基本人権、著作権、プライバシー権、肖像権及び第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。

2. 個人情報と機密情報の取扱い

- (1) 個人情報、機密情報及び職務上知り得た秘密を発信しないこと。
- (2) 他人のプライバシーに関する内容を許可なく発信しないこと。

3. 正確な情報の発信

- (1) 発信する情報の正確性及び内容について誤解を生じないよう十分留意すること。
- (2) インターネット上に一度公開した情報は完全に削除できないことを理解し情報発信すること。

4. 責任の明確化

- (1) 情報発信及びその対応に責任を持ち、閲覧者に誤解を与えないように留意すること。
- (2) 個人的見解を発信する場合は、本学園の見解ではなく発信者個人の見解であることを明確にすること。

5. 情報発信者としての自覚

- (1) 学園の一員としての自覚と責任を持つこと。
- (2) 訹謗中傷、名誉棄損、嫌がらせ及び脅迫と受け取られかねない情報を発信しないこと。
- (3) 公序良俗に反する情報を発信しないこと。

以上

自己点検・評価

大学はその教育研究水準の向上に資するため、教育・研究、組織・運営ならびに施設・設備の状況について、自ら点検および評価を行い、その結果を公表することが義務付けられています。

玉川学園・玉川大学では、教育理念に基づいた目標を定め、1992年（平成4年）に設置した「教育研究活動等点検調査委員会」を中心に、PDCAサイクルによって組織的に教育研究の改善を重ねています。その点検・調査・分析の結果を自己評価書としてまとめ、ホームページにて公表しています。

また、外部識者から客観的な意見をいただくことにより、自己点検・評価の妥当性の担保に努めています。

 大学・大学院「自己点検・評価報告書（2010、2005）」
自己点検・評価結果に対する外部評価結果
→ <http://www.tamagawa.jp/introduction/assessment/university.html>

 教職大学院「自己評価書（2010）」
→ <http://www.tamagawa.jp/introduction/assessment/high.html>

アcreditation



大学基準協会による認証評価

大学は自己点検・評価に加え、教育研究等の総合的な状況について、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価を7年毎に受ける事が義務づけられています。玉川大学では、社会的な第三者評価を得ることで教育研究内容の質を継続的に向上させるよう努めています。

前回の認証評価から2010年度（平成22年度）までの過去5年間について自己点検・評価した結果を大学基準協会に提出し、書面調査、実地調査を経て、2012年（平成24年）3月に協会の大学基準に適合していると認定されました。現在の認証評価では内部質保証として継続的な改善により教育研究水準の向上を図り大学自ら質を確保するよう努め、また、社会の公器として説明責任を果たすことが課せられています。

 認証評価結果（大学基準協会 Web サイト）
→ http://www.juaa.or.jp/accreditation/university/result_2011.html

教員養成評価機構による認証評価

専門職大学院は文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関により教育課程・教員組織その他教育研究活動の状況について5年毎に評価を受けることが義務づけられています。

教育学研究科教職専攻（教職大学院）は2010年度（平成22年度）に教員養成評価機構において認証評価を受け、2011年（平成23年）3月29日付で機構の定める教職大学院評価基準に適合していることが認定されました。



 認証評価結果（教員養成評価機構 Web サイト）
→ <http://www.iete.jp/>



II

基本事項

掲示による連絡

休講
『履修ガイド』 p. 10

補講
『履修ガイド』 p. 10

教室変更
『履修ガイド』 p. 10

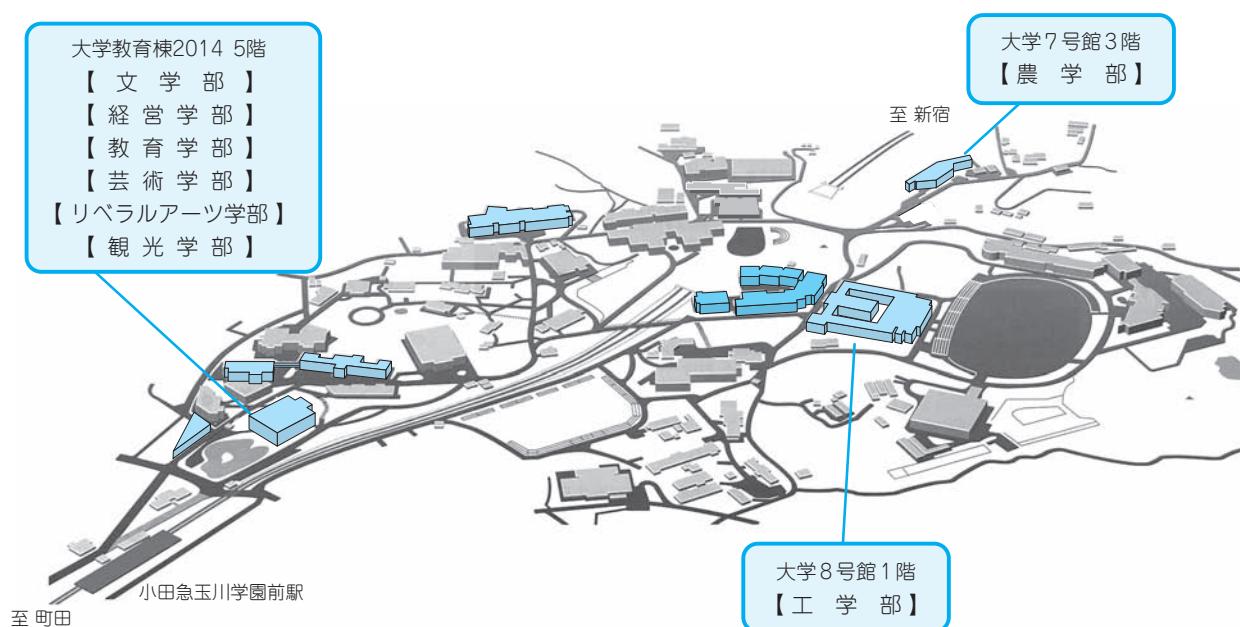
玉川学園案内図
巻末

大学から皆さんに連絡事項があるときには、大学情報ポータルサイトUNITAMAに掲示します。

ただし、緊急を要する情報については各学部所定の掲示板にも掲示をする場合がありますので、登下校時に確認するよう心がけてください。

いったん掲示した事項は、皆さんに周知されたものとみなします。「掲示を見なかった」という理由で、事後に異議を申し立てることはできません。

なお、各学部・学科の所定の掲示板は、以下のとおり設置されています。



Column

パソコンや携帯電話を利用した連絡

休講・教室変更・学生呼出の各情報については、パソコンでも確認できます。利用する場合は、以下の URL にアクセスしてください。

- ◆ UNITAMA
<https://unitama.tamagawa.ac.jp/>
- ◆ 学生 Web メールシステム
<http://mails.educ.tamagawa.ac.jp/>
※携帯（一部機種を除く）からも利用可。

学業や生活面の相談

学業や生活面について相談したいときは、まず学級担任に相談してください。

学級担任制

学業や生活面について相談したいときには、学級担任に相談してください。

本学が創立以来実施している学級担任制は、教員と学生との融和・協力を信条として、独自の学風を培い、玉川教育の成果を十二分に発揮するための「師弟間の温情」の精神に基づいています。

各クラス担任教員に、学習上のことはもとより、個々の生活上の問題や悩み、困っていることがあるときには相談に応じられるような体制を整えています。



身分（学籍）異動に関する休学・復学・退学・転学部・転学科については、書類上の手続きを行う前に、学級担任に必ず相談してください。

困ったときの相談先

学級担任とともに、あなたの学生生活を支援する体制が整えられています。

相談内容	支援部門
履修・成績など授業に関すること	各学科教務担当教員・学級担任 授業運営課
休学・復学・退学・転学部・転学科など 学籍異動に関わること	学級担任・授業運営課
病気・ケガなど身体に関わること	健康院相談室（健康院）・学級担任 各学科学生担当教員・学生相談室（SAS）
個人的な悩みごと	学級担任・各学科学生担当教員 学生相談室（SAS）
経済的な問題 奨学金 教育ローン	学生センター 経理部
就職に関わること	各学科就職担当教員・キャリアセンター
教職に関すること	各学科教職担当教員・教師教育リサーチセンター
海外留学・研修に関わること	各学科国際教育担当教員・国際教育センター

Column

問い合わせは窓口へ

学生の皆さんによる大学への問い合わせは、原則としてできません。問い合わせがある場合は、各窓口を訪ねてください。また、電話の取りつけや学内放送による呼出は、一切行いません。ただし、近親者からの緊急を要する連絡に限り、応じる場合があります。
緊急の場合は、p.94～95を参照してください。

学生相談室 (SAS)

一人で悩んでいませんか？

学生相談室 (SAS)

学生相談室 (SAS) は、学生生活のさまざまな相談に応じる窓口です。学業のこと、就職・留学・編入・資格取得など将来のこと、身体や心のこと、性格のこと、経済的なこと、人間関係のこと、下宿生活やとりまく環境のこと、クラブ・サークルのこと、日常生活におけるさまざまなこと、どんなことでも相談できます。もちろん、相談の中で話されたことを、無断で学内外に漏らすことは決してありません。また、必要に応じて専門のカウンセラーも紹介できます。

* SAS (Student Advisory Service)

窓口

学生センター学生相談室 受付時間……8:30～17:00（平日）

Tel………042(739)8904

Fax………042(739)8910

E-mail………sas@tamagawa.ac.jp

利用方法

相談は来室したときに、すぐに応じるようにしていますが、都合によっては予約をしていただき別の日にあらためて行なうこともあります。あらかじめ来室または電話などで予約しておくと便利です。予約は電話の他に電子メールで行なうこともできます。また、希望すれば、友達や家族の方を交えて相談することもできます。

キャンパススタッフ

○学生生活全般の相談

学生センター (p.98)

月～金 8:30～17:00(平常授業が行われる土・祝休日は開室)

○就職・進路全般の相談

キャリアセンター (p.103)

月～金 8:30～17:00(平常授業が行われる土・祝休日は開室)

○海外留学・研修の個別相談

国際教育センター (p.108)

火・木 13:00～16:00(他日時は要予約)

○学修相談 (p.97・p.110)

ラーニング・コモンズのサポートデスク・ELFセンターで相談することができます。

○心理相談

健康院 (p.111)

月・水・木・金 13:00～16:00(要予約)

Column

教員との連絡

教員の自宅住所・電話番号等は、公表していません。原則として、授業日に連絡をとるか、研究室を訪ねるようにしてください。

教員の出校日・研究室の場所に関する場合は、授業運営課に問い合わせることができます。

また、教員がメールアドレスを公開している場合は、大学ホームページの「教員一覧」(研究者情報総覧)で確認することもできるので、利用してください(専任教員のみ)。

キャンパスルールとマナー

キャンパスライフを安全に、健康に、そして公平に過ごすには、一人ひとりがルールやマナーを守ることが大切です。

キャンパスルール

国民が豊かで安全に暮らせるよう、社会にはさまざまな法令があります。同じように、大学にもキャンパスのルールがあります。

 規程
p. 144 ~ 181

学則などの諸規程は、そのルールを具体化したもので、これを良く理解し、遵守して、充実した学生生活を送ってください。

ここでは、主に学生生活上のルールについて記しますが、その他にも連絡についてのルール、履修上のルール、試験を受けるうえでのルールなど、さまざまなルールがあります。



キャンパスのルールを知らないと、他人に迷惑をかけるばかりか、自分自身の不利益になることもあります。『学生要覧』あるいは掲示物などを良く読み、キャンパスルールを充分理解し、遵守してください。

マナー

マナーは本来、大学内だけの問題ではなく、皆さんの生き方、人間性に根ざしたものです。皆さんが何かを思い、それを言動にあらわしたとき、社会や他者に、迷惑をかけたり、不快感を与えててしまうことがあるので、人は、自分の言動に注意し、あらわし方について、相手により使い分けています。マナーはいわば「他者への思いやりからあらわれるる言動」です。



皆さんのが通うキャンパスは、園児、児童、生徒も集うキャンパスでもあることを充分自覚し、最高学府に学ぶ者としての自覚と責任を持って、マナーのうえでも他者の模範となって欲しいと思います。ましてや自分勝手な行動で、他者に迷惑をかけることのないよう、お互いに快適な大学生活を送ることができるように心がけてください。そして不心得な本学の仲間がいた場合には一声注意できるだけの勇気も持つてもらいたいとも思います。誰かに強いられて従うではない真の意味での自律（自立）を大学は期待しています。



マナーとは他者を思いやる気持ちのあらわれです。

服 装

服装はその人の人格を表わすと言われます。端正な服装を心がけることによって、おのずから高潔な人格も育つのではないかでしょうか。大学生としての自覚を持ち、時・場所・場合(TPO)に相応しい身なりを心がけ、服装のセンスを磨いてください。

■第一装

公式行事や特に指定された場合の服装です。校章バッジも着用してください。

男子：ダークスーツ・ネクタイ着用

女子：男子の第一装に見合う清楚な服装



自動車・オートバイ（原付含む）通学禁止

本学では、次の理由から校内乗り入れの有無にかかわらず学生の自動車・オートバイ（原付含む）での通学を禁止しています。

この禁止は送迎・学外での課外活動等や学校行事に参加する場合・授業以外で大学に来る場合、また休暇中も含まれます。

(1) キャンパス内の教育環境の保持

緑豊かなキャンパスを保つためには学内に充分な駐車場を確保するのは難しい。

(2) 周辺地域住民の生活環境の保全

周辺地域への路上駐車は、近隣住民の生活環境が侵害されるだけではなく、緊急車両の運行の妨げともなり、場合によっては深刻な事態にもなりかねない。また、地域住民の大學生に対する信頼が失われるとともに、市民生活に重大な支障を与える。

(3) 交通事故の未然防止

過去に本学でも自動二輪で通学しようとした学生が事故で死亡したり、車で通学した学生が人身事故をおこしたというような事例も発生している。無用な交通事故を未然に防止し、学生生活を交通事故から守りたい。

自動車通学の特例

身体的事由や大きな荷物の運搬など特別なケースについては、一定の条件が整えば車両の入校が許可される場合があります。

特別な事由により車両での入校を希望する場合は、1週間以上の余裕を持って学生センターに申請してください。ただし、この場合であっても、通学、帰宅途上の事故に関して大学は責任を負いかねます。くれぐれも事故のないように安全運転に努めてください。



「自動車・オートバイ（原付含む）通学の禁止」の主旨を理解し、大学の構成員の一人として、周辺住民に迷惑をかけないという責任と、学生生活を交通事故から守るためにも、このルールを遵守しない場合には、大学は学則第36条および第37条に照らし合わせ、厳しい態度で臨みます。

Column

近隣住民の迷惑にならないように

ルールを守らないほんの一部の学生のために、他の学生の名誉や信頼が著しく傷つけられています。実際に大学に寄せられた苦情の一部を紹介します。

「自宅駐車場の前に車を停められて車が出せない」
「児童公園内に大型バイクが停めてあり、子どもの上に転倒するのではないか心配だ」
「通学路に車両が停めてあり、子どもたちが車道にはみだし下校している」
「町内会で育てている花壇にバイクが停めてある。球根や苗が台無しだ」
「住民でもないので、アパートの駐車場にいつもバイクを停めていく学生がいる。大変迷惑だ」
「店の近くにバイクを停めていく。近隣住民から客に駐車場に停めるよう指導しろとの苦情を受けるが、うちの客ではなく明らかに玉川の学生だ」

自転車通学



自転車通学は登録制です。

■自転車の登録

自転車通学を希望する人は通学に使用する自転車を登録しなければなりません。登録は学生センターで受け付けています。使用する自転車と5,000万円以上の賠償保険に加入している証明を持って学生センターを訪ねてください。登録は即時できます。学内の未登録自転車は投棄とみなし撤去しますので、必ず登録するようしてください。

また、自転車通学が許可されるのは賠償保険契約している期間のみです。保険加入の更新をする都度、自転車登録を行う必要があります（自転車を買い換えた場合は学生センターにて登録変更の報告を行ってください）。

■自転車通学に関する諸注意

スピードの出し過ぎや自転車の整備不良による学内での衝突事故が発生しています。なかには重傷を負ってしまった事例もあります。本学は坂の多いキャンパスであり、思わぬスピードが出てしまう場合があります。また、同じキャンパス内に小さな園児、児童、生徒も集うキャンパスもあります。自転車で校内を通行するときは、細心の注意をはらうとともに、以下のルールを遵守してください。

- (1) 自転車は通学時のみ使用し、学内の移動には使用しないこと
- (2) 自転車は登録時に指定された駐輪場以外には駐輪しないこと
- (3) 自転車を使用する際には徐行し、歩行者優先を心がけるとともに、自動車を含む他の車両に注意し、安全確保に努めること
- (4) 駐輪時には施錠をすること
- (5) 不要となった自転車を学内に放置しないこと



自転車は、道路交通法に規定された「軽車両」です。二人乗り・酒酔い運転・夜間の無灯火運転等の禁止事項を遵守し、安全運転に配慮してください。

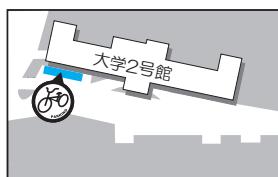
*自転車の車輪の空気入れは学生センターで貸し出しています。

■学内駐輪場案内



指定場所以外駐輪禁止
指定駐輪場以外にある
自転車は撤去します。

○大学2号館駐輪場



○大学5号館左前駐輪場



*平成27年(2015年)
7月末まで使用可

○大学7号館前駐輪場



○大学8号館右脇駐輪場



飲 酒



キャンパス内は建物の内外を問わず飲酒は禁止です。

クラブやゼミ、友人などと飲酒の機会があると思います。適量であれば、飲酒は心を和ませ、交流を深めてくれる妙薬となります。しかし、飲み方を間違えれば、最悪の場合、命をも奪う劇薬となります。お酒は一人ひとりの体質により適量が違います。飲めないのは子どもぽかったり、ましてや根性がないのではなく、アルデヒド脱水素酵素（ALDH2）という酵素の活性の程度によるものです。この程度は体質や体調により変化します。また持って生まれたものであります。生まれつきこの酵素が欠けている人も少なくありません。お酒が弱い、あるいは飲めないのはこのような理由からです。

また、お酒に強い人ほど自分を過信し、事故・トラブルに発展してしまうケースがあります。さらにアルコール依存症に陥ることも要注意です。お酒に強い人も弱い人も、本人の自覚と周囲の理解、思いやりで楽しくお酒を飲むことを心がけてください。

ただし飲酒は20歳になってからです。

■急性アルコール中毒の防止

- (1) アルコール類をイッキ飲みしない。させない（イッキ飲みを強要するのはもってのほかです）
- (2) 体調が悪いときや薬を服用している時は飲酒を控える
- (3) 食べ物をとりながら自分のペースで飲む
- (4) 飲めない人には絶対に無理に飲ませない。また無理に飲まない

*飲酒運転は、法律で禁止されています

喫 煙



指定場所以外禁煙

喫煙と健康の関係は言うまでもありませんが、非喫煙者が自分の意志とは関係なくタバコの煙を吸わされている受動喫煙が、大きな問題となっています。

本学では、喫煙者と非喫煙者がお互いに快適なキャンパスライフを送るため、分煙を導入しています。キャンパス内は指定された場所以外全域禁煙です。

■通学途上の喫煙（歩きタバコ）

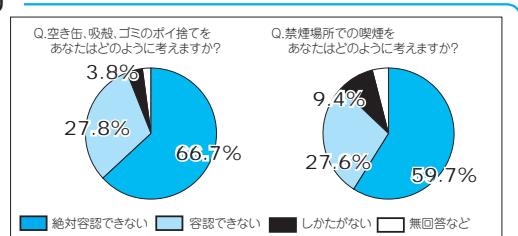
歩行中の喫煙は、火災の危険があるので絶対にやめてください。

また、本学の所在地の町田市では市の条例により、ゴミや吸殻のポイ捨てを禁止しています。残念ながら、キャンパスから駅までの道すがらに歩きタバコをしている学生の姿が少なからず見受けられます。受動喫煙の問題の他に、人通りの多い通学路での喫煙により、火傷や衣服などが焦げるといった事故も報告されています。社会の一員の責任として、また防災上の観点からも、灰皿のないところでは吸わないという習慣を確立してください。

Column

『学生生活実態調査』より

学生実態調査は、大学の諸活動に役立てるため、本学の学生を対象とした生活状況や意識についてのアンケート調査のことと、2010年度（平成22年度）に実施した調査では次のような結果を得ました。



火気注意



本学は緑豊かなキャンパスです。これは、一方で火災の危険がある環境でもあります。火災の危険から皆さんを守るために、本学では教職員と学生で自衛消防隊を組織し防災に努め、学外からも高い評価を得ています。皆さんも、この緑豊かな教育環境と共有の財産を守るために、火気の取り扱いには充分注意してください。特に、タバコの火の不始末はきわめて高い火災原因となっています。指定された場所以外での喫煙は絶対にしないでください。



キャンパス内で、たき火や花火をすることは禁止しています。

遊 戲

学内でのスケートボードやキックボード、フリスビーなどは禁止です。また、各校舎前や通り道での球技などの遊戯も禁止しています。これは往来の妨げになるだけではなく、大変危険です。残念ながら、校舎前でこれらの球技を行う学生が少なからずおり、同じ学生諸君からも苦情が寄せられています。

掲示・立看板等

建物の内外を問わず、キャンパス内に無断で掲示を出したり、立看板、旗などを設置することはできません。これらのことと希望するときは、目的、責任者氏名、内容の写し、掲出・設置の場所と期間を添えて学生センターに相談のうえ許可をとってください。

なお、期間の経過したものは、責任者において責任を持って撤去してください。また、立看板等の設置については、転倒による事故が起こらないように、充分配慮してください。



大学が許可した掲示物については、大学の受付印が押印されています。
押印のない掲示物がありましたら、学生センターに連絡してください。

配布物・放送等

建物の内外を問わず、キャンパス内で無断でチラシやビラなどを配布したり、プラカード等による広告行為、放送などはできません。これらことを希望するときは、目的、責任者氏名、内容（配布物の場合は現物）、場所と期間を添えて学生センターに相談のうえ許可をとってください。特に場所に関しては指定された所以外では行わないでください。



本学では学内で許可なくチラシやビラなどを配布することを認めていません。許可を得ず
学内でこのような行為をしている人を見かけたら、学生センターに連絡してください。

Column

ポイ捨てのない街

町田市は、市内全域において空き缶、吸い殻、ガムの噛みかす、紙くずなど散乱ゴミとなって街を汚すものすべてのポイ捨てを禁止しています。JR横浜線町田駅及び小田急線町田駅周辺の美化推進重点区域内においては、ポイ捨てをした者に対して2万円以下の罰金を科することがあります。また、歩きたばこの自潔も市民の皆さん、そして町田を訪れるすべての人々に呼びかけています。

物品の販売・募金



皆さんがキャンパス内で物品の販売または募金活動を希望するときは、その主旨、責任者氏名、場所、時間を添えて学生センターに相談のうえ許可をとってください。

ただし、特定の企業や団体のための営業活動や、それに類する勧誘活動はできません。



学内での商行為（宣伝活動を含む）や募金活動は、本学が特に必要と認めないかぎり許可をしていません。キャンパスで、売り込みや、募金をお願いされたときは、大学から許可を得ているか確認し、少しでもおかしいと感じたら学生センターに連絡してください。

政治・宗教活動

思想、信条および信教の自由については法の定めるところですが、大学の使命の遂行を阻害するものであってはなりません。特にキャンパス内で、特定の政党もしくは政治団体の政見・政策、または特定の宗教団体の目的を実現するための活動は、個人・団体を問わず禁止しています。

携帯電話・PHS



授業中は言うまでもありませんが、屋内では電源を切り、留守番電話サービスを利用するなどの配慮をし、屋外で利用してください。電話会社の調査では、7割の人が公共の場で携帯電話の会話を耳にするのは不快だと感じているという結果が出ています。また、携帯の電源が入っていると、通話中でなくとも自動的に電波を出す場合があり、電子機器が誤作動を起こす可能性があります。皆さんすぐ傍らに電子医療機器を使用している学生がいるかもしれません。

また、カメラ付き携帯電話での撮影は、普通のカメラを使うときと同様の配慮が必要です。人を撮影するときは、相手の了承を得る、というのは当然のマナーです。

マスコミ出演

テレビ・ラジオ・舞台・映画等に出演したり、書籍・雑誌等に記事や写真が掲載されることで、大学の名前あるいは大学が特定されるような表現が掲載される場合、あるいは掲載されるかどうかわからない場合は、事前に学生センターに申告し相談してください。

■マスコミ出演に関する諸注意

一億総芸能人化と言われるような風潮がありますが、注意すべきところは、マスメディアによって流された情報は、たとえ事実と反することであったり、歪められた形であったとしても、修正するのは容易ではないという点です。また、ファッション誌用にと言われて撮影された写真が低俗な風俗雑誌やサイトに掲載されるというケースもあります。

また、個人情報が不特定多数の人々に流れ、思わぬトラブルに発展することもあります。

このようなリスクを充分考え、軽々しく応じて、後々の生活や学業に支障をきたすことのないよう熟慮し下記の点に留意し出演するようにしてください。

- (1) 本学の教育方針に反しないこと
- (2) 学業に支障をきたさないこと
- (3) 申告が出演の事前であること
- (4) その他本学からの指示を遵守すること



ロケなどで本学の校内、施設を使用する場合には、別途大学に申請し、許可が必要です。

ハラスメント

本学では、ハラスメントの防止・排除に努めています。

セクハラ

相手の人格を無視して、性的な性質の言動により屈辱感や不快感を与えること

アカハラ

教員等の権威的地位を有する者が、その立場を利用して勉学・教育・研究への妨害や人権侵害を行うこと

ハラスメントとは

ハラスメントとは、嫌がらせを意味します。そのうち大学で起こりうるものとしては、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）やアカデミック・ハラスメント（アカハラ）などが主にあげられます。

本学の基本姿勢

- (1) 本学におけるすべての教職員、学生および関係者が個人として尊重され、ハラスメントのない健全で快適な教育研究環境のもとで修学・就労することができるようハラスメントの防止・排除に努めます。
- (2) 問題が発生した場合は、迅速かつ適切に対応します。
本学は、いかなるハラスメントに対しても厳しい姿勢で臨み、決して容認しないことを宣言します。

被害にあっていると感じたら

ハラスメントは被害者の責任ではありません。自分がハラスメントを受けていると感じたら該当すると思ってください。自分を責めたり、我慢しないで速やかに対処することが大切です。もし相手に不愉快であることを伝えることができる状況ならば、はっきりと「NO」の意思表示をすることによって解決する場合もあります。

ハラスメントは大変微妙で主觀に関わる問題を含んでいますので、少しでも疑問に感じたら学生センター学生相談室に相談をしてください。



ハラスメントに関する相談は、学生センター学生相談室（SAS）で行っています。

加害者にならないために

ハラスメントは個人によって感じ方が異なるために判断に迷う場合がありますが、自分の行動や行いが自分の大切な人に向けられた場合に不愉快に感じられるならばハラスメントになる可能性が高くなります。

ハラスメント防止の第一歩は、「相手の気持ちになって考えること」です。



- (1) 親しさを表すつもりの言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合がある
- (2) 不快に感じるか否かには個人差がある
- (3) この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしない
- (4) 相手との良好な人間関係ができていると勝手な思い込みをしない
- (5) 相手から意思表示がなくても同意と勘違いをしない

研究倫理

本学で研究活動を行う研究者（学生・教職員）は、「研究不正」を行わないよう「研究倫理」を十分に配慮し、責任ある行動をとらなければなりません。研究者（学生・教職員）は、常に「学問的誠実性」（アカデミック・インテグリティ）を持って研究に臨む必要があります。

研究論理とは

研究者が研究する上で、必ず守る必要がある「規範」のことです。研究倫理には、大きく分けて2つの視点があります。1つは「研究を行う上での倫理」、もう1つは「研究業績に関する倫理」です。

研究を行う上での倫理

研究を行う際、実験・調査研究でデータを「捏造」や「改ざん」することは、どんな背景や理由があっても、決して許されるものではありません。データの信頼性や「捏造」・「改ざん」といった研究不正を疑われたときの対処としては、まず、データの信頼性を担保するために、日常的に研究の記録をしっかりととておくことが肝要です。いわゆる「実験ノート」「研究ノート」や「論文ノート」を作成し、実験や調査の一次データ、実験方法・調査手法の開示が求められた場合に、速やかに対応できるように備えておくことは、研究者の研究に対する基本的な姿勢であり、責務といえます。こうした記録を整えておかないと、執筆した論文の主張を支えるエビデンス（証拠）を、必要十分に示すことができないこともあります。

また、データ解析の際に、論文での主張に不都合なデータであるいわゆる「外れ値」を、適切な手続きを経ずに、“安易に” 解析対象から除外してしまうことも大きな問題です。これも場合によっては「改ざん」と解釈され、研究不正があったと評価される可能性があります。

研究業績に関する倫理

研究業績とは、研究者個人または共同研究者、研究グループやプロジェクトが研究を行い、学会、研究発表会、雑誌、書籍等を通じて発表した研究の成果のことです。研究者が、研究成果を著作物（文章、図表、画像等）としてまとめた場合には、当然のことながら「著作権」が生じます。この著作権を踏まえずに、他者による論文の一部または全部を、自分自身の研究成果のように使用することは、研究不正であり「盗用」または「窃盗」にあたります。論文の盗用（窃盗）は、研究者として決して許されるものではありません。他者と自分の意見を十分区別して研究成果を発表することが重要です。他者の研究成果を論文で示す必要がある場合は、引用符を用いて著者を示すといった適切な方法でそれを「引用」することが必要となります。



【研究倫理】

研究を行う上での規範を持ち
研究不正を起こさない姿勢

研究倫理規程

以上のような研究倫理を持った上で、研究者（学生・教職員）が適切な研究を行っていくために、本学では「玉川大学研究倫理規程」を定めています。研究倫理規程前文では以下のようにうたわれています。

本大学は、全人教育の理念に立ち学術研究の信頼性と公正性を確保し、これに相応しい社会的責任を自覚して、社会から多くの信頼と尊敬を得られるよう努める。その実現の礎として本規程を定め、本大学の研究活動に携わる全ての者に係る倫理的な行動規範とする。

研究者（学生・教職員）には、この規程の趣旨を十分理解し、遵守することが求められます。以下に特に重要な遵守事項を挙げます（「玉川大学研究倫理規程」の規定に一部表現を変えて掲載しています）。

研究者の倫理および責務

研究者（学生・教職員）は、研究に際し次の事項を遵守することが求められます。

- (1) 生命と個人の尊厳を重んじ、基本的人権や平和・福祉に反する研究を行ってはいけません。
- (2) 他の国・地域の文化、伝統、価値観、規範等の理解に努め尊重し、また、性別、人種、思想、宗教などによる差別を行ってはいけません。
- (3) 国際的に認められた規範、規約および条約、わが国の法令、告示等および学校法人玉川学園の諸規程等を遵守することが必要です。
- (4) 産学官連携による受託研究、共同研究活動にあっては、本大学利益相反規程に則り、利害関係が相反する事態の発生を回避するよう努めなくてはなりません。
- (5) 共同研究者、研究協力者、研究支援者が対等な人格であることを理解しあいに尊重しなければなりません。特に大学院生、学部学生に対しては、不当な取り扱いや不利益を被らせないよう十分な配慮が必要です。
- (6) 研究責任者（PI）は、研究活動および研究費の取り扱いに係る不正行為が起きないよ

う指導しなくてはなりません。

- (7) 不正な行為が行われていることを知ったときは、その改善に努めなくてはならなりません。
- (8) 研究成果の公表と社会への還元を積極的に行うことに努めましょう。

資料・情報・データ等の利用および管理

研究者（学生・教職員）は、研究成果が再現できるよう、研究のために収集または生成した資料・情報・データ等の滅失・漏洩・改ざん等を防ぐための適切な措置を講じなければなりません。

また、研究のために収集または生成した資料・情報・データ等を、一定期間保存・保管しなくてはなりません。ただし、法令または本法人の規程等に保存期間の定めのある場合はそれに遵うものとします。

インフォームド・コンセント

人の行動・環境・心身等に関する個人の資料・情報・データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等についてわかりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければなりません。組織、団体等から当該の資料・情報・データ等の提供を受ける場合も同様です。

個人情報の保護

プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した個人を特定できる資料・情報・データ等は、本法人の「個人情報保護マネジメントシステム文書」に従い管理しましょう。

機器、薬品、材料等の安全管理

研究実験において研究装置・機器等および薬品・材料等を用いるときは、関係法令、本法人の関連規程および取り扱い要領等を遵守し、最終処理まで含め責任を持って安全管理に努めなければなりません。

研究成果公表

研究成果を広く社会に還元するために、研究倫理に則り適切な方法によって公表することが求められます。公表には、

- (1) データや論拠の信頼性の確保
 - (2) 「捏造」、「改ざん」、「盗用」を行わないこと
 - (3) 引用なしに他者の研究成果を使用しないこと
- が、きわめて重要です。

他者の研究成果の引用

論文中等で、他者の研究成果を引用する場合は、適切な表現をする心がけが必要です。不適切な引用、引用の不正確さ・不備、誇大な表現や誤解を招く表現などは、不正行為と見なされることは十分認識してください。

共同研究者や論文の共著者の権利を尊重し、研究成果の公表・利用に際しては明確な同意を得る必要があります。

研究成果の公表に際しては、オーサーシップや先行研究に十分な注意を払い、各研究組織、研究分野、学会および学術誌等の固有の慣行やルールを十分尊重しましょう。

緊急事態への対応

緊急連絡用電話 →設置場所について
は、p.124～の校舎案内
参照

AED
AED (Automated External Defibrillator) は、「突然心臓が止まってしまった人」の心臓のリズムを、心臓に電気ショックを与えることにより再び正しいリズムに戻し、蘇生するための治療機器です。

学内には、27台のAEDが設置されています。救命措置が必要な場面に遭遇した場合は、近くの機器で措置願います。AEDの配置場所については、玉川学園案内図の裏面を参照してください。

学内で緊急事態が起きたとき

学内で緊急事態（病気やケガ・事件・事故・火災・不審者等）に遭遇した場合には、各校舎の緊急連絡用電話等でキャンパスセキュリティセンターの緊急電話（内線99 もしくは042-739-9900）に通報してください。通報の際は、状況を報告するとともに、キャンパスセキュリティセンター職員の指示に従って対応してください。

交通機関が不通になったとき

次のいずれかの場合、授業は休講となることがあります。休講となる場合は、掲示板・UNITAMA、ホームページ等で連絡します（全学的に休講となった場合は、特に欠席届を提出する必要はありません）。

- (1) 事故や台風等で、小田急線「玉川学園前」駅を含む区間が不通となった場合
- (2) 次のいずれかの交通機関がストライキを決行した場合
 - ① 小田急電鉄
 - ② 首都圏JR東日本
 - ③ 大手私鉄およびバス、地下鉄のほぼ全面にわたるストライキ
- (3) その他、学生の安全確保上、大学が休講することが望ましいと判断した場合

■授業開始の基準（参考）

《午前7時までに運転が再開されたとき》 授業は平常通り実施

《午前7時以降9時までの間に運転が再開されたとき》 当日の授業は3時限目より開始

1限	2限	3限	4限	5限	6限	7限	8限	9限	10限
◀ 休講 ▶	◀				▶ 授業 ▶				▶

《午前9時以降11時までの間に運転が再開されたとき》 当日の授業は5時限目より開始

1限	2限	3限	4限	5限	6限	7限	8限	9限	10限
◀	休講	▶	◀		▶ 授業 ▶				▶

《午前11時以降13時までの間に運転が再開されたとき》 当日の授業は7時限目より開始

1限	2限	3限	4限	5限	6限	7限	8限	9限	10限
◀		休講	▶	◀	▶	◀	▶ 授業 ▶		▶

《13時以降に運転が再開されたとき》 当日の授業はすべて休講

※授業が休講となる範囲外で通学区間の交通機関がストライキ・事故・台風等で不通となり、通学が困難となった場合は、上図の「休講」の時間帯が「公欠」になる場合があります。

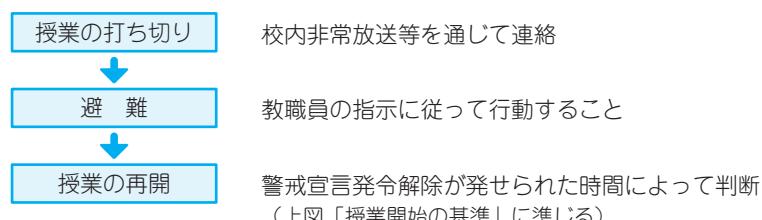
欠席の手続き
p. 42

玉川学園の防災対策
防災の基礎知識
『防災の手引き—いざといときのために—』



地震予知情報または警戒宣言が発せられたとき

授業時間帯に地震予知情報または警戒宣言が発令され、その情報が正確な情報であると確認できた場合は、次のとおり臨時措置をとります。



その他、臨時措置による休講

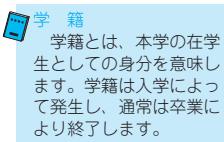
台風の接近などにより、安全確保を目的に臨時措置として授業を休講にする場合があります。
連絡は、校内放送・掲示・ホームページなどで行います。

III

事務手続き

学生証・通学証

学生証の取り扱い



15 入学年度
3 大学コード
1 学部コード
5 学科コード
001 個人ナンバー



学生証

*学生証の有効期限は卒業・修了予定日の月末になります。
有効期限が切れた場合は、授業運営窓口に来てください。

学籍番号
学籍番号とは、学生証に記載されている9桁の番号です。この番号は入学と同時に個々の学生に付与され、在学中のすべてのデータがこの番号で処理されます。
したがって、卒業後もこの学籍番号は変わりません。在学中の諸々の届出、また履修登録、定期試験などさまざまな場面でのこの番号が必要となりますので、正確に記憶し、記入の際には正しく明記してください。

英語教育 ←

■必要とする場合

- (1) 定期試験受験時
- (2) 提出物（レポート・卒業研究（論文）等）提出時
- (3) 履修登録
- (4) 授業の出席
- (5) 図書館の利用
- (6) 各種証明書の発行手続き
- (7) 諸々の届出 等

■学籍番号

学部・学科・コース名		コード区分	入学年度	大学コード	学部コード	学科コード	個人ナンバー
文 学 部	人 間 学 科	15	3	1	5	0001	
	英 語 教 育 学 科				8 - 6	0001	
農 学 部	生 物 資 源 学 科	15	3	2	1	0001	
	生 物 環 境 シ ス テ ム 学 科				3	0001	
工 学 部	生 命 化 学 科	15	3	3	2	0001	
	機 械 情 報 シ ス テ ム 学 科				5	0001	
経 営 学 部	ソ フ ト ウエア サイエンス 学 科	15	3	4	6	0001	
	マ ネ ジ メ ン ト サイエンス 学 科				3	0001	
教 育 学 部	エ ン ジ イ ナ リ ング デ ザ イ ン 学 科	15	3	5	7	0001	
	国 际 経 営 学 科				1	0001	
芸 術 学 部	教 育 学 科	15	3	5	1	0001	
	乳 幼 児 発 達 学 科				2	0001	
リ ベ ラ ル アーツ 学 部	パ フ オ リ ミ ン グ ・ アーツ 学 科	15	3	6	1	0001	
	メ デ ィ ア ・ デ ザ イ ン 学 科				4	0001	
観 光 学 部	芸 術 教 育 学 科	15	3	8	5	0001	
	リ ベ ラ ル アーツ 学 科				1	0001	
芸 術 専 攻 科	観 光 学 科	15	3	9	1	0001	
芸 術 専 攻 科	芸 術 専 攻	15	9	1	0	0001	

研究科・専攻・課程名		コード区分	入学年度	大学院コード	研究科コード	専攻コード	個人ナンバー
文 学 研 究 科	人 間 学 専 攻(修 士 課 程)	15	2	1	3	0001	
	英 語 専 攻(修 士 課 程)				2	0001	
農 学 研 究 科	資源生物学専攻(修士課程)	15	2	2	1	0001	
	資源生物学専攻(博士課程後期)				1 - 6	5 0001	
工 学 研 究 科	機 械 工 学 専 攻(修 士 課 程)	15	2	3	1	0001	
	電 子 情 報 工 学 専 攻(修 士 課 程)				2	0001	
マ ネ ジ メ ン ト 研 究 科	シ ス テ ム 科 学 専 攻(博 士 課 程 後 期)	15	2	4	7	5 0001	
	マ ネ ジ メ ン ト 専 攻(修 士 課 程)				1	0001	
教 育 学 研 究 科	教 育 学 専 攻(修 士 課 程)	15	2	5	5	0001	
	教 職 専 攻(専 門 職 学 位 課 程)				9	1	0001
脳 科 学 研 究 科	心 の 科 学 専 攻(修 士 課 程)	15	2	7	3 - 2	0001	
	脳 科 学 専 攻(博 士 課 程 後 期)				2 - 3	5 0001	

■紛失した場合

学生センター学生課<Tel: 042 (739) 8904>に報告

最寄りの交番に紛失届を届け出る

証明書発行カウンター<Tel: 042 (739) 8794>

- * 学生証は悪用される場合もありますので、慎重に取り扱ってください。
- * 紛失、破損した場合は、ただちに証明書発行カウンターで再発行の手続きをしてください。
(再発行手数料 1,500円)
- * 再発行には数日かかります。詳細は証明書発行カウンターに問い合わせてください。
- * 再交付後、紛失した学生証がみつかった場合は、旧学生証を至急証明書発行カウンターに返却してください。

仮学生証の交付



定期試験
『履修ガイド』 p. 16

レポート提出時、定期試験受験時等には学生証の提示が義務づけられています。このため、学生証がない場合は、レポートは受け付けられず、試験は受験できません。

ただし、以下の手続きをとることで、仮学生証の発行を受けることができます。

発行受付場所：証明書発行カウンター（大学教育棟 2014 内） 料金：500 円

■注意事項

- (1) 指定された期日に限り有効
- (2) 学内での使用に限り有効
(例えば、仮学生証で通学定期を購入することはできません)

- * 仮学生証は、即日発行ですが、手続きを必要としますので多少の時間がかかります。
- * 発行手続きに要した時間のためにレポートの提出期日に遅れたり、試験に遅刻した場合も、考慮はされません。
- * 仮学生証の発行は、あくまでも緊急措置であり、学生証は常に携帯することが原則です。

通学証

通学定期券が必要な学生には、入学時に「通学証」が交付されます。通学定期券購入の際に学籍情報変更の届出



は、学生証と一緒に提示しなければなりません。

乗車区間は、大学に登録している現住所の最寄駅と玉川学園前駅との最短区間です。（極端な迂回経路や最寄駅の不正申告があった場合は、法的に罰せられることがあります）。

現住所と通学区間、経由駅等を正確に記入して証明書発行カウンターに提出し、学長印を捺印してもらわなければなりません。

住所または通学区間に変更が生じた場合は、通学証と学生証を持参のうえ、証明書発行カウンターにてすみやかに変更手続きをしてください。

■交付と返納

科目の区分	交付時期	交付対象	退学・除籍の際
学生証	入学時	本学の学生全員	授業運営課窓口に返納
通学証		通学定期券が必要な学生のみ	

証明書の申請

証明書発行窓口と受付時間

大学が発行する主な証明書は自動発行機で即日発行できます。発行窓口の受付時間は下記のとおりです。

受付時間	証明書発行カウンター	窓口	平日（月～金曜日） 9:00～17:00
		証明書自動発行機	平日（月～金曜日） 8:30～17:30
	教師教育リサーチセンター	窓口	平日（月～金曜日） 9:00～17:00
		証明書自動発行機	平日（月～金曜日） 9:00～17:00
	キャリアセンター	窓口	平日（月～金曜日） 8:30～17:00
	健康院		平日（月～金曜日） 8:30～17:00

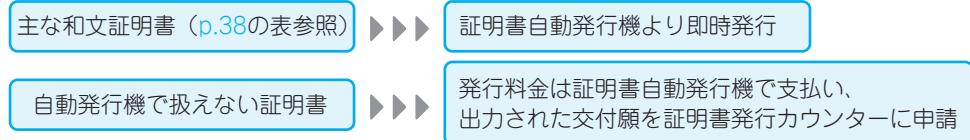
証明書の種類と料金・発行窓口等

大学で発行している証明書の種類と料金は下記のとおりです。詳細については、発行窓口に問い合わせてください。

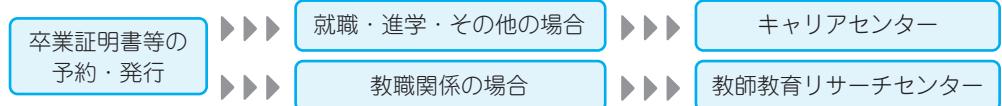
証明書の種類	料 金(円)		発行までに要する日数	主な使用目的	備考	発行窓口
	和文	英文				
在学証明書（学士・修士）	100	200	即日	5日	保険証・年金関係	証明書自動発行機 （設置場所） 証明書発行カウンター 教師教育リサーチセンター
卒業見込証明書（学士）	100	200	即日	5日	就職・進学・資格取得	
修了見込証明書（修士・博士）	100	200	即日	5日	就職・進学・資格取得	
成績証明書	200	400	即日	5日	就職・進学・資格取得	
教育職員免許状取得見込証明書	100	—	即日	—	教員採用試験	
学割証（学校学生徒旅客運賃割引証）	無料	—	即日	—	帰省・旅行等	
健康診断書	300	—	即日	—	就職	
ピアノ・オルガン使用料(10回分)	1000	—	即日	—		
ピアノ・オルガン使用料(20回分)	2000	—	即日	—		
楽器借用料（期間半年）	6000	—	即日	—		
楽器借用料（期間1年）	12000	—	即日	—		
推薦書（就職）	無料	—	7日	—	就職	キャリアセンター
卒業証明書	100	200	即日	5日	就職・進学・資格取得	証明書発行カウンター
修了証明書（修士・博士）	100	200	即日	5日	就職・進学・資格取得	
調査書	500	—			進学	
学生証再交付	1500	—	3日	—	紛失・破損・写真交換	
仮学生証	500	—	即日	—	論文提出・定期試験・レポート提出	
通学証再交付	無料	—	即日	—	定期券購入	
在籍証明書	100	200	3日	5日	就職・進学	
指定保育士養成施設卒業見込証明書	100	—	3日	—	就職・保育士登録	
成績単位修得・履修証明書	200	—	2日	—	他大学・他大学院編入	
人物証明書	200	—	7日	—	就職・教員採用試験・進学	
推薦書（進学等）	500	—	7日	—	進学等	
推薦書（所見・単位証明なし）	200	—	7日	—		
62単位以上修得見込証明書	200	—	3日	—	保育士試験	2年生のみ
62単位以上修得証明書	200	—	3日	—	保育士試験	3・4年生
卒業証明書（指定用紙）	100	—	3日	—	就職・進学・資格取得	卒業式以降発行
学力に関する証明書	200	—	7日	—	教育職員免許状取得	
指定保育士養成施設卒業証明書	100	—	3日	—	就職・保育士登録	卒業式以降発行

*発行までに要する日数は申込日を含めた日数です。（土・日・祝日・大学が定める休日を除く）

手続き方法



* 3月卒業式当日の証明書発行は、予約することができます。証明書自動発行機で予約引換券を出し、キャリアセンターまたは教師教育リサーチセンターで手続きをとる必要があります。卒業式当日は大変混雑が予想されますので、なるべく予約申し込みを行ってください。



* 証明書の申し込み、受け取りには学生証が必要です。
上記以外の証明書については証明書発行カウンター< Tel:042(739)8794 >に問い合わせてください。



証明書自動発行機は、証明書発行カウンター（大学教育棟2014 4階）と教師教育リサーチセンターに設置されています。

学割証の申請

学割証
正式名称は、「学校学生旅費割引証」。

学割証の申請は、証明書自動発行機で行います。

長期休暇前は発行機が大変混み合うことがありますので、日数に余裕をもって利用してください。なお、学割証は、距離・日数によって学割1枚で往復乗車券を購入することができます。片道の距離が100kmを超える場合のみ、乗車券が2割引となります。

詳細は、JRみどりの窓口で問い合わせてください。

申請目的	帰省および旅行等
申請場所	証明書発行カウンター（大学教育棟2014内）・教師教育リサーチセンター
申請枚数	1人年間10枚まで
有効期間	発行日から3ヶ月以内（ただし、年度を越えての使用は不可）

* 3月卒業・修了予定者については、学割の有効期限は3月31日までですが、発行は卒業式・学位記授与式当日までとなります。

学籍情報変更の届出



大学に届け出ている以下の事項に変更があった場合は、すみやかに証明書発行センターに申し出て変更の手続きをしてください（遅くとも、変更発生後1週間以内。休暇中の場合、登校後1週間以内）。この届出を怠ると、大学からの緊急の連絡や発送物の送付に支障をきたします。

■変更内容

学生	氏名	保証人	氏名
	住所（郵便番号の変更も含む）		住所（郵便番号の変更も含む）
	自宅電話番号		自宅電話番号
	携帯電話番号		緊急連絡先（勤務先名称・電話番号）

研修行事

一流の芸術や伝統文化に触れ、教養と感性を磨く「教養行事」、実際の現場見学やその実体験から専門領域の学修内容を充実させていく「学外研修」、社会に対する関心と自分の将来設計を促す「キャリア研修」など、学部、学科、学年の特性に合わせて計画、実施されます。計画については隨時、UNITAMA や校舎掲示板等を通じてお知らせします。学生は全員参加となります。

■主な研修行事

教養行事	演劇鑑賞、音楽鑑賞、歌舞伎鑑賞、能・狂言鑑賞、大相撲観戦、社会人マナー研修など
学外研修	新入生研修、工場見学、企業見学など
キャリア研修	キャリアセミナー、就職マナー講座など

預り金

研修行事に関する費用や入学時の一括教科書配本等の費用については、「預り金」として毎年学費とともに預かります。研修行事は全員参加とし、事前に団体扱いで申し込みを行いますので、都合で欠席しても費用がかかる場合があります。ただし、欠席の理由や申し出の時期によってはキャンセル料の負担だけで済む場合もありますので、その場合には必ず事前に学級担任に相談してください。

各年度が終わるごとに預り金精算報告書を保証人宛、保証人住所にお送りし、卒業時に4年間分をまとめて精算します。残高がある場合には返金します。

■預り金の精算について

年度末	年度ごとに預り金の使用状況を保証人宛に報告
転学部・転学科で異動した場合	そのまま卒業時まで継続
卒業時	入学から卒業時までの使用状況を保証人宛に報告、また使用状況により過不足を精算
退学	退学承認日以降に精算（1カ月程度かかります）

校舎・グラウンド・体育館などの利用

教室等の利用

各校舎が利用できる時間は、特別の許可がない限り、下表のとおりになっています。防犯上閉館後はセンサーがかかりますので、課外活動や自学自習で教室を使用するときは、閉館時間を厳守してください。

	開錠時間	施錠時間
平日	8:30	19:00
土・日・祝日	基本的に閉鎖	

なお、全学一斉休暇（8月下旬・年末年始）・入学試験期間中は校舎使用ができなくなります。



火災や地震など不測の事態が発生した場合の避難や救出といった防災上の見地から、課外活動など団体活動で校舎（教室）を使用する場合は、事前に学生センターに申請し許可を得てください。

グラウンド、体育館の利用

クラスや研究室の仲間でグラウンドや体育館を利用したいときは、学生センターまで申し出てください。教員も参加し（ケガなど不測の事故の場合の責任者です）、その時間帯に希望する施設が空いている場合には使用できますが、授業・課外活動が優先されます。

ロッカーの利用

体育・実習・実験など、着替えが必要な授業用に指定した学年には、ロッカーを貸与しています。設置場所、対象学年、貸与期間については、入学時に配付資料などで確認してください。対象学年以外はロッカーの利用ができません。なお、ロッカーの管理は自己責任となっています。原則としてロッカーは着替えを入れるものであり、財布やパソコンなど貴重品を入れないようにしてください。

欠席の手続き

手続きに必要な書類

 **学校感染症**
学校保健安全法施行規則第18条に規定された感染症のこと。

 **忌引き**
近親者が死去し、喪に服すること。

 ホームページからも
ダウンロード
できます

欠席届
忌引き届
登校許可書

授業を欠席した場合、欠席の理由によって手続きの方法が違います。下記の表を見て、対応してください。提出書類の記入にあたっては、事後すみやかに手続きするようしてください。

欠席理由	必要な書類	手続き場所	提出期限*	公欠
学校感染症	欠席届 診断書・治癒証明書・登校許可書のいずれか	授業運営課		○ ○
近親者の忌引き	忌引届・会葬礼状 保証人の自筆の署名と捺印が必要です	授業運営課	公欠期間最終日の翌日から7日以内(土・日大学が定める休日を含む)	○
通学区間の交通機関が不通になった場合(授業休講の範囲外で)	欠席届・遅延証明書	授業運営課		○
裁判員制度による裁判への参加	欠席届・裁判所が発行する証明書	授業運営課		○
研修行事など学校行事への参加	書類提出の必要はありません。			×
教育実習・保育実習 介護等体験	書類提出の必要はありません。			×
病気(学校感染症以外)・ ケガ・災害等(1週間以上)	欠席届・診断書	授業運営課	登校初日から7日以内(土・日大学が定める休日を含む)	×
病気(学校感染症以外)・ ケガ・災害等(1週間未満)				×
課外活動 (試合・公演・発表など)	書類提出の必要はありません。欠席した授業の担当教員に、報告してください。			×
就職活動	書類提出の必要はありません。ただし、工学部の学生は、「就職活動による欠席届」を授業運営課に提出してください(随時)。			×

提出期限カウント例

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
		←公欠期間→			提出期間→								締切

*提出期限最終日が土・日・大学が定める休日の場合は、その翌日までとなります。

*期限までに手続きできない事情がある場合には、期限内に申し出てください。

*必要な書類が要件を満たしていない場合には、保証人の自筆の署名と捺印等を求める場合があります。

 **公欠**
該当する授業の回数と欠席回数を公欠回数分減らす措置。欠席を出席の扱いにするものではありません。
(例) 授業回数15回・欠席2回(そのうち1回が公欠の場合)
↓
授業回数14回・欠席1回

公欠

授業の欠席が、その事由から公欠の扱いになる場合があります(教育学部乳幼児発達学科は対象外)。公欠は、大学から科目担当教員に連絡します。学生が個人的に科目担当者に願い出ても公欠の扱いにはなりません。

公欠の扱いになる主な事由は、上記表「公欠」欄に○がついていること等です。

1 学校感染症

学校感染症と診断された場合は、医師の通学許可が出るまで登校することができません。医師の診断書・治癒証明書・登校許可書(病名および出席停止期間を記載してもらうこと)に基

づき、発病から通学許可が出るまでの期間を公欠の扱いとしますので、所定の手続きをしてください。公欠の対象となる感染症については掲示で確認してください。

2 近親者の忌引き

□百
試験規程
『履修ガイド』p.219～220

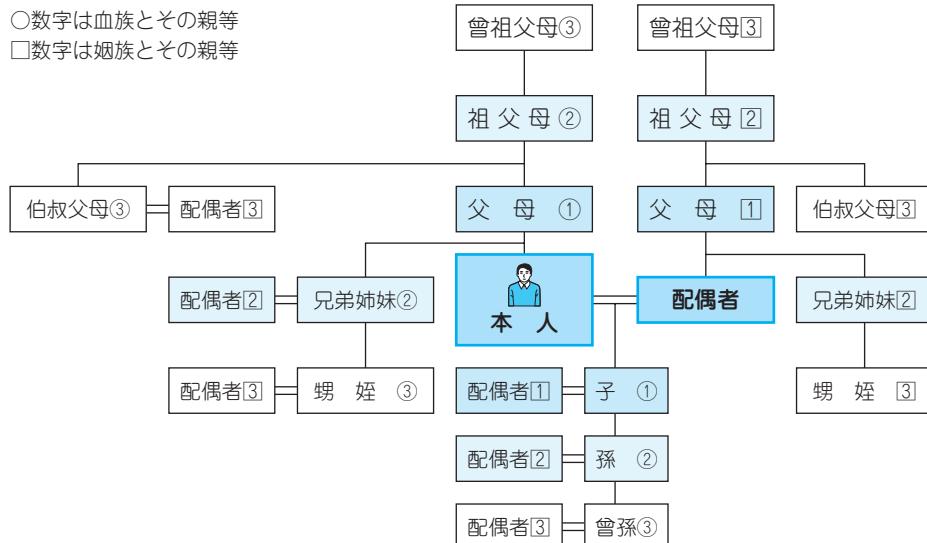
近親者が死去し喪に服する場合は、会葬礼状など証明する書類を添えて、所定の手続きをしてください。

ただし、追試験受験を希望する者は、「試験規程」第7条に基づき、当該科目の試験実施日（レポート提出締切日）を含めて4日以内に手続きしなければなりません。

なお忌引きとして取り扱う日数は次のとおりとし、その期間は公欠の扱いになります。ただし、法事による欠席は忌引きの扱いにはなりません。

1親等（父母など）	連続7日間（休・祝日を含む）
2親等（祖父母・兄弟姉妹など）	連続3日間（休・祝日を含む）
3親等（伯叔父母・曾祖父母など）	1日間（休・祝日を含む）

○数字は血族とその親等
□数字は姻族とその親等



3 授業が休講となる範囲外で、通学区間の交通機関がストライキ、事故、台風等で不通となり、通学が困難となった場合

公欠の取り扱いについては、大学が判断します。

欠席日から1週間以内に授業運営課に遅延証明書を添えて「欠席届」を提出してください。

通学区間とは、大学に登録してある現住所の最寄り駅から玉川学園前駅の最短区間です。それ以外の区間での公欠は認められません。

休 学

病気その他の理由により、2カ月以上授業に出席できない学生は、休学を願い出ることができます。

また、病気等により修学が適当でないと認められたときは、教授会（大学院は研究科会）の議を経て休学を命じられる場合もあります。

休学の期間

修業年限
学士課程 — 4年
修士課程・専門職学位課程 — 2年
博士課程 — 3年

在学年数
学士課程 — 8年
修士課程・専門職学位課程 — 4年
博士課程 — 6年

1学期間（「休学願」を授業運営課に提出した日～学期の末日）、または1年間

- * 2年間（4学期間）を超えて引き続き休学することはできません。
- * 大学は通算して4年間（8学期間）大学院は通算して2年間を超えることはできません。
- * 期間が年度をまたがる場合は、改めて休学願を提出して許可を得なければなりません。
- * 休学期間は、修業年限ならびに在学年数には算入されません。
- * 休学期間中は、原則として、大学・大学院の活動（授業・課外活動・学校行事等）に参加することはできません。

休学期間中でも学則に抵触する行為があった場合には、教授会（大学院は研究科会）の議を経て退学を命じられることもあります。

休学中の在籍料

休学期間中は、在籍料として当該年度の学費（授業料・教育研究諸料・施設設備金）の2分の1相当額を徴収します（休学開始の翌月から適用されます）。

■ 「休学願」の提出方法

受け取り場所	提出先	添付書類（※1）	提出期限（※2）
授業運営課	授業運営課	(1) 「診断書」	1年間… 6月15日
		(2) 「渡航計画書」	春学期… 6月15日
		(3) 「研修先の受入れ許可証」 など	秋学期… 12月15日

（※1）(1) → 病気による休学の場合
(2)・(3) → 海外渡航による休学の場合

（※2）提出期限最終日が土・日・大学が定める休日にあたる場合は、その翌日までとなります。
提出期限以降の「休学願」は、原則として受け付けません。

《休学手続きの流れ》

学級担任（大学院は指導担当教員）に相談し指導を受ける

授業運営課で「休学願」を受け取る

必要事項を明記
証明書類を添付

休学期間満了に
伴う手続きへ
復学
休学延長
退学 等

手続きを怠ると……

担任に確認の印をもらう

授業運営課へ
提出

教授会（大学院は
研究科会）にて審議

「休学許可通知」を
保証人住所宛に郵送

休学期間満了と同時に教授会
(大学院は研究科会)の議を経て

※「休学許可通知」に同封されています
※休学期間中は2カ月ごとに提出

「休学期間中の状況報告書」*
に必要事項を明記

授業運営課
へ郵送

除籍

《書き方見本》

書類の作成日を記入

印鑑は別々の物を使用すること。なお、簡易印鑑（シヤチハタ等）は使用不可。

担任に確認の印をもらうこと。

復 学

復学の時期

休学期間終了日の翌日（各学期の始めから）

*復学した学期によっては、履修できない科目があります。

*復学後の履修や卒業時期等については、担任もしくは教務担当教員（大学院は指導担当教員）の指導があります。

ホームページからも
ダウンロード
できます
復学願

■復学した場合の学年

休学した期間	復学	学年
(1) 春学期のみ	当該学年の秋学期	翌年度は上級学年次生とする
(2) 秋学期のみ	上級学年の春学期	上級学年次生とする
(3) 春～秋学期	休学学年の春学期	休学時の学年に留める
(4) 秋～春学期	休学学年の秋学期	休学時の学年に留める

《復学手続きの流れ》

「復学願」に必要事項を明記
必要書類の添付

休学期間満了の1ヶ月前までに
授業運営課に郵送

教授会（大学院は
研究科会）にて審議

「復学許可通知」を保証人住所宛に郵送

退 学

内容により、「依願による退学」と「懲戒による退学」とに区別されます。退学をすると、学籍を喪失し、本学の学生ではなくなります。

退学の期日

原則として、「退学願」を提出した月の月末。ただし、各学期の学費納入期日までに「退学願」を提出した場合、退学期日は前学期末日となります。

*学期末日とは、春学期末日は9月30日、秋学期末日は3月31日です。

■「退学願」の提出方法

	受け取り場所	提出先	返却物	提出期限
退 学	依願退学	授業運営課	授業運営課	学生証 通学証
	懲 戒			学則第37条、大学院学則第34・35条参照

*それぞれの学期の授業料等納付金の納入期限までに、授業料等納付金が納付されていない場合は、「退学願」を受理することができません。納入の最終期日までに納入されない場合は、大学学則および大学院学則に照らし、「除籍」となります。

玉川大学学則
p. 144 ~ 153

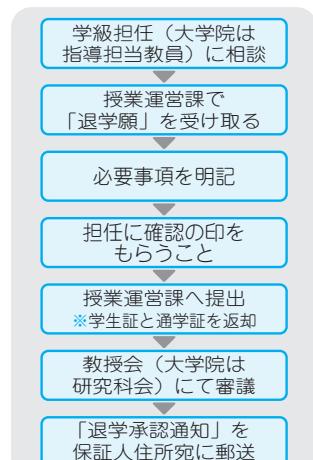
玉川大学大学院学則
(『大学院要覧』 p. 164 ~ 169
参照)

学費の取り扱い

退学期日の月まで月割で学費等を徴収し、残額は承認後に返金します。

■書き方見本

■退学手続きの流れ



除 稽

除 稽
学生の身分を失うこと。

次に該当する場合は、除籍の対象となります（学則31条、大学院学則31条）。

- (1) 在学年数が所定の年数を超える場合
- (2) 授業料等の納付金を滞納し、督促してもこれに応じない場合
- (3) 休学期間の満了日に達しても、なお就学できない場合
- (4) 休学期間満了となっても所定の手続きをとらない場合
- (5) 死亡または行方不明になった場合

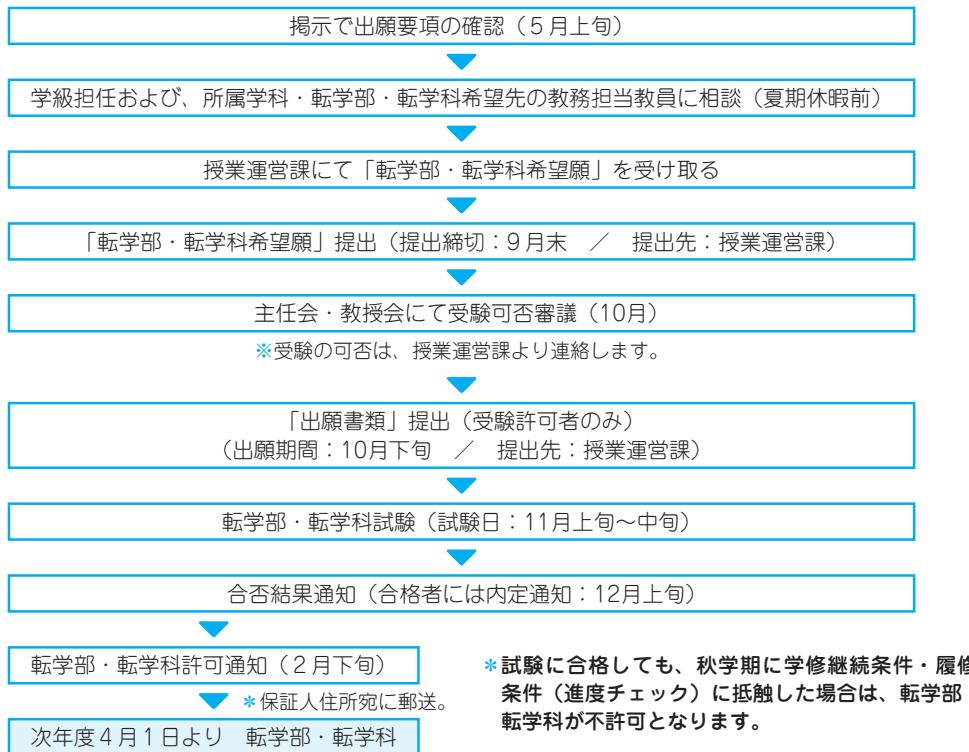
転学部・転学科

(大学院は「転研究科・転専攻」)

希望先の学部・学科に欠員があり、その後の学修に支障がないことも含めて選考します。

	転学部・転学科
	転学部：在学中に本学の他の学部に移って学修を続けること
	転学科：学部は変わらないが、他の学科に移つて学修を続けること

手続きの流れ



転学部・転学科の時期	年度の初め
在籍するセメスター	転学部・転学科先の次セメスターに在籍 *ただし、履修状況によっては下位セメスターに在籍する場合もあります。
転学部・転学科後の学籍番号	転学部・転学科前と同じ

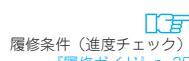
出願資格

- (1) 第2セメスター（1年次）あるいは第4セメスター（2年次）、第6セメスター（3年次）に在籍している者
 (2) 学修継続条件・履修条件（進度チェック）に抵触したことのない者
 (3) 出願の理由が正当と認められる者

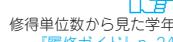
*学部によって他に出願条件がある場合があります。事前に掲示で確認してください。



学修継続条件
『履修ガイド』 p. 24



履修条件（進度チェック）
『履修ガイド』 p. 25



修得単位数から見た学年
『履修ガイド』 p. 24

転学部・転学科に伴う単位の認定と履修

単位認定方法や認定される単位数と科目は、学部・学科や、その学生の単位修得状況により、一律ではありません。

履修計画に関しては、転学部・転学科先の教務担当教員に相談し、指導を受けるようにしてください。認定単位数および科目は転学部・転学科する学生の単位修得状況等により受け入れ学部の会議で審議のうえ認定・決定します。

なお、転学部・転学科した場合には、卒業要件単位として「B」評価以上の科目のみ加算されます。

受け入れ学年は、卒業要件単位数に基づき「修得単位数から見た学年」の規定に従って決定します。

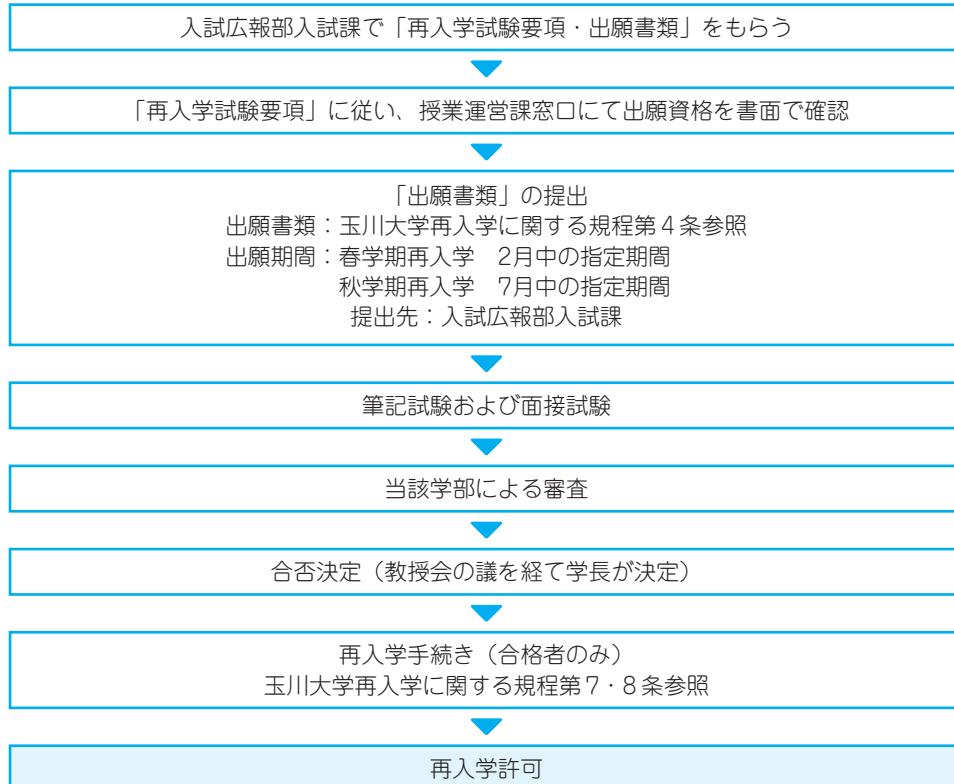
再入学

退学／除籍
p. 46

本学を中途で退学（依願退学）した者、あるいは除籍（授業料未納による除籍者）となった者が、再入学を希望する場合、欠員がある場合に限り選考のうえ、許可することがあります。

手続きの流れ

玉川大学再入学に関する規程
p. 154 ~ 155



出願資格

玉川大学学則
p. 144 ~ 153

■ 再入学の資格を有する者

再入学日が退学日または除籍日より5年以下の者で、以下のいずれかに該当する者（再入学に関する規程第2条第1項）。

ただし、大学院生の場合は退学後2年以内の者（大学院学則第32条第2項）。

(1) 依願退学者

(2) 授業料等未納による除籍者

*ただし、未納分の学費を完納することが条件（再入学に関する規程第9条）

■ 再入学の資格を有しない者（再入学に関する規程第2条第2項）

(1) 在学中に2回以上学習継続条件の警告を受けた者

(2) 懲戒による退学処分者

(3) 最長在学年数の規程により、退学した者

(4) 再入学した後、退学または除籍された者

学修継続条件
『履修ガイド』 p. 24

修業年限

再入学生の修業年限は、退学または除籍以前の在籍年数と通算して4年とし、在学年数も退学または除籍以前のそれと通算して8年を超えることはできません。

再入学試験の出願時期

		春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
	出願・入試		2月	7月	2月	
	退学期日	再入学	4~9月	9~3月	4~9月	9~3月
春	4/1~8/31付退学 (春満了せず)	在籍→中途退学	出願・入試	再入学		
	9/30付退学 (春満了)	春満了		出願・入試	再入学	
秋	10/1~2/28付退学 (秋満了せず)	春満了	在籍→中途退学	出願・入試	再入学	
	3/31付退学 (秋満了)	春満了	秋満了		出願・入試	再入学

- 春学期の途中（成績認定なし）に退学した場合には、最短で次年度の春学期に再入学可能とする。
- 春学期末（セメスター末）に退学した場合には、最短で次年度の秋学期に再入学可能とする。
- 秋学期の途中（成績認定なし）に退学した場合には、最短で次年度の秋学期に再入学可能とする。
- 秋学期末（セメスター末）に退学した場合には、最短で次々年度の春学期に再入学可能とする。

科目等履修生・聴講生

「科目等履修生」とは、本学の学生以外（本学の大学院生・専攻科生を除く）で本学の各学部、大学院、芸術専攻科で開講されている授業科目の一部を履修して、正規の単位を修得できる制度です。主に、教育職員免許状や資格を取得をするにあたって、不足している単位の修得を目的とする場合に利用されています。

なお、成績評価、単位認定の必要がない場合は、「聴講生」に出願してください。

出願資格

■学 部

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格認定に合格した者を含む）

■大学院・芸術専攻科

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 大学に3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - (5) 本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- *ただし、外国人の出願資格について上記出願資格のほか、以下の2項目を満たす者
- ・出願時ならびに在学する全期間において、有効な在留資格を有する者
 - ・財団法人日本国際教育支援協会が実施している外国人日本語能力試験の一級合格者

教職課程科目の履修については、本学の卒業生で教育職員免許状取得を目的とし、教員採用試験（私学を含む）を受験する意志のある方を対象としています。学部ごとに受講条件が設けられていますので、お問い合わせください。

なお、教育実習のみ、介護等体験のみの受講はできません。また、資格取得を目的とした科目等履修生についても本学の卒業生を対象としています（ただし、教育学研究科ⅠB教員資格科目を除く）。出願書類を提出する前に学力に関する証明書で不足科目を各自確認してください。

履修上限単位数

■学部・芸術専攻科 年間30単位（半期16単位）

■大学院 年間12単位（半期6単位）

ただし、本学の大学院に在籍する学生が学部の科目を履修する場合、研究科によって履修単位数の制限を設定している場合があります。事前に研究科長・指導教員に相談してください。

注意事項

- (1) 本学学生の履修人数により受講できない場合があります。
- (2) 実験・実習・実技科目、学年別・クラス単位・ゼミ単位の科目、「玉川教育・FYE科目群」の科目は履修できません。
- (3) 都合により、受講許可後に時間割が変更となる場合があります。
- (4) 選考の結果、受講が許可された科目の変更・追加は原則としてできません。ただし受講許可を得た科目が閉講となった場合、あるいは時間割が変更になった場合はこの限りではありません。
- (5) 原則として、科目を履修せずに在籍のみすることはできません。期間内に履修登録をしない場合は、在籍を取り消す場合があります。
- (6) 一度受理した書類、選考料、在籍料および履修料は、理由の如何を問わず原則として返還いたしません。
- (7) その他の事項に関しては、本学諸規程を準用します。
- (8) 在籍期間は春学期（4月1日～9月中旬）、秋学期（9月中旬～3月31日）の6ヶ月、または通年（4月1日～3月31日）の1年間です。ただし、継続を希望する場合は志願書の提出により1年間に限り延長を許可することができます（3年以上の在籍を希望する場合には2年ごとに出願書類一式と選考料が必要になります）。

研究生

出願資格

■学部

大学を卒業した者または卒業見込の者で、特定の課題について指導教員のもと研究を進めようとする者。

■大学院

大学院を修了した者または修了見込の者で、特定の課題について指導教員のもと研究を進めようとする者。

注意事項

- (1) 各学部の教授会（大学院の場合は研究科会）で審議のうえ、在籍が認められます。希望の研究科・学部・学科の定員に余裕がない場合、研究目的が不適当と思われる場合、指導教員の承諾が得られない場合には、在籍が認められません。
- (2) 授業科目を履修（授業参加）することはできません。科目の単位修得を希望する場合は、別途「科目等履修生」の手続きが必要となります。
- (3) 一度受理した書類、選考料、在籍料および履修料は、理由の如何を問わず原則として返還いたしません。
- (4) 所定の期日までに在籍料の納入が確認されない場合には、在籍許可証を発行しません。なお、許可証が発行されない場合には、指導が受けられませんのでご注意ください。
- (5) 在籍期間は春学期（4月1日～9月中旬）、秋学期（9月中旬～3月31日）の6ヶ月、または通年（4月1日～3月31日）の1年間です。ただし、継続を希望する場合は志願書の提出により1年間に限り延長を許可することができます。
- (6) その他の事項に関しては、本学諸規程を準用します。

大学院進学ガイダンス

毎年、各研究科ごとに「大学院入試進学ガイダンス」を実施しています。本学の大学院に進学を考えている人は参加してください。本学の当該年度卒業・修了予定者を対象としていますが、それ以外の在学生・既卒者・他大学卒業生の参加も歓迎しています。

日程の詳細は、各学部の掲示板およびホームページで確認してください。

スチューデント・アシスタント (SA)

玉川大学では、学生が教育補助業務にあたることにより、学生相互の成長および大学教育の充実を図ることを目的として、スチューデント・アシスタント（以下、「SA」という。）制度を設置しています。

資格

SAとなることができる者は、原則として、本大学3年生以上の学年に在学している学生です。ただし、申請書提出の時点で累積GPAが所属学科で上位3分の1以内、もしくは担当科目を履修済みで成績評価が「A」評価以上でなくてはなりません。

職務内容

SAとして担当する業務は下記のものがあります。

- ・教室での資料配付および回収補助
- ・授業時配付資料の印刷
- ・機器（プロジェクターやAV機器など）の設置および利用補助
- ・出欠調査の補助
- ・上記のほか、特に認められた教育補助業務

* 担当する授業の科目担当教員の指示を受けて業務にあたってください。

任用期間

- ・1年以内。

その他

- ・業務にあたるのは週4時間以内です。
- ・給与は業務にあたった時間数に応じて支給されます。
- ・募集については授業開講前年度1月下旬以降にUNITAMAに掲示します。
- ・詳細は別途案内をします。

IV

生活支援

奨学金

経済援助、学業奨励のため、さまざまな奨学金制度があります。

奨学金制度

学生生活を送るには、経済的負担を伴います。アルバイトで必要経費の一部をまかなうこともあるでしょうが、過度のアルバイトは、学業や健康に支障をきたすこともあります。そこで、必要な経費の一部を確保するために、学業優先の視点からの経済援助である「奨学金制度」があります。

奨学金制度には、本学の学生のみを対象とした「学内奨学金」と、日本学生支援機構に代表されるさまざまな団体が設立する「学外奨学金」に大別されます。

奨学金を受けるには、学業、人物ともに優れ、経済的に修学が困難であると認められることが条件となります。家計を支えている人の失職、死亡や不慮の事故（災害など）により家計が急変し、学業の継続が困難になったときに申請できる、応急採用、緊急採用の奨学金制度もあります。

また、奨学金には、給付（返還義務のないもの）と貸与（返還義務のあるもの）に大別されます。

申請方法

奨学金を申請するためには原則として各奨学金の申請説明会に出席しなくてはなりません。

また、奨学金の種類によっては説明会ではなく学生センター窓口で申請の説明と申請書の配布を行う奨学金もあります。いずれの場合も日程については1ヵ月前までに各学部掲示板、UNITAMA等でお知らせします。見落としのないよう気をつけてください。

なお、新入生の日本学生支援機構奨学金申請説明会は入学式後のガイダンス期間中に行います。日程については入学式当日に配布されるガイダンス日程をご確認ください。



主たる家計支持者の死亡・長期入院・失業、また地震や台風などで被災し家庭事情が急変し、奨学金を必要とする場合に対応できる奨学金制度もあります。随時相談に応じています。

相談窓口

奨学金に関する相談、手続の窓口は学生センターになります。

実績報告書の提出

奨学生は、奨学金使途および受給による成果について実績報告書を作成し、提出しなければなりません。詳細については、学生センターより指示します。



奨学金の募集は4～7月にピークを迎えます。時期を失しないように早めに相談をしてください。



学生センターオフィシャルサイト
<http://student.tamagawa.ac.jp/>

学内奨学金

1 定期採用

奨学金名	募集時期	対象学生	金額	おもな条件	定数 (前年度実績)	期間
ファーストイイヤー奨学金	6月	大学1年次生	年額30万円 (給付)	春学期の学業成績が優れ、教育上経済的な援助が必要である者	20名 (14名)	採用年度
玉川奨学金	4月	大学2年次生以上	年額30万円 (給付)	学業的・人物的に優れ、教育上経済的な援助が必要である者 ※編入学初年度の学生は申請不可	50名強 (55名)	採用年度
SAE海外留学奨学金	7月 (12月) *	大学全学生	年額50・ 100・150万円 (給付) *留学先授業料による	SAE海外留学プログラムに参加する学生で、学業的・人物的に優れ、留学の意思と留学を通しての勉学の目的が強固・明確である者	15名 (13名)	採用・留学年度
TeS奨学金	4月	卒業年次生	卒業年次授業料	家計急変により、学費負担が困難で学業的・人物的に優れている者	— (3名)	採用年度
大学院奨学金	4～5月	大学院生	修士1年生 年額20万円 修士2年生 年額25万円 博士年額 50万円上限 (給付)	学業的・人物的に優れている者（教育委員会から学費を支給されている教職大学院生を除く）	修士1年 25名 (17名) 修士2年 12名 (14名) 博士 10名 (10名)	採用年度

★採用状況により、12月にも募集。

2 応急採用

奨学金名	募集時期	対象学生	金額	おもな条件	定数 (前年度実績)	期間
玉川応急奨学金	随時 (12月末日まで)	大学全学生	年額30万円 (給付)	家計の急変により教育上経済的な援助が必要で、学業的・人物的に優れ、就学継続の意志が強固である者	特に定めず (3名)	採用年度
小原応急奨学金	随時 (12月末日まで)	大学卒業年次生	年額60万 (給付)	家計の急変により教育上経済的な援助が必要で、学業的・人物的に優れ、就学継続の意志が強固である者	4名 (0名)	採用年度
学修支援奨学金	4月 (10月) *	大学卒業年次生	年額30万円 (給付)	家計急変により学費負担が困難で、学業的・人物的に優れている者	— (2名)	採用年度

★採用状況により、10月にも募集。



家計急変の事由は申請時からおおむね1年以内の事由によるものとなります。

3 玉川応急奨学金申請から終了まで

基本的には、玉川奨学金と同じ流れになります。ただし、応急奨学金の説明会は特に行っていませんので、家計急変等で奨学金の受給を希望する場合は、早急に学生センターまで相談に来てください。申請希望は12月末日まで隨時受け付けていますが、申請から受給まで通常2ヶ月ほどかかります。

4 給付取り消し

休学や退学をしたり、または奨学生として不適当と認められたときは、奨学金の給付を停止したり、取り消すことがあります。その場合、奨学金の一部または全額を大学に返還しなければなりません。

日本学生支援機構奨学金

1 定期採用

学外奨学金の代表的なものに、日本学生支援機構の奨学金があります。

この奨学金は、学校教育法による高等学校・短期大学・大学・大学院・高等専門学校・専修学校に在学する学生および生徒を対象とし、校長の推薦を受けた申込者について選考のうえ採否を決定します。

選考は人物・健康・学力・家計について基準に照らして行い、予算の範囲内で採用する仕組みです。

2 緊急応急採用

定期採用とは別に緊急応急採用があります。家計急変（家計支持者の急死、事故、病気、失職や災害被害など）が生じ、緊急に奨学金の貸与を必要とする場合、審査のうえ受給される奨学金です。

この奨学金を希望する場合も学生センターに相談してください。

3 概要

奨学金名	募集時期	対象学生	金額	おもな条件	定数 (前年度実績)	期間	
第1種 (無利子)	4月	大学生	自宅／自宅外 月額5.4万円／ 6.4万円 (貸与) *上記以外に月額 3万円を選択可	(成績) 1年次生 高校2～3年の成績の平均が3.5以上 2年次生以上 大学の成績（累積GPA）が所属学科・学年の上位1/3以内 (収入) 主たる家計支持者およびその他の家計支持者の年収が日本学生支援機構の定める収入規準以下であること	— (87名)	正規修業期間	
		大学院生	修士 月額 5・8.8万円 (貸与) 博士 月額 8・12.2万円 (貸与)	(成績) 大学もしくは大学院における成績が特に優秀(修士・博士共) (収入) 本人の年収が日本学生支援機構の定める収入規準以下であること	— (16名)		
第2種 (有利子)		大学生	月額3・5・8・ 10・12万円 (貸与) *上記の月額から 選択可	(成績) 1年次生 高校2～3年の成績が平均水準以上 2年次生以上 大学の成績（累積GPA）が平均水準以上 (収入) 主たる家計支持者およびその他の家計支持者の年収が日本学生支援機構の定める収入規準以下であること	— (171名)		
		大学院生	月額5・8・ 10・13・ 15万円 (貸与) *上記の月額から 選択可	(成績) 大学等における成績が優秀修士・博士共) (収入) 本人の年収が日本学生支援機構の定める収入規準以下であること	— (3名)		

* 日本学生支援機構の奨学金にも家計急変により随時申請を受け付けている緊急・応急奨学金があります。



日本学生支援機構ホームページ
<http://www.jasso.go.jp/>

地方公共団体奨学金

都道府県や市区町村などの地方自治体が行っている奨学金制度があります。大学に募集要項が届いた場合には各学部掲示板等で通知しますが、それ以外のものについては、各地域の教育委員会などに直接問い合わせてください。募集時期は大半が4～5月になります。

民間団体奨学金

企業などが設立する財団や協会が行っている奨学金制度があります。通知方法については地方公共団体奨学金と同様です。代表的なものに、交通遺児育英会奨学金、あしなが育英会奨学金などがあります。



学外奨学金の募集告知は、日本学生支援機構をはじめ、地方公共団体や民間団体などから送られてきます。大学に募集要項が届いた場合には、各学部掲示板等で通知します。

保険

教育研究活動中のケガについては、全学生が保険に加入しています。

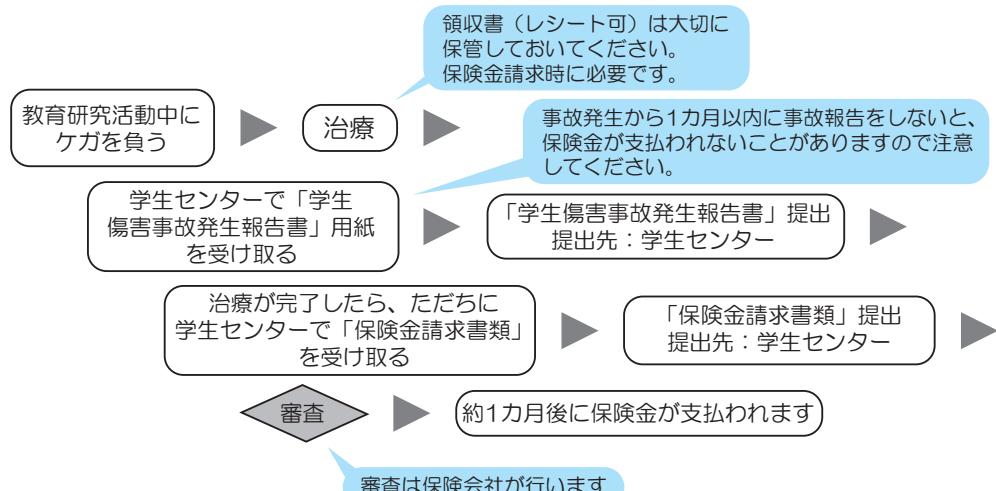
学生教育研究災害傷害保険

この保険は、教育研究活動中のケガに対し、財団法人日本国際教育支援協会が窓口となった補償制度で、本学では、全学生を対象に大学が一括加入しています。授業中はいうまでもありませんが、課外活動中・学校行事中などが対象となります。ただし、保険金が支払われる傷害や事故は約款で詳しく定められており、傷の程度や行為によっては対象外となる場合もあります。詳しくは入学時に配布した「学生教育研究災害傷害保険のしおり」を参照してください。



学生教育研究災害保険には、全学生を対象に大学が一括して加入しています。保険料は大学が負担していますので、皆さんが特に加入手続きをする必要はありません。

1 傷害事故発生から保険金支給まで



2 概要

対象者	全学生		
期間	入学してから卒業するまで		
掛け金	全額大学負担		
対象活動形態	正課／学校行事	課外活動／学校施設内	通学中・学校施設等 相互間の移動中
死亡保険金	2,000万円	1,000万円	
後遺障害保険金	90万円～3,000万円	45万円～1,500万円	
通院保険金	通院1日以上の回数に応じた金額	通院14日以上の回数に応じた金額	通院4日以上の回数に応じた金額
入院保険金	入院1日につき 4,000円		

3 保険期間

入学時より、所定の卒業年次の3月31日（9月入学の場合は9月30日）の午後12時までを保険期間としています。この期間以外は保険の対象とはなりません。

なお、卒業が延期になった学生については、大学が一括で継続加入の手続きをします。

学生傷害医療見舞金

前記の傷害保険を補足するもので、傷害医療等の見舞金を設けています。取り扱い窓口は学生センターで、傷害保険の手続きと同時にいます。

学研災付帯賠償責任保険

日本国内外において、皆さんが、正課、学校行事およびその往復途中で、他人にケガをさせたり、他人の財産を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償する保険です。財団法人日本国際教育支援協会が窓口となっています。前述した学生教育研究災害傷害保険の適用になる場合でおかつ国内外の活動において保険の対象となります。補償の対象となる場合、ならない場合は約款で詳しく定められています。「学研災付帯賠償責任保険のしおり」を参照してください。



この保険は任意加入になります。詳細を知りたい人は、学生センターに問い合わせてください。ただし、インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習に行く皆さんには、大学で一括加入しています。

国民年金保険「学生納付特例制度」

国民年金は、高齢や不慮の事故などによって皆さんの生活が損なわれることのないよう、前もって保険料を出し合い、経済的にお互いを支え合う制度です。日本に住んでいる20歳から60歳までのすべての人が加入することになっており、皆さんも、20歳になったら必ず国民年金に加入し、保険料を納めることができます。

国民年金には、老後の生活を保障する老齢年金だけではなく、スポーツのケガや交通事故で障害が残った場合には、障害年金が支給されます。これらの年金の支給を受けるためには、国民年金に加入して保険料を納めていることが必要です。

しかし、皆さんはほとんどの場合、所得がありませんので、学生の間は国民年金の保険料を納めることを猶予し、社会人になってから保険料を納める制度「学生納付特例制度」があります。この制度を受けようとする場合は、毎年度、市区町村の国民年金窓口に届出をし、承認を受けなければなりません。届出をし、承認を受ければ、学生納付特例期間中であっても、障害や死亡といった不慮の事態があった場合に障害年金が支給されます。申請手続きは、皆さんの住民票のある市区町村の国民年金窓口になります。



日本年金機構

<http://www.nenkin.go.jp/>



財団法人 日本国際教育支援協会ホームページ

<http://www.jees.or.jp/>

玉川学園前駅周辺施設

医療・金融機関等



■病院・医院

□内科・皮膚科

①玉川クリニック

(消化器内科・内科)

Tel : 042 (725) 8207

休：日・祝（木土 午後）

②学園ハートクリニック

(内科・循環器科・皮膚科・アレルギー科)

Tel : 042 (725) 8468

休：木・日・祝（土 午後）

③小泉医院

(内科・循環器科・小児科・皮膚科)

Tel : 042 (725) 8411

休：日・祝（火木土 午後）

④岡田医院（内科）

Tel : 042 (727) 6667

休：水・木・日・祝（金土 午後）

□耳鼻科

⑤はぎの耳鼻咽喉科

Tel : 042 (728) 8737

休：木・日・祝・第1、3、5土

※土曜日は病院に確認してください。

⑥五島耳鼻科

Tel : 042 (725) 8712

休：火・木・土・日・祝

※火曜日は病院に確認してください。

□歯科

⑦ 亀山歯科クリニック
Tel : 042 (721) 8811
休 : 木・日・祝

⑧ 玉川学園歯科クリニック
Tel : 042 (720) 7500
休 : 木・日・祝
※土曜は17時まで。

⑨ 草野歯科医院
Tel : 042 (724) 7777
休 : 水・日・祝・第1、3木

⑩ かなデンタルクリニック
Tel : 042 (724) 0007
休 : 木・日・祝
※土曜は17時まで。

⑪ 川嶋歯科クリニック
Tel : 042 (725) 1772
休 : 木・日・祝
※土曜は17時まで。

⑫ 古賀歯科医院
Tel : 042 (725) 6676
休 : 木・日・祝(土 午後)

⑬ 学園クリニック(歯科)
Tel : 042 (710) 4808
休 : 祝(日 午後)

⑭ 宮下歯科医院
Tel : 042 (725) 8205
休 : 日・祝

⑮ あらい歯科クリニック
Tel : 042 (739) 4682
休 : 火・祝

□整形外科・接骨院

⑯ 野口整形外科
Tel : 042 (723) 2203
休 : 日・祝(土 午後)

⑰ 岩崎整形・形成外科クリニック

(整形外科・外科)
Tel : 042 (726) 1505
休 : 木・日・祝

⑱ ただ接骨院
Tel : 042 (728) 1191
休 : 日・祝(土 午後)

⑲ たまがわ接骨院
Tel : 042 (723) 5017
休 : 日・祝(土 午後)

⑳ 玉川学園鍼灸整骨院
Tel : 042 (727) 5447
休 : なし
(年末年始・GW・盆を除く)

□眼科

㉑ 青山眼科クリニック
Tel : 042 (724) 0345
休 : 日・祝(火木土 午後)

■薬局

㉒ ツルハドラッグ

■金融機関

㉓ 東京都民銀行
㉔ 城南信用金庫
㉕ みずほ銀行
㉖ みずほ銀行(ATM)
㉗ 三井住友銀行(ATM)
㉘ 三菱東京 UFJ銀行(ATM)
㉙ ゆうちょ銀行・横浜銀行(ATM)

■その他

㉚ 玉川学園文化センター
Tel : 042 (732) 9372
*町田市役所の出張窓口として
住民票と印鑑証明を発行しています。

学生表彰制度

勉学奨励と意欲の向上を目的に、皆さんを賞する制度があります。

本学では、皆さんの勉学奨励と意欲の向上を目的に、優秀な学生・努力した学生・立派な行いのあった学生を賞する学生表彰制度を制定しています。賞には次のようなものがあります。

学長賞

その年に卒業する学生を対象として、在学全期間を通して、成績・人物を総合的に判定して、所属する学科で最優秀学生と認められた学生に贈られます。

授与式は卒業式に行われます。

優秀学生賞

1・2・3年次生を対象として、各学年、学科ごとに、その年度の成績優秀者の中から人物的にも優れた学生と認められた人に贈られます。

授与式は翌年度上旬に学部ごとに行われます。

学長特別賞

全学生を対象に、スポーツ・文化・社会生活の面で、大きな活躍があった人または団体に贈られます。

玉川学園学友会賞

低学年から大学院までの児童、生徒、学生の中から、芸術、文化、スポーツおよび社会的に大きな活躍があった人または団体に贈られます。



優秀学生賞受賞者に贈られるオーナメント（氏名が刻印されています）
＊記念品は年度によって異なります。

学長賞受賞者に贈られるオーナメント（氏名が刻印されています）
＊記念品は年度によって異なります。

拾得物・遺失物・盗難

学内で物をなくした、あるいは拾った人は、学生センターか最寄の事務室に届出ください。

拾得物

学内で落し物や忘れ物を拾得したときは、学生センターまたは最寄りの事務室、管理室まで届けてください。持ち主がわかり次第、責任をもって返却します。

なお、落とし主がわからない時は、3ヶ月間保管した後、学内の拾得物・遺失物取扱規程に準じて処分します。

遺失物

学内で金品を紛失した時は、学生センターまたは最寄りの事務室、管理室に届けてください。届けられた拾得物は、学園内のネットワークシステムに登録され、どこかに届けられていれば、職員がその場で確認することができます。また、届出のあった遺失物に、名前が記載されていれば、呼び出しをし返却します。また、定期券、カード類など速やかに返却する必要があると判断した場合には、大学に登録してある学生電話番号に連絡をする場合もあります。

盗 難

遺失が盗難による疑いがあるときは、学生センターに届け出てください。原則として交番（警察署）に届ける必要があります。

カード類を紛失した場合

ほとんどのクレジットカードには紛失盗難保険制度があり、紛失届があれば保証してもらえますが、保証額はカードによって違います。カード申し込み時に確認しておきましょう。

キャッシュカードやクレジットカードを紛失したときは、悪用されることがあります。至急、発行元に連絡をして停止の手続きを取るとともに、交番（警察署）に届けてください。

また、しばらくはカード会社からの利用明細書をよく確認し、覚えのない請求がきていた場合は、ただちにカード会社に連絡をするようにしてください。

学生証を紛失したときは証明書発行カウンター（教学事務棟内）で再発行の手続きを行う必要があります。また、学生証も悪用されることがありますので、最寄の交番（警察署）に届け出てください。

銀行やクレジット会社の連絡先は、学生センターで調べることができます。

自己管理に努めましょう

大学に届けられた拾得物のうち、持ち主が受け取りに来ないものが数多くあります。持ち物には名前を記入するなどしっかり自己管理をしてください。また、学内においても食堂や更衣室などで、貴重品から目を離している隙になくなってしまったという事案が発生しています。学内であっても貴重品の管理には十分注意し、常に持ち歩くか目のつく範囲においておくようしてください。

アルバイト紹介

アルバイトはWebで紹介しています。

学生生活を送るための経済的安定のひとつとして、また就業体験から社会経験を積んだり、皆さんのキャリアアップの機会として、学生センターでは教育的配慮により、職種や労働条件を吟味したうえでアルバイトを紹介しています。

アルバイトをする前に

アルバイトをするにあたっては次の点に留意してください。

(1) 無理のない範囲で就労する

学生の本分が学業にあることは言うまでもありません。無理な計画で学業を疎かにしたり、また健康を害したりすることのないよう自己管理をし、就労するようにしてください。

(2) 労働条件をきちんと確認する

求人広告などが労働条件を正確に書いてあるとは限りません。不明確な点は雇用主に充分確認をしてください。

(3) 職種を選ぶ

「玉川大学アルバイト紹介システム」では、危険な仕事、人体に有害とされる仕事、法令に違反する仕事、教育的に好ましくない仕事は紹介していません。これらの仕事は条件が良くともリスクの高いものも少なくありません。自分でアルバイトを探す場合も、このような仕事には就労しないようにしてください。

(4) 責任をもって就労する

社会経験をするということは、同時に社会に対して責任を持つということでもあります。時間を守る、無断欠勤をしないなど、働く者としてのモラルやマナーを守る心がけが必要です。

(5) アルバイト中のケガについて

万が一アルバイト中にケガをした場合、健康保険、学生健康保険、また大学が一括加入している学生教育研究災害傷害保険は適用されません。治療費は雇用主に請求することになります。

玉川大学アルバイト紹介システム

アルバイトの紹介は、学生センターが業務委託をしている(株)ナジック・アイ・サポートが運営する求人情報提供サイト「玉川大学アルバイト紹介システム」でインターネットと携帯電話で紹介しています。

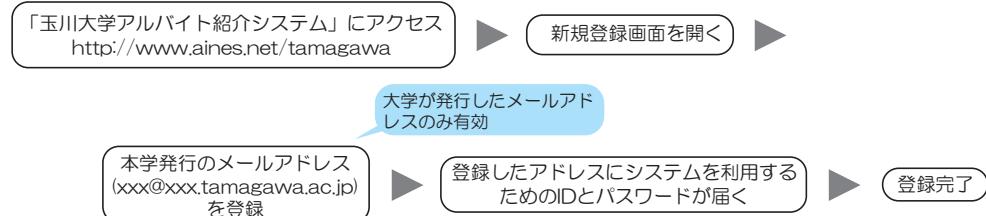


このサイトに掲載している求人は、教育的配慮により、職種が危険な仕事、人体に有害とされる仕事、法令に違反する仕事、教育上好ましくない仕事などや労働条件が不明確なもの、出来高払い、違約金や損害賠償を予定するもの、就労中の事故に対して対象学生に負担を負わせるものなどは取り扱っていません。

アルバイト紹介システムへの登録

玉川大学アルバイト紹介システムを利用するためには、本学が発行するメールアドレス（xxx@xxx.tamagawa.ac.jp）を使ってログインし、利用するためのIDとパスワードを取得する必要があります。

パソコンはネットワークに接続していれば、学内外を問いません。また携帯電話からでも接続が可能です。



システムの利用

ログインIDとパスワードを取得すれば、即時利用が可能です。
希望の求人先が見つかったら、このネットワークを経由せず、直接求人企業等に連絡し応募できます。



IDとパスワードの更新

玉川大学アルバイト紹介システムでは、不正防止のため1年ごとにIDとパスワードの更新を行います。更新はWeb上で行えます。更新の時期が近づきましたら、学生アルバイト情報ネットワーク事務局よりメールで連絡があります。

学内でのアルバイト

不定期ですが、本学がアルバイトとして学生を募集することがあります（募集内容はUNITAMAもしくは、学生センターの掲示板でお知らせします）。なお、特定のクラブや経験者に直接募集する場合もあります。

ボランティアの紹介

ボランティアの紹介については、大学に募集告知があり、なおかつボランティア活動保険に対応している団体からの募集情報のみ、学生センター内のボランティア用掲示板で紹介しています。また、教職関係のボランティアについては、大学8号館の掲示板で紹介しています。

アパート紹介

「住」は生活の基本のひとつ、ひとり暮らしをするのなら、よく相談し慎重に決めましょう。

学園事業法人のタマガワイーサポート (<http://tes-mall.com/>) を窓口として、学生アパート・マンション等の紹介業務を3社の専門業者に委託しています。詳細は下記連絡先に問い合わせるか、ホームページをご覧ください。

学生アパート・マンションの紹介

(株) 学生情報センター 町田店
Tel : 0120 (749) 560



<http://school.749.jp/tamagawa/>

学生アパートを中心に約300件(約2,000室)の物件を確保しており、徒歩通学可能な物件、オートロックや24時間管理体制などセキュリティのしっかりした物件等々を扱っています。仲介手数料の割引や敷金礼金が低く抑えられているなどの特典もあります。

(株) ジェイ・エス・ピー東京 UniLife町田店
Tel : 0120 (434) 770



http://www.unilife.co.jp/area/area_kanto/tamagawa_uni/

小田急線、JR横浜線沿線において、約20棟の学生マンションを保有しており、オートロックによるセキュリティーシステムや24時間体制で設備メンテナンス、鍵紛失対応など緊急時にも対応しています。仲介手数料の割引などの特典があります。

食事付き学生会館の紹介

(株) 共立メンテナンス学生会館事務局
Tel : 0120 (88) 1030



<http://www.gakuseikaikan.com/dp/tamagawa/>

共立メンテナンスの学生会館は、専属の栄養士が考案したバランスのとれたメニューを会館で手作りし、朝・夕の2食提供しています。朝食は和食・洋食から選ぶことができます。また学生会館には必要な家具が備え付けてあり、館長夫妻が常駐しており、男子学生、女子学生それぞれ専用の会館となっているので初めてひとり暮らしをする方でも安心です。

入居契約（賃貸借契約）について

敷 金

契約時に家主に無利息で預託するお金です。解約時に家賃の未払いや、借主に起因する住居の損害などがある場合は修繕費を差し引かれて返金されます。

●礼 金

昔からの慣習で、契約時に家主に対してお礼の意味合いで支払うお金です。解約時には返金されません。

入居契約（賃貸借契約）の際には、入居の条件、契約書の内容を納得のいくまで確認してください。居住契約は、民法上の契約として学生（賃借人）と家主（賃貸人）との交渉により決めことになっています。したがって、大学は契約には関与しません。予算、立地、間取りなど、保証人と良く相談をして決定してください。

転入したら

役所に転入出の届出をすることはもちろんですが、「学籍情報変更届」を証明書発行カウンターに必ず提出してください。なお、新入生については4月のガイダンス時に調査します。

V

自己防衛

悪質商法

不要なものは、はっきり「No!」と断ろう。

悪質商法とは

悪質商法とは、言葉巧みに消費者を勧誘し、不当に高額な商品やサービスを売りつける販売方法のことと言います。勧誘方法もDMやチラシによる広告や、路上で声を掛けたり、電話で勧誘したり、家に訪問してきたりとさまざまです。最近ではメールやインターネットを利用したものもあります。

代表的な販売方法として「一時的に相手をその気にさせ、契約を取り交わしてしまう」「言葉巧みに断りにくい状況をつくり、契約を取り交わしてしまう」といったものです。

特定商取引法
「訪問販売」「通信販売」「連鎖販売取引（いわゆるマルチ商法等）」など消費者トラブルを生じやすい特定の取引類型を対象に、トラブル防止のルールを定め、事業者による不公正な勧説行為等を取り締まることにより、消費者取引の公正を確保するための法律です

平成12年に訪問販売法が特定商取引法に改称され、キャッチセールスやアポイントメントセールスなどは禁止されました。悪質業者は法律の規制をすりぬけて、消費者をだますテクニックを次々と考え出します。そのため、さらに平成20年には商法の種類の指定を廃止し、あらゆる商法を適用対象としたうえで、適用外とされる商法について悪影響を及ぼす場合は個別に規定することとなりました。

契約解除などの事後策も大切ですが、もっとも大事なことは、そのような誘いに乗らないということです。

就職セミナーだというから出かけていったのに」「お肌の無料診断をしているというでついていったのに」「水道水の検査だというから部屋に入れたのに」いつのまにか、高額な契約をするはめになってしまった。

もし、あなたがこんな経験をしたら、それは悪質商法です。

事業者が消費者を勧誘する際は、勧説に先立って販売が目的であることを消費者に明示しなければ違法です。

キャッチセールス

キャッチセールスは特定商取引法で禁止されています。

街を歩いていて「アンケートに答えていただけませんか?」とか、「化粧品がお肌に合っていないようですが……」などと、フレンドリーに呼び止められた経験はありませんか?

「美容についてのアンケートに協力してくれませんか」などと言って声をかけ、「お礼にお肌の無料診断をしてあげる」などと言って営業所などに連れて行かれたら、間違いなくキャッチセールスです。あなたが呼び止められたのはアンケートに答えて欲しいからではなく、高額な美顔器や化粧品などを買わせるためです。

営業所に行くと、言葉たぐみに勧説され高額な商品を購入する契約をさせられてしまいます。

不意打ち的な勧説や、販売目的を隠して接近するなど、販売上の問題性を多く含みます。特に皆さんのような若者が多く被害に遭っているのも特徴のひとつです。

Advice

- (1) 街頭アンケートには応じない
- (2) 話を聞いてしまっても、営業所には同行しない
- (3) 不要なものは毅然と購入を断る

アポイントメントセールスは特定商取引法で禁止されています。

アポイントメントセールス

見ず知らずの人から突然名指しで、セミナーや説明会などへの誘いがきたことはありますか？

「〇〇君ですか、新製品のモニターに選ばれました」「〇〇さんに就職について特別にご案内したいことがあります」「海外旅行に興味がありますか？」とってもいい話があるんですが」などと、あなたが選ばれた人であるかのような電話が突然入ります。うまい話や異性の声に流れ事務所へ出向く約束を取られたら、アポイントメント商法の可能性があります。出かけて行くと、あの手この手で長時間勧誘され、高額な会員権や英会話やパソコン学校への入学など、その場で契約をさせられます。たとえ断ったとしても、友人の電話番号を聞かれたり非常に後味の悪い思いをすることになります。

不意打ち的な勧誘や、販売目的を隠しての接近など、この販売方法にも多くの問題を含みます。就職難や資格志向を逆手に取り、大学生に被害が多いのも特徴です。



Advice

電話の段階できっぱりと断ることです。理由は必要はありません。「予定がある」と言えば「いつなら大丈夫ですか？」とか「興味がない」と言えば「そういう方のためのセミナーです」などと、断りきれない状況に追い込まれてしまいます。「行きません」と言って電話を切るのが得策です。

マルチ商法

それほど親しくない友人に、儲け話に誘われたことはありませんか？ あるいはとっても良いと言われている商品を勧められ、会員になることを勧められたことはありませんか？

「入会して友人を勧誘すれば、高額な紹介料がもらえる」などのふれこみで、販売組織の会員が友人、知人を組織に加入させ、さらに新規会員になった人が新しい会員を加入させるというふうなことを繰り返し、組織を拡大していく商法をマルチ商法または、マルチまがい商法と言います。

典型的な例としては「すぐに高収入が得られる」などと説明会に誘われます。説明を聞くと確実に高収入が得られると錯覚し、入会金を支払い商品を買って会員になってしまいます。お金がない場合には学生ローンなどで借金を勧められることもあります。ところが友人・知人を誘っても大半は断られ、高額な借金が払えず経済的に破綻してしまいます。また、売るはずだった商品を大量に抱え込んだり、勧誘した友人をも窮地に立たせて、結果的に大切な友人を失うことになります。

さらに、商法などの法律に疎い人が知らずに違法な方法で勧誘したり、契約を取ることで、処罰の対象となってしまいます。この商法の恐ろしさは、本来被害者であるはずの人が、同時に加害者になってしまう可能性があることです。

特に多い商品としては、健康食品・化粧品などがあります。



Advice

マルチ商法そのものが違法なわけではありませんが(ただし、金銭の授受だけを目的とし、商品が介在しない「ネズミ講」は違法です)、トラブルが多く、またトラブルが起きたときは、勧誘した人も処罰の対象になります。法を守り適切に営業している業者もありますが、簡単に高収入が得られるような説明をしたり、商品を買い入会金を支払わないと会員になれなかったり、学生ローンを勧めたりする業者は一般的に見て危険です。悪質な業者は巧妙に皆さんを信用させて、適切か不適切かを見分けるのは困難です。大切な友人を失わないためにも勧誘にのらない方が懸命です。

また、本学では学内で許可なく特定の企業や団体のための営業活動、またはそれに類する勧誘活動をすることを禁止しています。

したがって学内で勧誘はできません。このことから、何人の友人、知人が勧誘できるかを冷静に判断してください。

資格取得商法

「この資格を持っていると就職に有利だよ」「近いうちに国家資格になって取得が難しくなるから、今のうちに取っておくと将来役に立つよ」なんて電話がかかってきたことありませんか？

就職のこと、将来のこと、大学生であれば少なからず不安に思っていることを狙って、行政書士・電気主任技術者・旅行取扱主任者・ビジネス資格などさまざまな資格の取得を勧める電話が突然入り、「ハイ、ハイ」とあいまいな返事をしたり、断るつもりで「結構です」と応えると、契約を承諾したととられ、高額な教材などが送られて来て代金を請求されてしまいます。

Advice

資格は、取得すれば即就職や収入に結びつくというものではありません。また、資格を取れば就職先や仕事を斡旋するという勧誘には特に注意してください。斡旋してくれる保証は何もありません。

勧誘に対して、優柔不断な対応や曖昧な返事はトラブルのもとです。契約する意思がない場合には「いりません」「必要ありません」とはっきり断りましょう。もし、興味のある資格があれば、まず自分でその資格について調べることを勧めます。多くの資格はそれを得るために大変な努力が必要とします。

内職商法

「在宅ビジネスで高収入が得られます」こんなチラシ見たことありませんか？

「在宅でできるホームページを作る簡単な仕事です。月に10万円の収入を得ることも可能です」。在宅、簡単、高収入といううたい文句で勧説します。説明を聞くと、「仕事に必要なスキルを身につける必要があるので、パソコンとソフトなどの教材を購入し、講習会を受ける必要があります」と言われます。教材や講習料が高額であっても、「すぐに元が取れる」と説明を受け、契約してしまいます。しかし、最初から商品を買わせたり、受講料を徴収するのが目的ですから、仕事はほとんど、あるいはまったく紹介してもらえないません。

Advice

仕事を紹介してもらえる補償はありません。契約する前に、仕事の約束内容が書かれているか確認することは最低限必要ですが、その仕事をするために高額な支払いをしなければいけないようなものは避けるべきです。

点検商法

「水質の検査にきました」。検査員みたいな人が突然訪ねて来たことはありませんか？

点検と称して部屋に上がり込み、不安をあおって契約をさせるというものです。最近問題となったりホーム詐欺などもこれにあたります。皆さんの場合、家屋に対する点検（屋根、床、耐震具合など）はあまりないでしょうが、じゅうたんや布団、消火器、水質、電気などいろいろな口実で点検と称して部屋に上がり、怪しげな実験をし「危険なダニがたくさん発見された」などと不安をあおり、布団や浄水器、節電機器などを売りつける商法です。検査が目的ではなく、商品を購入させるのが目的です。最近では時代を反映し「あなたの部屋から盗聴器の電波が発信されています。探し出して排除しますが」などと言うものもあります。

Advice

悪質商法に限ったことではありませんが、見ず知らずの訪問者に対しては、最低でもドアチェーン越しに応対するなどして部屋に上げないことです。公的な調査、検査であれば事前に必ず公共団体から連絡があります。ましてやその場で商品の契約をさせるようなことはありません。

モニター商法

「商品モニター大募集!! モニターになれば商品が無料になります」。こんな宣伝を見たことがありますか？

「会社とモニター契約をしたうえで、商品を購入し、使い勝手など月々簡単なレポートを提出していただければ、モニター料を月々支払います。モニター料は月々のローンより金額が高いので、そのお金を商品のローンに当てれば、実質商品は無料になるうえ、利益も出ます」という名目で高額な商品を購入させます。最初のうちはモニター料金を支払ってもらいますが、そのうち支払いが滞り、やがては倒産した（計画倒産）ということで会社と連絡が取れなくなってしまいます。

Advice

モニターを募集するのであれば、商品を購入し、毎月のモニター料で商品の支払いに当てるなどというややこしい方法を取らなくても、無料で商品を提供して、それに対してアンケートやレポートの提出を求めればよいはずです。業者はおいしい話でローンを組ませようとしますが、本当の目的は何なのかを冷静に判断してください。

ネガティブ・オプション

「今日、あなた宛に品物が届いたよ。お金立て替えといたからね」。何も買った覚えがないのに、家族にこんなこと言われたことありませんか？

注文していない商品を、勝手に送りつけ、その人が断らなければ買ったものとみなして、代金を一方的に請求する商法です。代金引換郵便を悪用し、自分以外の家族が注文したものかもしれない勘違いさせ、その場で料金を支払ってしまうケースがあります。

Advice



当たり前のことがですが、注文てもいらないのに勝手に送られてきた商品の代金は、支払う必要はありませんし、商品を返送する必要もありません。しかし、商品は捨てずに14日(販売業者に引き取りの請求をした場合には、その日から7日)は保管をする必要があります。この期間を経過すれば、処分できます。この期間が経過する前に使用してしまうと、承諾したとみなされ、代金を支払わなければなりません。また、家族の勘違いなどで、代金を支払うと承諾したとみなされますので、注文したかどうかはっきりしない代金引換の郵便や宅配便の場合は、家族に確認するまで引き取りを待つぐらいの注意が必要です。ネガティブ・オプションの被害に遭わないためには、家族ともよく話し連携を取ることが必要です。

その他悪質商法

ここでは主に学生の皆さんのが狙われやすい悪質商法について取り上げましたが、他にも「データ商法」「SF商法（催眠商法）」「靈感商法」などさまざまな手口があります。特定商取引法の改正など法規制も厳しくなっていますが、続々と新種の商法が報告されています。「おいしい話にはウラがある」「不要なものは、はっきり断る」といった被害にあわないとめの基本的な心構えもありますが、続々と現れるこれらの商法の最新の手口を知ることも重要です。インターネットなどを使い、「悪質商法」について調べ、最新の情報を入手しておくことも自己防衛の有効な手段です。

□百
悪質商法についてはp.70の「インターネット、携帯電話を使った犯罪」の項目も参考にしてください。

クーリングオフ制度

「契約はよく考えたうえで」それでも「しまった!」と思ったときに利用できる制度です。

契約とは

皆さんは、お店などからモノを買ったり、借りたり、サービスを受けたりしていると思います。これは「契約」です。モノを買う場合は「買います」と申し込み、販売業者の「売ります」という意思が一致すれば、口頭でも契約は成立します。契約書はあくまでも内容を確認するために作成されるもので、印鑑を押すのは商習慣であり、印鑑がなくても契約は成立します。いったん成立した契約は守らなくてはなりません。これが契約の原則であり、契約を一方的にやめることはできません。お店には返品に応じる義務はありません。ですから皆さんはず、契約する前によく考えることが必要です。それが高額なモノであればなおさら慎重でなければなりません。

クーリングオフ制度とは

いったん成立した契約を一方的にやめることはできません。しかし、キャッシュセールスやアポイントメントセールスなど、不意打ちに勧誘され、よく考える時間もなく不本意な契約をしてしまったときなどは、消費者を保護しなければ不公平な場合があります。そのための制度がクーリングオフ制度です。

これは「特定商取引法」で指定された商品やサービスについては、契約書面を受け取った日を含めて8日以内（マルチ商法は20日以内）であれば、書面で申し込みの撤回または契約解消の通知をすることで売買を白紙に戻すことができる制度です。

クーリングオフができる期間

販売・取引方法	クーリングオフができる期間	代表的な悪質商法
訪問販売		
電話勧誘販売	契約書面を受け取った日から8日以内	キャッシュセールス アポイントメントセールス
特定継続的役務取引		
業務提供誘引販売	契約書面を受け取った日から20日以内	内職商法・モニター商法
連鎖販売取引	契約書面を受け取った日、または商品を受け取った日のどちらか遅い日から20日以内	マルチ商法



怪しげな勧誘を受けた場合、その企業や団体の名称をキーワードにインターネットで検索し、評判を調べてみるのも自己防衛手段のひとつです。

また、悪質商法・クーリングオフの相談は、学内では学生センターで受け付けています。
「しまった!」と思ったら、できるだけ早くに相談に来てください。

クーリングオフの方法

クーリングオフの通知は、販売会社の代表者へ書面でします。書面は、ハガキでも封書でも構いませんが、コピーをとったうえで「特定記録郵便」または「簡易書留」など、記録が残る方法で送ってください。内容証明郵便を利用すれば、クーリングオフの通知をした証拠が残るからです。なお、クレジット契約をしたときは、信販会社にも通知する必要があります。

クーリングオフの通知は、消印がクーリングオフ期間内であれば有効です。よって業者に届くのがクーリングオフ期間後になってしまっても構いません。

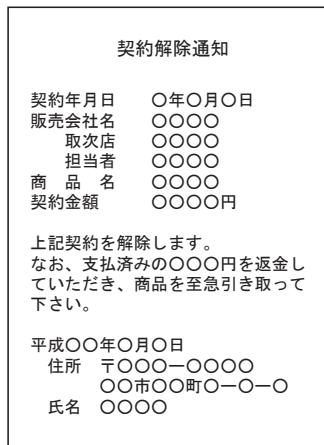
■ハガキの書き方

- (1) 契約書面を受け取った日を含めて前書した期間内に書面で通知します。
- (2) ハガキに書いて両面をコピーし、控えとして大切に保管してください。
- (3) ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。
- (4) 支払ったお金は全額返金されます。

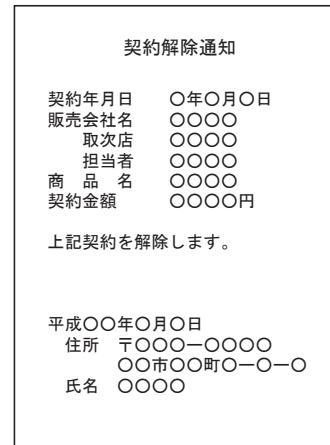
(商品引き取り料金は業者負担となります)

■書き方見本

販売会社への通知例



信販会社への通知例



Column

未成年者の保護

・未成年者の契約取消権

あなたが20歳未満の未成年であれば、親権者（通常は両親）の同意を得ずに行なった契約は原則取り消すことができます。未成年者の場合、社会人としての知識や経験などが未熟であり、判断を誤ることがあるため、未成年者と取引をする業者は、親権者の同意があることを確認してから契約することになっています。

・契約を取り消したいとき

親権者が本人が取り消します。受領した商品を返品し、支払った代金を返還してもらいます。

・契約を取り消せないケース

(1) 小遣いの範囲での取引

支払った金額が、小遣いの範囲内であると判断されるときは、取り消すことができません。ただし、クレジット契約の場合は、支払い月額ではなく、総額で判断されます。

(2) 偽りによる取引

年齢を偽り自分は成人だとして行なった契約や、親権者の同意を得ていると虚偽の申告をして契約した場合は取り消すことはできません。

消費者センター

悪質商法による被害や商品事故の苦情など、消費生活に関する相談に応じ、問題解決のための助言やあっせん等を行っているところが、消費者センターです。

悪質商法の相談は、学生センターでも取り扱っていますが、消費者センターの消費生活相談窓口では、専門の相談員から助言を受けることができます。

クーリングオフができないケース

クーリングオフ制度は「契約の原則」の例外ですから、すべての契約に適用できるわけではありません。例えば、普通にお店で買い物した商品をクーリングオフすることはできません。その他にも、以下のようなケースは適用外になります。

- (1) クーリングオフ期間が過ぎてしまった場合
 - (2) 通信販売で購入したもの
- *ただし、業界の自主規制でクーリングオフを認めている場合もあります。
例) 日本通信販売協会
- (3) 消耗品（化粧品・健康食品など）で使用した分
 - (4) 特定商取引法で指定された商品以外の商品、サービス、権利
 - (5) 3,000円未満の現金取引
 - (6) 乗用自動車



上記ケースに当てはまる場合であっても、販売業者側の悪質な行為や書面の不備などによって、クーリングオフが可能なケースもあります。また、その逆もあります。それらの場合は個別に検証し、法的な知識も必要です。自分で判断せず、消費者センターなど専門機関に相談することを勧めます。

Column**消費者センターの利用法**

あなたが住んでいる市区町村の消費者センターか、本学がある東京都の「東京都消費生活総合センター」または、「町田市消費生活センター」に電話で相談するのがよいでしょう。

大学近郊の主な消費者センター

- 東京都消費生活総合センター Tel: 03 (3235) 1155
- 町田市消費生活センター Tel: 042 (722) 0001
- 世田谷区消費生活センター Tel: 03 (3410) 6522
- 横浜市消費生活総合センター Tel: 045 (845) 6666
- 川崎市消費者行政センター Tel: 044 (200) 3030
- 相模原市消費生活センター Tel: 042 (776) 2511

クレジットカード

忘れていませんか？ クレジットカードを使うということは、借金をするということです。

皆さんも20歳になるとクレジットカードを持つことができます。しかし、大学生活にクレジットカードがそれほど必要でしょうか。高額な商品やサービスを買う場合でも、クレジットならすぐに支払いをしなくても良いので便利ではありますが、クレジットはあくまで借金です。返済が多くなると生活の破綻も考えられます。利用に際しては注意が必要です。

利用するときの注意

(1) 利用は計画的に

一般にクレジットカードの月々の返済上限は、収入の20～25%と言われています。これを超えてしまうと家計に無理が生じて、生活の破綻につながりかねません。皆さんは固定収入がない人がほとんどでしょうから、より一層の計画性と注意が必要です。

(2) 会員規約にはしっかりと目を通す

クレジットで買い物をするということは、クレジット会社から借金をするということです。クレジットカードの規約をしっかりと読んで、わからないことはカード会社に確認をするようにしてください。

(3) クレジットカードは絶対に他人に貸さない

いくら親しい友人でもクレジットカードは絶対に貸してはいけません。

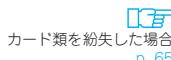
(4) クレジットカードには必ずサインをする

カードを手にしたら、まず最初にカードにサインをしてください。これで原則としてサインをした人以外そのカードが使えなくなります。また、サインのないクレジットカードが悪用された場合、紛失盗難保険の適用が受けられないこともあります。

(5) 売上票の利用代金を確かめる

クレジットカードを利用したときには、売上票へのサインが必要です。その際には利用代金の確認をしてからサインをする習慣をつけてください。また、売上票の控えは大切に保管し、後日送られてくる利用代金明細書と照合するようにしてください。

(6) クレジットカードを紛失したら



こんなときはカードの発行元に連絡を

(1) クレジットカードを紛失したとき

連絡をすれば、カード会社はただちに手続きをとって使用を停止するなど、悪用を防止してくれます。

(2) 住所や指定口座を変更したとき

届出を怠ると、利用明細書などが届かなかったり、自動引き落としがスムーズにいかなくなるなどの不都合が生じることがあります。

(3) 売上票に不審な点があるとき

売上票が何枚かに分けて作られた。取扱日が違う。カードの処理が店の奥で行われたなど、不審な点があった時もカード会社に連絡し、相談するのが良いでしょう。



日本クレジットカード協会
<http://www.jcca-office.gr.jp/>

インターネット、携帯電話を使った犯罪

インターネットはとても便利。ならば一度「インターネット犯罪」で検索をしてみよう。

大学生と携帯電話、パソコンは切っても切れない関係になりました。インターネットや携帯電話は大変便利なものですが、一方、その匿名性や手軽さから、これらを利用した犯罪がここ数年爆発的に増加しています。しかも、こうした犯罪は日々新たなものが発生し、法規制も間に合わないほどです。代表的なものをここでは紹介しますが、皆さんも「ネット犯罪」をキーワードにサイトを検索し、常に新しい情報を入手することをお勧めします。

オンラインショッピング(オークション)詐欺

インターネットで商品を注文し、支払いをしたのに品物が届かない。問い合わせをしようとしたところサイトが消えていた。そんな経験したことありませんか？

ネットショッピングをするときは、よほど名の通ったサイトでないかぎり、会社情報としてメールアドレス以外の連絡方法（住所・電話番号など）が記載され、それらが通じているかなど、中身をよく確認してから契約するようにしてください。また、ネットオークションなど個人と取引する場合などは特に注意が必要です。相手先の連絡先（住所・電話番号など）を聞いて直接電話してみる必要もあるでしょう。また、出品者の評価もよく見ておく必要がありますが、サイトによっては工夫次第で、自分で自分の評価を書き込み自作自演ができる場合もあり、当てにならないこともあります。

Advice

利用しようとしているサイトに会社情報が掲載されているかを確認することが最低条件ですが、少なくとも名の通ったサイト以外でのオンラインショッピング、特にネットオークションなどは近年急速に発展したため、法の整備など課題が山積みの分野でもあります。したがって、インターネットを利用しての取引には、ある程度のリスクは覚悟する必要があることを自覚する必要があります。

インターネット ネズミ講

「1,000円が1カ月後には合法的に200万円になるビジネスです。簡単なネットワークビジネスにあなたも参加してみませんか？」——メールやインターネットの掲示板でこんな書き込みを見たことはありませんか？

「高収入を得られるサイドビジネスに参加しませんか」といった電子メールが送られて来て、ネットワークビジネスなどという耳障りのよい言葉で勧誘し、説明されるがままに自分の住所、氏名などを書いて複数の見ず知らずの人たちに、総額1,000円ほどを送金してしまうというのが代表的な例です。説明では、200円を5人に送金すれば、その後次から次へとお金が送られて来て、1カ月後には総額何百万円もの収益をあげることになると言っています。しかし、これは明らかに違法なネズミ講です。ネズミ講のシステムからいって何百万円になるなどということはありませんし、元金の1,000円も回収できるケースはまれです。

**Advice**

1,000円くらいなら、だめもとで参加してしまおうと考えてしまうかもしれません、ネズミ講は違法な行為（無限連鎖講の防止に関する法律違反）です。加入することを勧誘すれば処罰の対象となります。

フィッシング詐欺

「あなたの口座の更新期限が迫っています。以下のURLにアクセスし更新の手続きをしてください」。こんなメールが届いたことありませんか？

銀行や信販会社等からのメールを装って、実在する企業の偽ホームページにアクセスさせて、そのページにクレジットカードの番号やID、パスワード等を入力させ、不正に個人情報を入手し、その情報を元に金銭をだまし取ろうというものです。

**Advice**

メールを送信してきたとされる企業に問い合わせて確認する慎重さが必要です。メールで送信してきたURLではなく、自分でその会社のホームページにアクセスしてみてください。もしかしたら、「当社を装ったフィッシング詐欺にご注意ください」と掲載されているかもしれません。

未払い債権の不当請求詐欺

「有料サイトの使用料を支払え」。こんな電話を受けたことはありませんか？

電子メールや携帯電話あるいは郵便等で、使用した覚えのないサイトの未払い金を請求する詐欺被害については、社会的な認知度が増し、一時に比べ被害もだいぶ減ってきています。請求書に「回収員が自宅へ出向く」など脅し文句が書いてあったり、あるいは過去に自分が使ったサイトの請求では思ったりし、不安な思いをしている人もいるかと思います。この詐欺は基本的にはそういった、勘違いや関わりになりたくない気持ちなどに付け込む手口です。

- (1) あなたがわざわざ教えない限り、電話番号やメールアドレスから住所が特定されることはありません。
- (2) たとえ先方があなたの氏名や住所などを知っていたとしても、自宅にまで来たという事例は報告されていません。どうしても心配でしたら警察に連絡しましょう。

**Advice**

少しでもおかしいと思ったら、請求に応じて支払う前に学生センターか消費者センターに相談してください。

ワンクリック料金請求詐欺

友人からのメールにURLが添付されていた。クリックしたらいきなり「登録ありがとうございます」という経験ありませんか？

不当請求詐欺の手口です。「登録した覚えがないなら払わない」という不当請求詐欺の対処法を逆手にとって、「登録してしまったので払わなければいけない」と思わせるのが手口です。中には「登録しますか」という確認画面を出し、「NO」をクリックしても結局は登録したことになってしまうものもあります。これなどは慌てて、「YES」をクリックしてしまったのではと思わせる手のこんだものです。また、さも個人情報を入手したように思わせるために、携帯電話の機種名や固体識別番号、位置情報などが記載される場合もあります。

電話番号、メールアドレス、携帯電話の機種名、個体識別番号、自分の位置情報から住所や氏名などの個人を特定する情報が漏れてしまうことはありません。

Advice

法律では、事業者は消費者に対して申し込み内容を再度確認させるための画面を用意する必要があります。このような確認画面がない場合、その申し込みは無効を主張することができます。ましてや、ワンクリックでいきなり登録されたので料金を支払えというのは、明らかに詐欺です。支払いに応じる必要はありません。

振り込め（なりすまし）詐欺

○○警察ですが、お宅の○○さんが事故をおこしまして、今○○万円を示談金として振り込んでもらえば、和解すると被害者が言っています。

本学の学生の自宅にもこのような電話が何件か掛かってきています。

親族を思う気持ちを利用した悪質な詐欺です。入手した個人情報簿から本人になりすましたり、本人、事故の被害者、警察官、弁護士と役割分担をした複数が関わったり、電話越しに救急車のサイレンが聞こえたりと手口も巧妙化しています。「まさか自分の身内の声がわからないわけがない」と思いがちですが、電話を受けた人の話では、動搖してしまい、泣きながら掛けってきた人物は本人だと思ってしまったと言っています。

Advice

この手の詐欺は、皆さんの家族が被害に遭います。したがって大切なことは、家族で話題にし、対応を考えておくことです。例えば、本人にしか知りえない情報をいくつか聞く（小学校のとき入っていたサッカーチームの名前、飼っているペットの名前など）といったルールを決めておくのもよいでしょう。そのためには、このような電話が掛かってきたときは「慌てない」ことが大切であり、電話を切ったあと、すぐに事実を確認し、警察に相談してください。登校していれば、大学（学生センター）に連絡すれば、所在を確認します。

SNSの利用にあたって

近年、スマートフォンやタブレット端末の普及に伴い、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）が身近なものとなっています。SNSには、Facebook やTwitter、LINE、mixiなどがあります。これらは、多くの人から情報を収集でき、同時に多くの人に情報を発信できるコミュニケーションツールとして大変便利なものです。しかし、利用時の不注意によって想定外の被害にあったり、思いがけず第三者を誹謗中傷することとなり、加害者の立場となることさえあります。

次に示す内容をよく読み、SNSの利用にあたり注意すべきことをよく理解したうえで活用しましょう。

SNS利用にあたっての注意事項

IPアドレス

ネットワークにつながっている通信機器にデータを送るため、個々の通信機器に割り振られた識別番号のことです。ネットワーク上に存在する住所のようなもので、IPアドレスをたどることで個人や情報の発信場所を特定することができます。

(1) 一度インターネット上に公開した情報は取り消すことはできません

インターネット上に公開した情報は瞬時に広まります。あとで掲載内容を削除したとしても、情報の拡散はすでに始まっており、公開した情報を完全に削除することは不可能です。

(2) 発信した情報はネットワーク上に残り、発信者自身の将来にも影響します

たとえ匿名で情報を発信したとしても、過去の発信内容やIPアドレス※から発信元を特定することは可能です。不用意な情報の発信が、進級や就職に悪影響を及ぼす可能性も十分に考えられます。

(3) SNS利用にあたり、個人情報の記載には注意しましょう

SNSの利用に際し、個人情報の登録を必要とすることがありますが、不必要に個人情報をインターネット上に記載することは避けましょう。

SNSにまつわるトラブルの事例

(1) 大手企業からの内定取消（2011年〈平成23年〉）

ある学生が、同じ大学に通う学生らが起こした事件に対して、Twitterで事件を容認するような発言をしたことでのSNSが大炎上しました。これにより、発言者の実名をはじめとする個人情報が次々とインターネット上に公開されることになりました。さらに、怒りの矛先はそのような人物に内定を出した就職先にも向けられ、最終的には内定取消になりました。

SNSでの発言は、公の場で自分自身を名乗って発言するのと同じ状況になることもあります。

(2) 未成年者の飲酒、飲酒運転、電車の不正乗車、およびカンニング等の行為をSNSで告白（2012年〈平成24年〉）

ある学生がTwitterで「カンニングをした」と発言しました。この発言が元で過去の飲酒運転も発覚し、SNSが大炎上しました。また、これを契機に、他のSNSでの公開情報と併せ、本名や所属サークル、顔写真まですべて流出しました。なお、学生が在籍する大

学では不正行為が事実であると判明した場合、その学生の単位認定をはじめ、不正行為の処分について学内で検討し、処分することになります。



本学においても、公序良俗に反する行為、不正行為に対する処分は、学内の諸規程で定められています。

(3) アルバイト先で知り得た情報をSNSで暴露（2013年〈平成25年〉）

ある学生が、アルバイト先のコンビニエンスストアに「有名選手が来た」と実名を挙げて店内に備え付けられた防犯カメラの画像を公開し、SNSが大炎上しました。騒ぎが拡大してから本人はTwitterのアカウントを削除しましたが、アカウント取得時に、実名や出身校、在籍する大学の学部名などを登録していたため、瞬時に個人が特定され、ネットワーク上に個人情報が拡散しました。



アルバイト先の企業に不利益を与えた場合、損害賠償を求められることもあります。

(4) 勤務先での「悪ふざけ」をSNSで公開し、解雇処分（2013年〈平成25年〉）

コンビニエンスストアの従業員が、アイスクリームの冷凍ケースの中で寝転がる写真を自身のFacebookに投稿し、「食品を扱っている店舗において不衛生ではないか」と大きくメディアで取り上げられました。その写真はインターネット掲示板などに転載され、店舗情報や従業員が店舗関係者の親族であるといった情報が加わり、SNSは大炎上しました。フランチャイズ元の企業は本事案を謝罪の上、問題の従業員を解雇し、問題を起こした店舗との契約を解除しました。



アルバイト先に限らず、安易な気持ちで行った「悪ふざけ」が、場合によっては解雇・損害賠償に至ることもあります。

自分の個人情報を守るために

「自分の個人情報は自分で守る」ことが大切です。

まず、自分が個人情報を提出する組織・団体が個人情報の適切な運用を行っているのかを確認することです。申込書などに個人情報を記入する場合やWeb上で個人情報を直接入力する場合には、次に示す事項が明示されているか必ず確認してください。

- (1) 個人情報の利用目的は明示されているか
- (2) 個人情報の委託や提供の有無について記載されているか
- (3) 個人情報の開示手続について記載されているか
- (4) 企業・団体名や苦情・相談窓口などの連絡先は明示されているか

ただし、個人情報の提出先は学校や企業・団体に限りません。個人に提出する場合にも同様の注意が必要です。

麻薬・覚せい剤など

覚せい剤取締法違反による検挙者は減少傾向にありますが、大麻や麻薬取締法違反については摂取方法が簡単で抵抗感がないことや、未成年者の喫煙程度の罪の意識から、大学生を中心とした青少年に急激な広がりをみせており、検挙者が増加傾向にあります。

そのため全国の大学では違法薬物乱用防止のために啓蒙活動に力を注ぐとともに、検挙者には厳しい処分を科しています。

本学では、一年次セミナーにおける警視庁の専門官による違法薬物の犯罪や人体に及ぼす影響等の講演、2年生以上には薬物乱用防止啓蒙DVDの視聴等、啓蒙教育を実施しており、薬物犯罪（大麻、薬、あへん、覚せい剤等の所持、使用、売買又はその仲介）に関わった学生に対しては、「学生処分規程」において退学処分と定めています。

薬物の乱用

薬物は本来、治療や検査のために医療目的で使われるものです。薬物をその目的以外に使用すれば、たとえ1回の使用であっても乱用になります。薬物の乱用はそれ自体も犯罪で、なおかつ乱用者の健康を脅かすだけでなく、殺人、強盗、傷害、放火、窃盗などの犯罪を引き起こし、社会の崩壊につながる人類共通の問題です。薬物に手を染めることは、学生生活はもとより、1度きりの大切な人生を崩壊させてしまうこともあります。

やせられる薬、元気が出る薬

薬物の乱用が非常に危険なことは皆さんもよく知っていることだと思います。「自分はそんな薬に好奇心もないし、ましてや快楽のために薬物に手を出すようなことはありえない」と思っているかもしれません。しかし、もし身近な人から「ダイエットにすごく効果のある薬」「不眠によく効く薬」あるいは「自分に自信がつき元氣ができる薬」があり、それを無料で分けてくれると言われたらどうでしょうか。実はこのような誘いから危険な薬物とは知らずに手を出してしまうというのが最近の傾向です。何回か使用しているうちに少しづつお金を取るようになり、やめられなくなったり頃には数万円も要求され、薬代欲しさで犯罪にまで手を染めてしまう可能性もあります。



「やせられる」「よく眠れる」「集中力がつく」などの良いイメージは、薬物を不法に販売しようとする側がつくった虚像です。たとえ一時効果があったとしても、依存症などにより確実に健康を害し、人生を台無しにしてしまいます。

薬物の種類

精神に影響を及ぼす物質の中で、習慣性があり、乱用され、または乱用される恐れのある薬物には、覚せい剤、大麻、MDMA、コカイン、ヘロイン、LSD、向精神薬などがあり、これらの取り扱いは法令により禁止または制限されています。

■覚せい剤

薬物事犯の7割が覚せい剤によるものです。「シャブ」「クスリ」などという俗称がよく知られていますが、最近では「S(エス)」「アイス」「スピード」等と呼ばれており、悪いものを使っている意識がなく、ファッショングループで乱用してしまいます。また「ヤーバー」と呼ばれる錠剤型の覚せい剤や、「アブリ」という吸引法が若者の間で流行っています。覚せい剤は、特に依存性が強く、乱用を続けると、中枢神経に異常を来し、幻覚や妄想に襲われます。また、頬がこけ、歯が抜け落ちるなど、身体への影響も大きく、大量に摂取すると死に至る場合もあります。

■大麻

大学生が関わった事犯の多くは大麻によるものです。大麻には、大麻草を乾燥させた乾燥大麻（マリファナ）、樹脂や若芽をすりつぶして固めた大麻樹脂（ハシッシュ）があります。大麻についても乾燥大麻を「ハッパ」、大麻樹脂を「チョコ」と呼び、ファッショングループで乱用してしまいます。大麻を乱用すると、感覚が過敏になり、変調をきたしたり、感情が不安定になります。このため、興奮状態に陥り、幻覚や妄想などに襲われます。また、何もやる気のない状態となる「無動機症候群」に陥ることもあります。

■MDMA

急激な勢いで20歳代の若者の間に広まっているのがMDMAです。MDMAは、覚せい剤と似た化学構造を有する薬物で、けしやコカ等の植物からではなく、化学薬品から合成された麻薬の一種です。「エクスタシー」「バツ」「タマ」となどと呼ばれていますが、麻薬であることに変わりありません。多くは、さまざまな着色がされ、文字やブランドのロゴや絵柄の刻印が入った錠剤でサプリメントを連想させるような色や形で密売されています。中にはピンクに着色されたハート型のものまであり、一見しただけでは危険な薬物には見えません。

MDMAは、視覚、聴覚を変化させ、その乱用は、不安や不眠などをもたらします。また、強い精神的依存性があり、乱用によって錯乱状態に陥ることがあるほか、心身にも障害を引き起こすことがあります。特に脳機能への悪影響が指摘されているほか、死亡例も報告されています。

■危険ドラッグ（違法ドラッグ）

薬物取締法令に触れることなく、麻薬や覚せい剤と同様の多幸感や性的快感等が得られることを宣伝文句に、いわゆる「危険ドラッグ」が販売され、乱用するケースがあります。危険ドラッグは「法の規制の間をすりぬけた薬物」ということですが、あたかも法的に許された薬物であるかのように扱われ、合法であるから安全であるといった誤解から乱用してしまいます。しかし、危険ドラッグは麻薬や覚せい剤に類似した化学構造を持っており、依存性や精神疾患など脳に強いダメージを与える可能性があります。また、他の禁止薬物と同じように精神錯乱、妄想や強迫観念から関わりのない人に危害を及ぼす可能性があり、乱用者の死亡例も報告されています。このため、最近では覚せい剤などと同じように有害作用を有するマジックマッシュルームやBZPなどの危険ドラッグが麻薬に指定されました。さらに危険ドラッグは「ゲートウェイドラッグ（入門薬）とも言われ、多くの場合覚せい剤や、大麻などの禁止薬物への乱用へ移行してしまいます。危険ドラッグは厳密には各種の法律に触れることから現在では「違法ドラッグ」と呼称を改めるよう働きかけがされています。



禁止薬物は必死になってその本来の姿を隠そうとしています。それは、明るく、楽しく、おしゃれで、カッコイイといったイメージです。このようなイメージ戦略にだまされ、乱用薬物が若年層へ拡大してきました。MDMA等錠剤型合成麻薬は、他の薬物のように人目を避けて注射したり、火であぶり吸引する手間が要らず、容易に口から摂取することができ、その錠剤の形もカラフルでかわいいものです。呼称についても何となくカッコよく、ファッショナブルな印象を受けます。そのため抵抗感や罪悪感が希薄になり、最近では高校生や大学生が学校内でMDMAを売買する事件すら発生しています。

海外旅行と薬物

旅行など海外へ出かける機会も少なくないと思います。国内はもちろん、とかく気のゆるみがちな海外旅行などの際に薬物に手を出してしまうケースもあります。国によっては薬物犯罪には厳罰をもって対処しています。特にアジアの国々では最高刑を死刑としている国も多くあります。また、世界各地で麻薬所持などのために刑務所に収容されている日本人も少なくないそうです。違法薬物に自分から手を出さないことはもとより、自分が望まなくとも麻薬取引に巻き込まれる危険もあることを肝に命じておくことが賢明です。



(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター
<http://www.dapc.or.jp/>

悪質宗教

信仰の自由は法の定めるところですが、布教活動を隠して勧誘する悪質な団体もあります。

「信仰の自由」は法の定めるところですが、中には布教活動であることを隠して、勧誘する悪質な団体もあり注意が必要です。さらにはその宗教の目的（真理）達成のためには、法を犯したり、法律すれすれの迷惑行為もいたしかたないとする団体もあります。

このような団体に入信すると、洗脳され自分で考えることができなくなり、さまざまな活動をさせられたり、多額の献金を要求されるケースもあります。深みにはいると、友人や家族あるいは社会との関係性まで破壊され、人生に莫大な損失を被ることになります。



少しでも変だなと感じたら、きっぱり断ることです。「信仰の自由」には、「信仰しない自由」も含まれます。

なお、学内において、無許可で特定の宗教団体の目的を実現するための活動はできません。

布教活動を隠しての勧誘例

以下に典型的な勧誘の手口を紹介しますので参考にしてください。

■旧友、知人からの誘い

中学や高校時代の友人から突然電話が入り、「久しぶりに会って話がしたい」「君に会いたがっている人がいる」と言われます。

旧友からの懐かしい誘いであります。また、会いたがっている人とは他の旧友ではと勘違いしてファミレスなどの待ち合わせ場所に行くと、友人の他に見ず知らずの人（複数の場合もあります）があなたを待っています。そこで何時にもわたり入信を勧められ、断れないような状況に追い込まれ、「一度体験入会してみては？」と巧みに活動場所へ行く約束をさせられてしまいます。最初は半信半疑ながら、徐々に洗脳されてやがて深みにはまってしまいます。

■サークル活動と称しての勧誘

英会話、コーラス、テニスなどのサークルやボランティア活動に参加しませんかと誘われます。何回か活動に参加すると、「あなたがいると明るい雰囲気になり、みんなが楽しくなる」「あなたは優しくていい顔している」と褒められ、居心地が良くなり自分の居場所を見つけたような気になります。やがて「あなたはいい人だから特別に人生に役立つ話を聞かせてあげる」などと言って、団体への集会や合宿研修を勧められ、出掛けて行くと初めて宗教団体であることを知らされます。場合によっては周りの人たちに、すでに入信した人であるかのような紹介をされ、勧誘を断れないような状況になり、徐々に洗脳されて深みにはまってしまいます。

■アンケート調査と称しての勧誘

街角で、「あなたは靈の存在を感じますか」「あなたは人生をどのように考えますか」などといった質問項目が書かれているアンケート用紙を持って声をかけてきます。質問項目の回答と併せて、住所や電話番号を記入すると、猛烈な電話、手紙攻勢で勧誘されてしまいます。

性感染症 (STD)

STDの感染のピークは、女性が20代前半、男性が20代後半です。

STDとは

STD (Sexually Transmitted Diseases) とは、性感染症のことを言い、主に性行為によってウイルスや細菌が感染して起きる病気です。その種類は多く、症状もさまざまです。STDの患者数は年間60万人にのぼり、年々増加傾向にあります。もはや、性感染症は特定の人しかかからない特別な病気ではありません。

しかし、STDに関しては、誤った情報が流れやすく、正しい情報が伝わりにくいとう状況でもあります。予防方法など病気に対する正しい知識を積極的に入手し、自分や相手の身を守ることを勧めます。

症 状

男性の場合は、排尿時に痛みを感じたり、うみが出たりします。女性の場合はおりものの量が増えたり、状態が変わったりします。それ以外にも皮膚にイボやしこりができるなど、さまざまな症状が出ますが、最近では性器クラミジア感染症など自覚症状の出にくい病気も増えてきています。ほとんどの場合、STDは治療により完治しますが（ただしHIVは現在のところ完全に治療する方法はありません）、放置しておくと命にかかる場合もありますので、感染の可能性があるときは恥ずかしがらず、すぐに専門医に相談してください。

いずれにせよ、おかしいと思ったら早く病院へ行って治療することが大事です。

予 防

一番確実な予防法は性交渉をしないということですが、将来家庭を築く上で現実的ではありませんので、パートナーを限定する（2人とも感染していないことが絶対条件ですが）ことです。また、コンドームの使用も有効な予防方法ではありますが、100%確実とは言い切れません。

AIDS

AIDS (Acquired Immune Deficiency Syndrome) は、正式名称を「後天性免疫不全症候群」と言い、主に性行為によってHIV (Human Immunodeficiency Virus) 「ヒト免疫不全ウイルス」に感染し、体内的抵抗力が低下し、さまざまな感染症や悪性腫瘍を引き起こす病気の総称のことです。2008年（平成20年）末で、世界で3,340万人がHIVに感染しています。

日本では2008年（平成20年）末でHIV感染者は年間1,126人で累計10,552人となっています。特に若者を中心に感染が広がり2008年（平成20年）までの累計では、国内のHIV感染者の30.9%が20～29歳の若者です。

近年、治療法の発達により、完全なウイルスの排除はできないものの、発症をおさえる薬は開発されています。いずれにしても早期発見、早期治療がとても大切です。

ひとり暮らしの注意点

自己管理、自己防衛ができなければ、ひとり暮らすことはできません。

ひとり暮らすということは、自由な反面、生活の大部分を自分の責任でしなければなりません。自己管理や自己防衛がきちんとできないと、大学生活にも支障をきたします。ここにいくつかポイントをあげておきますので参考にしてください。



保証人とはルールを決めて定期的に連絡を取り合うようにしてください。離れて暮らす家族や知人を気遣う心を養うことも、大人への第一歩であると思います。

健康管理

ひとり暮らしの開放感から、不規則な生活が続き、健康を害してしまうケースがあります。規則正しい生活を心がけ健康管理には充分配慮してください。

しかし、規則正しい生活を心がけ健康に留意していても、病気になったり、ケガを負うことがあります。特にひとり暮らしをしている場合は、病気で苦しむのはとても辛いことです。病気やケガについては、医師の診療を受けることが大前提ですが、ちょっとした痛みやケガに対応できる常備薬（頭痛薬・総合風邪薬・胃腸薬など）は備えておきましょう。また、冷却枕やシートなどの保冷剤を用意しておくと発熱のほか、火傷などにも対応できます。また、食糧の確保も大切です。非常用の飲料水やスポーツドリンク、レトルトのお粥なども備えておくとよいでしょう。自宅や下宿近くの医療機関、休日・夜間診療当番医院の連絡先などは、電話に登録するなどしておきましょう。また、「遠隔地被扶養者証」を用意しておきましょう。

□印
遠隔地被扶養者証
p. 111

なお、健康についての相談は健康院でも受け付けています。

生活マナー

大学生といえば、周囲は大人として見ます。地域社会の一員であるという自覚と責任を持ち、近隣居住者の迷惑とならない節度を保った生活に努めてください。

特に、大学に寄せられる苦情やトラブルで多いものは騒音とゴミの扱いです。

友人を呼んで部屋で大騒ぎをしたりすることはもちろんですが、深夜の洗濯や掃除などの生活音も気になるものです。

また、ゴミを捨てる際には、地域で定められた収集日や分別方法などのルールを守り、決められた日時に決められた方法で出すようにしてください。自治体によってはルール違反のゴミについては回収をしてくれません。



騒音とゴミは要注意

防 災

(1) 避難経路・避難場所の確認

集合住宅の場合には事前に避難経路を確認しておきましょう。また、震災などの大きな災害が起きたときのために、市区町村で決められている避難所の確認もし、実際に確かめておきましょう。特に避難所については保証人にも知らせ、いざというときに備えておくのが良いでしょう。

(2) 部屋の整理整頓

ひとり暮らしでは、とかく部屋が乱雑になりがちです。キッチンや暖房器具の周りに燃えやすいものはないか、灰皿などにタバコの吸殻が溢れていないか。挿しっぱなしのコンセントに埃がたまてないか等点検し、部屋の整理整頓に努めましょう。

また玄関先などにゴミを放置しておくと、放火される危険もあります。



防火対策はまず部屋の整理整頓から

(3) 非常持ち出し品の準備

大規模災害が起きたときのために、水や食料などを日頃から用意しておきましょう。また、非常時の持ち出し袋も用意しておくのがよいでしょう。

■非常持ち出し品の例

飲料水／食料品（かさばらず高カロリーで保存の利くもの）／貴重品／医薬品（包帯・三角巾・バンソウコウ・ガーゼ・湿布薬・消毒液・はさみなど）／懐中電灯／ラジオ／時計／ビニール袋／マッチ／ライター／缶切り／ナイフ／ロープ／軍手／靴／タオル／ティッシュ／生理用品／衣類／筆記具など

防 犯

戸締まりに充分気をつけるのはもちろん、若者のひとり暮らしをターゲットとする訪問販売や新聞勧誘には、キッパリと断れるだけの勇気を持ってほしいと思います。また本学のある町田市でも近年ピッキングやサムターン回しによる空き巣被害が多発しています。必要以上に怖がることはできませんが、用心にこしたことはありません。以下の防犯のポイントを参考にしてください。

■個人情報の扱いは慎重に

氏名や電話番号、住所などの個人情報の扱いに慎重になりましょう。アンケートやサークル勧誘などで、連絡先を聞かれるケースがありますが、見ず知らずの人には安易に教えないほうが懸命です。また、個人情報が書かれている書類を捨てるときは、細かく破いてから他のゴミに混ぜて出しましょう。

■戸締まり

防犯は、まず戸締まりから。家に入ったらすぐにカギをかけましょう。また、ゴミ出しなどで、ちょっとと部屋を空ける場合でも、必ず戸締まりをしましょう。朝のゴミ出しの時間を狙った空き巣が多いという統計結果もあります。

また、賃貸契約によっては部屋のカギを勝手に交換することはできませんが、大家さんとよ

く相談し、入居時にカギを交換してもらったり、2つ目のカギ（1ドア2ロック）の取り付けについて許可をもらうなり、窓ガラスに防犯フィルムを取り付けるなりして、簡単にドアが開けられたり、窓ガラスが破られないような工夫をしましょう。侵入者はなによりも手間がかかることを嫌がります。

■上階や高層階でも油断禁物

アパートやマンションの上階や高層階でも油断は禁物です。屋上から侵入されたり、電柱などを伝って侵入されるケースもあります。侵入者にとっては、上階や高層階の方が外から人目につきにくいこともあります。蒸し暑いからといって就寝時に窓を開けたままにするのはやめましょう。また、帰宅後窓を開けるときはベランダなど、外を確認してから開けるようにしましょう。

■帰宅時の注意

玄関のドアを開ける瞬間を見計らって、襲う手口が発生しています。特にアパート等の集合住宅に住むひとり暮らしの女性が狙われやすい傾向にあります。不審者が物陰に潜んでいることがあります。周りを良く確認してから、家のドアを開けるようにしましょう。また、エレベーターは、非常ベルや各階のボタンを押せる位置に壁を背にして乗り、知らない男性と2人だけで乗ったときは、直近の階でエレベーターを降りるなどの用心をしましょう。

■夜間のひとり歩き

夜間のひとり歩きはできるだけ避けましょう。特に夜間コンビニに行く場合でも、派手な格好やだらしのない格好は狙われやすいので注意しましょう。男性、女性にかわらず、深夜のひとり歩きは危険がつきまとうと認識することも危険回避には有効です。

■カギの貸し借りは絶対にしない

大学生活にも慣れ、親しい友人ができると、家のカギの貸し借りをしてしまう人がいます。あたりまえのことですが、カギの貸し借りは絶対にしてはいけません。いろいろなトラブルになる原因になり、友人関係にもヒビが入るきっかけになってしまいます。誰かに家に入られた、などの騒ぎの3割以上の原因が友人にカギを貸したことから起きているという調査結果もあります。

■不意の訪問者

宅配便やセールスなど不意の訪問者が来たときには、インターホンやドアスコープで相手を確認し、まずはドアチェーンをかけて対応しましょう。

■ひとり暮らしを悟られない

女子学生のひとり暮らしの場合には、下着は外から見えるところに干さない、カーテンは夜間に部屋を明るくしたときも内部の様子が透けて見えないものを選ぶ、表札は名字だけにする、玄関に男物の靴を置く、留守番電話のアナウンスは男性の声にするなど、女性がひとりで住んでいることを周囲に悟られないような工夫をしましょう。



警視庁作成の『防犯チェックポイント～女性を犯罪から守るために～』という冊子をひとり暮らしに限らず、女子学生には無料で配布しています。希望する学生は学生センターに申し出てください。ただし、部数に限りがありますのであらかじめご了承ください。

帰宅時の注意点

授業や課外活動のため帰宅が遅くなることがあると思います。

暗い夜道では、ひったくりや痴漢などの被害に遭いやすくなります。これらの被害は、怪我や心の傷を受ける場合があります。

身の安全を守るために、下記のポイントをチェックし、帰りが遅くなったらタクシーを利用するなど被害に遭わない対策を心がけてください。

「安全な帰宅」のためのポイント

- 帰りの電車待ちのホームにいるときから周囲を見回して警戒
- 電車内では居眠りをせず、自分を見る不審者がいないかさりげなくチェック
- 下車駅で改札口を出る際は後ろを振り返り、不審者がいないか確認
- 夜道では背筋を伸ばし「前方・左右・後方」に目を配る
- 最寄り駅から自宅までの「安全な場所」「危険な場所」を把握
- 「尾行されている」などの不安を感じた場合、自宅ではなく駅など人気の多い場所にいったん戻る
- 帰宅経路は複数用意し、遠回りでも安全な経路を選ぶ
- コンビニでは店内に不審者がいないか警戒し、店を出てからも周囲を見回す。1人暮らしでも飲料、惣菜などは2人分買う
- 夜道での携帯電話や携帯音楽プレーヤーの利用は控える
- 自宅のある建物に入る際は後ろを振り返って不審者がいないことを確認
- 玄関ドアは周囲をよく見てから開け、部屋に入ったらすぐ閉める
- 不安を感じながら帰宅した場合、15分程度は明かりをつけない
- 郵便受けには氏名を書かず、鍵をかける。部屋にも表札は出さない

産経新聞 平成24年12月18日掲載（無断転載・複写不可）

V

施設紹介

取り扱い窓口

こんな時どこへ？

授業運営課

- 授業および定期試験、追試験に関すること
 - 履修に関すること
 - UNITAMAに関すること
 - 教員の出校に関すること
 - 成績に関すること
 - 休学・復学・退学・転学部・転学科・再入学に関すること
 - 出欠席（忌引き・公欠等）に関すること
 - 大学院に関すること
 - 研究生・科目等履修生・聴講生に関すること
 - 単位互換・共同授業に関すること
- 【証明書発行カウンター】**
- 学生証・通学証・学割証の発行に関すること
 - 在学証明書・成績証明書などの発行に関すること
 - 学籍に関すること
 - 住所、保証人の変更の届出に関すること



文学部担当・文学研究科担当	Tel : 042(739)8844
農学部担当・農学研究科担当	Tel : 042(739)8850
工学部担当・工学研究科担当	Tel : 042(739)8860
経営学部担当・マネジメント研究科担当	Tel : 042(739)8843
教育学部担当・教育学研究科担当	Tel : 042(739)8840
芸術学部担当・芸術専攻科担当	Tel : 042(739)8841
リベラルアーツ学部担当	Tel : 042(739)8844
観光学部担当	Tel : 042(739)8843
脳科学研究科担当	Tel : 042(739)8860

*学生の皆さんによる電話での問い合わせは、原則としてできません。
問い合わせがある場合は、学生証を持って窓口を訪ねてください。
ただし、近親者からの緊急を要する連絡に限り、応じる場合があります。

教育学修支援課



<http://bb.tamagawa.ac.jp/>

- ラーニング・コモンズに関すること
- SA・TAに関すること
- アカウントの発行・取り扱いに関すること
- e-Educationシステム「Blackboard@Tamagawa」に関すること
- 学生Webメールシステムに関すること
- コンピュータ演習室・MyPCネットワーク利用に関するサポート

場所：大学教育棟2014 3F
Tel : 042(739)8866

ITサポートデスク Tel : 042(739)8867
E-mail : support@tamagawa.ac.jp

学生センター



<http://student.tamagawa.ac.jp/>

- 各種奨学金に関すること
- 保険手続きに関すること
- アパート・アルバイト・ボランティア紹介に関すること
- 学生相談
- 遺失物・拾得物・盗難の届出
- 授業以外での校舎使用に関すること
- 自転車登録・マスコミ出演に関すること
- クラブ・サークル活動に関すること

Tel : 042(739)8904
Fax : 042(739)8910
E-mail : sas@tamagawa.ac.jp

キャリアセンター



<http://career.tamagawa.ac.jp/>

- 企業・公務員（保育士を除く）就職に関すること
- 進路・就職希望者の登録・調査に関すること
- 就職ガイダンス・業界研究会等開催に関すること
- 就職に関する個別相談
- 求人票公開・就職関係各種資料提供
- 就職活動用各種証明書発行手続きに関すること
- 公募型インターンシップに関すること

Tel : 042(739)8915
E-mail : shushoku@tamagawa.ac.jp

健康院

- 健康診断、健康診断書の発行
- 病気、ケガの対応

Tel : 042(739)8702



教師教育リサーチセンター

http://www.tamagawa.ac.jp/teacher_education/

- ①教員（幼稚園・小学校・中学校・高等学校）・保育士に関すること
- ②教育職員免許状の申請に関すること
- ③資格（図書館司書・社会教育主事・学校図書館司書教諭・学芸員）の取得に関すること
- ④教職関係ガイダンス（教職就職を除く）に関すること
- ⑤教育実習・保育実習・介護等体験に関すること
- ⑥教育ボランティアに関すること
- ⑦教員採用対策講座・求人票掲示・各種資料提示に関すること
- ⑧教職就職に関する個別相談
- ⑨教職就職ガイダンスに関すること



Tel : 042(739)8806 (①～⑦)
042(739)8161 (⑧～⑨)
Fax : 042(739)8857

経理部

- 学費及び教育ローンに関すること

Tel : 042(739)8760



継続学習センター

<http://www.tamagawa-tucl.com>

- 各種公開講座に関すること

Tel : 042(739)8895

Fax : 042(739)8896

E-mail : tucl@adm.tamagawa.ac.jp



国際教育センター

<http://www.tamagawa.jp/university/international>

- SAE海外留学・研修プログラムに関すること
- 個別留学相談・各種留学フェアの情報提供
- TOEFL®・IELTS・TOEIC®等の情報提供

場所：教学事務棟3階

Tel : 042(739)8660

E-mail : kokusai@tamagawa.ac.jp

ELFセンター

- ELFプログラムに関すること

Tel : 042(739)7443

○購買部 (Campus Store TAMAGAWA)

<http://tamagawa-cs.jp/>

- 教科書、書籍、文具、オリジナルグッズ等に関すること

場所：玉川学園前駅北口前

教学部

履修、授業、試験、成績、学籍等をサポートしています。

窓口取扱時間

授業運営課 月～金曜日 8:30～17:00（平常授業が行われる土曜・祝休日を含む）

*土・日、祝日、大学が定める休日は除きます。

証明書発行カウンター 月～金曜日 9:00～17:00

教学部は、大学、大学院、専攻科の教務・学務的事項、各学部の運営・管理のサポート、および父母会に関する業務などの大学事務全般をとり行っています。約7,000名強の大学生・大学院生に対応して、教務課、学務課、授業運営課、教育学修支援課が業務を行っています。

円滑な授業運営、カリキュラムや時間割の編成、大学で行われる行事の計画運営など、教員が行う授業を支えながら、より質の高い教育ができるように支援しています。

■UNITAMA

UNITAMA（教学システム）は学生呼出、掲示、休講情報、教室変更などの連絡の他に、履修登録、時間割照会、成績照会などの情報を確認することができます。



教務課

学校運営の基本となる学則管理や各種の委員会支援、教員に関わる業務を行っています。

学務課

学校行事関係業務、大学各部の業務計画に関する業務を行っています。

授業運営課

学籍管理からはじまり、学生要覧の作成、証明書の発行、授業運営に関する直接的な事柄を受け持っています。

教育学修支援課

ラーニング・コモンズ、ITサポートデスクの管理・運営に関する業務を行っています。

ラーニング・コモンズ

皆さんの学修を支援し、学修の場を提供します。

窓口取扱時間

月～金曜日 8:30～21:00（平常授業が行われる土曜日・祝休日を含む）

土曜日 9:00～17:00

*大学が定める休日は除きます。

*定期試験期間中および長期休暇中については別途お知らせをします。

*サポート・デスクでの対応時間は上記とは異なります。



ラーニング・コモンズは学生の皆さんのが自由に利用する学修の場です。3階には共通学修エリアとサポート・デスク（ITサポートなど）、4階には専門の教員による学修支援のサポート・デスクを開設しています。

3階 共通学修エリア

授業時間外の学修の場を提供します。大学の学修は授業が中心になるのはもちろんですが、授業外の学修も重要です。それは、授業内容を理解する学修もあるでしょうし、授業で出された課題を作成することもあるでしょう。また、その方法として、個々に落ち着いて、静かな環境で学修することもあれば、グループでディスカッションをとおして理解を深め、学び合うこともあるでしょう。ラーニング・コモンズは話し合いながら学修できる場であり、また、取組の内容や人数などにより自由に机や椅子を動かし、それに合った学修の場を作れるところです。少人数向けに仕切った部屋やプレゼンテーションの練習をする場も用意しています。是非、利用してください。

また、3階にはITサポートを中心としたサポート・デスクも設置しています。MyPCやBlackboard@TamagawaなどIT利用のサポートや授業で活用するコンテンツを作成する支援をするだけでなく、ラーニング・コモンズ内で使用するメディア機器やディスカッションなどで使用する備品の貸出もしています。詳しくは、別冊「e-Educationガイド」で確認してください。

4階 学修支援

レポート課題が出されたけど書き方がわからない、さまざまな情報が必要なのにどうやって集めたらよいかわからないなど、勉強していくともちよと躊躇してしまうこともあるでしょう。そのようなときには4階のサポート・デスクを訪ねてみてください。ライティングや英語、簿記（会計学）など多様な分野を専門とする先生方が、皆さんの学修の後押しをします。もちろん、答えを教えるのではありません。ちょっとしたつまずきを乗り越える支援をします。対応内容やスケジュールは別途掲示等でお知らせします。

学生センター

あなたの大学生活を応援します。

■場所：大学教育棟2014 4階



窓口取扱時間

月～金曜日 8:30～17:00 (平常授業が行われる土曜・祝休日を含む)

* 土・日・祝日、大学が定める休日は除きます。

* 奨学金・クラブ等の書類の手続きは月～金曜日で行ってください。

本学で学ぶ皆さんには、最高学府に学ぶ者として、自らの専門の学問を修めると同時に道徳性、芸術性、宗教性等の幅広い教養と、健康な身体を有した「個性的全人」へと成長していくことが求められています。そのためには、研究室や教室における勉学だけではなく、その基盤となる普段の生活や、課外活動の分野での充実も不可欠なことです。主に、こうした面で皆さん一人ひとりの成長のお手伝いをしようというのが学生センターです。

学生課

生活全般・課外活動に係わることを取り扱っています。

奨学金／保険・見舞金／学生表彰／アパート紹介／アルバイト・ボランティア紹介／クラブ活動／マナー指導／他

学生課では、奨学金の申請にかかる支援、授業中や課外活動中に発生したケガに対する保険の申請、さらに、学業や社会生活の面で活躍した皆さんの表彰のとりまとめなどをしています。

また一方で、支援やサービスに関する業務の他、本学で禁止している自動車・バイクによる通学や、マナーや服装の乱れに対応しています。皆さんへの支援を旨とするとは言っても、我ままや、他人に対する迷惑行為に対しては厳しく指導しています。

さらに、課外活動に対する支援も行っています。クラブ活動は、皆さんの自主的な活動を重んじてはいますが、大切な教育の場であるとの認識のもと、支援委員会を組織して、皆さんの活動を支援しています。

学生相談室

学生生活上の相談に対応しています。

本学では「担任制」をとり、担任が学生の生活指導や相談に当たっていますが、より広く、より深く皆さんの相談にのり、悩みを解決するために学生相談室を設けています。ここでは、授業のこと、クラブ活動のこと、留学、友人関係、経済問題、悪質商法、特殊宗教の勧誘、セクハラ問題等々、多岐にわたって相談を受けています。

学生センターオフィシャルサイト

奨学金情報、アルバイト情報、課外活動情報、イベント情報、防犯対策など学生生活に役立つ情報が満載です。



<http://student.tamagawa.ac.jp>

教育学術情報図書館

大学、大学院はもちろん、玉川学園全体の知的情報の中核です。

開館時間

- 平 日：8:30～21:00
- 土曜日：9:00～17:00

*定期試験対応期間（7月・1月）は日曜日・祝日も開館します（9:00～17:00）。

休館日：日曜日・祝日・年末年始・夏期一斉休暇・特別行事日

なお、上記開館時間は変更になる場合があります。臨時休館や開館時間の変更はその都度掲示等で連絡します。



<http://www.tamagawa.ac.jp/library/calendar/>

本学の図書館は、現在和書62万冊、洋書30万冊、学術雑誌・新聞等8,500種、ビデオ・CD・DVDなどのAV資料3万4千点を所蔵しています。また、各種データベースや電子ジャーナルを取り揃え、学習に、研究調査に、教養に十分活用できる、親しみやすい機能的な図書館として運営されています。

構成と内容

ライブラリー・サービス・カウンター（2階）	メインカウンター。 貸出・返却のほか、他大学図書館所蔵資料の閲覧・複写申込みや図書館利用に関する各種相談を担当しています。
個人学修席（1階）	静かに個人で学修するための閲覧席です（約70席）。
Cubicle（1・2階）	より静かな環境で考えをまとめることのできる学修個室です（96席）。（予約制）
開架図書（1・2階）	各学部の専門分野に関する図書を配架しています。 自然科学（数学・物理・化学・地球・生物・植物・動物・医学）・技術・工学・産業・農学・芸術・言語・文学
参考図書（2階）	辞書・事典・年鑑・目録・索引・人名録等を配架しています。
文庫本・新書（2階）	岩波文庫／岩波新書／岩波現代文庫・中公新書・ちくま新書・講談社現代新書／講談社学術文庫・東洋文庫等を配架しています。
学術雑誌／大学紀要／新聞縮刷版（1・2階）	2階開架書架に学術雑誌・大学紀要の新刊号（最新刊行年1年分）、1階集密書架に学術雑誌・大学紀要のバックナンバーと新聞縮刷版を配架しています。
自動書庫	国内最大を誇る自動書庫です（約851,000冊収容）。 OPAC（蔵書検索）にアクセスし、画面上で自動書庫所蔵図書の貸出予約をすれば、5～10分程度でお知らせメールが届き、2階のライブラリー・サービス・カウンターで受け取ることができます。
Academic Square（2階）	国内主要全国紙・英字新聞を読むことができます。
おやじさんの書斎（2階）	玉川学園創立者小原國芳先生の生前の書斎を再現しています。
電子書籍・電子教科書（4階）	英語多読図書（Graded Readers）などの電子版書籍を利用することができます。

借りられる期間

貸出期間および冊数は「通常貸出」「夏季・冬季・春季休暇長期貸出」「卒業研究用長期貸出」の3つに区分されています。

○通常貸出	
貸出期間	2週間以内
貸出冊数	10冊
○夏季・冬季・春季休暇長期貸出	
貸出期間	休暇期間内
貸出冊数	10冊
○卒業研究用長期貸出（4年生）	
貸出期間	1ヶ月以内
貸出冊数	15冊

貸出・返却の方法

- (1) 貸出手続きは、希望の資料とともに学生証をカウンターに提出してください。
- (2) 返却する場合は、2階のライブラリー・サービス・カウンターに返却してください。閉館時は1・2階エントランスの返却ポストに入れてください。
*借りたい本が、先に誰かに貸出されている場合には予約ができます。
*自動貸出機が1・2・4階に設置されています。カウンターに行くことなく、ICキャンパスカード（学生証）とICタグが添付された図書を貸出機に置いてセルフ方式で本を借りることができます。

利用状況の確認



現在借りている本を図書館ホームページまたは携帯電話から確認することができます。



利用状況の確認を利用するには、大学が発行するメールアドレスを取得していることが条件です。取得しているにもかかわらず、認証エラーになってしまうときは、図書館カウンターまで申し出てください。



<http://www.tamagawa.ac.jp/library/login/>
(携帯) <http://www.m-tamagawa.jp/>

図書館でのマナー

- (1) 図書や雑誌を汚したり、書き込みや、切り取りは厳禁です。
- (2) 談話や音読は謹んでください。
- (3) 指定された場所以外での喫煙・飲食は一切できません。
- (4) 館内での携帯電話の通話はご遠慮ください。電源を切るか、またはマナーモードに設定するなどして、他の利用者の迷惑にならないようにしてください。
- (5) 図書館内のコピー機では私物のコピーはできません。



- ・借りた資料は、いかなる場合でも他人に又貸ししないでください。
 - ・返却期間は厳守してください。
- 期限に遅れた場合は、超過した日数だけ貸出を停止します。
- ・図書館資料は丁寧に扱ってください。
- 資料の紛失・破損・汚損に対しては同一資料または相当の代金をもって弁償していただきます。

コンピュータによる検索

インターネットに接続されたパソコンから所蔵資料の検索ができます。書名・著者名・主題からの検索も可能です。



<http://www.tamagawa.ac.jp/library/search/>

データベース検索サービス

図書館では主に次にあげるデータベースの検索を提供しています。

(*は学内からの接続に限ります)

magazineplus *	国内一般誌・ビジネス誌索引
JDream Ⅲ *	科学技術論文索引
日経テレコン21 *	日経新聞や企業情報
毎索 *	毎日新聞記事
聞蔵 Ⅱ *	朝日新聞記事
ProQuest *	デザイン・工芸、農学、生命科学、医学・薬学関連のデータベース
SciFinder *	化学・物質関連データベース
Linguistics Abstracts Online *	言語学関連のデータベース
EBSCOhost *	人文・社会・自然科学関連の電子ジャーナル
Web of Science *	人文・社会・自然科学関連の電子ジャーナル。充実の引用文献検索機能。
CiNii Books	全国の大学図書館の蔵書検索
CiNii Articles	学会誌、研究紀要、引用文献索引。一部雑誌は電子ジャーナルとして読める。
World Cat	世界の図書館の蔵書検索

これらにより、スピーディに文献の調査が行えます。詳しくは2階ライブラリー・サービス・カウンターに相談してください。

携帯電話による情報提供サービス



インターネット対応の携帯電話を使って、① お知らせ ② カレンダー（閉館情報）③ 目録検索 ④ 貸出情報（自分が借りている本の確認）を参照することができます。



貸出情報を利用するには、大学が発行するメールアドレスを取得していることが条件です。取得しているにもかかわらず、認証エラーになってしまうときは、2階ライブラリー・サービス・カウンターまで申し出てください。



（携帯） <http://www.m-tamagawa.jp/>

論文・レポートを書くための文献探索ガイド

レポートや論文を作成するには、オンライン・データベース等を使って必要な資料を効率よく収集することが大切です。図書館では、皆さんの情報検索と活用能力を高め、レポートや論文作成の能力向上を図るために『文献探索ガイド』を実施しています。「基礎編」と「テーマ別検索編」があります。

他大学図書館資料の閲覧や文献コピーの取り寄せ

本学図書館が発行する「図書利用願（紹介状）」によって、他大学図書館の資料を閲覧することができます。また、文献のコピーの取り寄せも可能ですので2階ライブラリー・サービス・カウンターに相談してください。

国立国会図書館や他大学図書館の図書を借り受ける

国立国会図書館や他大学図書館の図書を借り受けることができます。ただし借り受けた図書を本学図書館から貸し出すことはできません（著作権法）。閲覧のみ可能です。

キャリアセンター

キャリアセンターでは皆さんの就職活動を支援しています。

■場所：大学教育棟2014 4階



窓口取扱時間

月～金曜日 8:30～17:00 (平常授業が行われる土・祝休日は開室)

学生生活の過ごし方は、卒業後の進路決定に大きな影響を与えます。進路の選択は大学院進学、企業への就職や公務員・教員としての入職など個人によりさまざまです。

キャリアセンターでは各学部および教学部と連携をとりながら各学部が目指す人材育成、あるいは学生個々の就職活動に向けた入学後からアドバイスや情報提供などの業務を担当いたします。また、年間を通じ企業等から、求人情報を収集し社会の要求を学生に伝えると共に送り出す支援に取り組んでいます。



職業社会に対する情報量と関心を高め、目標を持つことが重要です。1・2年次より積極的にキャリアセンターを利用しましょう。

主な業務

- (1) 企業・公務員(保育士を除く)就職を希望する学生への就職活動支援
- (2) 企業・公務員(保育士を除く)の採用情報収集・就職斡旋に関する業務

就職活動支援

企業・公務員(保育士を除く)就職希望者の活動支援のために下記事項を実施しています。主たる行事は、3年次において実施します。

- (1) 就職ガイダンス
就職活動を始めるためのガイダンス・内定者体験報告・採用動向・就職活動におけるマナーなど
- (2) 就職講座
就職環境や企業の採用動向・企業の研究方法・就職に必要な新聞の見方・面接の方法・履歴書・エントリーシートの書き方等、社会環境を知り活動上必要なスキルを身につけることを目的とした実践型講座
- (3) SPI模擬試験
SPI模擬試験を受験し、自分の強みと弱みを確認
- (4) 個別相談・模擬面接(予約制)
随時行っています。(窓口にて受付・当日受付も可)
- (5) 4年生・卒業生など先輩との交流会
- (6) 公募型インターンシップ情報の提供
- (7) 公務員対策講座

1・2年生支援

1・2年生対象に将来の進路選択に向け視野を広げる目的で、講演会やワークショップの実施に加え、個別相談も隨時受付けています。

たまナビ（Webサイト）

玉川大学生のための「就職支援システム」です。このシステムでは、本学に届く「求人情報」や「セミナー・合同説明会情報」の参照や「企業検索」「OB・OG検索」などを行うことができます。主に学部3・4年生、院1・2年生向けの内容ですが、1年生より利用することができます。

詳しくはキャリアセンター窓口まで問合せください。



The screenshot shows two views of the Tamagawa University Navigation (たまナビ) website. The top view is the login screen with fields for 'ユーザID' and 'パスワード', and a 'ログイン' button. The bottom view is the main homepage for 'たまナビ TAMAGAWA Navigation'. It features a navigation bar with links for HOME, 企業求人検索, イベント検索, 就職活動記録, and 個人設定. The main content area displays news items under 'お知らせ' and a 'My Profile' sidebar showing a calendar for January and February, and sections for 'あなたへの新着求人情報' and 'あなたの活動履歴'.

■キャリアセンター E-mail

shushoku@tamagawa.ac.jp

キャリアセンターで扱う学生の提出書類

書類名	配布時期	内容
(1) 進路登録票	3年生・修士1年生	3年生・修士1年生全員提出。就職希望の有無にかかわらず進路予定を登録するための書類です。これに基づいて就職活動支援をします。
(2) 試験内容報告書	4年生・修士2年生 内定時	就職内定時に提出し、後輩のために記録活用している資料です。
(3) 進路届	4年生・修士2年生 進路決定（内定）時	卒業生・修了生全員提出。文部科学省・厚生労働省への報告のために必要な書類です。



●就職応募書類(卒業見込証明書・成績証明書等)の申請

これらの手続きについての詳細は3年次に行う就職ガイダンスで説明します。

年間の就職活動支援

学事日程	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
春学期授業開始				春学期授業終了 期末試験			秋学期授業開始			秋学期授業終了 期末試験		
1年生												
2年生												
3年生												
4年生												

■ 年間の就職活動支援スケジュール

- 4月: 春学期授業開始
- 5月: 初年次教育 (インターンシップ体験談)
- 6月: 公募型インターンシップ
- 7月: 初年次教育 (公募型インターンシップ)
- 8月: 公募型インターンシップ
- 9月: 初年次教育 (公募型インターンシップ)
- 10月: 秋学期授業開始
- 11月: 秋学期授業終了
期末試験
- 12月: 初年次教育 (公募型インターンシップ)
- 1月: 初年次教育 (公募型インターンシップ)
- 2月: 初年次教育 (公募型インターンシップ)
- 3月: 初年次教育 (公募型インターンシップ)

■ キャリアセンターとの面談 (ゼミ別、個人別)

■ 企業見学会

■ 公募型インターンシップ

■ 公務員ガイダンス

■ 公務員教養試験対策講座

■ 青年海外協力隊説明会

■ フォローアップガイダンス

■ 学内企業説明会

■ フォローアップ講座 (履歴書・ES編、面接編)

■ 連職診断テスト&解説会

■ 職種・業界研究会

■ 自己PR・履歴書・ES作成講座

■ S P I 対策講座&模擬試験

■ テストセンター対策模擬試験

■ 業界トップセミナー

■ OB・OG相談会

■ 面接(個人・グループ)対策講座

■ 身だしなみ・マナー講座

■ メイク講座

■ 公募型インターンシップ

■ 公務員教養試験対策講座

■ 学内企業説明会

* 2015年度予定。最新の情報はキャリアセンターに問い合わせてください。

教師教育リサーチセンター

教員、保育士等、福祉職を目指す皆さんの応援をしています。

■場所：大学8号館1階



窓口取扱時間

月～金曜日 8:30～17:00（平常授業が行われる土曜・祝休日を含む）
*土・日、祝日、大学が定める休日を除きます。

学生生活の集大成となる卒業後の進路選択の中で、小学校・中学校・高等学校、幼稚園の教員、保育士等児童福祉職などを希望している学生の皆さんには、1年次に教職課程・資格受講登録の手続から始まり、卒業までに教育実習、介護等体験や保育実習の受講が必要になります。

教師教育リサーチセンターは、教員免許や保育士資格等の資格取得を目指す学生の皆さんのために、教職ガイダンスや教員・保育士採用試験対策講座の実施など、一連の支援を行っています。また、各学部・学科の教職担当教員および教学部・通信教育事務部と連携をとり、教員・保育士等に求められる資質についての研究、情報収集、分析をしながら、社会の期待に柔軟に対応できる質の高い教員・保育士を全国の学校、児童福祉施設等に送り出すために、最新の情報提供に努めています。

幼児・児童・生徒を取り巻く生活環境、地域環境が大きく変わってきた今日、教師には、高い資質能力、実践的な指導力等が求められています。そのために、必要な授業科目の学修のほか、教育・保育に係わる実際の活動を経験し、自己を磨く努力が必要となります。教師教育リサーチセンターを積極的に利用しましょう。

主な業務

- (1) 教育実習、保育実習、介護等体験に関わる事項
- (2) 教員採用試験・保育士採用試験に関わる事項
- (3) 教育職員免許状・保育士資格等の申請に関わる事項
- (4) 教育ボランティアに関わる事項

教職サポートルーム

教員・保育士を目指す学生たちが、空き時間・放課後または長期休暇を利用して、個人や仲間で教員採用試験のための学習はもちろんのこと、模擬授業や共同討議などを繰り返し行い、実践的指導力を身につけることを目的として2011年（平成23年）4月に設置されました。

教職サポートルームには、本学で取得できる教育職員免許状に合わせた検定済教科書・指導書や、教職に関する参考書などを取り揃えているので、自学習だけでなく、実務家教員の指導を受けながら分かりやすい教材研究や指導法を身につけることも可能になっています。

教育職員免許状・保育士資格取得までの流れ

- 1年次 教職課程の受講を始める（保育士含む）、参観実習（教育学部：7月、他学部：11月）
- 2年次 【小学校・中学校教諭免許状希望者】介護等体験
- 3年次 【小学校・中学校・高等学校教諭免許状希望者】教育実習先の開拓、事前指導
【幼稚園教諭免許状希望者】事前指導、現場実習1回目
【保育士資格取得希望者】保育実習I（事前指導）、現場実習（保育所、施設）
- 4年次 【小学校・中学校・高等学校教諭免許状希望者】現場実習、事後指導
【幼稚園教諭免許状希望者】現場実習2回目、事後指導
【保育士資格取得希望者】保育実習II、III（事前指導）、現場実習、事後指導
上記の実習を含み、大学で定める所定の単位をすべて修得することで、教育職員免許状ならびに保育士資格が授与される。

たまナビ（Webサイト）


たまナビ詳細はp.104を
参照してください。

玉川大学生のための「就職支援システム」です。教員職就職求人も順次検索可能となります。

教員・保育士等福祉職の就職に関わる提出書類

書類名	配布時期	内 容	提出先
(1) 進路登録票	3年生	3年生は全員提出。就職希望の有無にかかわらず本人の進路を登録するための書類。これに基づいて就職活動支援をします。	全員 キャリアセンター
(2)※ 試験内容報告書	4年生 内定時	就職内定時に提出し、後輩のために記録活用している資料です。	教師教育 リサーチ センター
(3)※ 進路届	4年生 進路決定時	就職の有無に関わらず卒業予定の学生すべてに、進路届を提出してもらいます（文部科学省・厚生労働省への調査に卒業生全員の進路届が必要です）。	教師教育 リサーチ センター

※(2)(3)について教員・保育士等福祉就職以外はキャリアセンター提出となります。



●応募書類(証明書等)の申請

これらの手続きについての詳細は第5・6セメスターに行う就職ガイダンスで説明します。



教師教育リサーチセンターホームページ
http://www.tamagawa.ac.jp/teacher_education

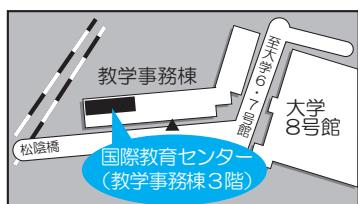
国際教育センター

皆さんの海外留学・研修を支援します。

利用時間

月～金曜日 8:30～17:30（祝休日は閉室）

*個別の留学相談については、火・木曜日13:00～16:00に行っています。



国際教育センター (Center for University International Programs) は、教学事務棟の3階にあります。ここでは、SAE (Study Abroad Experience) 海外留学・研修プログラムに関する事項を取り扱っています。皆さんのが在学中の素晴らしい国際経験のために、活用してください。

SAE海外留学・研修プログラム制度

現在海外の20数校の大学等と交流協定を結んでおり、年間約30の留学・研修プログラムを運営しています。これらのプログラムはSAE (Study Abroad Experience) と呼ばれ、長期の海外留学プログラムと短期の海外研修プログラムに分かれています。

海外留学プログラムは、留学期間約4ヶ月から1年間のもので、留学先によってTOEFL® やTOEIC®、IELTS® スコア、GPAの基準などが定められています。

海外研修プログラムは、研修期間が約3～5週間のもので夏期や春期の休暇中に実施されています。内容は語学研修・異文化体験を中心とし、ホームステイや現地の方たちとの交流なども含まれます。

この他にも語学力アップを目指す国内研修も実施しています。



国際教育センターではこのSAE海外留学・研修プログラム参加希望者のために、説明会や各種イベント等を開催しています。ぜひ参加してみてください。また、SAE海外留学・研修プログラムは「SAE海外留学・研修ガイド」や国際教育センターのホームページでも紹介しています。

国際教育センター E-mail アドレス

kokusai@tamagawa.ac.jp

Tel : 042 (739) 8660



国際教育センターホームページ
<http://www.tamagawa.ac.jp/gec/>

個別相談

海外留学や海外研修についての相談は、週2回相談時間（火・木曜日13:00～16:00）を設けてあります。それ以外の日時に相談を希望する場合は予約制となっておりますので、事前にメールまたは電話にて予約をしてください。

国際教育センターラウンジ

資料閲覧コーナーには、各国大使館や提携校等から送られてきたパンフレットなどを用意し、いつでも閲覧することができます。英語試験（TOEFL®・TOEIC®・IELTSなど）の受験に向けて、参考書等の貸し出しも行っています。また、各種留学フェアや留学相談会などのお知らせも掲示しています。

TOEFL®、TOEIC®、IELTS

TOEFL®やTOEIC®、IELTS受験希望者のために、パンフレット等を用意しています。

■ TOEFL® とは

Test of English as a Foreign Languageの略称で、英語を母国語としない人の英語力を測る試験のことです。

アメリカとカナダの大学に留学を希望する外国人学生が大学の授業についていくる英語力を有しているかを評価するため、アメリカの非営利教育団体であるEducational Testing Services(ETS)が開発しました。

TOEFL®には学校や企業内で実力テストやクラス分けテストとして使われるITP(Institutional Test Program)と英語圏の大学に正式に出願する際に必要なiBT(Internet-based Test)があります。本学のSAEプログラムに参加を希望する場合に提出可能なのは、iBTのスコアのみです。時間に充分な余裕をもって受験してください。

■ TOEIC® とは

Test of English for International Communicationの略称で、英語によるコミュニケーション能力を評価する世界共通のテストで、TOEFL®と同じくアメリカの非営利教育団体ETSが開発しました。本学のSAEプログラムに参加を希望する場合に提出可能なのは、公開テストのスコアのみです。時間に充分な余裕をもって受験してください。

■ IELTS とは

International English Language Testing Systemの略称で、TOEFLと並ぶ代表的な英語力判定テストです。

イギリスのケンブリッジ大学ESOL、プリティッシュ・カウンシル、IDP:IELTSオーストラリアが共同で管理・運営を行っています。

ELFセンター

ELFプログラムによる皆さんの英語学修を支援します。

■場所：大学5号館4階



窓口取扱時間

月～金曜日 8:30～17:30（祝休日は閉室）

ELFセンター（Center for English as a Lingua Franca）は大学5号館4階にあります。ここではELFプログラムに関する事項を取り扱っています。皆さんの英語学修向上のために活用してください。

ELFセンター

玉川大学の全学対象の英語教育プログラム、ELF(English as a Lingua Franca)プログラムは、その名称が示す通り、共通語としての英語の修得を目標としています。グローバル化の時代と言われる今日、世界における英語の使用者の80%は英語を母語としない人々と推定されています。したがって、従来のように母語話者（ネイティブ・スピーカー）の英語だけを目標とするのではなく、英語を使う全ての人々とコミュニケーションがとれるようになることを目指し学修プログラムが組まれています。ELFセンターではこのELFプログラムの運営を行っています。

チューター

大学では授業外の学修がその科目で扱う内容の理解と直結しています。しかしながら、特に英語の授業外の学修をどのように進めてよいか戸惑う学生も少なくありません。そんな皆さんのためにELFセンターでは「チューター制度」を実施しています。平日の授業外の多くの時間帯にチューターの先生方が待機していますので、所定の方法で予約し個別に指導を受けることができます。英語の学習方法、TOEIC対策、プレゼンテーションの相談など英語学修のサポートを行います。

健康院

健康院は皆さんの健康を全面的にバックアップするところです。

利用時間

月～金曜日 8:30～12:00
13:00～17:00

* 平日の12:00～13:00の間は昼休みですが、緊急の場合は受け付けます。
Tel: 042 (739) 8702

キャンパスライフを元気に過ごすには

私たちのからだには、生活のリズムをつくる体内時計という「夜は眠り、朝起きる命令を出す仕組み」があります。その仕組みは一日働いて疲れた頭やからだを能率よく休ませるようになっています。

生活のリズムがくずれると疲れやすくなったり、ぼんやりしたり、風邪をひいたり、下痢や便秘になったりと、からだの調子もくずれます。また、心とからだの健康は密接に関係しています。気づかぬうちに心の健康状態がくずれてしまい、生活のリズムに影響したり、からの不調につながることがあります。

キャンパスライフを元気に過ごすためにはバランスのよい心とからだの健康が大切です。

「人間健康理論」研究

健康院は、皆さん的心とからだの健康を全面的にバックアップするところです。通常の診療や健康診断、カウンセリングに加え、広く「人間健康理論」についての調査、研究を行うとともに健康に関する書籍の刊行や学内外での講義も実施しています。

診 療



健康院では内科を中心とした一般外来診療を行っています。診療は社会保険、国民健康保険扱いです。受診の際には必ず「保険証」を窓口に提示してください。

健康保険証について

遠隔地被扶養者証

学生一人ひとりのための個人用「健康保険証」のことです。発行を受けるには、証明書発行カウンターで在学証明書を発行し、保護者の方に送り、手続きをお願いしてください。

すでに学生本人用の健康保険証を持っている場合は、「遠隔地被扶養者証」の発行の必要はありません。

定期健康診断

毎年度はじめに行っています。日時については掲示・UNITAMA等で通知します。健康診断の結果、必要があれば精密検査、面接指導を行います。病気は早期発見、早期治療が肝心です。医療機関の紹介もしていますので必ず受けてください。

万が一受けことができなかった場合は、健康院所定の診断書用紙をもって、最寄の医療機関で健康診断（有料）を受け、その結果を健康院に提出してください。

健康診断書

就職や進学に必要な通常の健康診断書は、証明書自動発行機と健康院窓口で即日発行します。

なお、就職先や進学先の指定用紙の場合は健康院窓口で翌日発行となります。ただし、血液検査などの追加項目が含まれる場合は7日間ほどかかることがあります。なお、英文の場合は600円になります。



年度はじめの定期健康診断を受けていない場合には健康診断書は発行できません。（上記参照）

救急薬品の貸出

学校行事、課外活動などの合宿や研修旅行に対し、救急薬品の貸出を行っています。利用する場合は健康院の窓口に1週間前までに申し込み、所定の手続きを済ませてください。

心の相談

学生生活を送るうえで直面する心の健康に関する相談に対して専門の心理カウンセラーによるカウンセリング・サービスを実施しています。

相談日時の予約は健康院窓口または電話（042-739-8702）でできます。

いずれの場合でも、相談内容については本人の意向に反して他にもらることは一切ありません。

■カウンセリング・サービス実施日

月・水・木・金曜日 13:00～16:00（要予約）

教育博物館

キャンパス内ミュージアム

開館時間

月～金曜日 9:00～17:00（入館は16:30まで）

*休館日 土・日・祝日・大学が定める休日・展示替期間・その他館長が必要と認める日

玉川大学教育博物館のはじまりは、玉川学園が創立された昭和4年のわずかな教材標本にあると言えます。1969年（昭和44年）、「学園創立40周年記念展」を契機として、大学図書館内に「教育博物館資料室」が開室され、1987年（昭和62年）には、内容の充実と展示スペースの拡大を図り、現在の施設に移転。そして1996年（平成8年）、大学附置機関に改組・移行し、「玉川大学教育博物館」となりました。

現在、日本教育史資料・芸術資料・民俗資料・考古資料・シュヴァイツァー関係資料、そして創立者小原國芳関係資料、校史関係資料、さらに『ジョン・グールド鳥類図譜』（デジタルライブラリー含む）、東方正教会で敬拜される「イコン」（聖像画）のコレクションやイタリアの17世紀から19世紀にかけての絵画などを加え、多彩な分野にわたる3万点以上の貴重な資料を収蔵しています。

先人の文化遺産に直接触れ、それに触発され、未来への創造の糧となるように、この中から、毎年約500点を精選して、広く学内外に公開展示しています。また、独自の企画展も隨時開催しています。

教育博物館の利用

教育博物館で収蔵する資料は、教育史資料と美術資料が主な柱になっていますが、ほかにも人文系のさまざまなものが含まれています。

また、学芸員資格取得を希望する皆さんための実習の場としても利用されています。

文献資料を所蔵する図書館と並んで、実物資料を所蔵する博物館を車の両輪として、勉強・研究のために役立ててほしいと思います。授業の合間や実験・実習に疲れたときのリフレッシュに、ちょっと博物館で知的気分転換を、という利用も歓迎します。なお、博物館が学園中学年校舎に接していることから、利用にあたっては中学年の教育環境を乱さないような配慮をお願いします。

本館

学園の一番奥まったところにある、中学年校舎の一画に位置しています。館内には2つの展示室があり、第1展示室には歴史系の資料を、第2展示室には美術資料を展示しています。

データベース（収蔵品検索）

教育博物館が所蔵する3万点を超える資料の中から、3741点（2015年（平成27年）2月現在）を当館ホームページで公開しています。資料は定期的に追加しています。教育・芸術・民俗・考古等の分類による検索やキーワード検索が可能です。

また、本学出版部の月刊誌「全人」に1990年（平成2年）から毎号連載している「館蔵資料紹介」をアーカイブ化して公開しています。



教育博物館ホームページ

<http://www.tamagawa.ac.jp/campus/museum/>

継続学習センター

自らの付加価値を高めようとする皆さんを多くの講座でサポートしています。

継続学習センター（TUCL）は、本学の教育を補完し、皆さんの付加価値を高め、生涯学習社会を生きるにふさわしい人材の養成を担っています。また、センター主催の各種の講座は、玉川学園・大学の知的ソフトを広く社会に公開する目的ももっており、本学の学生のみならず、保護者、周辺地域にお住いの方、一般社会人の方など、幅広く受講されています。

* TUCL (Tamagawa University Continuous Learning centerの略)

継続学習センターの利用

講座案内誌『TUCL』、webサイト等で確認してください。または、直接センター事務室までお尋ねください。

■問い合わせ先

継続学習センター事務室（大学9号館）

Tel : 042 (739) 8895

2015年度（平成27年度）開講予定講座

一部の講座では学生割引料金が適用されます。詳しくは、講座案内誌『TUCL』またはwebサイトで確認してください。

講座名	講座内容
語学講座	毎日学ぶ英会話／TOEFL®対策／TOEIC®対策／中国語／スペイン語／フランス語／ドイツ語
資格・検定対策講座	パソコン整備士2級対策講座／秘書検定準1・2級対策講座／成人救急法講座／小児救急法講座／TOEIC®学内試験（年2回程度）など
教育講座	音楽教育講座
健康・スポーツ講座	ランニングを楽しむ／シンプルエクササイズ／ヨガ
芸術実習講座	ボタニカルアート／折紙を楽しむ／ペーパークラフトアートを楽しむ／ジュエリーデザイン／漆芸の魅力／フレミッシュ織／ナンタケットバスケット／指揮法入門／実践伴奏法講座 基礎集中講座／音楽療法実習を含めた基礎講座／みんなで歌いましょう／音楽個人レッスン〔ピアノ・器楽〕など
教養講座	世界遺産の魅力／世界の名作をご一緒に／ゲームを作ろう！など
自然講座	季節を楽しむフラワーデザイン／ミツバチを正しく知ろう など
日本文化講座	煎茶道入門／はじめての盛物／俳句入門講座／書に親しむ／書道一漢字基礎など



継続学習センターサイト
<http://www.tamagawa-tucl.com>

購買部 (Campus Store TAMAGAWA)

書籍、文具、TAMAGAWA グッズ、アイスなどオリジナル食品の購入ができます。

営業時間

月～土曜日 8:30～18:30

店舗紹介

玉川学園前駅北口を降り、正門に向かう途中に「Campus Store TAMAGAWA」があります。

書籍売場は、玉川大学出版部の刊行物をはじめとする教育書や資格・就職関係書が充実しており、雑誌・旅行書・文庫本・新書本コーナーもあります。書籍・文具については、販売業務を委託している紀伊國屋書店の調達網を生かし、売場に無い商品も素早くお取り寄せしています。

オリジナル商品の売場では、大学のロゴ入り筆記具やトートバッグなどのグッズをはじめ、農学部監修のはちみつやアイスなどの特産品を販売しており、プレゼントなどにも喜ばれています。

他にも、大学生向け電子辞書（在学4年間保証付き）の販売、英検・漢検等各種検定試験の受験申込、自動車教習所の斡旋など、学生生活に必要なサービスを行っています。

キャンパスストア向かいの建物には購買部ギャラリー、旅行代理店（トップツアーグループ株式会社）が入っています。



本学生は、雑誌、書籍は10%、文具（一部除く）は15%の割引になります。レジで学生証を呈示してください。

教科書の購入

授業で使う教科書については、シラバスで指定されています。購買部では、春学期・秋学期の開始に合わせて学内に教科書販売会場を特設し、指定教科書および参考文献を販売しますので、決められた期間内に購入してください。

購入には、教科書購入システム MyKiTS（マイキツ）からの注文が必要です。MyKiTS利用方法については、販売開始前にUNITAMAで案内いたしますので、よく読んでから購入してください。



購買部ウェブサイトの教科書販売のページ
http://www.kinokuniya.co.jp/04f/tamagawa/textbook_univ.html

食 堂

キャンパス内に食堂は4つの施設、7つの店舗があり、どこでも好きな店舗が利用できます。

食堂の利用とマナー

各店舗がそれぞれに工夫したメニューを用意していますので、各自の希望によってどこでも好きな店舗を利用できます。

なお、全学共有の施設で誰もが気持ち良く利用できるように、マナーを守って利用してください。



●食堂でのマナー

- (1) 食堂はすべてセルフサービス制です。料理を受け取る時だけでなく、使用済みの食器についても責任を持って所定の場所に返却しましょう。
- (2) 混雑時は詰め合い譲り合いましょう。
- (3) 荷物を置いての席取りはやめましょう。荷物の放置は紛失や盗難の被害にあう場合があります。放置荷物は忘れ物とし撤去します。
- (4) 昼食時間帯の食事以外での利用は控えましょう。

店舗の紹介

名 称	場 所	営 業 時 間 等	
りんどう食堂	玉川学園講堂前	食 事	10:00 ~ 15:30
		売 店	8:30 ~ 18:00
Restaurant Keyaki	大学8号館前 KEYAKI 2階	食 事	10:00 ~ 15:00
Cafe Beehive 生活彩家	大学8号館前 KEYAKI 1階	カ フ ェ	7:30 ~ 19:00
		コンビニ	7:30 ~ 21:00
Cafe Beehive	大学教育棟2014 4階	カ フ ェ	10:00 ~ 17:00
Snack Bar Green house Cafeteria Sakufu	朔風館 2階	売 店	8:30 ~ 21:00
		食 事	10:00 ~ 16:00

* 土・日・祝日および大学が定める休日の場合は、基本的に休業日とします。

* 大学生の授業期間以外は、店舗ごとに短縮営業または休業となります。

* 食堂の営業時間は変更になる可能性があります。変更の場合は、掲示等でお知らせします。

その他支援グループ

その他にも、たくさんのグループが皆さんの大学生活を支援しています。

本学には前述したグループの他にも皆さんの大学生活を直接的、間接的に支援するグループがたくさんあります。

皆さんのが直接利用する機会は少ないかもしれません、ここにその一部を紹介します。

学術研究所

玉川大学の付置研究所として、学術・文化の諸領域にわたる専門的・学際的・総合的な研究活動を推進、6センターを設置して、国内外の諸機関等との共同研究・研究交流を行うとともに、広く学術・文化の発展と向上に貢献することを目的として活動しています。



学術研究所サイト
<http://www.tamagawa.jp/research/academic/>

脳科学研究所

基礎脳科学研究センター、応用脳科学研究センターの2研究センターが連携しながら、脳について幅広い研究を推進しています。脳の働きを解明して「人間とは何か」を追究する、世界でも最先端の脳研究拠点です。本学の各学部、大学院との連携を密にし、脳機能理解の素養を身につけた教育者や技術者の養成への貢献も重視しています。



脳科学研究所サイト
<http://www.tamagawa.jp/research/brain/>

量子情報科学研究所

巨視的な量子現象を応用した情報通信技術の開発を目的とした研究拠点です。理論と原理実験の研究を担う量子情報科学研究所センターと、理論研究の成果をもとに実用化へ向けた研究を担う超高速量子通信研究センターが設置されています。両研究センターが連携して、本学オリジナルの次世代情報通信技術を世界標準にする研究が進められています。



量子情報科学研究所サイト
<http://www.tamagawa.jp/research/quantum/>

教育企画部

玉川学園・玉川大学の教育研究等諸活動に関わる調査および企画、ならびに広報に関する業務、また、玉川学園ナナイモ校地の管理運営に関する業務を行っています。

広報を担当している広報課では、ホームページや公式Facebookページの管理運営、学園の総合パンフレットの制作、新聞・テレビ等メディアへの情報発信などを通して、玉川学園全体の広報活動を行っています。

総務部

学校の管理部門として、総務、庶務、施設管理、物品調達・管理、環境保全、情報システム運用、安全管理、印刷物制作、個人情報保護などに関する業務を担当し、学校全体の活動を支援しています。

安全管理を担当しているキャンパス セキュリティ センターでは、危機管理での初動体制を整え、生徒・学生・教職員の安全確保と被害の最小限化に向けて活動しています。また、事故を未然に防ぐという考え方から、安全教育および避難訓練等の支援、日常的なキャンパス内の巡回警備も大切な役割です。

経理部

経理部は、学生生徒納付金収納をはじめ予算決算、資金、経理、募金などに関する業務を行っています。

教育ローンなど学費に関する相談にも応じています。

出版部

玉川学園創立時から活動している伝統ある部署です。教育を中心とした学術書・教養書から児童書・絵本、学生向けの教科書まで幅広い分野の書籍を刊行しています。

学園の広報誌『全人』を発行しているのも出版部です。

特別施設

校舎や体育施設の他にも教育施設はいろいろあります。

礼拝堂

礼拝をはじめ、式事・講演等が行われます。創立まもない1930年（昭和5年）、聖山の9合目に念願の礼拝堂が建てられ、1931年（昭和6年）にシカゴのキンポール社から購入したパイオルガンは、当時日本では礼拝用として最大のものでした。

現在の礼拝堂は竣工当初の姿とは異なり、基本的な外観や内観を維持しながらも、外部廊下の変更、構造補強、外壁の張り替えなど経て、2012年（平成24年）5月には約半年間をかけた耐震補修工事が行われ、今日のような姿になっています。幾万人の学生・生徒・児童・教職員が祈り続けてきたところです。

講 堂

講堂は視聴覚センター棟正面にあり、ここでは有名演奏家による音楽演奏会や、学内の音楽発表会、講演会などが催されており、学生・教職員の研鑽の場となっています。

本格的演奏会場として設計された、客席数504席、フルオーケストラが演奏可能なステージを持つ音楽専用ホールです。固定反響板の設備により、約1.5秒の残響時間を得ており、2台のフルコンサートピアノ「オーストリア製ベーゼンドルファー」「ドイツ製スタインウェイ」があります。音響・照明設備も、音楽演奏会を催すのに十分な機能を持っており、3点吊りマイクによる録音や、スポットライトによる舞台照明が可能な設備となっています。

小原記念館

創立者・小原國芳夫婦の住まいでした。小原國芳の遺志により学園に寄贈され、現在は賓客をお迎えする場となっています。

小原國芳の書斎は今もそのまま保存され、新入生懇談会の折などに見学できるようになっています。

松下村塾

礼拝堂のある丘（聖山）中腹に松下村塾（しょうかそんじゅく）があります。本学の教育目標の1つである塾教育の象徴的存在として、1957年（昭和32年）に通信教育の学生によって立案され、その意志を受けついだ学生達の労作によって1967年（昭和42年）に建てられたものを2012年（平成24年）に建てなおしました。

山口県萩市にある吉田松陰（1830～59）の私塾、松下村塾を模築したもので、クラブ活動やゼミ、座談会など教育的に意義のある会合に利用できます。

咸宜園

松下村塾の礼拝堂寄りに咸宜園(かんぎえん)があります。江戸末期の教育者広瀬淡窓(1782～1856)の私塾で、松下村塾同様、多くの有為な人材を育てました。大分県日田市に現存する咸宜園塾秋風庵の模築で1967年(昭和42年)、私塾精神を学ばんとする学生有志の立案により、1969年(昭和44年)の完成まで2年7ヶ月にわたる労作によって建てられたものを2012年(平成24年)に新しく建てなおしました。松下村塾と同様に、教育的に意義のある会合に利用できます。

箱根須雲塾

総合農学研究センターの箱根自然観察林の中にあり、本部棟、男子棟、女子棟の3棟で構成されている宿泊研修施設です。1978年(昭和53年)にカナディアン・シーダーハウスの施設が完成し、幼稚部から大学までの実習、研修、ゼミおよび林間学校等に利用されていました。

現在は農学部の実習および卒業研究の調査や研究の場として利用されています。

玉川学園ナナイモ校地

カナダ、ブリティッシュ・コロンビア州バンクーバー島のナナイモ市郊外に位置し、豊かな自然に囲まれた面積約32万m²の施設です。農学部と地元バンクーバー・アイランド大学との共同プログラムが行われています。さらに教育学部の野外教育演習や玉川学園8年生の体験学習プログラムが展開されるなど、玉川大学および玉川学園の海外研修プログラムの北米の拠点として、幅広く利用されています。

総合農学研究センター

学内農場教育の場とともに生物資源・機能開発・保護および環境・生態などを学ぶ総合教育研究フィールドです。各学科および領域で教育・研究に利用されるほか同キャンパス内の園児、児童生徒の体験学習や野外教育の場として活用されています。

総合農学研究センター・北海道 弟子屈農場

北海道東部の弟子屈町美留和に位置し、面積約77万m²の施設です。資源循環型教育・研究施設を目指し、肉牛の飼育やブドウの試験栽培を行っています。また美留和地区演習林も含めて生物資源学科および生物環境システム学科の環境実習教育の場として利用するだけでなく、放牧利用による低コスト肉牛生産技術の確立、野生動・植物の生態調査などの研究が行われています。

さらに同町の屈斜路湖畔に隣接した、面積約46万m²の弟子屈演習林ではトドマツ、アカガシマツ、カラマツ、グイマツなどの北方系の樹種が植林されています。同フィールドは生物資源学科および生物環境システム学科の実習教育の場として利用されています。また、北方系樹木見本園やミズナラ、シラカンバ学術参考林を設け北方系森林の生態に関する研究が行われています。このほか針広混交林の生態調査など卒業研究の調査研究の場として利用されています。

鹿児島 南さつま久志農場

鹿児島県薩摩半島の最南西端南さつま市坊津町に位置するフィールド・サイエンス部門の施設です。無霜地帯の同施設では、熱帯・亜熱帯原産の植物の機能開発を目的として露地やハウスで試験栽培を行っています。現在、ポンカンを中心とした多様なカンキツ類の適性試験やマンゴーやパッションフルーツなど熱帯植物の特性を調査しています。同施設は生物資源学科および生物環境システム学科の実習教育の場として利用されています。このほか照葉樹林帯の生態調査や東シナ海における海浜生物の調査研究の場としても利用されています。

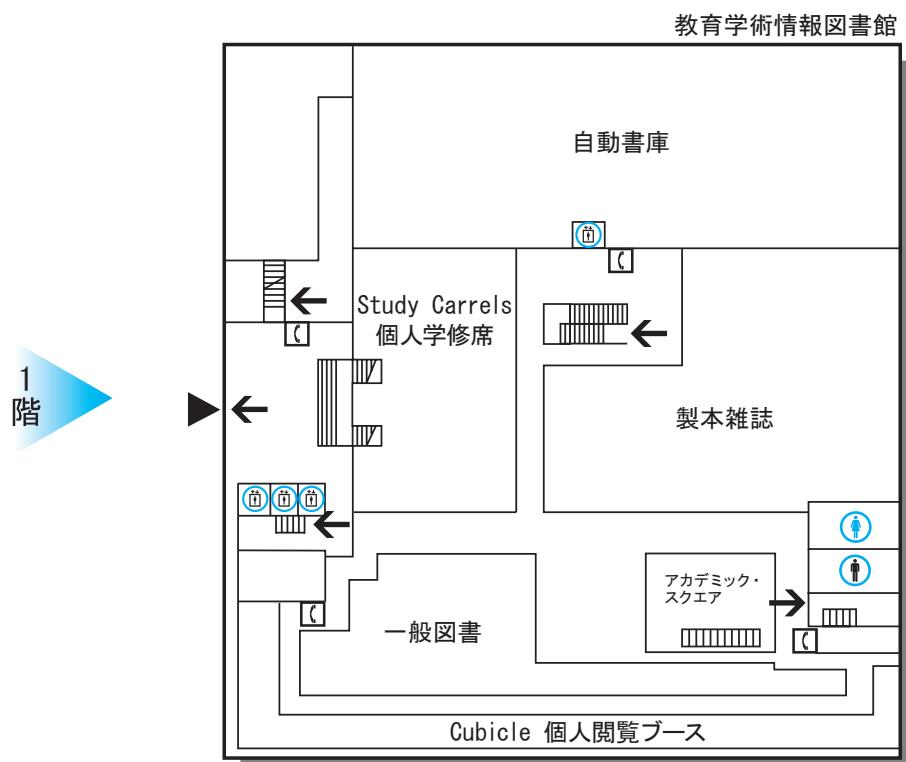
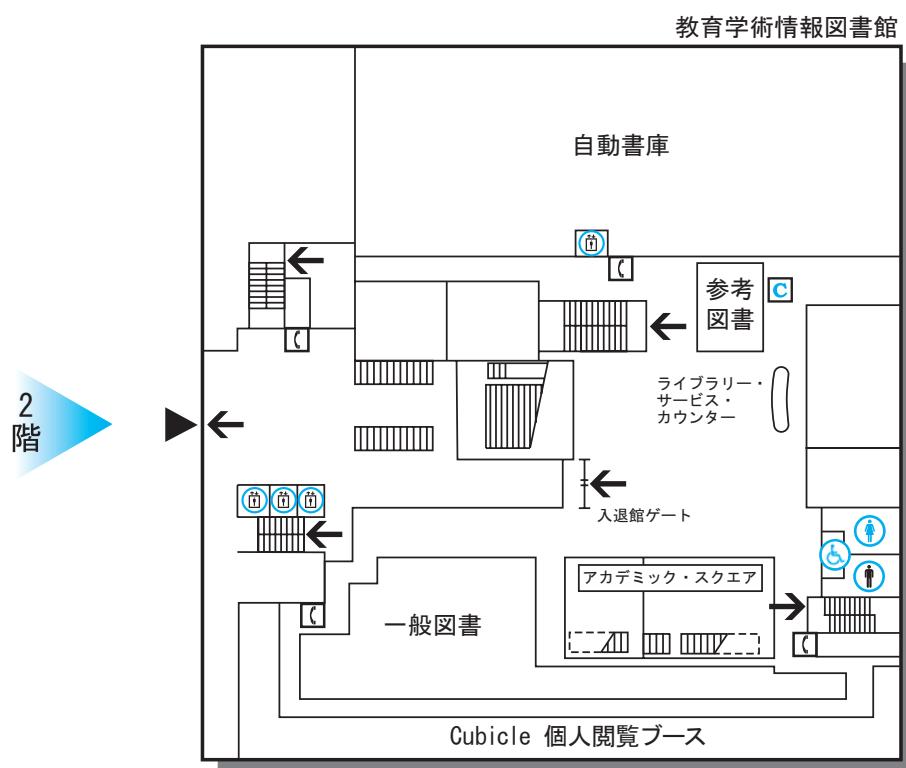
箱根自然観察林

富士箱根国立公園の箱根に位置し、面積は110万m²のフィールドを有しています。標高差が500mあり暖帯から温帯性の気候に属しているため、生態系の変化に富んでいます。自然環境教育の場として、植物観察や実験・演習などが展開されているほか、生物資源学科、生物環境システム学科の自然教育の場や生涯学習の場として幅広く利用されています。

VII

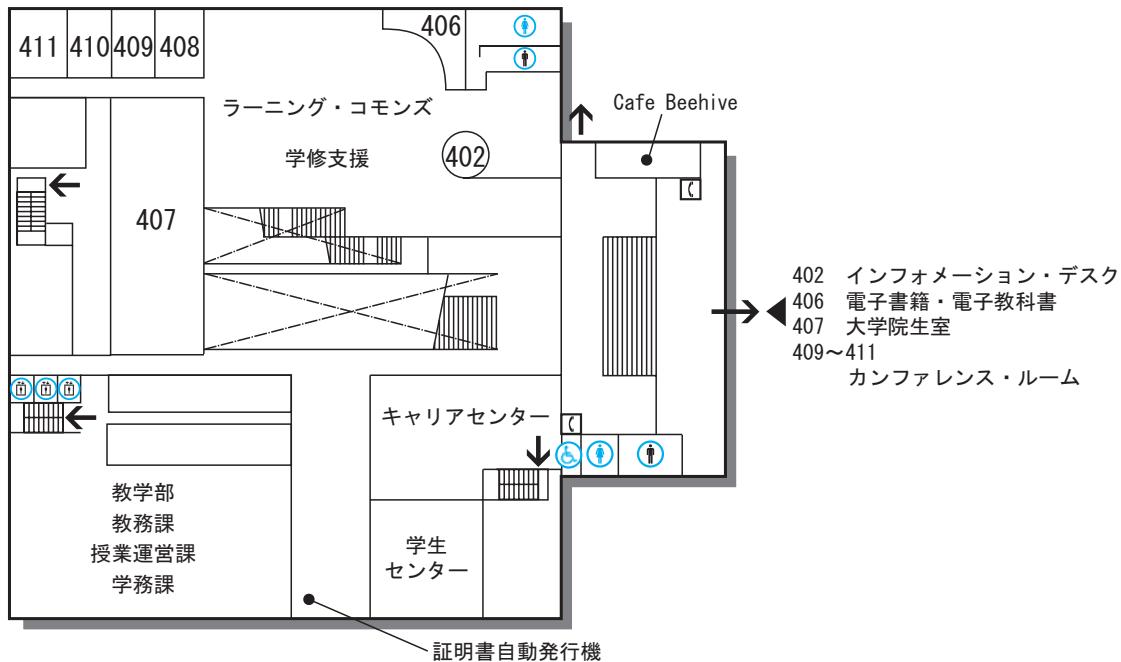
校舎案内

大学教育棟2014（1・2階）

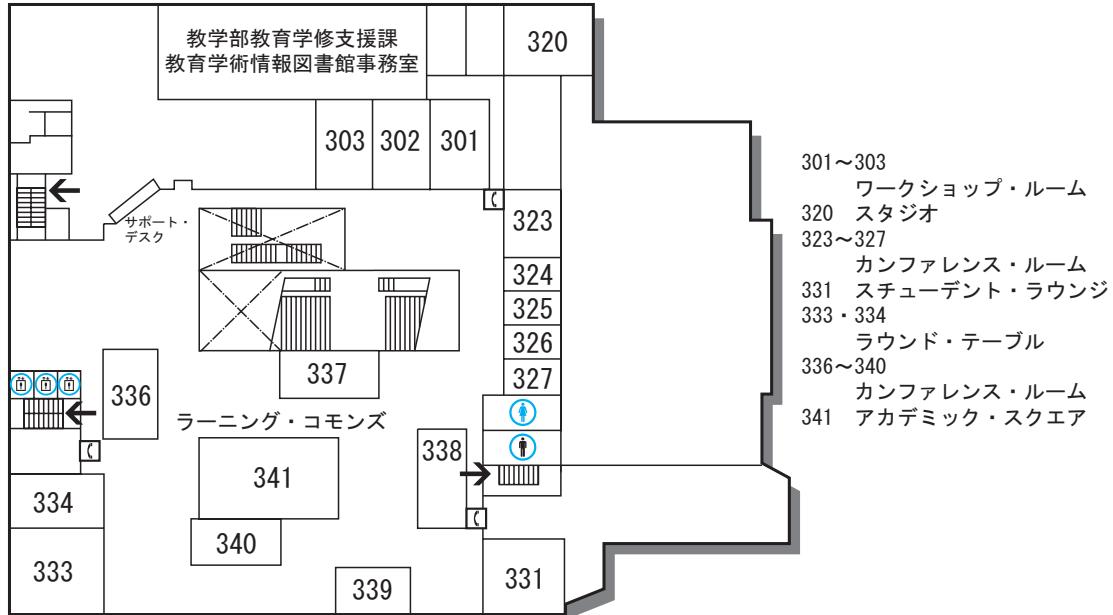


大学教育棟2014 (3・4階)

4階



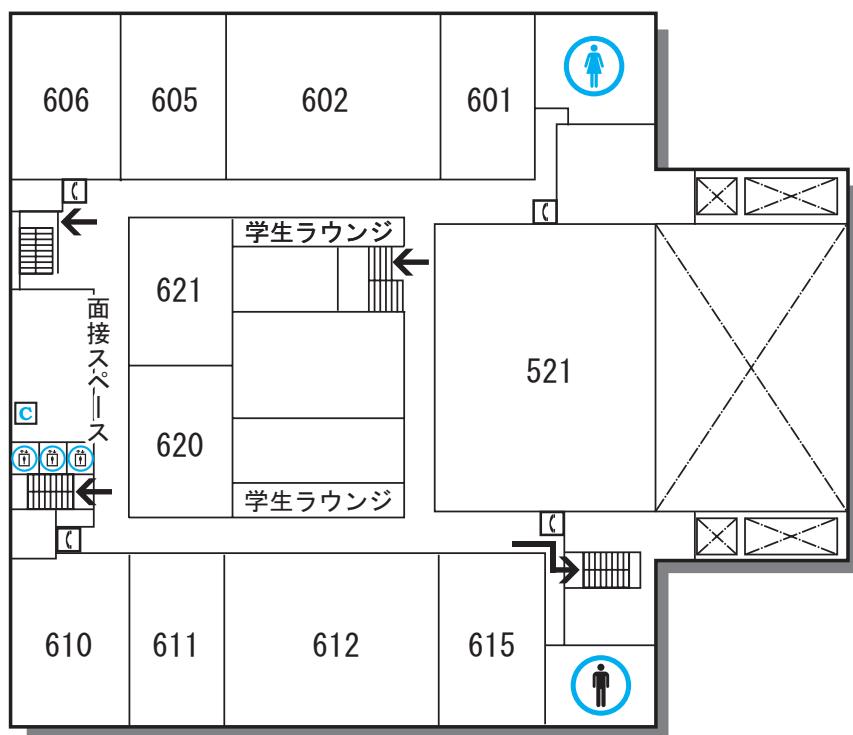
3階



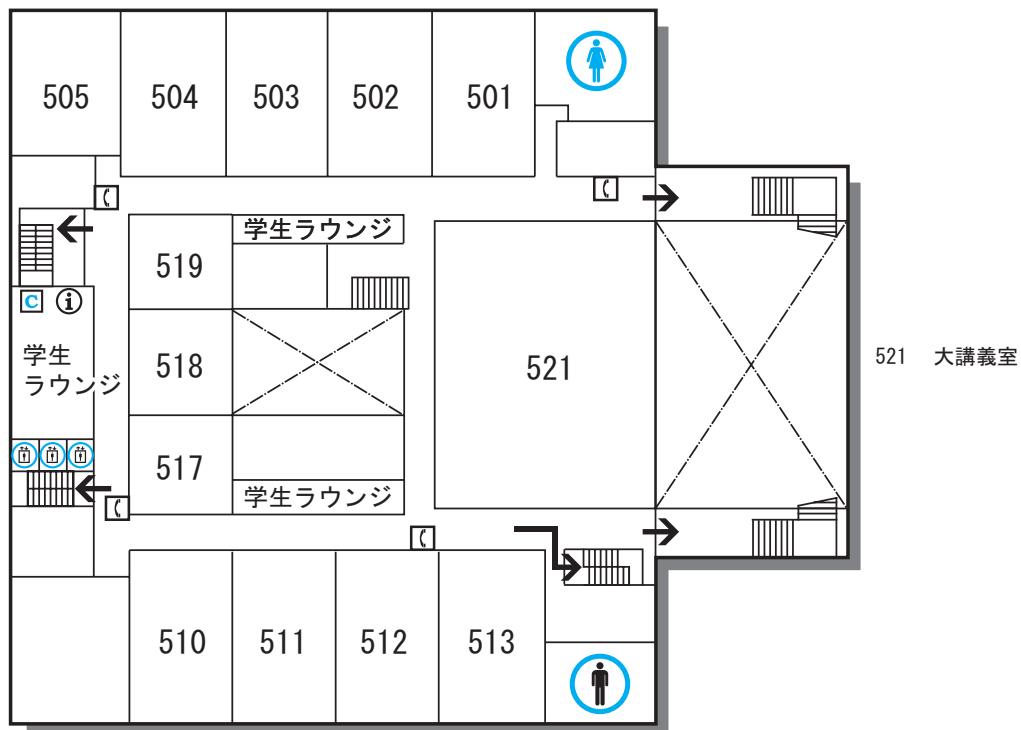
- ▲ 校舎出入口
- 揭示板
- 男子トイレ
- 女子トイレ
- ← 避難経路
- 多目的トイレ
- 男子ロッカー
- 女子ロッカー
- エレベーター
- コインコピー機
- 緊急電話

大学教育棟2014（5・6階）

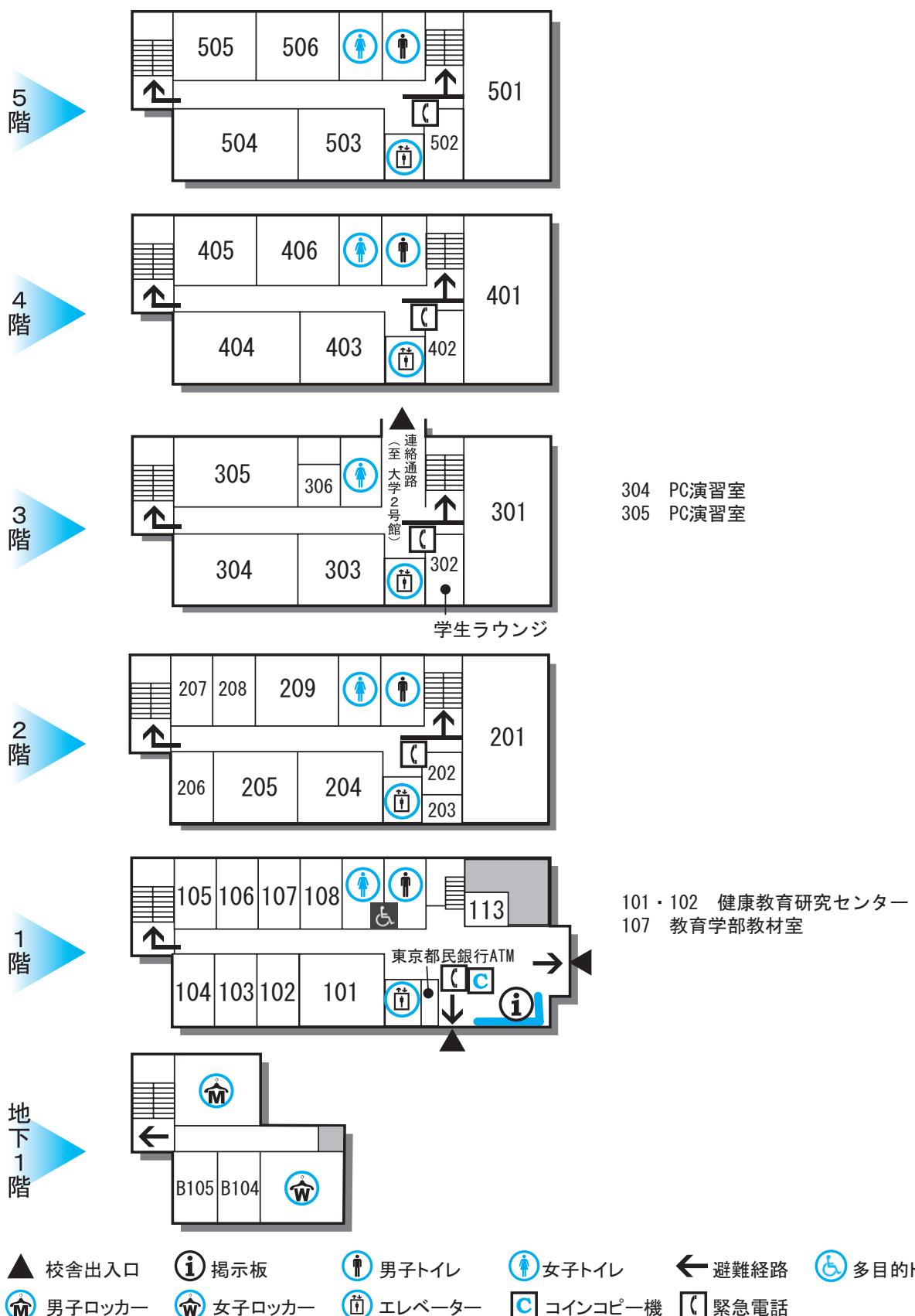
6階



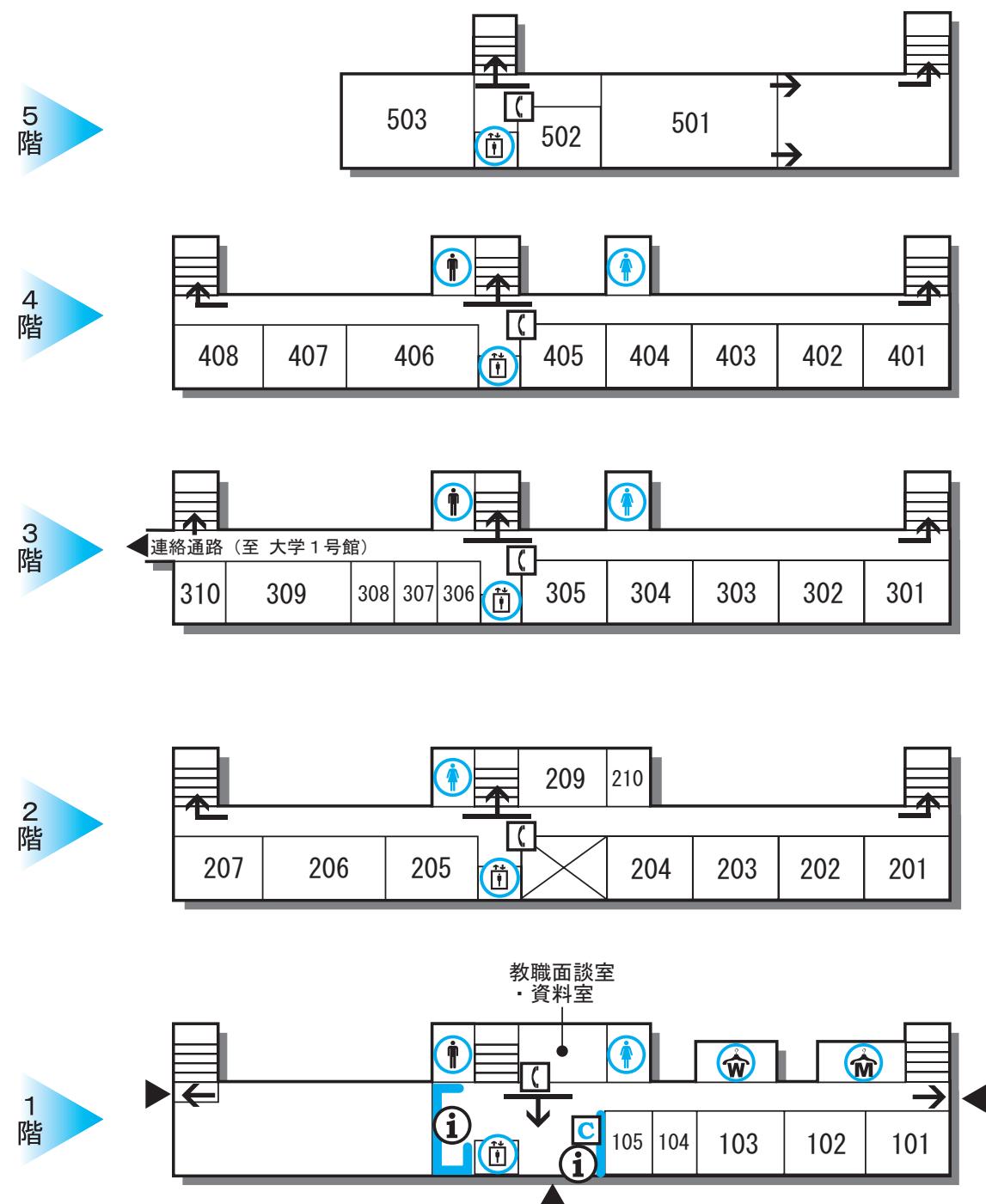
5階



大学1号館

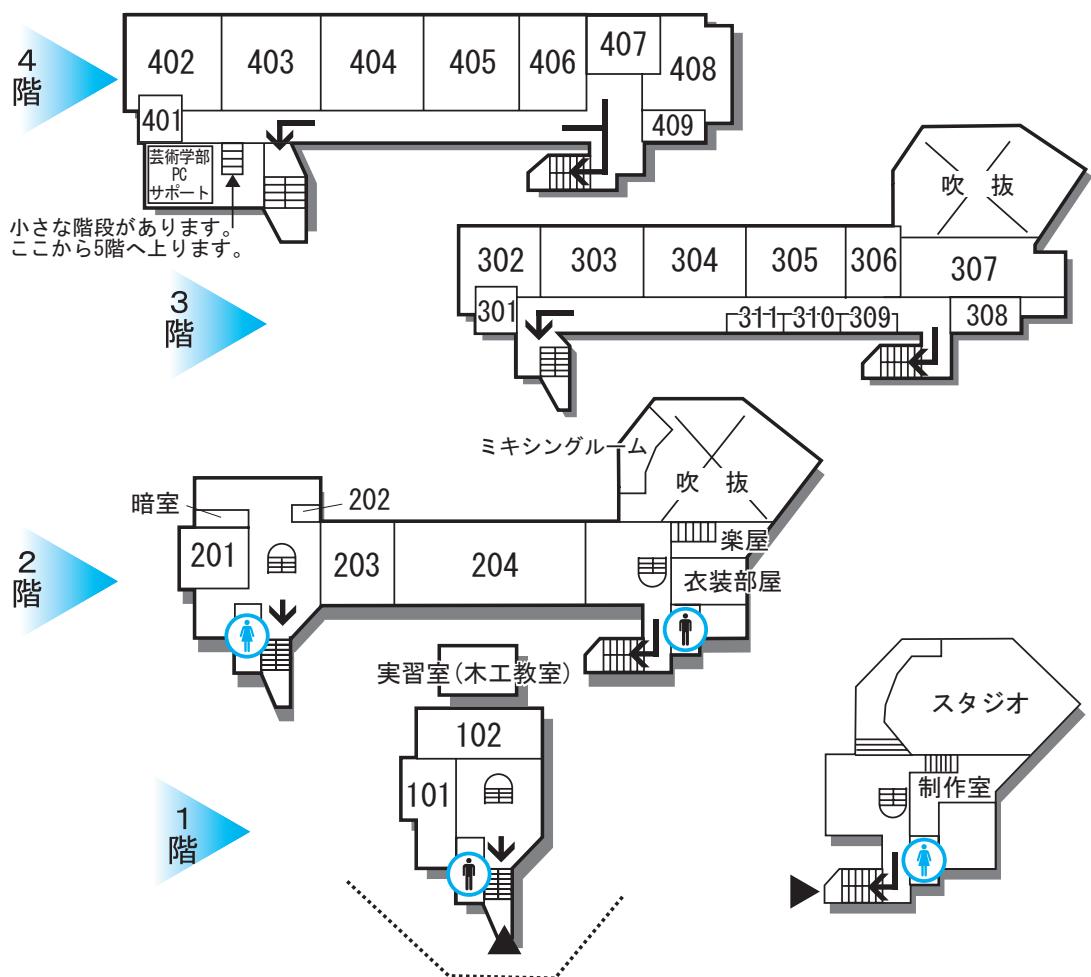


大学2号館

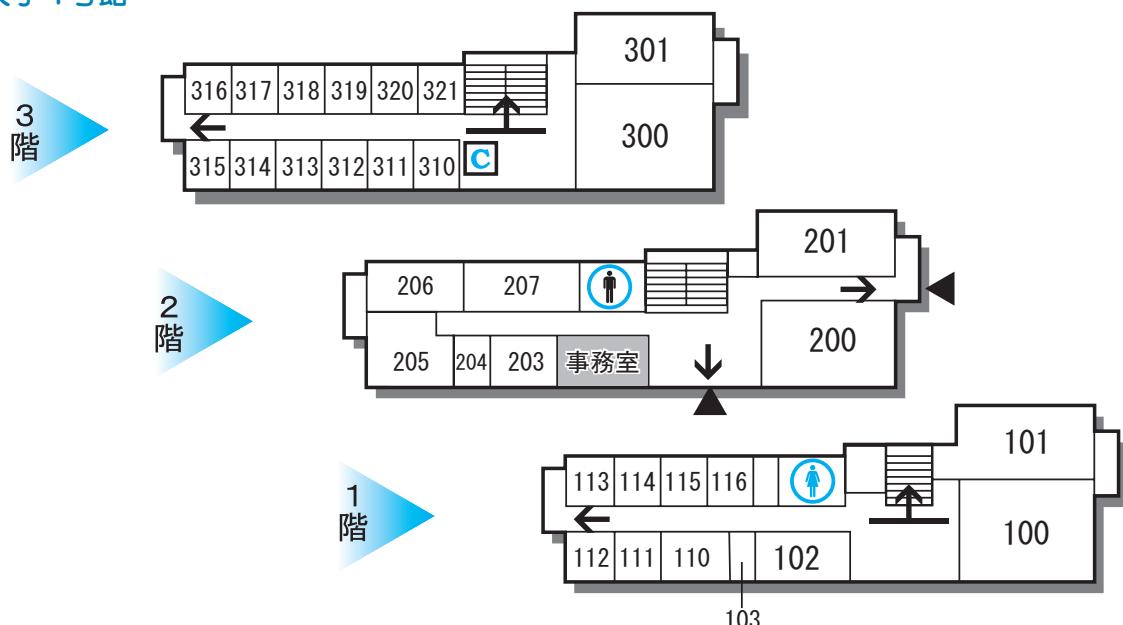


- 102・103・104 教職研究室
 201 教職大学院自習室1
 202 教職大学院グループ学修室1
 209 教職大学院自習室2
 210 教職大学院グループ学修室2
 306 IT自習室
 307 電子黒板演習室
 309 My PC演習室
 310 教育学部教材室

大学3号館

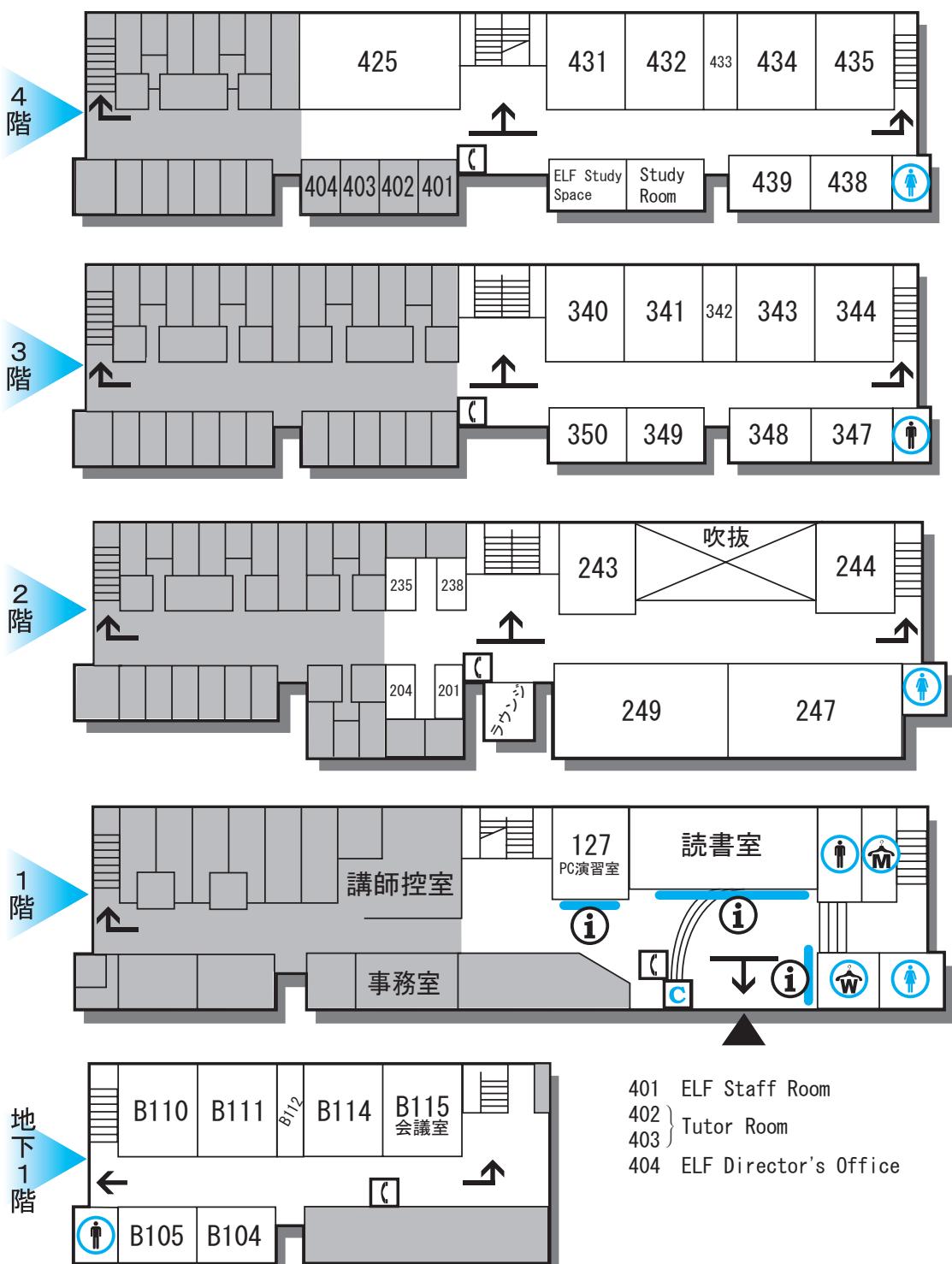


大学4号館



- ▲ 校舎出入口
- 揭示板
- 男子トイレ
- ← 避難経路
- 多目的トイレ
- 男子ロッカー
- 女子ロッカー
- エレベーター
- コインコピー機
- 緊急電話

大学5号館

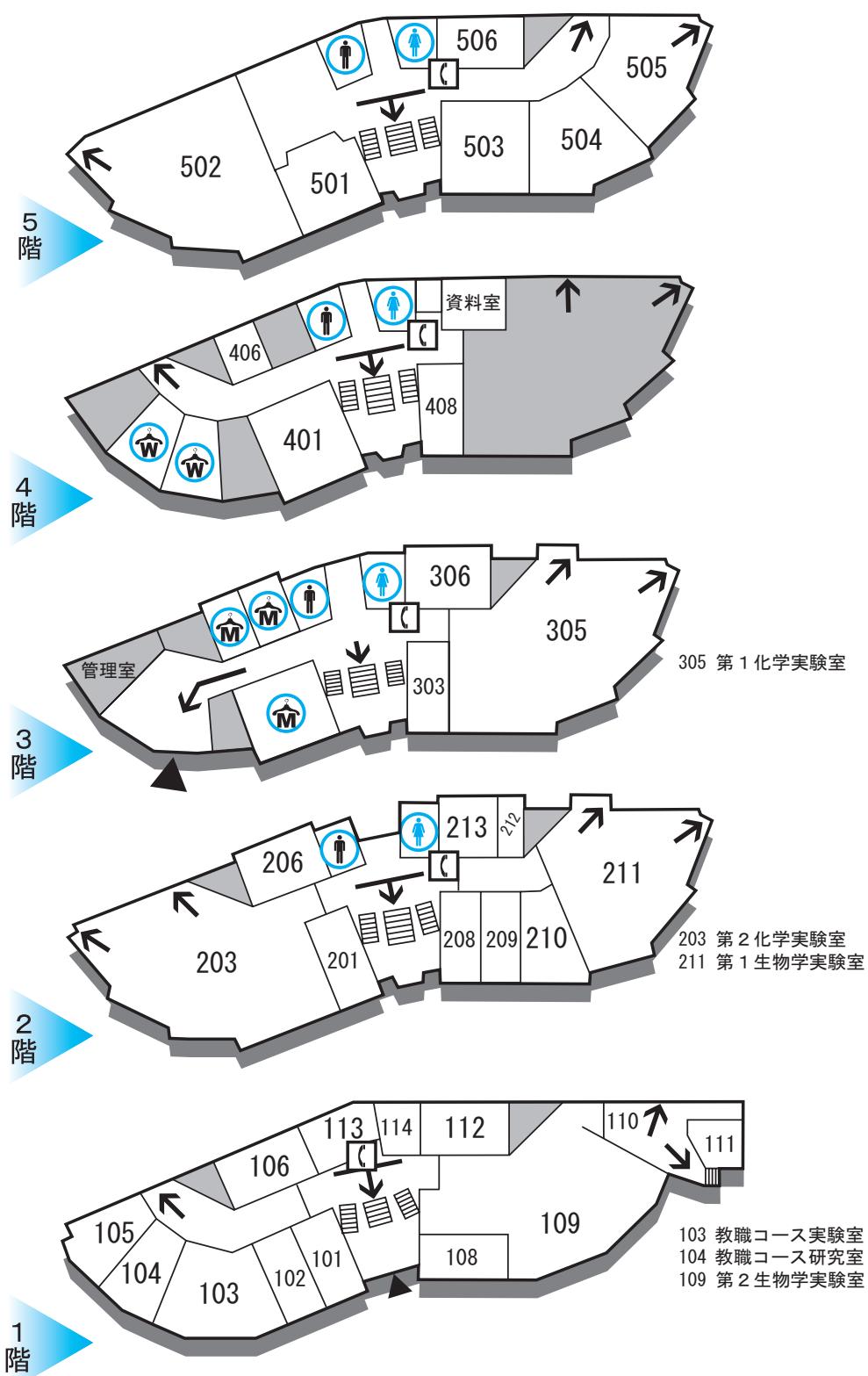


大学6号館

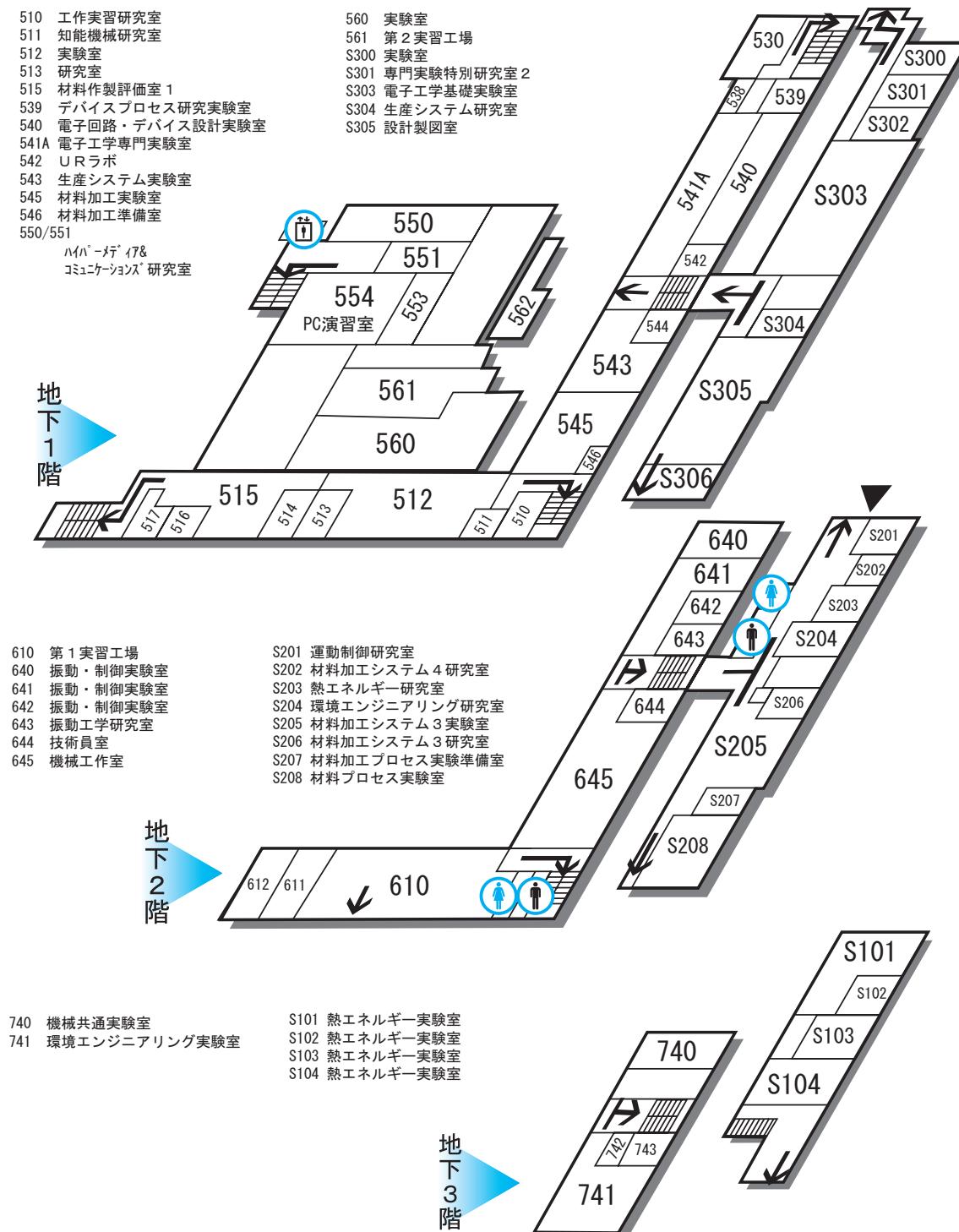


- ▲ 校舎出入口
- 揭示板
- 男子トイレ
- ← 避難経路
- 女子トイレ
- 多目的トイレ
- 男子ロッカー
- 女子ロッカー
- エレベーター
- コインコピー機
- 緊急電話

大学7号館

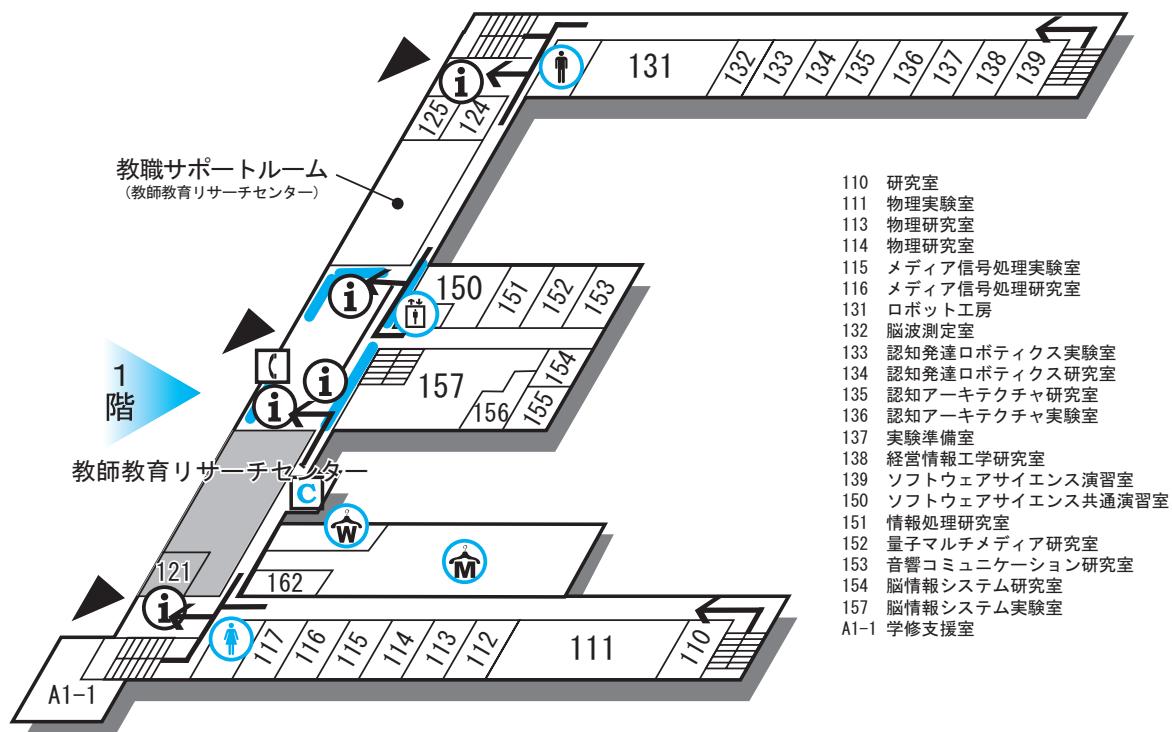
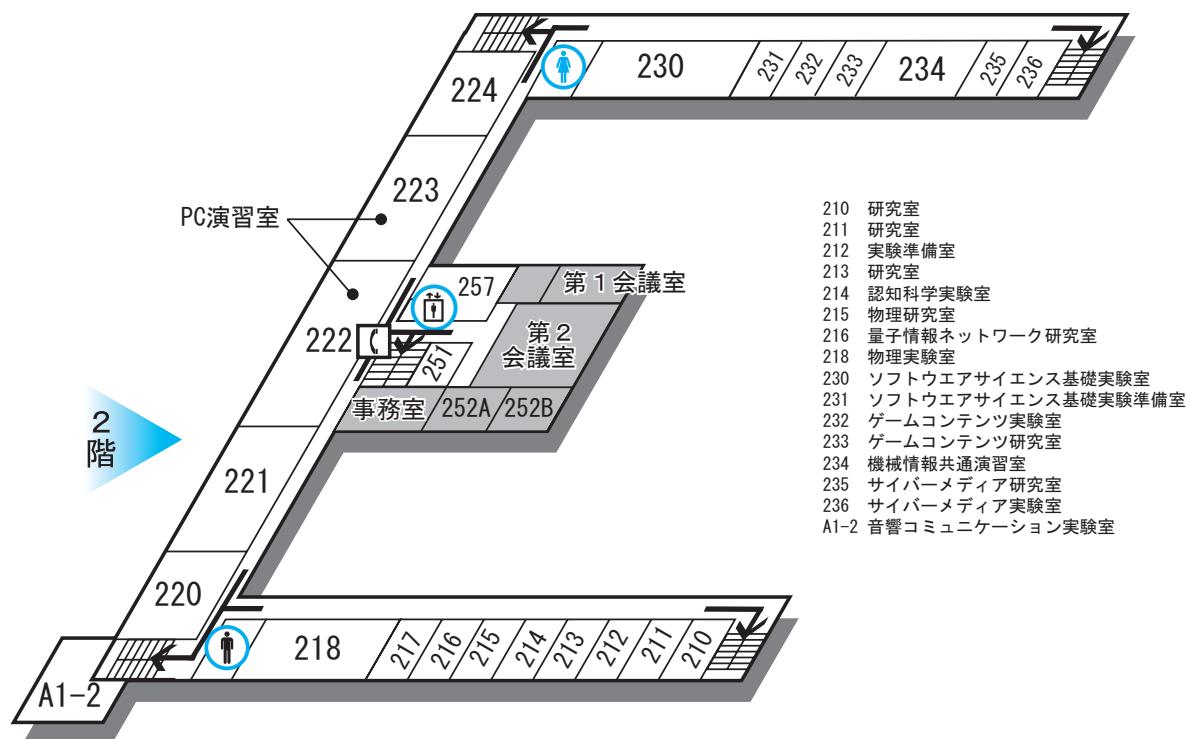


大学8号館（地下3階～地下1階）

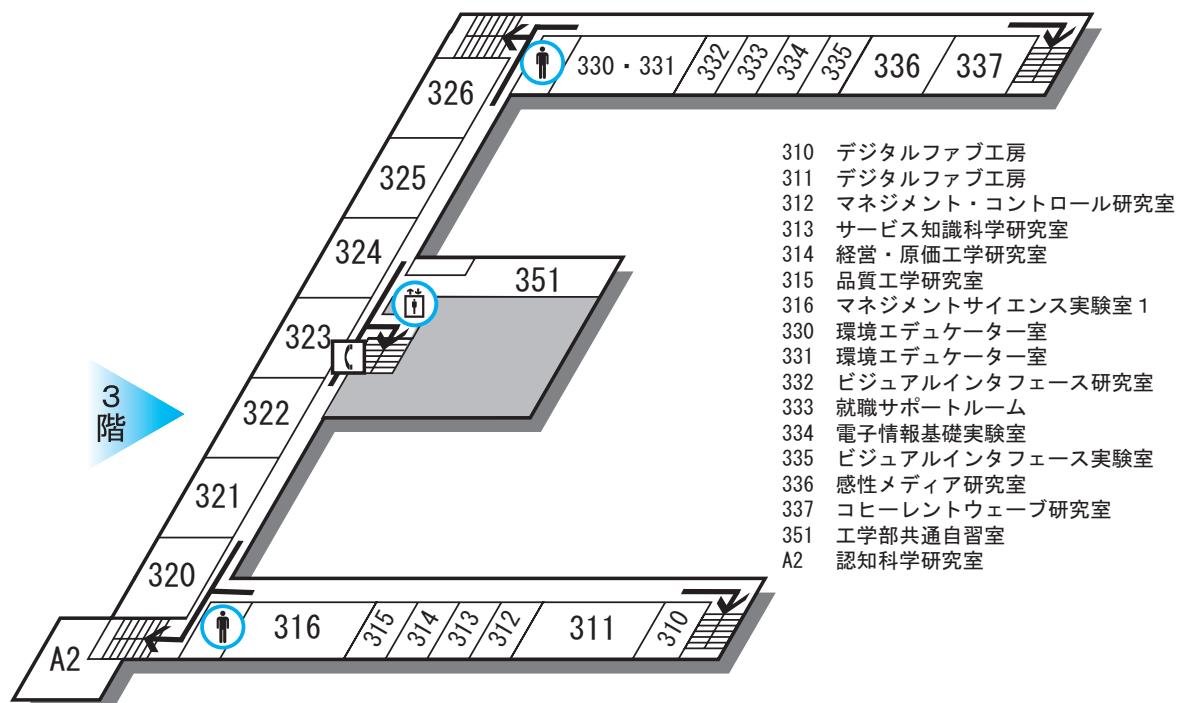
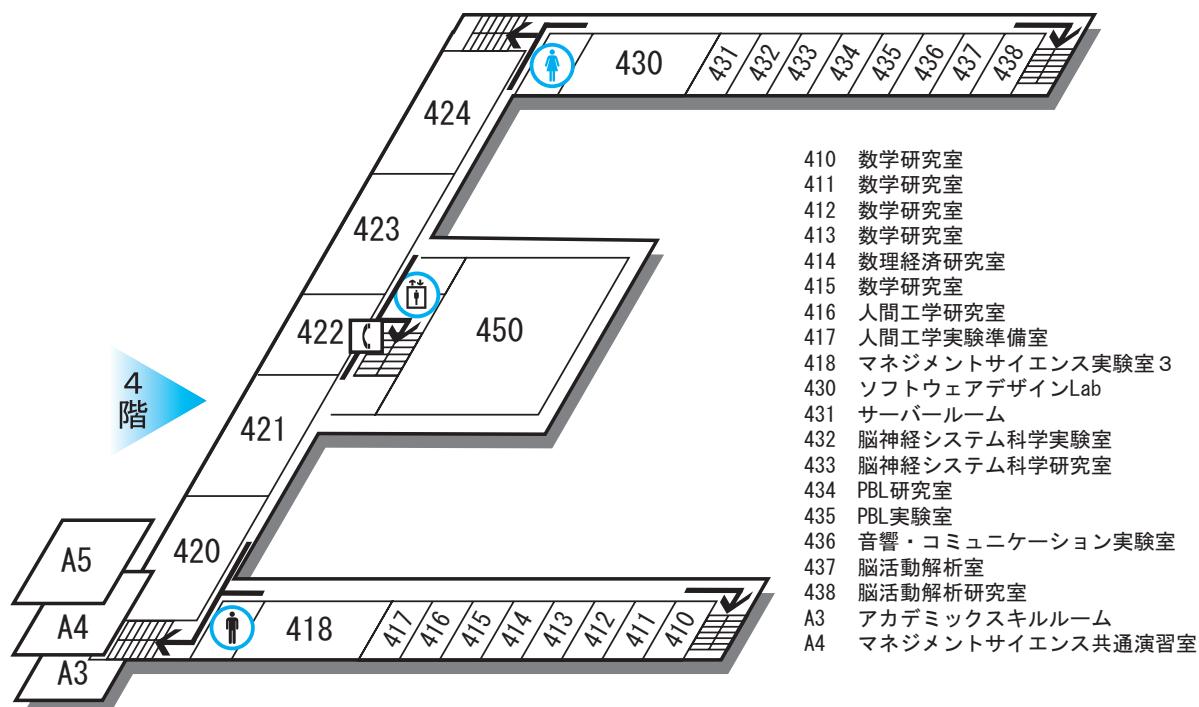


- ▲ 校舎出入口 (i) 揲示板 ♂ 男子トイレ ♀ 女子トイレ ← 避難経路 ⚡ 多目的トイレ
 ⚡ 男子ロッカ― ⚡ 女子ロッカ― ⚡ エレベーター C コインコピー機 ⚡ 緊急電話

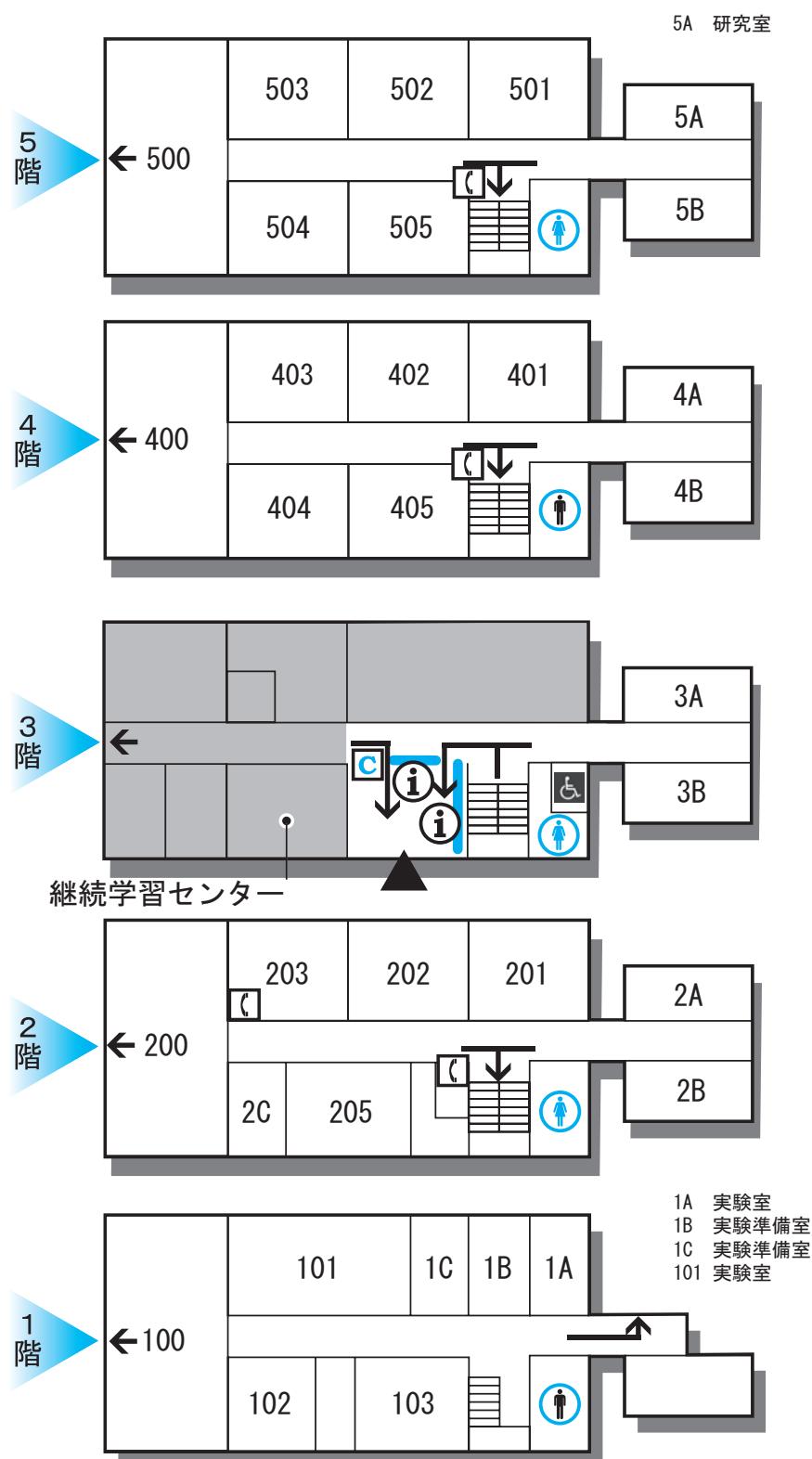
大学8号館（1・2階）

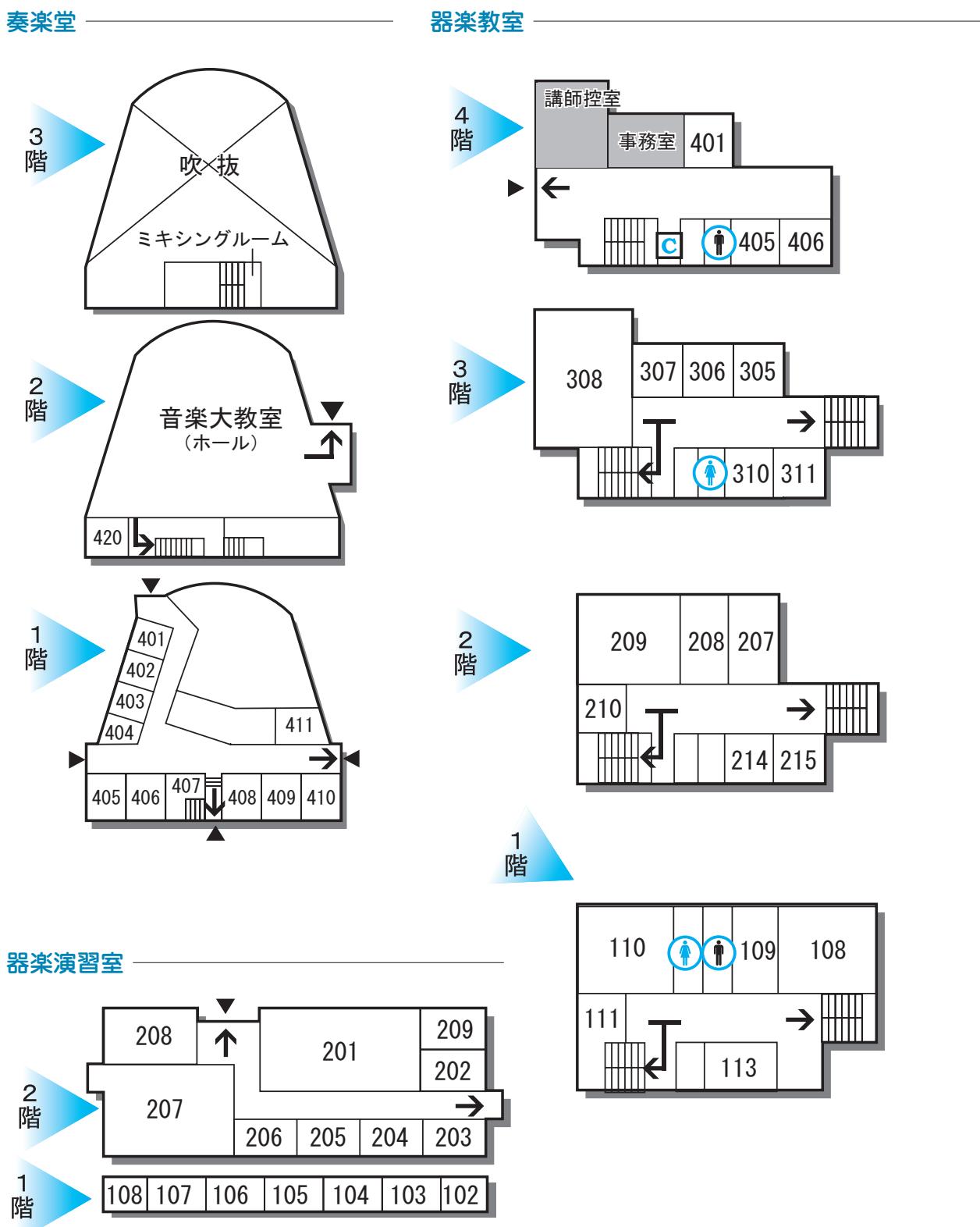


大学8号館（3・4階）

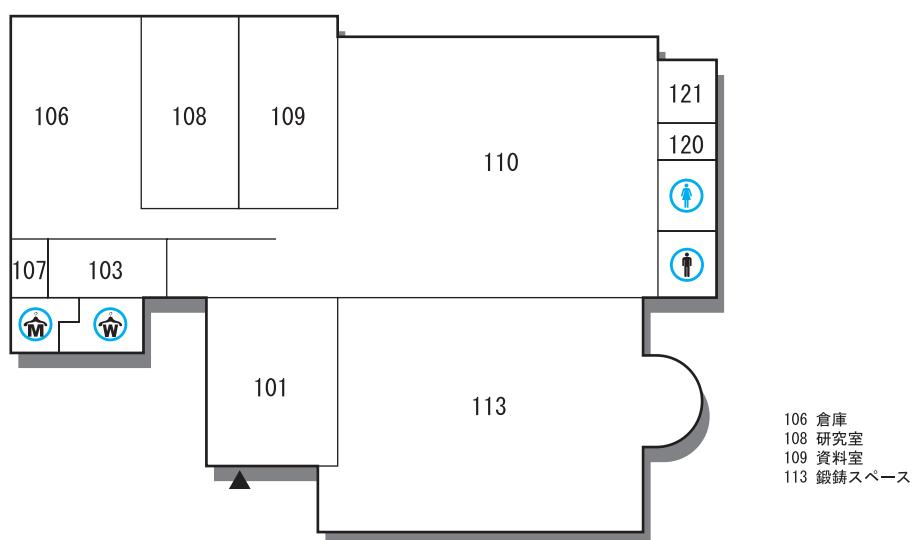
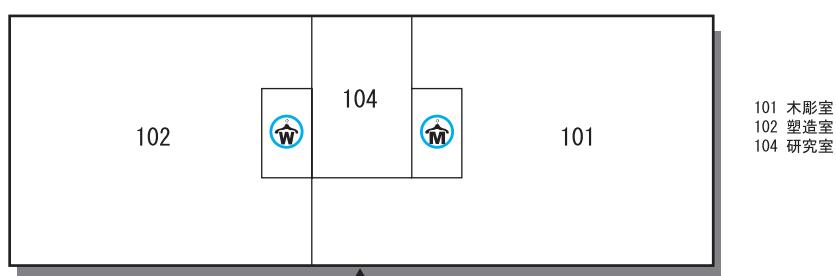
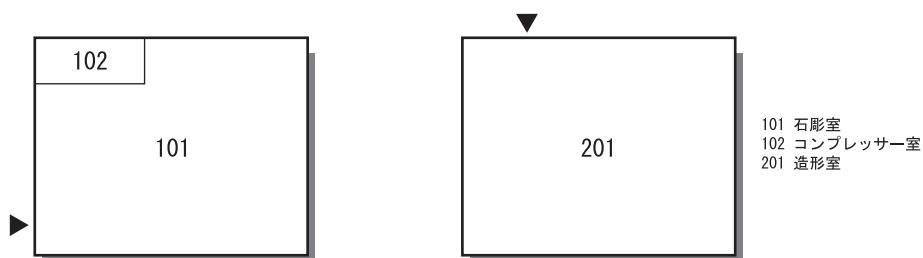
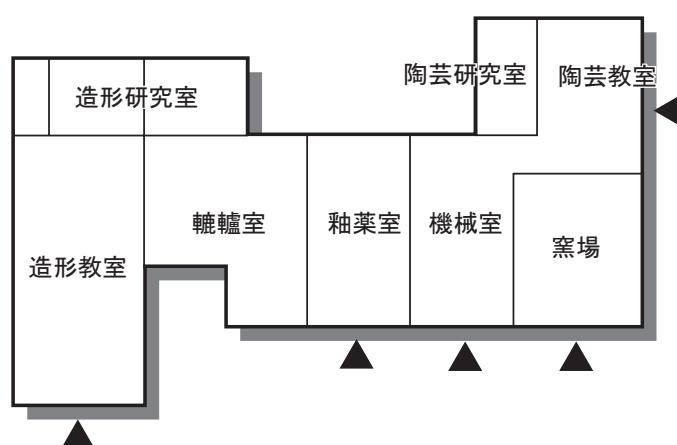


大学9号館

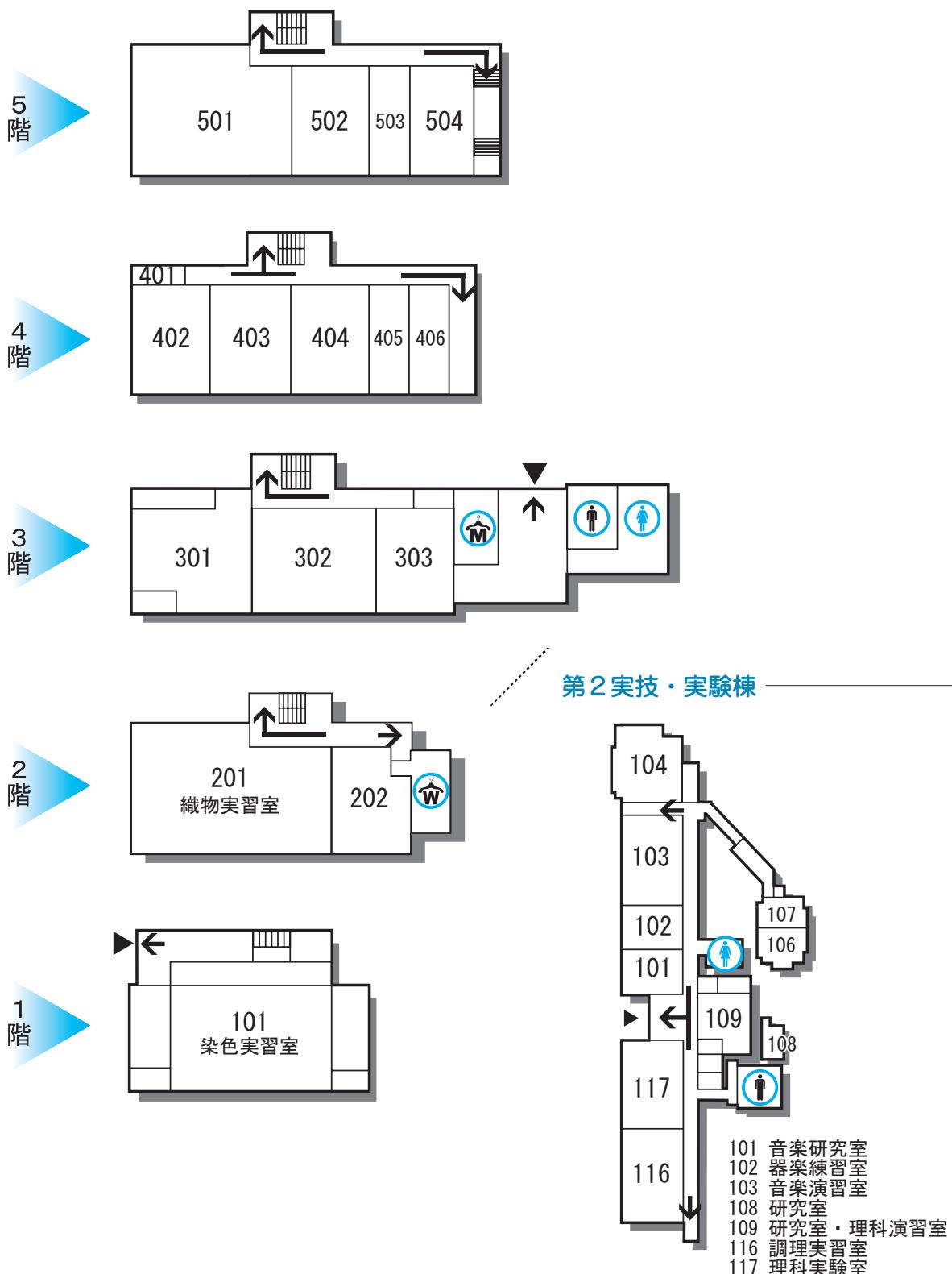




- ▲ 校舎出入口
- 揭示板
- 男子トイレ
- ← 避難経路
- 男子ロッカー
- 女子ロッカー
- エレベーター
- 女子トイレ
- 多目的トイレ
- コインコピー機
- 緊急電話

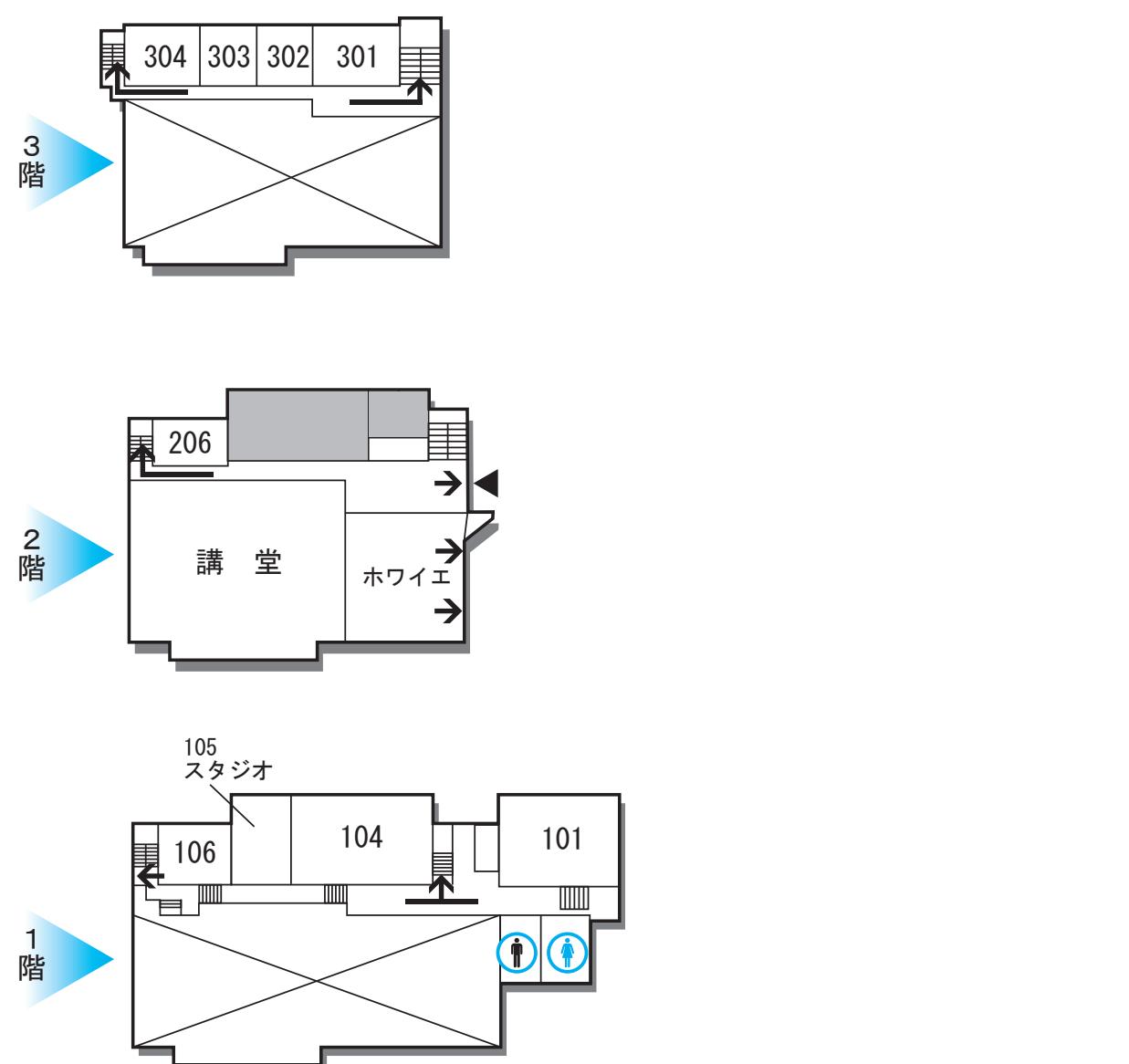
大学金工室**大学彫塑室****大学石彫室****造形校舎**

実技・実験棟



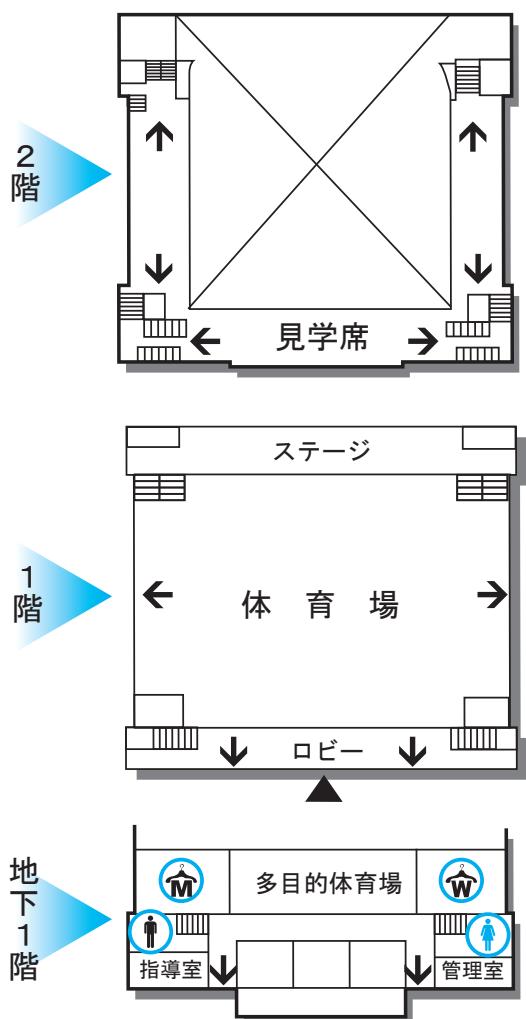
▲ 校舎出入口 ● 揭示板 ● 男子トイレ ← 避難経路 ● 多目的トイレ
 ● 男子ロッカー ● 女子ロッカー ● エレベーター ● コインコピー機 ● 緊急電話

視聴覚センター・講堂

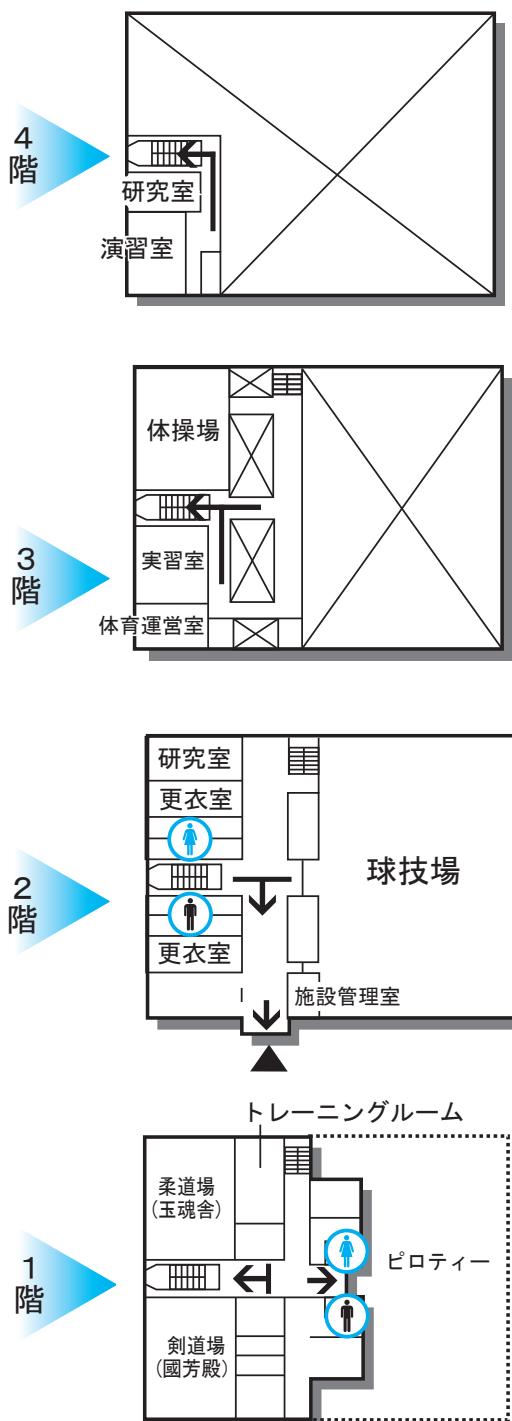


- ▲ 校舎出入口 (i) 揲示板 (●) 男子トイレ (○) 女子トイレ ← 避難経路 (●) 多目的トイレ
● 男子ロッカー ● 女子ロッカー (●) エレベーター (C) コインコピー機 (C) 緊急電話

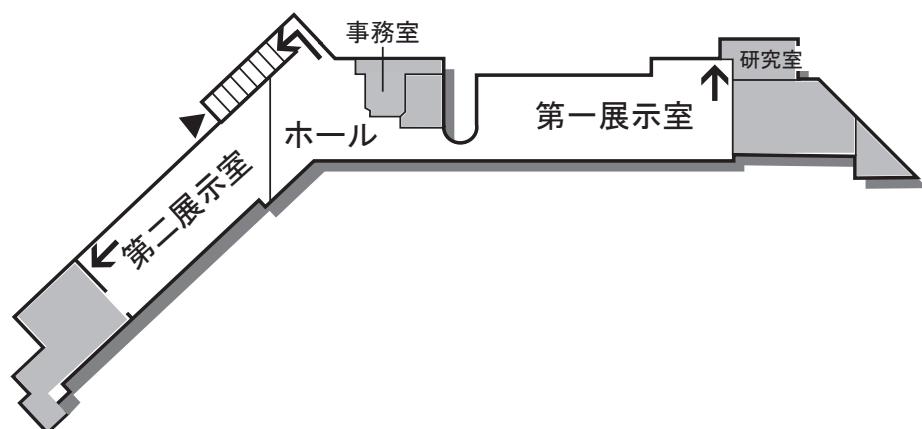
大体育館



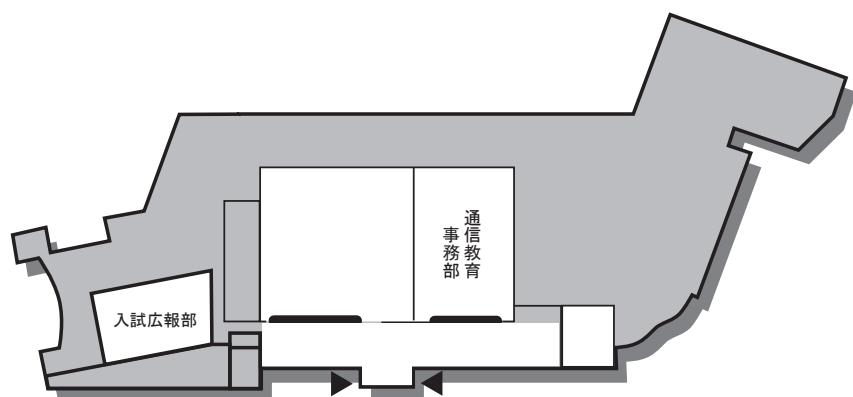
記念体育館



教育博物館



教学事務棟



VIII

規 程

玉川大学学則

■第1章 目的及び使命

第1条 本大学は、教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、更にキリストの教えに従い、玉川学園建学の理想にかんがみ、「全人教育」をもって教育精神とし、広い教養と深い専門の学術の理論及び応用を教授する。宗教、芸術教育を重んじ魂を醇化し、淨らかな情操を養成し、厳謹な道義心を涵養することをもって人格を陶冶し、併せて人類の幸福と世界の文化の進展に寄与するものとする。

2 本大学の各学部についての人材養成等教育研究に係る目的は、別表第1に定める。

第2条 本大学は、その教育研究水準の維持向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、本大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の自己点検及び評価に関する細目は別にこれを定める。

3 本大学の授業及び研究指導の内容・方法の改善を図るために、組織的な研修・研究を実施する目的で、玉川大学FD委員会規程を別に定める。

■第2章 学部・学科

第3条 本大学に文学部、農学部、工学部、経営学部、教育学部、芸術学部、リベラルアーツ学部、観光学部及び通信教育部を置く。

2 通信教育部に関しては、別に定める玉川大学通信教育部学則による。

第4条 文学部に人間学科及び英語教育学科、農学部に生物資源学科、生物環境システム学科及び生命化学科、工学部に機械情報システム学科、ソフトウェアサイエン

ス学科、マネジメントサイエンス学科及びエンジニアリングデザイン学科、経営学部に国際経営学科、教育学部に教育学科及び乳幼児発達学科、芸術学部にパフォーミング・アーツ学科、メディア・デザイン学科及び芸術教育学科、リベラルアーツ学部にリベラルアーツ学科、観光学部に観光学科を置く。

■第3章 大学院

第5条 本大学に大学院を置く。

2 大学院に関しては、別に定める玉川大学大学院学則による。

■第4章 学年、学期及び休業日

第6条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は学年を2期に分け、それぞれの学期を1セメスターとする。期間については、教授会及び玉川大学部長会（以下「大学部長会」という。）の議を経て学長がこれを定める。

3 教育上の必要があるときは、夏季休業、冬季休業及び春季休業の期間に特別学期を設けることができる。

第7条 本大学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (2) 日曜日
 - (3) 創立記念日
 - (4) 夏季休業日
 - (5) 冬季休業日
 - (6) 春季休業日
- 2 前項第3号から第5号の休業日の期間は、別に定める。
- 3 第1項各号に規定する以外の休業日については、教授

学部・学科		入学定員		収容定員	
文学部	人間学科	160人	80人	640人	320人
	英語教育学科		80人		320人
農学部	生物資源学科	285人	105人	1,140人	420人
	生物環境システム学科		70人		280人
	生命化学科		110人		440人
工学部	機械情報システム学科	240人	60人	960人	240人
	ソフトウェアサイエンス学科		60人		240人
	マネジメントサイエンス学科		60人		240人
	エンジニアリングデザイン学科		60人		240人
経営学部	国際経営学科	130人	130人	520人	520人
教育学部	教育学科	315人	240人	1,260人	960人
	乳幼児発達学科		75人		300人
芸術学部	パフォーミング・アーツ学科	270人	130人	1,080人	520人
	メディア・デザイン学科		90人		360人
	芸術教育学科		50人		200人
	音楽コース		30人		120人
	美術・工芸コース		20人		80人
リベラルアーツ学部	リベラルアーツ学科	160人	160人	640人	640人
観光学部	観光学科	90人	90人	360人	360人
計		1,650人		6,600人	

会及び大学部長会の議を経て学長がこれを定める。

■第5章 学部学科別定員

第8条 本大学の定員は、次のとおりとする。

■第6章 修業年限及び教育課程

第9条 本大学の修業年限は、4年とする。なお、在学年数は、8年を超えることはできない。

- 2 編入学生の修業年限は、3年次編入にあっては2年、2年次編入にあっては3年とし、在学年数はそれぞれ4年、6年を超えることはできない。

第10条 授業科目は、ユニバーシティ・スタンダード科目群（玉川教育・FYE科目群、人文科学科目群、社会科学科目群、自然科学科目群、言語表現科目群、学際科目群、教職関連科目群）、学部学科関連科目群（導入科目、発展科目、専攻科目）に区分し、必修科目及び選択科目に分ける。授業科目名及び単位数は、別表第2-①のとおりとする。

第11条 各学部の修業年限の間に履修しなければならない授業科目及び単位数については、次のとおりとする。なお、細部については学生要覧による。

- (1) ユニバーシティ・スタンダード科目群（玉川教育・FYE科目群）より8単位
(2) ユニバーシティ・スタンダード科目群（人文科学科目群、社会科学科目群、自然科学科目群、言語表現科目群、学際科目群、教職関連科目群）については、各学部学科の履修規定による。
(3) 学部学科関連科目群（導入科目、発展科目、専攻科目）については、各学部学科の履修規定による。
- 2 教育上特に必要と認めたときは、本大学大学院及び専攻科の授業科目を履修させることができる。
- 3 教育職員免許状の授与を受けようとする学生は、教育職員免許法に基づき、同法第4条に定める免許状の種類に応じて、教育職員免許法施行規則に規定するそれぞれの教科目及び単位数を修得しなければならない。
- 4 本大学で修得できる教育職員免許状の種類及び教科は、別表第3-①のとおりとする。
- 5 児童福祉法による保育士の資格を得ようとする学生は児童福祉法施行規則に規定する教科目及び単位数を修得しなければならない。
- 6 学校図書館法に基づく司書教諭、図書館法に基づく司書、社会教育法に基づく社会教育主事又は博物館法に基づく学芸員の資格を得ようとする者はそれぞれの法令に規定する教科目及び単位数を修得しなければならない。
- 7 食品衛生法に基づく食品衛生管理者、同法施行令に基づく食品衛生監視員の資格を得ようとする者はそれぞれの法令に規定する教科目及び単位数を修得しなければならない。

ばならない。

- 8 工事担任者の資格（国家試験受験科目一部免除）を得ようとする者は、工事担任者規則に規定する科目及び単位数を修得しなければならない。

第12条 授業は講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができ。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

第13条 各授業科目の単位数は、各学部教授会において定めるものとする。

- 2 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
(2) 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
(3) 実験、実習及び実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

■第7章 単位の授与、卒業の要件及び学士

第14条 授業科目の単位の認定は、試験による。

- 2 試験の種類は次の通りとし、その種類に応じて行う。
(1) 平常試験は、必要に応じ適宜行う。
(2) 定期試験は、学期末の定期試験期間内に行う。
(3) 追試験は、やむを得ない理由により定期試験を受けることのできなかった者のためにのみ追試験期間内に行う。
(4) 単位認定試験は成績評価保留(インコンプリート)の者のためにのみ所定の期間内に行う。
- 3 試験の方法は、筆記、口述、レポート又は実技によるものとする。
- 4 試験の成績の評点は、S (100~90点)、A (89~80点)、B (79~70点)、C (69~60点)、F (59~0点)の5種とし、S、A、B、Cを合格、Fを不合格とする。また、授業科目によってはP (60点以上)を合格、F (59点以下)を不合格とすることができる。

- 5 定期試験及び単位認定試験は、別に定める本大学試験規程によって実施する。
- 第15条 前条の試験に合格した学生には、第13条所定の授業科目の単位を与える。
- 第16条 本大学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学とあらかじめ協議の上、当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。
- 2 前項により履修した授業科目の単位は、60単位を超えない範囲で本大学において履修修得した単位として認定することができる。
- 第17条 本大学が教育上有益であると認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修について、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項により与えることの出来る単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 第18条 学生が本学入学前に大学又は短期大学において修得した単位（既修得単位）について本大学が教育上有益と認めるときは、本大学において履修修得した単位として認定することができる。ただし、この認定に関連して修業年限の短縮は行わない。
- 2 前項による単位の認定は、第16条、第27条第4項による単位認定と合わせて60単位を超えない範囲で行うものとする。
- 3 前2項に定める単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。
- 第19条 卒業の要件は、4年以上在学し、第11条第1項各号に定める単位を含め、124単位以上を修得することとする。
- 2 前項の単位には、第11条第2項の修得単位を含めることはできない。
- 3 卒業の決定は、前項の要件を満たした学生に対し、教授会の議を経て学長がこれを行う。
- 4 前項により卒業が決定した者には、玉川大学学位規程に基づき、卒業した学部に応じ学士の学位を授与し「学位記」を交付する。
- 第8章 入学、転学部・転学科、編入学、転入学、留学、休学、復学、退学、除籍及び再入学**
- 第20条 入学の時期は、学期の始めとする。
- 第21条 本大学に入学の資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 第22条 本大学に入学を志願する者は、入学志願書、出身高等学校又は中等教育学校の調査書、その他、入学試験実施要項で指定する関係書類に、別表第4-①に定める入学検定料を添えて提出しなければならない。ただし、出身高等学校又は中等教育学校の調査書については、該当する入学資格により、入学試験実施要項で指定する他の証明書等の提出をもって代えることができる。
- 第23条 入学を許可された者は、本大学所定の様式に従って、保証人と連署の誓約書を提出しなければならない。
- 第24条 保証人は、親権者又は学生の3親等以内の成年者で、独立の生計を営む者又はこれにかわるべき者とする。
- 2 保証人は、学生の生活と教育に関する一切の責任を負うものとする。
- 第25条 本大学の学生が他の学部・学科へ転学部・転学科を希望するときは、転学部・転学科希望願を提出して許可を受けるものとし、欠員のある場合に限り、選考の上、これを許可することがある。
- 第26条 他の大学等に在学した者で、次の各号の一に該当する者が本大学に編入学を希望するときは、選考の上入学を許可することがある。
- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- 2 本大学に編入学を志願する者は、編入学志願書、卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書、成績証明書、その他編入学試験実施要項で指定する関係書類に、別表第4-①に定める入学検定料を添えて提出しなければならない。
- 3 編入学前の既修得単位の認定、編入学年及び入学後の履修科目については、各学部教授会において決定する。
- 4 編入学生の授業料等は別表第4-①（ただし、入学金

を除く)にかかわらず、編入学科の編入学年と同学年の入学時の授業料等を適用する。ただし、玉川学園女子短期大学及び本大学からの編入学生は入学金を徴収しない。

- 5 本大学から他の大学等へ編入学又は転入学を志望する学生は、退学願を提出して許可を受けるものとする。

第27条 本大学が教育上有益と認めたときは、学生が外国の大학へ留学することを認めることがある。

- 2 前項による留学期間は、原則として1年以内とする。
- 3 留学期間は、在学年数に算入する。
- 4 留学によって修得した単位は、教授会の議を経て、第16条第2項に準じ認定することができる。
- 5 留学期間中の授業料等については、別表第4-①に定める。
- 6 留学に関する事項は別に定める。

第28条 疾病その他の理由によって2ヶ月以上修学のできない学生は、保証人連署の上願い出て、許可を得た上で休学することができる。

- 2 休学期間は、当該年度限りとする。ただし、疾病等やむを得ないと認められる場合には、願い出により翌年度に延長を許可することができる。
- 3 休学期間は、卒業に所要の在学年数には算入しない。ただし、休学期間は、通算して4年を超えることはできない。
- 4 休学期間中の授業料等については、別表第4-①にかかわらず当該年次の授業料、教育研究諸料及び施設設備金の2分の1相当額とする。

第29条 休学の理由がやんだときは、その旨を復学願に記し、保証人連署の上願い出て、許可を得て復学することができる。

第30条 疾病その他の理由によって退学しようとする者は、保証人連署の上願い出て、許可を得た上で退学することができる。

第31条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- (1) 第9条に規定する在学年数を経て、なお所定の課程を修了できない者
- (2) 学費の納付を怠り、督促を受けても、なお納付しない者
- (3) 第28条第3項に規定する休学期間の満了日に達しても、なお就学できない者
- (4) 休学期間の延長又は復学の手続きを怠った者
- (5) 死亡又は行方不明者

第32条 本大学を中途で退学した者(依頼退学者)又は除籍者(学費未納による除籍者)が再入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可することがある。

- 2 再入学に関する事項は玉川大学再入学に関する規定による。

第33条 本大学の学生は、同時に学校教育法による他の学校に在学することはできない。

第34条 入学、転学部・転学科、編入学、転入学、留学、休学、復学、退学、除籍及び再入学の許可並びに承認は教授会の議を経て、学長がこれを決定する。

■第9章 賞罰

第35条 本大学学生で、品行方正、学術優秀な者、また学生の模範となるべき行いをした者は、教授会の議を経て、これを賞することができる。

- 2 前項に定める学生表彰に関する事項は、玉川大学学生表彰規程による。

第36条 本大学学則に違背し、又は学生の本分に反する行為のあった者は、別に定める玉川大学学生処分規程によつて懲戒する。懲戒は、謹責、停学及び退学とする。

- 2 停学は、確定期限を付す有期の停学及び確定期限を付さない無期の停学とする。
- 3 停学の期間が1か月以上にわたるときは、その期間は、第9条の期間に算入し、第19条の卒業の要件として在学すべき期間に算入しない。

第37条 次の各号の一に該当する学生は、教授会の議を経て、これを退学に処することができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反したと認められる者

■第10章 授業料、入学金、奨学金その他

第38条 本大学の授業料・教育研究諸料・施設設備金及び入学金(以下「授業料等」という。)、入学検定料は、別表第4-①のとおりとする。

- 2 既に納入した授業料等は、原則としてこれを返還しない。
- 3 所定の期日までに、正当な理由がなく、授業料等を納入しない学生は除籍することができる。

第39条 本大学学生で成績優秀な者、成績優秀かつ経済的に修学が困難な者があるときは、選考の上、奨学金を給付することがある。

- 2 奨学金に関する事項は、玉川大学奨学金規程による。

■第11章 教職員組織

第40条 本大学に次の教職員を置く。

学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手、事務職員、技術職員及びその他の教職員。

■第12章 大学部長会及び教授会

第41条 本大学に、教育及び研究の施策に関する最高の決議機

- 関として大学部長会を置く。
- 2 大学部長会は、学長がこれを招集開会して、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。
- (1) 教育、研究及びこれに関連する人事に関する基本方針等、その運営における全学的な事項
 - (2) 教授会の審議に関する基本的共通的な事項
 - (3) 各種委員会に関する事項
 - (4) 本大学学則、その他関係規程等の制定・改廃及び運用に関する事項
 - (5) 学長の諮問に関する事項
 - (6) その他本大学の運営に属する必要と認められる重要な事項
- 3 大学部長会の運営については、別に定める玉川大学部長会規程による。
- 第42条 各学部にそれぞれ教授会を置く。
- 2 教授会は、その学部の専任教授をもって組織する。
 - 3 教授会は審議事項について必要があるとき、准教授、助教、講師及びその他必要な教職員を出席させることができる。
 - 4 教授会は、定例に学部長がこれを招集する。ただし、学長が必要と認めたときは、これを招集することができる。
 - 5 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの - 6 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長(以下「学長等」という)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
 - 7 教授会の運営については、玉川大学教授会等運営規程による。
- 第43条 学長が必要と認めたときは、又は教授会から特に要求があったときは、学長は全学教授会を招集することができる。
- 2 全学教授会は全学の専任教授をもって組織する。
 - 3 全学教授会は審議事項について必要があるとき、准教授、助教、講師及びその他必要な教職員を出席させることができる。
 - 4 全学教授会は、学長が特に必要と認めた本大学の重要な事項を審議する。
- 第44条 学長が必要と認めたとき、部長会の議を経て各種委員会等を組織し、それぞれの専門分野について審議研究

することができる。なお、細部については、玉川大学教授会等運営規程による。

■第13章 専攻科

第45条 本大学に次の専攻科及び専攻を置く。

芸術専攻科 芸術専攻

- 2 専攻科は玉川大学の建学の精神に則り、学部・学科の教育の基礎の上に、精深な専門の理論及び応用の研究指導を行い、専門的技能者を養成し、もって文化の進展に寄与することを目的とする。

第46条 専攻科の定員は次のとおりとする。

芸術専攻科 芸術専攻 10人

第47条 専攻科の修業年限は、1年とする。ただし、在学年数は2年を超えることはできない。

第48条 専攻科の授業科目及び履修方法は、別表第2-②のとおりとする。

- 2 教育職員免許状の授与を受けようとする者は、その免許状の種類・教科に応じて、教育職員免許法に定められた単位を修得しなければならない。
- 3 専攻科で修得できる教育職員免許状の種類及び教科は、別表第3-②のとおりとする。

第49条 専攻科修了の要件は、本専攻科に1年以上在学し、前項第48条の規定に基づいて授業科目を履修し、30単位以上を修得しなければならない。

- 2 前項の要件を満たした者には、修了証書を授与する。

第50条 本専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当し、かつ、所定の入学試験に合格した者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者で、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 本学において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

- 2 入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

- 3 入学の時期は、毎年4月とする。

第51条 本専攻科の授業料、教育研究諸料、施設設備金及び入学金、入学検定料は、別表第4-②のとおりとする。

第52条 専攻科の学事を運営するために、専攻科教授会を置く。

- 2 専攻科教授会は、次の教員をもって組織する。

- (1) 専攻科主任
- (2) 当該学部長
- (3) 専攻科担当教授及び准教授

- 3 専攻科教授会は審議事項について必要があるとき、助教、講師及びその他必要な教職員を出席させることができる。

- 4 専攻科教授会は、第42条第5項の教授会の審議事項

について、専攻科に係る事項について審議する。

第53条 専攻科に関して本章に定める以外のことについては、
本大学学則の各条項による。

■第14章 教育学術情報図書館、教育博物館、研究所等に関する事項

第54条 本大学に玉川大学教育学術情報図書館を置く。

2 本大学の教職員及び学生は、別に定める教育学術情報図書館規程に従って図書を閲覧することができる。

第55条 本大学に教育博物館を置く。

2 教育博物館に関する規程は、別にこれを定める。

第56条 本大学に学術研究所を置く。

2 学術研究所に関する規程は、別にこれを定める。

第57条 本大学に脳科学研究所を置く。

2 脳科学研究所に関する規程は、別にこれを定める。

第58条 本大学に量子情報科学研究所を置く。

2 量子情報科学研究所に関する規程は、別にこれを定める。

第59条 本大学に継続学習センターを置く。

2 継続学習センターに関する規程は、別にこれを定める。

第60条 本大学に教師教育リサーチセンターを置く。

2 教師教育リサーチセンターに関する規程は、別にこれを定める。

第61条 本大学にeエデュケーションセンターを置く。

2 eエデュケーションセンターに関する規程は、別にこれを定める。

第62条 本大学に国際教育センターを置く。

2 国際教育センターに関する規程は、別にこれを定める。

第63条 本大学に試験場、農場・演習林及び工場を置く。

2 試験場、農場・演習林及び工場に関する規程は、別にこれを定める。

第64条 本大学にELFセンターを置く。

2 ELFセンターに関する規程は、別にこれを定める。

第65条 本大学にTAPセンターを置く。

2 TAPセンターに関する規程は、別にこれを定める。

■第15章 委託生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人学生に関する事項

第66条 本大学教育学部に全人教育研究センター及び健康教育研究センターを置く。

第67条 政府又は他の機関から委託された者は、定員にさしつかえがなければ、受講を許可することがある。

第68条 本大学で開講する授業科目のうち、一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、教授会の議を経て、科目等履修生又は聴講生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生として履修した授業科目の単位の授与については、第14条を準用する。ただし、第21条に掲

げる資格を有する者に限る。

第69条 本大学で特定の課題について研究をすすめようとする希望する者があるときは、教授会の議を経て、研究生として在籍を許可することができる。ただし、玉川大学大学院学則第22条に掲げる資格を有する者に限る。

第70条 委託生、科目等履修生、聴講生及び研究生には、第19条を適用しない。

第71条 委託生、科目等履修生、聴講生及び研究生は、科目等履修料、聴講料又は在籍料を納付しなければならない。

2 科目等履修料及び聴講料は、1単位につき講義科目27,000円、演習・実験・実習・実技科目等29,000円とする。

3 在籍料及び選考料については、別に定める。

第72条 外国人で本大学に入学を希望する者があるときは、在日本外国公館の証明書がある者に限り、外国人学生として特別に入学を許可することができる。

第73条 委託生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人学生に関しては、本大学学則を準用する。

■第16章 公開講座

第74条 本大学は、時期によって公開講座を開くことができる。

2 公開講座に関する規程は、別にこれを定める。

■第17章 診療所（健康院）

第75条 本大学に診療所（健康院）を置く。

2 診療所（健康院）に関する規程は、別に定める。

附 則（省略）

別表第2-①、別表第2-②、別表第3-①、別表第3-②、

別表第4.-①、別表第4.-②（省略）

別表第1
人材養成等教育研究に係る目的

文学部

文学部は、学部創設以来、全人教育の理念のもと、地球市民として社会に貢献できる広い視野と柔軟な対応力を備えた人材養成を目指している。そのため、豊かな表現力、論理的思考力、コミュニケーション能力という社会人としての基礎力を育成するための学科構成及びカリキュラム編成を行っている。

人間学科では「思想」、「心理」、「社会」、「倫理」、「教育」という5分野横断型のカリキュラムを通して、人間についての幅広い視野と深い洞察力を育成し、多様な価値観に対応できる能力を持ち、グローバル社会に貢献することができる人材を養成する。教職課程においては、人間への多面的理解を基盤に、論理的思考力と豊かな表現力を持ち、5分野における包括的知識を活用し、教育現場に貢献できる社会科・公民科教員を養成する。

英語教育学科は、「英語教員養成コース」と「ELFコミュニケーションコース」の2領域で構成され、グローバル化に伴う言語や文化の多様化に対応できる資質・能力を育成することを目指し、国際コミュニケーションのための英語運用能力を身につけることを共通目標としている。「英語教員養成コース」では、英語教員に求められる豊かな言語観・文化観と指導力を、「ELFコミュニケーションコース」では、国際共通語としての英語コミュニケーション能力を育成し、積極的に国際社会に貢献することのできる人材を養成する。

農学部

農学部は、より広い視野で農学を捉え、「資源・環境・生命」の3点を柱として生物資源学科、生物環境システム学科、生命化学科の3学科を設置する。教育・研究は、全人教育の伝統を活かし、実物教育、総合的・学際的視点、国際性、倫理観の4つの視点を重視する。これらを通じ、科学の基本である「なぜ?」という鋭い視点をもつ人材、問題を発見・解決する意欲と実行力のある人材の養成を目的とする。このために、基盤から基幹へ、さらに専攻へと発展させる体系的な教育プログラムを設けている。また、教員養成を目指す学科横断的コースを設けている。

生物資源学科は、人類と環境の共生のために科学技術を正しく使える人材の養成を目指し、あらゆる生物を「資源」として捉え、有用形質・機能の利用に関する理論と技術を習得する。これらの生物機能を理解し、生物生産の効率化、未利用資源や生物の新機能の利用に関わる教育・研究を展開する。

生物環境システム学科は、持続的循環型社会の形成に貢献することを目指し、環境保全、生物の尊さを理解した人材、創造性・主体性・国際性を兼ね備えた人間性豊かな人材の養成を行う。最大の特色は、海外および国内の教育機関および本学の各施設を利用した独自カリキュラムにあり、生物と地球環境とのつながりを理解する。

生命化学科は、生命を「化学」の視点で捉えることを学科の基盤に据え、食糧生産、有用天然物質利用、健康、環境の分野で世界に貢献できる人材養成を目指す。そのために必要な科学的知識と科学的技術、および、それらを社会の中で正しく使用するための教育・研究を推進する。

工学部

工学部では全人教育の下、人間力を備えたモノづくりの実践的技術者を育成することをミッションとしている。教育研究に取り組む学部の基本的なスタンスとして、「技術者は、技術の進歩を追求する技術者である前に、人間であることを希求すること」「失敗を恐れず人生の開拓者として絶えず夢に挑戦する技術者であること」「現状の正しい認識の上に、常に将来を見据えた前向きな姿勢で迅速な改革に取り組むこと」を前提に実技教育、労作教育を展開する。また自然尊重、地球環境に留意し環境教育を実践する。その結果、社会人として十分な品格を持った人間性豊かで、コミュニケーション力、問題発見・解決能力を備え、環境にも配慮した新たな価値を創造できる技術者の育成に努める。

機械情報システム学科では、ますます複合化・統合化している近年の工業技術の発展の中で、社会の基幹技術である機械・電子・情報のオールラウンドな素養をもつ技術者が要求されている。さらに技術者は、専門能力に加え、リテラシーすなわちコミュニケーション力やITスキルのような一般的な素養は基より産業と技術の歴史、資源・エネルギー・環境問題、技術分野固有の倫理についての素養も身に付けることが求められる。本学科では、数学・物理・コンピュータ等の基礎教育を徹底的に行うと共に、4つの専門領域「機械システム」「環境エネルギー」「ロボティクス」「電子情報」を柱に、学生自身の关心や大学卒業後のキャリアデザインに基づいて、専門分野を体系的に学ばせる。本学科では、工学分野の幅広い基幹技術の基礎を修得した上で、豊かなアイディアを創出し、それを具現化する能力を持つ人材の育成

を目標とする。

ソフトウェアサイエンス学科は、コンピュータやネットワークは、現代社会のインフラストラクチャーとして、生活に不可欠のものとなってきており、これを支えるソフトウェア技術の重要性は高まる一方である。社会のインフラストラクチャーである銀行や証券、物流、交通システム、通信、製造現場の自動化など、いずれもソフトウェア技術が、その業態の在り方そのものを根底から変革する原動力になっている。身近な携帯電話、ゲーム機、デジカメ、ビデオ、家電製品、自動車なども、ソフトウェア技術によって大変革をとげている。また、これらの技術は、人々の生活とより深くかかわるようになったため、文化や生活習慣、国際化などにも大きな影響を与えるようになってきた。従って、これらが人間に与える影響を科学的的理解に立って考察し、真に役立つ健全な技術として育てていくことが強く求められている。本ソフトウェアサイエンス学科の教育目標は、ソフトウェア技術およびこれによって実現している身近な携帯電話、ゲーム機、デジカメ、ビデオ、家電製品、自動車などのさまざまな技術を、総合的に修得し、健全な技術として発展させられる見識を持った全人的技術者を育成することにある。またソフトウェアサイエンス学科は数学教員養成プログラムを持つ。1年次から数学を専門として学び、数学の深い知識と幅広い教授法を身につけた数学教員を養成する。

マネジメントサイエンス学科では、教育目標として科学的なアプローチを中心に激変する企業経営に対応できる人材育成を目指している。さらに実践的な経営者・技術者として必要な倫理観を備えた人材の育成、問題発見能力、問題解決能力、評価能力を備える人材の育成を目指している。また社会が求める新たな価値創造のできる実践的な経営者・管理者・技術者の知識が獲得できるように教育プロセスの改善を教員が推進する。これらの目標のために、将来のビジョンをもち、それを具現化できる能力、企業のマネジメントに参画できる能力、プレゼンテーション能力、仕事に必要な学習を自主的に行い遂行する能力、自分の考えを正確に伝えるコミュニケーション能力（論理的な記述力・討議力など）がつくように学ぶとともに、社会人としての品格（知識・教養・感性・判断力等）、自然尊重・地球環境に留意した環境配慮活動が実践できる人材の育成を目指している。したがって、本学科では、上記の教育理念に基づき、工学専門科目だけではなく他分野の専門科目の学習を推奨する教育システムを構築し、卒業条件に本学科の意図とする人材育成の目的を効果的に達成できるように配慮している。またマネジメントサイエンス学科は数学教員養成プログラムを持つ。

1年次から数学を専門として学び、数学の深い知識と幅広い教授法を身につけた数学教員を養成する。

エンジニアリングデザイン学科は、ものづくりに欠かせない従来技術分野の修得はもちろんのこと、グローバルに展開する産業界のニーズに適合しうる人材養成を目的とする学科で、図面の読める経営者や経営に参画できる技術者の養成を目的とする。具体的には、ものづくりに不可欠な設計・製図・実験などの修得だけではなく、デジタル生産技術・工業デザインなどを取り込むことにより、技術者、経営者として地球的にも活躍できる人材を輩出する。教育課程として「ファブラボ」「商品開発・デザイン」「バイオミメティクス・メカロボット」といった領域を用意し、各領域に共通の「見える工学・触れる工学」を実践したうえで、これを踏み台にした専門分野を体系的に学ばせる。すなわち、20世紀までの大量生産型ものづくり技術に加えて、ラピッドプロトタイピングのためのデジタルファブリケーション技術を取り入れ、工房や国内外での実習での体験を通して企画力・マネジメント能力を培い、積極的に技術発信できる、21世紀型ものづくりに不可欠な人材を養成する。

経営学部

経済・社会のグローバル化により、すでに海外進出をしている企業だけでなく国内市場を相手にしてきた企業も基本的な経営資源であるヒト・モノ・カネ・情報が国境を越えて移動することを前提にした経営を考える必要がある。世界の各地域には企業経営やビジネス慣行における独自性が残っているが、グローバル化の進展でそれらの標準化が急速に進んでおり、その動きを背景にして世界の経営学教育も日々進歩し標準化が進展している。またグローバル化の波はトランクショナル企業を出現させ、国内においては生産の海外移転を加速させている。競争に耐えられない企業が整理される一方で、新たな成長の牽引役となる企業がイノベーションを生み出していくことが喫緊の課題となっている。

経営学部では国際経営学科に3つのコースを設けて専門性を高めると同時に世界標準で主要科目の学修を進めることで、グローバル化に主体的に取り組む実践力と情報発信できる英語コミュニケーション力を修得し、ビジネスを通して社会の要請に応え世界に貢献できる人材の養成を目指す。

教育学部

教育学部は、変化の激しい知識基盤社会において総合的な判断力、並びに平和で豊かな社会の実現に積極的に寄与できる社会力、専攻する分野における幅広く深い専門力を持った、人間性豊かな教員や社会人を育成することを目的とし、そのために必要とされる、人間や社会への理解や愛情・基礎的な学力や規範意識（モラル）、教育や職務への使命感・責任感、自ら研鑽に努める意欲、実社会におけるリーダーシップ、等の諸能力の獲得を図る。

教育学科は、子どもを深く理解し、主として学校教育に関する専門的知識や技能並びに教職における実践的な指導力を併せ持った教員の育成を目指す。

乳幼児発達学科は、乳幼児が通う保育所、幼稚園、認定こども園等の施設において活躍できる専門基礎教育を重視し、社会的なニーズが高い、子育て支援に関わる人材の育成を目指す。

芸術学部

芸術学部は、本学創立の理念である全人教育のもと、全人的な陶冶を基本理念として、総合大学における芸術学部の特色を活かした芸術教育を目指している。芸術創造、芸術応用、芸術企画・経営、芸術研究の各領域を学びの指針として、学部段階教育を踏まえた芸術教養を基に体系的な専門的知識と技能、及び実践力の修得を図る。また理論的・実践的侧面を統合的に学習することを通して、多様な芸術表現の可能性と芸術活動の支援的側面を探求し、我が国の文化芸術の特色を活かした芸術による社会貢献を推進し得る人材の育成、及び玉川大学の教員養成の実績を背景に、創造性豊かな実践的指導力を備えた、中・高教員（音楽・美術・工芸）の養成を目的とする。

パフォーミング・アーツ学科は、パフォーミング・アーツの体系的理解に基づき現代社会における上演芸術や身体表現の役割を学修し、コミュニケーション能力と総合的実践力の育成を通して社会に貢献できる人材を育成する。

メディア・デザイン学科は、メディアアートとデザインの分野における幅広い知識とデジタル技術の修得を活かし、知識基盤社会、高度情報通信ネットワーク社会における日本の文化産業の発展に貢献できる職業人を養成する。

芸術教育学科は、芸術と教育に関する基礎的な知識と技能を体系的に修得し、人間理解を基礎に「芸術による教育」を学校教育や社会教育等の現場において、指導的な立場から先導的に推進できる人材を養成する。

リベラルアーツ学部

リベラルアーツ学部における教育課程編成の基本方針は、「幅広く深い教養および総合的な判断力を養い、豊かな人間性を涵養する」ための教育を推進し、将来のキャリア形成を意識しながら、「学際的教養教育」かつ「知の基盤」の充実を図ることにある。さらに、価値観の多様化・複雑化した現代社会では、時代の変化に柔軟に対応しつつ、調和の取れたコミュニケーション能力のある人材が求められており、その実現に向けて、実験・実習・調査・フィールドワークなどの体験型学習を積極的に取り入れ、地域や企業との連携を図り、社会的経験を積みながら「コミュニティの知的リーダー」となる人材の育成を目指している。具体的には、次のような学生像を掲げる。

- (1) 広い視野、判断力、考え方抜く問題解決能力があり、積極的かつ協力して社会に関わっていくコミュニケーションのリーダーになれる人。
- (2) 基礎基本を土台に専門性を身につけ、様々なプロジェクトを実践・推進できる人。
- (3) 英語力・日本語力・デジタルコミュニケーション力があり、わが国の文化を様々なかたちで世界に発信できる人。
- (4) 生涯教育を可能にする「ラーニング・コミュニティ」を意識し、生涯にわたり学び続ける気持ちを持ち、社会にその知識を還元・推進できる人。

そこで4年間を3期、導入期・発展期・専攻期と位置づけ、それぞれの目標である構想力・実践力・推進力の育成をカリキュラムにおいて実現させる。導入期では日本語・英語のコミュニケーション力・情報処理スキル、プレゼンテーションスキルなどの育成に力点を置き、発展期では専門的研究の入門・演習科目を多様に開講し、実験・実習など様々な学びのスタイルを通して自らの課題を取り組んでいく。専攻期ではプロジェクトセミナーで研究方法を培い、問題の発見・課題の解決、思考力を専攻科目の履修を通して養い、その成果を地域に資するために発表、提供できる教育課程の編成をしている。

観光学部

観光学部ではグローバル時代における観光の振興に広く貢献できる人材の養成を目指す。具体的には、現代における観光の意義と役割とその課題を的確に把握し、適切な情報の収集と分析を通して、また、異文化に対する理解を基礎に、高度な英語力を駆使してグローバル時代の観光産業と地域活性化に貢献できる人材を養成する。

そのため、グローバル時代における観光産業のあり方について、その基礎基本となる知識を体系的に学習し、そこで修得した知見を基に、幅広い観点から観光という現象の意義や役割を理解し、さらに現状の課題を社会科学的な方法論に基づいて認識しその解決策を提示できる能力を育成する。

また、グローバル時代の観光産業にあっては、インバウンド観光・アウトバウンド観光とともに、国際共通語としての英語力は必須であるとの前提にたち、その高度な運用力の修得を図るとともに、それを用いた異文化理解の深化と異文化との交流力を培うことを目指した教育・研究を行うことを目的とする。

教育課程は、「観光全般に関する知識」を体系的に修得させることと、「英語運用力」の向上を図ることを主軸として編成されている。この教育課程を通して、「人間関係構築力」「情報収集・分析・表現力」「異文化理解・対応力」「社会的責任と倫理観」「問題発見・解決力」など「グローバル時代における観光の振興に貢献できる人材」が備えるべき基礎的な資質・能力を身につけさせる。

別表第2-①、別表第2-②、別表第3-①、別表第3-②、別表第4.-①、別表第4.-②（省略）

玉川大学再入学に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、玉川大学学則（以下「本大学学則」という。）第32条第2項に基づき、再入学の取り扱いに関して必要な事項を定める。

(2) 秋学期に再入学を希望する場合は、7月中の指定する期間

(出願資格)

第2条 再入学の出願資格を有するものは、次の各号の一に該当する者で、再入学日が退学日又は除籍日より5年以下の者とする。出学時期については、別途定める。

- (1) 本大学学則第30条により退学した者（依頼退学者）。
- (2) 本大学学則第38条第3項により除籍された者（授業料等未納による除籍者）。
- 2 再入学の出願資格を有しない者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 在学中に2回以上学習継続条件の警告を受けた者。ただし、平成10年度以前入学者は在学中に1回以上警告を受けた者。
 - (2) 本大学学則第37条により退学に処された者（懲戒による退学処分者）。
 - (3) 本大学学則第9条に定める最長在学年数の規程により退学した者。
 - (4) 本規程に基づき再入学した後、退学又は除籍された者。

(審査)

第6条 審査は当該学部が行い、その合否は教授会の議を経て学長が決定する。

- 2 審査に先立って筆記試験及び面接試験を課するものとする。

(再入学手続)

第7条 前条の審査に合格し再入学をしようとする者は、第8条に定める納付金を納付し、次に掲げる書類を指定期日までに提出しなければならない。

- (1) 保証人連署の誓約書（所定用紙）
- (2) 住民票
- (3) 納付金納付済みを証する書類
- (4) その他

- 2 保証人は、親権者又は学生の3親等以内の成年者で、独立の生計を営む者又はこれにかわるべき者とする。

(納付金)

第8条 再入学をしようとする者は、該当学年に定められた授業料等及びその年度の入学金の半額を指定期日までに納付しなければならない。

(再入学許可)

第9条 第6条の審査に合格し、第7条の手続きを終えた者に再入学の許可をする。ただし、第2条第1項第2号（授業料等未納による除籍者）の出願資格により受験し合格した者の場合は、除籍時の未納授業料等を再入学手続時までに納入・清算した場合に限り再入学を許可するものとする。

(再入学時期)

第10条 再入学の時期は、学期の初めとする。

(再入学の学年等)

第11条 再入学は、原則として退学又は除籍時の学年、セメスターとする。

(既修得単位の認定及び卒業要件)

第12条 再入学者の、退学又は除籍以前の修得単位は、再入学後審議の上、その一部又は全部を卒業に必要な単位として認めることができる。

(出願期間)

第5条 出願できる時期は、次の期間とする。

- (1) 春学期に再入学を希望する場合は、2月中の指定する期間

2 再入学者の卒業要件は、再入学した学年の要件を適用する。

(在学年数)

第14条 再入学者の在学年数は、退学又は除籍以前の在学年数と通算して8年を超えることはできない。

(修業年限)

第13条 再入学者の修業年限は、退学又は除籍以前のそれと通算して4年とする。

(その他)

第15条 この規程に関する事務主管は、教学部とする。

以下省略

玉川大学証明書等の発行に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、玉川大学（以下「本大学」という。）が発行する学生証、通学証及び証明書（以下「証明書等」という。）について、必要な事項を定める。

(証明書等の発行)

第2条 証明書等は、原則として、本人の申請に基づき発行する。
2 証明書等の発行申請書様式、発行手数料の徴収方法等の発行手続きに係る事項については、別に定める。
3 証明書等の発行者は学長とする。ただし、必要に応じて、教学部長、学部長、通信教育部長、研究科長及び健康院長等を発行者とする場合がある。

(証明書等の種類)

第3条 本大学の通学課程において発行する証明書等の種類は、別表1に定める。
2 本大学の通信教育課程において発行する証明書等の種類は、別表2に定める。

(証明書等の発行手数料)

第4条 本大学の通学課程の証明書等の発行手数料は、別表1に定める。

2 本大学の通信教育課程の証明書等の発行手数料は、別表2に定める。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、大学部長会又は大学院研究科長会の議を経て学長が行う。

(事務主管)

第6条 この規程に関する事務主管は、教学部とする。

附 則（省略）

別表1、別表2（省略）

玉川大学研究倫理規程

(目的)

第1条 本大学は、本大学における学術研究が、科学的及び社会的規範に照らし適切な方法で遂行され社会から信頼を確保することを目的とし、研究に従事するすべての研究者の遵守すべき倫理基準をここに定める。

(定義)

第2条 この規程において「研究」とは、科学・文化の諸領域における専門的・学際的・総合的に行う個人研究や、学内外の諸機関等との共同研究及びプロジェクトによる研究等を言う。

- 2 この規程において「研究者」とは、本大学の専任教職員のみならず、本大学の研究活動に従事する者を指し、学生であっても研究に関わるときは「研究者」に準ずるものとする。
- 3 この規程において「研究費」とは、第1項の研究に従事する研究者等に本大学が交付する研究費及び研究者が学外から獲得した研究費をいう。

(最高管理責任者)

- 第3条 本大学におけるすべての研究の最高管理責任者は学長とする。
- 2 最高管理責任者は、研究倫理の保持及び研究費の運営・管理が適正に行われるよう体制の整備を行う。
 - 3 最高管理責任者は、玉川大学研究倫理委員会から研究活動にかかる以下の報告を受けた時は、当該研究の遂行中止を命ずることができる。
 - (1) 不正行為が生じているおそれがある場合
 - (2) 不正行為が生じた場合

(統括管理責任者)

- 第4条 最高管理責任者の責務を補佐するため、統括管理責任者を置く。
- 2 統括管理責任者は、高等教育担当の理事とする。
 - 3 統括管理責任者は、最高管理責任者の命を受けて各部署における研究及び研究費の運営・管理が適正に行われるよう指導・監督する責務を有する。

(管理責任者)

- 第5条 統括管理責任者の責務を補佐するとともに、競争的資金等の適正使用に関する業務を行うため、管理責任者を置く。
- 2 管理責任者は、学術研究所の長とする。
 - 3 管理責任者は、競争的資金等の運営・管理を行う。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 高等教育機関の各部署における研究について実質的な責任と権限を持つ者をコンプライアンス推進責任者と定める。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、各部署の長とする。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者を任命することができる。
- 4 コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者は、研究責任者が研究及び研究費の運営・管理を適正に行うよう指導監督する。

(研究責任者)

第7条 各研究には研究責任者を置く。ただし競争的資金に基づく研究にあっては、研究代表者又は研究分担者をこれに充てる。

- 2 研究責任者は、以下の事項について管理監督する。
 - (1) 研究倫理の遵守
 - (2) 研究の適正な遂行
 - (3) 研究に関わる研究者の指導監督
 - (4) 研究費の管理及び執行、物品管理等
 - (5) その他研究に必要と認められること

(研究者の倫理及び責務)

第8条 研究者等は研究に際し次の事項を遵守する。

- (1) 生命と個人の尊厳を重んじ、基本的人権や平和・福祉に反する研究を行ってはならない。
- (2) 他の国・地域の文化、伝統、価値観、規範等の理解に努め尊重し、また、性別、人種、思想、宗教などによる差別を行ってはならない。
- (3) 国際的に認められた規範、規約及び条約、わが国の法令、告示等及び学校法人玉川学園（以下「本法人」という。）の諸規程等を遵守する。
- (4) 産学官連携による受託研究、共同研究活動にあっては、本大学利益相反規程に則り、利害関係が相反する事態の発生を回避するよう努めなくてはならない。
- (5) 共同研究者、研究協力者、研究支援者が対等な人格であることを理解しあいに尊重しなければならない。特に大学院生、学部学生に対し、不当な取り扱いや不利益を被らせないよう十分な配慮をしなければならない。
- (6) 研究責任者は、研究活動及び研究費の取扱いに係る不正行為が起きないよう指導しなくてはならない。

- (7) 不正な行為が行われていることを知ったときは、その改善に努めなくてはならない。
- (8) 研究成果の公表と社会への還元を積極的に行う。

(資料・情報・データ等の利用及び管理)

- 第9条 研究成果が再現できるよう、研究のために収集又は生成した資料・情報・データ等の滅失・漏洩・改ざん等を防ぐための適切な措置を講じなければならない。
- 2 研究のために収集又は生成した資料・情報・データ等を、一定期間保存・保管しなくてはならない。ただし、法令又は本法人の規程等に保存期間の定めのある場合はそれに遵うものとする。

(インフォームド・コンセント)

- 第10条 人の行動・環境・心身等に関する個人の資料・情報・データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等についてわかりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。
- 2 組織、団体等から当該の資料・情報・データ等の提供を受ける場合も前項に準ずるものとする。

(個人情報の保護)

- 第11条 プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した個人を特定できる資料・情報・データ等は、本法人の個人情報保護マネジメントシステム文書に従うものとする。

(機器、薬品、材料等の安全管理)

- 第12条 研究実験において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いるときは、関係法令、本法人の関連規程及び取り扱い要領等を遵守し、最終処理まで含め責任を持って安全管理に努めなければならない。

(研究成果公表)

- 第13条 研究成果を広く社会に還元するために研究倫理に則り適切な方法によって公表しなければならない。
- 2 研究成果の公表には、次の各号に留意しなければならない。
- (1) データや論拠の信頼性の確保
 - (2) ねつ造、改ざんを行わない
 - (3) 引用なしに他者の研究成果を使用しない
- 3 他者の研究成果を引用する場合は、適切な表現を心がけなければならない。不適切な引用、引用の不正確さ・不備、誇大な表現や誤解を招く表現などは、不正行為と見なされることを十分認識すること。
- 4 共同研究者や論文の共著者の権利を尊重し、研究成果の公表・利用に際しては明確な同意を得なければならない。

- 5 公表に際しては、オーサーシップや先行研究に十分な注意を払い、各研究組織、研究分野、学会及び学術誌等の固有の慣行やルールを十分尊重しなければならない。

(他者の業績評価・検証)

- 第14条 研究者が、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他の研究業績の評価・検証に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準・審査要綱等に従い、自己の信念に基づき評価しなくてはならない。
- 2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(モニタリング及び監査)

- 第15条 本大学は、研究費等の適正な運営・管理を徹底するため、モニタリング及び監査を実施する。
- 2 競争的資金等の取扱いに関する監査は、「学校法人玉川学園監査規程」による。
- 3 競争的資金等の取扱いに関するモニタリングについては、「競争的資金等の取扱いに関するモニタリング実施要領」に定める。

(本大学の責務)

- 第16条 研究者の研究倫理意識を高めるために必要な啓発活動、倫理教育を実施する。
- 2 研究に関して不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談、又は不正に係る申立て、情報提供並びに本規程に関する相談、照会等に対応するための窓口を以下の通り設置する。
- (1) 研究に関する事務手続き及び研究費等に関する規程について、学内外からの相談を受け付ける窓口を学術研究所研究促進室に置く。
 - (2) 研究に関して不当又は不公正な扱いを受けた学内外の者からの苦情、相談、又は不正に関する申立てや通報(告発)を受け付ける窓口を監査室に置く。
- 3 本規程の運用を実効あるものとするために、玉川大学研究倫理委員会を設置する。

(事務)

- 第17条 この規程に関する事務は、学術研究所研究促進室が取り扱う。

(改廃)

- 第18条 この規程の改廃は、玉川大学研究倫理委員会の議を経て、大学部長会で決定する。

玉川大学研究倫理委員会規程

(趣旨)

第1条 玉川大学研究倫理規程第16条第3項に基づき、玉川大学（以下「本大学」という。）における公正な研究の推進、研究活動に係る不正行為及び研究費の取り扱いに係る不正行為（以下「不正行為」という。）の防止を図るため、研究倫理委員会（以下「本委員会」という。）を置きその運営について本規程を定める。

(定義)

第2条 本規程において「研究活動に係る不正行為」とは、研究の申請、実施、報告又は審査において次に掲げる行為およびそれらに助力することをいう。

- (1) ねつ造 研究者等が調査や実験等を行わなかつた、または調査や実験を行ったが資料・情報・データ等を取得できなかったにもかかわらず、恣意的に研究結果の一部又は全部を作成すること。
- (2) 改ざん 研究者等が行った調査や実験などを通じて得た資料・情報・データ等を、根拠なく修正または削除すること。
- (3) 盗用 他者の未公開のアイディア、分析・解析方法、データを当該研究者の了解なく使用すること。あるいは他者の研究結果・論文又は用語を使用しプライオリティを主張すること。また適切な手続きと表示を行わずに引用すること。
- (4) 法令、または学校法人玉川学園（以下「本法人」という）が定める実験・研究に係る諸規程等に違反すること。
- (5) 前各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証の妨害行為をすること。

第3条 本規程において「研究費の取扱いに係る不正行為」とは、次に掲げる行為およびそれらに助力することをいう。

- (1) 架空の取引、虚偽の申請により研究費の支給を受け、またはこれを執行すること。
- (2) 法令、本法人が定める諸規程または当該研究費の使途に係る指針等に定められた用途以外に使用すること。
- (3) 前各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証の妨害行為をすること。

(研究倫理委員会の職務)

第4条 本委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 公正な研究を実施するための教育及び啓発活動の企画立案に関する事項。

- (2) 不正行為が生じているおそれがある場合、又は不正行為が生じた場合の調査、審議及び決議に関する事項。
- (3) 不正行為が生じた場合、不正行為を行った研究者等の所属する部處の長へ、再発防止を含めた是正勧告及び当該研究者等の懲戒等の処分勧告具申に関する事項。
- (4) その他公正な研究活動の確保及び研究に係る不正行為防止に必要な活動に関する事項。
- (5) 人事委員会への勧告等に関する事項。
- (6) その他、最高管理責任者、統括管理責任者及び本委員会委員長が諮問する事項。

(組織)

第5条 本委員会は、次の各号に定める者のうち、学長が委嘱する委員長及び委員をもって組織する。

- (1) 委員長 高等教育担当理事
- (2) 委員 学術研究所、脳科学研究所、量子情報科学研究所および各学部の教員から若干名
- 2 委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 本委員会の事務局は学術研究所研究促進室とする。

(臨時委員)

第6条 前条第1項の定めに関わらず、本委員会が特に必要と認める場合、高度な専門知識を有する者を臨時委員として、審議に参加させることができる。

- 2 臨時委員は、学長が委嘱する。

(会議)

第7条 本委員会は、委員長が招集し開催する。

- 2 委員長は、委員の中から副委員長1名を指名することができる。副委員長は委員長の代行をすることができる。
- 3 本委員会は過半数の委員が出席しなければ開催することができない。ただし、出席できない委員が委任状を提出しているときは、委任状をもって出席と見なすことができる。
- 4 委員は、自己の研究に係る審査には決議の権限はないものとする。
- 5 委員は、自己の研究に係る審議には出席できないものとする。
- 6 本委員会の決議は、出席委員の過半数をもって決する。

ただし、第4条第2号および第3号に規定する事項の決議については、出席委員の3分の2以上の多数によらなければならない。

- 7 委員長は、本委員会の審議結果を速やかに学長に報告するものとする。
- 8 委員長が第1項に定めた本委員会の開催が困難であると認めた場合には、郵便又は電子的な通信手段により必要書類を全委員に配布し、文書として記録に残る方法による意見交換と議決をもって、本委員会の開催に代えることができる。この場合の審議については、全委員の過半数の承認をもって決議するものとする。

(不正行為に関する調査)

- 第8条 本委員会は、次に掲げる事項が発生した場合、調査委員会を設置し速やかに調査を行わなければならない。
- (1) 玉川大学研究倫理規程第16条第2項第2号に定める窓口に、通報（告発）書（様式1）による苦情、申立て及び通報（告発）があった場合。
 - (2) 監査等により不正行為の疑いがある旨の報告を受けた場合。
 - (3) 学長は、申立ての有無に関わらず、相当の信頼性のある情報に基づき不正行為があると疑われるときは、職権により調査の開始を委員長に命ずることができる。
- 2 前項第1号及び第2号の申立て又は通報（告発）があった場合は、速やかに学長に報告しなければならない。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

- 第9条 本委員会は、前条における不正行為の通報（告発）等があった場合、関係配分機関が存在する場合は次に掲げる事項を実施する。
- (1) 本委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。
 - (2) 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
 - (3) 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
 - (4) 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。
 - (5) 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調

査に応じる。

(調査委員会)

第10条 調査委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 調査委員は、本委員会の構成員の中から委員長が指名した者若干名。
 - (2) その他本委員会が必要と認めた者。
- 2 調査委員会の委員長は、本委員長が指名した者を充てる。
- 3 調査委員会は、本委員会が予備調査、本調査並びに再審査の決議結果を、学長及び調査対象者に報告したときに解散する。

(調査委員会の職務)

第11条 調査委員会の職務を、次に掲げる。

- (1) 調査対象となる事案に関する資料・情報・データ等の精査。
- (2) 申立てをした者（以下「申立者」という。）、調査対象者及びその他の関係者からの事情聴取。
- (3) 不正の有無および不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての認定。
- (4) 不正行為の認定に対して不服申立てがなされた場合の再調査。
- (5) その他調査委員会が必要と認めた調査。
- (6) 調査結果の、本委員会への報告。

(調査及び決議)

第12条 調査委員会は、第8条第1項第1号及び第2号に基づく申立てや通報（告発）等があった場合は、予備調査を実施し、原則として調査委員会設置日から起算して1か月以内に本委員会に報告するものとする。

- 2 本委員会は、不正行為の可能性が認められた場合は、調査委員会に速やかに本調査の実施を命じなければならない。
- 3 本調査は、原則として予備調査のために調査委員会を設置した日を起算日とし、3か月以内に当該調査を終了するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、調査終了期日を、1か月を超えない範囲で延期することができる。
- 4 予備調査及び本調査の報告を受けた本委員会は、不正行為の存在の可能性を決議し、その結果を学長に報告すると共に申立て者及び調査対象者に通知しなければならない。
- 5 本委員会は、予備調査及び本調査の決議にあっては、調査対象者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(異議申立て)

- 第13条 申立て者及び調査対象者は、通知を受けた報告の内容に不服がある場合は、当該通知の受理日を起算日として10日以内に、異議申立書（様式2）により、本委員会に不服申立てを行うことができる。
- 2 前項の不服申立てを受けた本委員会は、内容を検討し、再調査を実施するか否かを決定するものとする。本委員会は審議結果を学長に報告するものとする。
 - 3 本委員会は、再調査の必要が認められないと判断したときは、その理由を付して、書面により、調査対象者に通知するものとする。
 - 4 本委員会は、再調査を必要とすると判断したときは、速やかに調査委員会に再調査を命じ、その報告をもつて再審議するものとする。
 - 5 本委員会は、再審議結果を学長に報告すると共に、書面により異議申立てを行った者に通知する。

(公開)

- 第14条 調査の経過及び結果は、文書でもって記録、保存し、本委員会が必要と認めたときは公開することができる。なお、申立者、対象者の個人情報が含まれる場合、あらかじめその者の同意を得なければならない。

(調査対象者の保護)

- 第15条 本委員会及び調査委員会は、調査対象者及び調査に協力した者の名誉、プライバシー等を侵害することのないよう配慮しなければならない。
- 2 本委員会は、予備調査、本調査又は再審査の結果、申立てに係る不正行為の事実が認められなかった場合において、調査対象者の研究活動への支障又は名誉毀損等があったときは、必要に応じて不利益の発生防止又は名誉の回復に係る措置を講じなければならない。
 - 3 本委員会は、悪意をもって虚偽の申立て、情報等を提供したと認められる者について、その者が所属する部処の長に対し、懲戒等の処分勧告を具申することができる。

(協力義務)

- 第16条 申立者及び本法人教職員は、予備調査、本調査又は再調査の実施に際して協力を求められたときはこれに応じなければならない。

(不利益な扱いの禁止)

- 第17条 本法人の教職員は、不正行為に係る申立てを行ったこと、予備調査、本調査又は再調査に協力したこと等を理由として、当該申立てに係した者に対して不利益な扱いをしてはならない。

(守秘義務)

- 第18条 本委員会の委員、調査委員会の委員及び調査に係る業務に従事した者は、関係者の名誉、プライバシー、個人情報、その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。調査業務の従事者でなくなった以降も同様とする。

(事務)

- 第19条 この規程に関する事務は、学術研究所研究促進室が取り扱う。

(改廃)

- 第20条 この規程の改廃は、本委員会の議を経て、大学部長会で決定する。

附則

- 1 この規程は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 第5条第3項に定める任期に関する規定は、制定後に限り平成21年3月31日までとする。

附則

- この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

- この規程は、平成27年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

玉川大学長殿

所属

職名

氏名

印

連絡先（電話番号・eメールアドレス等）

通 報 (告発) 書

玉川大学研究倫理規程および玉川大学研究倫理委員会規程に基づき、下記の通り通報します。

記

1. 不正行為の疑いがある者

- ・ 所属
- ・ 職名
- ・ 氏名

2. 不正行為の態様および内容

3. 不正行為が存在するとする根拠（確認できるものを添付）

以上

玉川大学スチューデント・アシスタント規程

(目的)

第1条 この規程は、玉川大学（以下「本大学」という。）の学生に教育補助業務を行わせることにより、学生相互の成長および大学教育の充実を図ることを目的として、スチューデント・アシスタント（以下「SA」という。）制度を置く。

(職務内容)

第2条 SAは各学部長の監督のもと科目担当教員（以下「担当教員」という。）の指導に従い、以下の各号に定める業務に従事する。

- (1) 学部において必要と認める授業科目等の以下に挙げる補助業務
 - ① 教室での資料配付および回収補助
 - ② 授業時配付資料の印刷
 - ③ 機器（プロジェクタ、AV機器等）の設置および使用補助
 - ④ 出欠調査および管理の補助
 - ⑤ レポートの回収および整理
 - ⑥ 授業のビデオ撮影
- (2) その他、教務委員会が特に認めた教育補助業務

(資格)

第3条 SAとなることができる者は、原則として、本学学士課程在学中で3年生以上の学年にある者とする。ただし、申請書提出の時点で累積GPAが所属学科で上位3分の1以内、もしくは担当科目を履修済みで成績評価が「A」評価以上である者とする。

(採用時間数)

第4条 SAの採用総時間数は通年週80時間とする。

(勤務時間)

第5条 1人当たりのSA勤務時間は、通年週4時間以内とする。

(勤務期間)

第6条 勤務期間は年間授業計画による春学期・秋学期の平常授業期間とする。ただし教務委員会で承認された場合はこの限りではない。

(選考方法など)

- 第7条 SAに応募しようとする者は、指定された期日までに別表1の「スチューデント・アシスタント申請書」を所属学部の教務主任の許可を得て教学部長に申請する。
- 2 SAは、原則として教務委員会の議を経て教学部長が任用する。

(任用期間)

第8条 SAの任用期間は当該年度限りとする。ただし、業務上必要と認めた者については、2年を超えない範囲で更新することができる。

- 2 前項の更新は、これを予定しない。
- 3 SAが任用期間中に第2条の職務に不適格と認められた場合は、教務委員会の議を経て第2条に定める職務を停止することができる。

(給与)

第9条 SAの給与は、学校法人玉川学園アルバイト規程に準ずる。出勤簿に基づき、実務相当額を翌月の指定日に支給する。ただし、職務停止中は無給とする。

(勤務管理)

第10条 SAの勤務管理は各科目担当者が行う。ただし、出勤簿に本人が捺印し、毎月末に教学部教育学修支援課に提出するものとする。

(実績報告書)

第11条 SAは、担当する授業が終了したときは速やかに、別表2の「実績報告書」を科目担当者、教務主任を経て、教学部長に提出するものとする。

(禁止事項)

第12条 科目担当者は、下記の業務をSAに委ねてはならない。

- (1) 試験の採点及び最終評価の決定
- (2) 授業の代講及び補講
- (3) シラバスの作成・授業計画の立案
- (4) 教室内の規律・秩序維持
- (5) その他担当する授業にかかわらない業務

(サービス)

第13条 SAのサービスは本規程及び雇用契約書兼労働条件通知書に特別の定めがある場合を除き、学校法人玉川学園アルバイト規程を準用する。

(ガイドライン)

第14条 運用の詳細については、別に定めるガイドラインによるものとする。

(事務主管)

第15条 本規程に関する事務主管は教学部とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表1 玉川大学 教学部 長殿

平成年月日

玉川大学スクーデント・アシスタント(SA)申請書

平成 年度のスクール・ネット・システムに下記のとおり申請いたします。

姓 名	印	
所 属	学 科	年 级
職 務 內 容	教 育 补 助 業 務	

累積GPA	學科順位	
	/	

ノイズの出音に主眼を置いて、次にその中核となる

太枠内のみ記入し、期目までに教育部教育字修支接課に提出してください。

※3 提出にあたっては、INITAMAの「成績照会」を出力 透付 でください

※4 履修登録の結果等により、SA配置が取り消された場合

別表2
SA出勤簿
平成 年度 月分

日曜 時限	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
曜	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																

所 属 :	学部	学科
氏 名 :	(印)	
【集計欄】	勤務時間合計 :	時間
	任用曜日時限 :	
	任用曜日時限 :	
	任用曜日時限 :	

1. 勤務した時限に科目担当者より捺印をもつてください。
 2. 出勤簿は、研究指導担当の捺印を受け、各月7日に教育学部教務支援課に提出してください。
 3. 通常の曜日・時間以外で実施した場合及び休業時は、その旨を余白に記載してください。

通常以外の勤務日・休業日	理 由
日	
日	
日	

時間数	時間
7	
8	
9	
10	

教学部

別表3
玉川大学教学部長 殿

平成 年 月 日

スチューデント・アシスタント実績報告書

所属	学部	学科	年	氏名	印
----	----	----	---	----	---

任用期間	平成 年度 学期			
担当科目	科 目 名	①	科 目 担 当 教 員 名	①
	②	②		②

(1)業務内容

①
②

(2)実績報告

①
②

科目担当教員所見

①	
氏 名	印
②	
氏 名	印

教務主任	教学部

玉川大学奨学金規程

(目的と名称)

- 第1条 本規程は、玉川大学学則（以下「学則」という。）第39条第2項に基づき、学生（通信教育部生、芸術専攻科生を除く）の勉学奨励生活向上及び学修支援に資することを目的として奨学金を定める。
- 2 前項に定める奨学金の名称・受給者は、次の通りとする。
- (1) ファーストイヤー奨学生
 - (2) 玉川奨学生
 - (3) 玉川応急奨学生
 - (4) 小原応急奨学生
 - (5) SAE海外留学奨学生
 - (6) 大学院奨学生
 - (7) 学修支援奨学生
 - (8) TeS奨学生

(申請)

- 第2条 奨学金の受給を希望する学生は、学生センター等が開催する奨学金説明会に出席し、所定の申請書等、必要書類を指定期日までに学生センターへ提出しなくてはならない。

(ファーストイヤー奨学生)

- 第3条 ファーストイヤー奨学生の対象は、1年次生（学則第32条に定める入学者を除く）で、春学期の学業成績が優れ、就学継続の意志が強固で、教育上経済的な援助が必要であると認められる者とする。
- 2 給付額は、年額30万円とする。ただし、奨学生は20名までを限度とする。

(玉川奨学生)

- 第4条 玉川奨学生の対象は、2年次生以上（編入学初年度の学生を除く）で、学業的・人物的に優れ、就学継続の意志が強固で、教育上経済的な援助が必要であると認められる者とする。
- 2 給付額は、年額30万円とする。ただし、奨学生は対象学生総数の1.0パーセント以内とする。
- 3 在学期間中、重ねての申請及び採用を制限しない。
- 4 財源は、玉川大学父母会の拠出金及びその他の寄付金をもってこれにあてる。

(玉川応急奨学生)

- 第5条 玉川応急奨学生の対象は、家計の急変により教育上経済的な援助が必要で、学業的・人物的に優れ、就学

継続の意志が強固であると認められる者とする。

- 2 給付額は、年額30万円とする。
- 3 在学期間中、採用は1回のみとする。
- 4 財源は、玉川大学父母会の拠出金及びその他をもってこれにあてる。

(小原応急奨学生)

- 第6条 小原応急奨学生の対象は、4年次生で、家計の急変により教育上経済的な援助が必要で、学業的・人物的にも特に優れ、就学継続の意志が強固であると認められる者とする。
- 2 給付額は、年額60万円とする。ただし、奨学生は4名を限度とする。

(SAE海外留学奨学生)

- 第7条 SAE海外留学奨学生の対象は、SAE海外留学プログラムに参加する学生で、学業的・人物的にも優れ、留学の意思と留学を通しての勉学の目的が強固・明確であると認められる者とする。
- 2 SAE海外留学プログラムとは、全学生を対象とする留学プログラムで、大学部長会において承認され、国際教育センターが主催する留学をいう。
- 3 給付額は、年額50万円以下（留学先授業料150万円未満）、年額100万円以下（留学先授業料150万円以上200万円未満）、年額150万円以下（留学先授業料200万円以上）とする。ただし、奨学生は15名を限度とする。
- 4 在学期間中、採用は1回のみとする。

(大学院奨学生)

- 第8条 大学院奨学生の対象は、大学院生（教育委員会から学費を支給されている教職大学院生を除く）で、学業的・人物的に優れている者とする。
- 2 給付額は、次の通りとする。
- (1) 修士課程・専門職学位課程1年生は年額20万円とする。ただし、奨学生は25名を限度とする。
 - (2) 修士課程・専門職学位課程2年生は年額25万円とする。ただし、奨学生は12名を限度とする。
 - (3) 博士課程の学生は年額50万円を上限とする。ただし、奨学生は10名を限度とする。
- 3 在学期間中、重ねての申請及び採用を制限しない。

(学修支援奨学生)

- 第9条 学修支援奨学生の対象は、4年次生で、家計急変により学費負担が困難で、学業的・人物的に優れている者とする。
- 2 給付額は、年額30万円を上限とする。ただし、奨学生は当該年度の学修支援奨学生予算内で支給できる人数を上限とする。
- 3 財源は、玉川学園スチューデントサポート基金をもってこれにあてる。

(TeS奨学生)

- 第10条 TeS奨学生の対象は、学修支援奨学生を申請した者の中から、認定所得が低い者若干名とする。
- 2 給付額は「授業料・教育研究諸料・施設設備金」とする。
- 3 財源は、株式会社タマガワイサポートから寄付金をもってこれにあてる。

(形式)

- 第11条 奨学生は、原則として返還することを必要としない給付形式のものとする。

(併用)

- 第12条 本規程に定める奨学生は、その他の奨学生制度による奨学生であってもこれを選定することを制限しない。ただし、ファーストイヤー奨学生、玉川奨学生、玉川応急奨学生、小原応急奨学生相互の併用はその限りではない。

(選定)

- 第13条 奨学生は各奨学生によって定められた手続きによって学長に推薦された学生のうちから、大学部長会または大学院研究科長会の議を経て、学長がこれを決定する。

(通知)

- 第14条 奨学生が決定したときは、学生センター長が本人並びに保証人に通知する。

(交付)

- 第15条 学修支援奨学生及びTeS奨学生を除く奨学生は、奨学生が決定してから1か月以内に、保証人名義の銀行口座に振り込むものとする。ただし、大学院奨学生に限り、本人名義の銀行口座に振り込むことができる。また、SAE海外留学奨学生は留学年度に振り込むものとする。
- 2 学修支援奨学生及びTeS奨学生は、本学の指定する学費口座に振り込むものとする。

(有効期間)

- 第16条 奨学生及び奨学生の効力は当該年度限りとする。ただし、SAE海外留学奨学生及びSAE海外留学奨学生の効力は留学期間中も含むものとし、給付は奨学生決定の次年度に繰り越すことができる。

(実績報告書)

- 第17条 奨学生は、奨学生による成果及び使途について実績報告書を作成し、当該年度末日までに学生センターに提出する。ただし、SAE海外留学奨学生は帰国後1か月以内に国際教育センターに提出する。
- 2 前項により提出された実績報告書は、奨学生の所属する学部の学生主任、学部長または研究科長を経由して、学生センター長が取りまとめて、学長に報告する。ただし、SAE海外留学奨学生の実績報告書は学部長を経由後、国際教育センター長を経由してから学生センター長が取りまとめて、学長へ報告する。

(停止又は取消し)

- 第18条 奨学生が休学、退学、留学をとりやめたとき、除籍されたとき、又は奨学生として不適当と認められたときは、奨学生の給付を停止、又は決定を取り消すことがある。
- 2 前項により奨学生の給付を停止、又は決定を取り消された場合は、その奨学生の一部又は全額を返還させることができる。
- 3 前各項に定める事項は、大学部長会または大学院研究科長会の議を経て学長がこれを決定する。但し、学修支援奨学生については、玉川スチューデントサポート基金規定第8条による。

(寄附)

- 第19条 奨学生は、卒業後の返還義務はないが、やがてそれぞれの分野で活躍できるようになった際には、後輩のための奨学基金として相応の金額を寄附することが望ましい。

(施行細則)

- 第20条 この規程の施行に必要な事項は、別に細則をもってこれを定める。

(事務主管)

- 第21条 この規程に係る事務主管は、学生センターとする。

■玉川大学奨学金規程施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、玉川大学（以下「本大学」という。）奨学金規程第18条に基づき、奨学金の施行に必要な事項を定める。

(ファーストイイヤー奨学生の選定)

第2条 ファーストイイヤー奨学生の選定は、次の各号による。

- (1) 説明会は6月に開催する。
- (2) 学生センターは、申請のあった学生について、申請書類と学業成績を確認し、春学期GPA順位が学科上位5パーセント以内（小数点以下繰上げ）の学生を選定した上で、申請者一覧表を作成する。
- (3) 学生センター長は、前号により作成された申請者一覧表及び申請書をもとに、学生委員会に諮り、奨学生候補者を選定し、これを学長に推薦する。
- (4) 奨学生の決定は、当該年度の10月末日までとする。

(玉川奨学生の選定)

第3条 玉川奨学生の選定は、次の各号による。

- (1) 説明会は4月に開催する。
- (2) 学生センターは、申請のあった学生について、申請書類と学業成績を確認し、累積GPA順位が学科上位10パーセント以内（小数点以下繰上げ）の学生を選定した上で、申請書に学内奨学金所見依頼状（以下「依頼状」という。）を添付して学生へ交付する。
- (3) 学生は、指定期日までに申請書と依頼状を担任等に提出し、面談を受ける。
- (4) 担任等は、前号により面談した学生について、申請書所定欄に所見を記入し、学生センターに提出する。
- (5) 学生センターは、前号により提出された申請書を学部ごとに取りまとめ、申請者一覧表を作成し、申請書と共に学生主任及び学生担当に提出する。
- (6) 学生主任は、前号により提出された申請者一覧表及び申請書をもとに、主任会に諮り、奨学生適格者を選定し、学部長に報告する。
- (7) 学部長は、前号により報告された奨学生適格者について、教授会に諮り、学部としての推薦学生を、学生センター長に申請する。
- (8) 学生センター長は、前号による申請について、学生委員会に諮り、奨学生候補者を選定し、これを学長に推薦する。
- (9) 奨学生の決定は、当該年度の7月末日までとする。

(玉川応急奨学生の選定)

第4条 玉川応急奨学生の選定は、次の各号による。

- (1) 学生は、日本学生支援機構奨学規程に定める家計急変事由発生月から、12か月以内に担任等または学生センターに奨学金申請希望を申し出る。なお、12月末日以降の申し出については、次年度に繰り越して申請を受け付ける。
- (2) 学生センターは、前号により申請のあった学生について、申請書類と学業成績を確認し、累積GPAが2.50以上、かつ、日本学生支援機構奨学規程に定める収入基準（併用貸与）以下である学生を選定した上で、申請書に依頼状を添付して学生へ交付する。
- (3) 学生は、指定期日までに申請書と依頼状を担任等に提出し、面談を受ける。
- (4) 担任等は、前号により面談した学生について、申請書所定欄に所見を記し、学生センターに提出する。
- (5) 学生センターは、前号により提出された申請書をもとに、申請者一覧表を作成し、申請書と共に学生主任及び学生担当に提出する。
- (6) 学生主任は、前号により提出された申請者一覧表及び申請書をもとに、主任会に諮り、奨学生適格者を選定し、学部長に報告する。
- (7) 学部長は、前号により報告された奨学生適格者について、教授会に諮り、学部としての推薦学生を、学生センター長に申請する。
- (8) 学生センター長は、前号による申請について、学生委員会に諮り、奨学生候補者を選定し、これを学長に推薦する。

(小原応急奨学生の選定)

第5条 小原応急奨学生の選定は、次の各号による。

- (1) 学生は、日本学生支援機構奨学規程に定める家計急変事由発生月から、12か月以内に担任等または学生センターに奨学金申請希望を申し出る。なお、12月末日以降の申し出については、申請を受け付けない。
- (2) 学生センターは、前号により申請のあった学生について、申請書類と学業成績を確認し、累積GPA順位が学科上位5パーセント以内（小数点以下繰上げ）、かつ、日本学生支援機構奨学規程に定める収入基準（併用貸与）以下である学生を選定した上で、申請書に依頼状を添付して学生へ交付する。
- (3) 学生は、指定期日までに申請書と依頼状を担任等に提出し、面談を受ける。
- (4) クラス担任等は、前号により面談した学生について

- て、申請書所定欄に所見を記し、学生センターに提出する。
- (5) 学生センターは、前号により提出された申請書をもとに、申請者一覧表を作成し、申請書と共に学生主任及び学生担当に提出する。
- (6) 学生主任は、前号により提出された申請者一覧表及び申請書をもとに、主任会に諮り、奨学生適格者を選定し、学部長に報告する。
- (7) 学部長は、前号により報告された奨学生適格者について、教授会に諮り、学部としての推薦学生を、学生センター長に申請する。
- (8) 学生センター長は、前号による申請について、学生委員会に諮り、奨学生候補者を選定し、これを学長に推薦する。

(SAE海外留学奨学生の選定)

第6条 SAE海外留学奨学生の選定は、次の各号による。

- (1) 説明会は7月に開催する。ただし、応募状況により12月にも説明会を開催する。
- (2) 申請は各年度1回のみとし、留学の申請と共に奨学金の申請を行うものとする。次年度以降に2度目の申請を行う場合は、国際教育推進委員会が指定するプログラムへ申請することとする。
- (3) 学生センターは、申請のあった学生について、申請書類と学業成績を確認し、累積GPA順位が学科上位3分の1以内（小数点以下繰上げ）もしくは累積GPAが3.00以上の学生を選定した上で、申請者一覧表を作成し、申請書と共に国際教育センター長に提出する。
- (4) 国際教育センター長は、前号により提出された申請者一覧表及び申請書をもとに、国際教育推進委員会に諮り、奨学生候補者を選定し、これを学長に推薦する。
- (5) 奨学生の決定は、留学前年度内までとする。

(大学院奨学生の選定)

第7条 大学院奨学生の選定は、次の各号による。

- (1) 本大学が定める申請期間内に、学生は、学生センターへ申請希望の旨を申し出て、所定の申請書とすべての必要書類を揃え、指定期日までに学生センターに提出する。
- (2) 学生センターは、前号により申請のあった学生について、申請書類と学業成績を確認し、申請書に学内奨学金所見依頼状（以下「依頼状」という。）を添付して学生へ交付する。
- (3) 学生は、指定期日までに申請書と依頼状を研究指導担当教員に提出し、面談を受ける。
- (4) 研究指導担当教員は、前号により面談した学生に

ついて、申請書所定欄に所見を記入し、学生センターに提出する。

- (5) 学生センターは、前号により提出された申請書を研究科ごとに取りまとめ、申請者一覧表を作成し、申請書と共に研究科長に提出する。
- (6) 研究科長は、前号により提出された申請者一覧表及び申請書をもとに、各研究科会に諮り、奨学生適格者を選定し、研究科としての推薦順位を付して、学生センター長に提出する。
- (7) 学生センター長は、前号により提出された適格者を推薦者一覧表に取りまとめて、学長に推薦する。
- (8) 奨学生の決定は、当該年度の6月末日までとする。

(学修支援奨学生の選定)

第8条 学修支援奨学生の選定は、次の各号による。

- (1) 説明会は4月に開催する。ただし、応募状況により10月にも説明会を開催する。
- (2) 学生センターは、説明会出席者に対し、日本学生支援機構奨学規程に定める家計急変事由発生日から12か月以内であることを確認し申請を受け付ける。
- (3) 学生センターは、申請のあった学生について、申請書類と学業成績を確認し、累積GPAが2.50以上、かつ、日本学生支援機構奨学規程に定める収入基準（併用貸与）以下である学生を選定した上で、申請書に依頼状を添付して学生へ交付する。
- (4) 学生は、指定期日までに申請書と依頼状を担任に提出し、面談を受ける。
- (5) 担任は、前号により面談した学生について、申請書所定欄に所見を記入し、学生センターに提出する。
- (6) 学生センターは、前号により提出された申請書をもとに、申請者一覧を作成し、学生委員会に諮り、奨学生候補者を選定し、これを学長に推薦する。
- (7) 奨学生の決定は、当該年度内とする。

(TeS奨学生の選定)

第9条 TeS奨学生の選定は、次の各号による。

- (1) 説明会は4月に開催する学修支援奨学金説明会と同時開催する。ただし、応募状況により10月にも説明会を開催する。
- (2) 学生センターは、説明会出席者に対し、財源は株式会社タマガワーサポートからの寄付金であること、及び学修支援奨学金申請書の中から、認定所得の低い者から若干名の採用であることを説明する。
- (3) 学生センターは、学修支援奨学金申請手順にのつとり提出された申請書をもとに、学生委員会に諮り奨学生候補者を選定し、これを学長に推薦する。

(4) 奨学生の決定は、当該年度内とする。

(その他の事項)

第10条 この細則にない事項及び特別な事案については、学生センター長が学生委員会に諮り、学長に推薦する。ただし、SAE海外留学奨学金に関する事項については、学生センター長は国際教育センター長と協議の上、国際教育推進委員会及び学生委員会に諮り、これを学長に推薦する。

玉川大学学生表彰規程

(目的と名称)

- 第1条 玉川大学は、学生の勉学奨励及び意欲向上に資することを目的として本表彰規程を制定する。
- 2 本制度に学長賞、優秀学生賞(以下「優秀賞」という。)及び学長特別賞(以下「特別賞」という。)を設定する。

(表彰者の選定)

- 第2条 学長賞には、成績・人物を総合的に判定して、学科の最優秀学生と認定された者を選定する。
- 2 優秀賞には、当該年度成績優秀者の中から人物的にも優れた者を学科ごとに選定する。
- 3 特別賞は、スポーツ・文化・生活の面で、顕著な成果を収めた者又は団体があった場合に選定する。

(賞)

- 第3条 表彰者には、賞状を授与する。

(記念品)

- 第4条 表彰者には、記念品を併せて授与する。

(制限)

- 第5条 表彰者は、重ねて選定することを制限しない。

(施行細則)

- 第6条 この規程の施行に必要な事項は、別に細則をもってこれを定める。

(事務主管)

- 第7条 本規程に係る事務主管は、学生センターとする。

(付則省略)

■玉川大学学生表彰規程施行細則

(趣旨)

- 第1条 この細則は、玉川大学学生表彰規程第6条に基づき、その施行に必要な事項を定める。

(表彰者の定数)

- 第2条 学長賞の定数は、学科で各1名とする。

- 2 優秀賞の定数は、学科及び学年で各若干名とする。
- 3 特別賞には、特に定数を定めない。

(表彰者の範囲)

- 第3条 学長賞は、当該年度卒業予定者を対象とする。
- 2 優秀賞は、1・2・3年次生を対象とする。
- 3 特別賞は、全学生を対象とする。

(表彰者の選定)

- 第4条 学長賞については、学部長等は成績上位者リストの中から最優秀学生を選定し教授会等の承認を経て、学生センター長に申請する。
- 2 優秀賞については、学部長等は成績上位者リストの中から候補学生を選定し教授会等の承認を経て、学生センター長に申請する。
- 3 学生センター長は、前2項による申請につき大学部長会の議を経て学長に推薦し、学長がこれを決定する。
- 4 特別賞については、学生委員会にて候補を選定し、学生センター長が大学部長会の議を経て学長に推薦し、学長がこれを決定する。

(選定の時期)

- 第5条 学長賞候補の選定は毎年2月とする。
- 2 優秀賞候補の選定は毎年2月から3月とする。
- 3 特別賞候補の選定は随時とする。

(通知)

- 第6条 表彰者が決定したときは、学生センター長は本人に通知する。

(表彰の時期)

- 第7条 学長賞の表彰は当該年度とする。
- 2 優秀賞の表彰は翌年度とする。
- 3 特別賞の表彰は随時とする。

(その他の事項)

- 第8条 この細則にない事項については、学生委員会の議を経て、学生センター長がこれを決定する。

玉川大学・玉川学園学友会表彰規程

(目的)

第1条 玉川大学・玉川学園学友会は、玉川学園・玉川大学（大学院等を含む）（以下「学園」という。）の児童、生徒、学生（以下「学園の在校生」という）との相互理解を深め、もって学園の教育活動の促進の一助に資することを目的として、玉川大学・玉川学園学友会賞表彰規程を定める。

(対象)

第2条 学友会賞の表彰は、学園の在校生としてその本分を尽くし、芸術、文化、スポーツ及び社会的に顕著な活躍をした学業優秀な個人又は前記に準ずる顕著な活躍をした団体を対象とする。但し、低学年～高学年は団体のみの対象とする。

2 前項の表彰の対象の中に、同一の者が重複して該当している場合にあっても、これを制限しない。

(表彰者の選考及び決定)

第3条 選考の対象とする候補者等は、別に定める選考委員会委員の推薦による。

2 表彰者の選考は、前項により推薦された候補者の中から選考委員会においてこれを行ない、理事会の議を経て決定する。

3 選考にあたって、選考委員会が必要と認めたときは、学長・学園長を通じ、学園の関係者の意見を聴取することができる。

(賞及び副賞)

第4条 表彰者には、賞状と副賞を併せて授与する。

(施行細則)

第5条 この規程の施行に必要な事項は、別に細則をもってこれを定める。

■玉川大学・玉川学園学友会表彰規程施行細則

(主旨)

第1条 この細則は、玉川大学・玉川学園学友会賞表彰規程第5条に基づき、その施行に必要な事項を定める。

(定数)

第2条 学友会賞は、特に定数を定めない。

(候補者の推薦手続)

第3条 候補者は、原則として当該年度の4月から翌年3月までの活動を対象とする。

2 各選考委員は推薦に相当すると考えられる候補者の氏名または団体名及び推薦理由等を所定の推薦書に記入の上、学友会長に提出するものとする。所定の推薦書、提出日等は別に定める。

(選考委員会の構成)

第4条 選考委員会は、学友会の選出委員8名、学園の選出委員7名（大学・大学院4名、高等部1名、中学部1名、小学部1名）の15名をもって構成する。

2 学友会選出委員は、学友会長から任命された担当役員の推薦により学友会長が委嘱する。学園選出委員は、学長・学園長の推薦により学友会長が委嘱する。

3 選考委員会の委員長は、学友会選出委員の中から学友会長が委嘱する。

(選考の時期)

第5条 選考の時期は原則として毎年2月とする。

(通知)

第6条 表彰者が決定したときは、学友会長より本人に通知する。

(副賞)

第7条 副賞は、個人は記念品とし、団体は20万円または相当の記念品とする。

(その他の事項)

第8条 この細則にない事項については、選考委員会が検討し、理事会の議を経て学友会長がこれを決定する。

学生生活規程

(主旨)

第1条 この規程は、玉川大学学生（以下「学生」という。）の学生生活の規範について定める。

(指針)

第2条 学生生活の指針は次のとおりとする。

- (1) 玉川大学（以下「本大学」という。）の教育信条にのっとり、学則及び本大学の定める諸規程を遵守し、本大学学生の自覚を持ち、自分の行動に責任を持たなければならない。
- (2) 他の人を敬い、人格を尊重し、偏見を持たず、社会を構成する一員としてマナーとモラルを守らなければならない。
- (3) 課外活動は、学生自身を主体とした自主的な活動であり、自立性と協力精神を養い、個性を生かして人間形成を図り、教養を高めることを目的とするものである。課外活動に参加することは、各自の意思に委ねられているが、積極的に参加することが望ましい。
- (4) 本大学は、その所在する地域社会及び住民との協力関係のうえに成り立つものであり、学生生活については地域との協調のもとに十分な自戒を持って生活しなければならない。

(学生証)

- 第3条 学生は、入学時に届け出た保証人の住所・氏名ならびに学生本人の住所・氏名に変更が生じたときは速やかに変更事項を授業運営課に届け出なければならない。
- 2 新入生は、入学時に学生証の交付を受けるものとする。
 - 3 学生が登校するときは、学生証を必ず携帯し、本大学教職員から求められたときは提示しなければならない。
 - 4 本大学が実施する各種試験を受験するとき、及び証明書の請求、受領、施設利用や物品借用などするときは、学生証を提示しなければならない。
 - 5 学生が学生証を紛失したときは速やかに授業運営課に再交付願いを提出し、所定の手数料を納めて再交付を受けなければならない。
 - 6 学生が退学、除籍により本大学の籍を失ったときは、速やかに学生証を本大学に返還しなければならない。

(学生支援)

- 第4条 学生は、修学及び学生生活のことについて支援を必要とするときは、学生センターに相談することができる。学生センターは、学生の修学及び学生生活の支援・指導ならびに学生相談を行う。

(定期健康診断)

第5条 学生は、自らの健康を管理するため、毎年定められた期間に健康院が実施する定期健康診断を受けなければならぬ。

- 2 健康診断の結果何らかの異常が認められたときは、必要に応じて治療または自宅療養を勧告することがある。
- 3 病気療養中のため休学中の者が、復学しようとするときは医師の診断書を提出しなければならない。

(服装)

第6条 学生は、華美な服装は避け、清楚な服装を心掛けるものとする。

- 2 公式行事や特に指定された場合は、男子は第一装としてダークスーツ、ネクタイ着用、女子は男子の第一装に見合う清楚な服装とし、校章バッジを着用するものとする。
- 3 校地・校舎内では、下駄、木製サンダルなどを履かないものとする。

(車両通学)

第7条 学生の通学手段は、原則として徒歩及び公共交通機関の利用によるものとする。自転車による通学は、事前の登録を行った者に認められる。なお、物品の搬入搬出などで車両の乗り入れを行う場合は、事前の申請を受理された場合のみ許可される。車両通学については別途定める。

(喫煙・飲酒など)

- 第8条 学生は、本大学の指定した場所以外で喫煙してはならない。
- 2 学生は、学内において飲酒してはならない。ただし本大学が特に認めた場合は除く。
 - 3 学生は、学内において無断で焚火をしてはならない。

(課外活動の目的)

第9条 課外活動は、学生自身の自主的な活動を通して、自主性と協力精神を培い、自己の人格形成を図り教養を高め、個性の伸長を目指すことを目的とする。

(学生団体への入退会)

- 第10条 学生団体への加入・脱退は原則として学生個人の自由意思に任せられなければならない。団体の責任者は、加入・脱退に際して学生個人の意思を尊重しなければならない。

(学生団体の活動停止・解散)

第11条 本大学は、学生団体の活動が課外活動の本来の目的から逸脱したとき、又は団体内の秩序を乱す行動やいじめ、ハラスメントなどがあった場合は、その団体に対し、活動停止又は解散の処置をとることができる。

(集会・行事・対外試合・研究活動等)

第12条 学生が集会・行事、対外試合などを開催し、又はそれに参加するときは、目的、責任者氏名、参加者氏名、場所及び活動予定をその1週間前までに学生センター長に願い出て、許可を得なければならない。(学会・シンポジウム等研究活動に關係する願い出は、学部長・研究科長の許可を得ることとする。)ただし、本大学が特に指定した団体はこの限りではない。なお、集会・行事、対外試合・研究活動などが終了したときは結果報告書を提出するものとする。集会については別途定める。

(掲示・立看板)

第13条 掲示又は立看板は、掲示内容の写しを添えて、設置場所を学生センター長に願い出て、許可を得なければならない。

2 掲示又は立看板には、虚偽を記載もしくは他人の名誉を毀損又は風紀を乱すものであってはならない。掲示については別途定める。

(印刷物配布・放送)

第14条 学生が、印刷物を配布又は放送を行おうとするときは、事前にその内容、責任者氏名、場所及び時間を学生センター長に願い出て、許可を得なければならない。

(物品販売・募金)

第15条 学生が物品の販売又は募金活動をするときは、事前にその趣旨、責任者、時間及び場所を学生センター長に願い出て、許可を得なければならない。

(施設利用など)

第16条 学生が、課外活動などにより本大学の施設を利用するとき、備品を使用するときは、事前に学生センター長の許可を得なければならない。

2 学生は、学内に設置されている備品・器具などを無断で移動してはならない。移動を希望するときは事前に学生センター長の許可を得なければならない。

(公認団体)

第17条 学生が、公認団体を設立するときは、部長教員及び学生責任者の署名捺印のある願書に団体員名簿を添え、学生センターに申請し学生センター長の許可を得なければならない。

2 公認団体は、部長教員の指導のもと自主的・計画的に

運営される組織によって活動しなければならない。

3 公認団体については別途定める。

(政治・宗教活動)

第18条 学内において、本大学の使命の遂行を阻害するような特定の政党もしくは政治団体の政見・政策、又は特定の宗教団体の目的を実現するための活動は、個人・団体を問わず禁止する。ただし、学生センター長の許可を受けた場合はその限りではない。

(マスコミ出演など)

第19条 学生は、テレビ出演又は雑誌掲載などの際には、事前に届け出て許可を得なければならない。マスコミ出演などについては別途定める。

(商行為)

第20条 学生は、学内において、特定の企業や団体のための営業活動又はそれに類する勧誘活動を行ってはならない。

(処分)

第21条 本規程を遵守せず又は違反したときは本大学の定める玉川大学学生処分規程によって処分される場合がある。

(不服申し立て)

第22条 学生個人又は学生団体は、学内で不当な取り扱いを受けたときは、学生センター長にその旨申し立てができる。

(事務主管)

第23条 本規程に係る事務主管は、学生センターとする。

■学生車両通学細則**(主旨)**

第1条 この細則は、玉川大学学生生活規程第7条に基づき、教育環境を守り、事故やトラブルを未然に防止するため、玉川大学（以下「本大学」という。）に車両で通学する場合に必要な事項を定める。

(対象)

第2条 本大学に在籍するすべての学生を対象とする。

(自動車通学などの禁止)

第3条 自動車等運転免許を必要とするすべての車両（以下「自動車」という。）による本大学校地内外への通学は禁止する。

2 登録のない自転車による通学は、これを禁止する。

(処分)

第4条 この細則の定めるところに違反した学生には処分を課する。

し一定期間保管後廃棄処分する。

(事務主管)

第11条 この細則の事務主管は学生センターとする。

(自動車通学禁止の内容)

第5条 自動車による通学の禁止は次の各号に該当する場合をいう。

- (1) 学生本人が自動車を運転し本大学及び本大学の学外校地へ通学したとき
- (2) 学生が他人の運転の自動車に同乗して本大学へ通学したとき
- (3) 学生が本大学の周辺地域へ自動車を違法駐車したとき
- (4) 学生が所有する自動車を他者に貸与し、その自動車が前号に該当したとき
- (5) 学生が本大学校地外で行う教育活動への通学や運動に自動車を運転したとき

(付則省略)**■学生の車両通学違反者に関する要領****(主旨)**

第1条 この要領は、玉川大学学生車両通学細則に基づき、学生が禁止されている自動車通学をした場合の処分等について定める。

(違反学生の指導)

第2条 違反学生の指導は次のように扱う。

- (1) 教職員が違反学生を発見した場合は、学生の所属・氏名を確認後、学生センターに連絡する
- (2) 学生センターは、学生に違反事実を確認し、状況報告書を学生主任に提出する
- (3) 学生主任は学部長に報告する。更に学科主任・学生担当・学級担任等に連絡する
- (4) 学部長は次の要領に従い処分案を作成する

(処分基準)

第3条 処分基準は次のとおりとする。

(1) 初回違反者の処分基準

玉川大学学生処分規程第2条第1号に基づき、譴責処分としこれを掲示することができる。違反学生に厳重注意を行い、学部長宛に保証人連署の始末書を提出させる

(2) 再度違反者の処分内容

玉川大学学生処分規程第2条第9号に基づき、停学の処分とする

(3) 違反が2回を超える違反者の処分内容

玉川大学学生処分規程第2条第9号に基づき、停学又は退学の処分とする

2 同乗・駐車・車両貸与による違反者についても前項各号と同様に扱う。

(保険不適用)

第4条 許可されない自動車通学で事故を起こした場合は、玉川大学が加入している学生教育研究災害傷害保険は適用されない。

(事務主管)

第5条 この要領の事務主管は学生センターで行う。

(自動車乗り入れの許可)

第6条 身体の障害・健康、教育上などの事由、又は本大学が特に自動車通学を必要と認めた場合は、次の各号に限り本大学が審議し特別に自動車通学を許可することがある。

- (1) 父母等の運転する自動車による送迎
- (2) 本大学が提示する条件を満たした乗入れ

(自転車登録)

第8条 本大学内へ通学する者の自転車登録は、学生センターで行い登録証を自転車に貼付しなければならない。

(遵守事項)

第9条 自転車の本大学校地内の利用にあたっては、以下の各号に決める事項を遵守しなければならない。

- (1) 歩行者の安全に特に配慮して、安全な運転を励行する
- (2) 授業などでの校舎間の自転車による移動は禁止する
- (3) 駐輪は登録時に指定された駐輪場を使用する
- (4) その他学校法人玉川学園教職員の指示に従う

(違反自転車の処分)

第10条 未登録自転車及び放置自転車を発見したときは、回収

■学生集会細則

(主旨)

第1条 玉川大学学生生活規程第12条に基づき、学生が正課外活動で集会（以下「集会」という。）を行うことについて定める。

(集会)

第2条 集会とは玉川大学（以下「本大学」という。）校地内で行う次の各号に該当する場合をいう。

- (1) 集会、行事、演奏、パフォーマンス
- (2) 合宿、試合、交流会、研究会
- (3) 署名、調査、募金、デモンストレーション、投票
- (4) 拡声器を使用する行為
- (5) 新聞・雑誌・パンフレット・その他の出版物の交付又は配布

(申請)

第3条 学生が本大学内で集会をしようとするときは、1週間前までに集会承認願いを学生センターに提出し許可を受けなければならない。集会承認願いには次の各号が記入されなければならない。

- (1) 集会の主催者又は責任者の氏名、所属、連絡先
- (2) 集会の目的及び名称
- (3) 集会の日時、所要時間、場所、参加予定人員、使用する物品
- (4) 参加予定団体及びその代表者の氏名、住所、連絡先
- (5) その他必要事項

(審査)

第4条 提出された願い出は学生センターで審査する。

(許可)

第5条 審査の結果許可された学生は集会ができる。

(許可取消)

第6条 集会が第3条の集会承認願いに記載された目的、日時、所要時間、場所、規模、借用物品などと異なったと認められるときは、集会の停止、解散を命ずることがある。
2 前項の命令に応じないものについては、本大学校地内からの撤去を命じ、その他の強制的手段をもって行うことがある。

(報告)

第7条 集会が終了したら学生センターにその旨報告するものとする。

(不許可)

第8条 審査の結果不許可の場合は集会の開催ができない。なお、玉川大学学生生活規程に禁止されている内容がある場合は許可しない。

(公認団体の扱い)

第9条 公認団体（クラブ）の集会などについては別に定める。

(事務主管)

第10条 本細則の事務主管は学生センターとする。

■学生掲示細則

(主旨)

第1条 玉川大学学生生活規程第13条に基づき、学内の掲示板、立て看板等に掲示することについて定める。

(申請)

第2条 学生が学内で掲示をしようとする時は、事前に学生センターに申請し許可を受けるものとする。許可された場合は、学生センターで掲示方法と場所を指示する。

(掲示)

第3条 掲示には次の各号が該当するものとする。

- (1) 団体名・責任者名・月日を記載していること
- (2) 掲示の規模は原則としてA3版以内とする

(許可印)

第4条 許可された掲示物に許可印を押す。許可印のない掲示は撤去する。

(不許可)

第5条 次の各号に該当する掲示は許可しない。

- (1) 玉川大学の目的に反する内容が記載されているもの
- (2) 政治的目的、虚偽の記述、他者の名誉を傷つける内容が記載されているもの
- (3) 知的所有権を侵害すると認められるもの

(掲示期間)

第6条 掲示のできる期間は原則として1週間以内とする。

(事務主管)

第7条 この細則の事務主管は学生センターとする。

■学生マスコミ出演細則**(目的)**

第1条 玉川大学学生生活規程第19条に基づき、学生のマスコミ出演に関して定める。

(事前申告)

第2条 マスコミに出演しようとする学生は、事前に学生センターに申告しなければならない。

(マスコミと出演の定義)

第3条 ここでいうマスコミとは次の各号による。

- (1) テレビ・ラジオ・舞台・映画・書籍・雑誌などのマスメディア
 - (2) その他芸能活動に類するもの
- 2 出演とは前各号への参加をいい、放送・放映・出版などの前に撮影・収録などを要するものについてはその時点を指す。

(対象)

第4条 玉川大学（以下「本大学」という。）に在籍するすべての学生を対象とし、大学院生、科目等履修生もこれに含める。

(条件)

第5条 マスコミ出演が承認される条件は次の各号による。

- (1) 本大学の教育方針に反しないこと
 - (2) 学業に支障をきたさないこと
 - (3) 申告が出演の事前であること
 - (4) その他本大学からの指示を遵守すること
- 2 マスコミ出演を許可されない場合は次の各号による。
- (1) 本大学の教育方針に反した内容であると認められるとき
 - (2) 学業に支障をきたすとき
 - (3) 学生センター長が特に認めたとき

(申告手続)

第6条 学生は出演の10日前迄にマスコミ出演・掲載申告書（様式第1号）を作成し、学生センター学生課に提出するものとする。

(処分)

第7条 この細則の定めるところに違反した学生は玉川大学学生処分規程により処分する場合がある。

(事務主管)

第8条 この細則の事務主管は学生センターとする。

■クラブ設立細則**(主旨)**

第1条 玉川大学学生生活規程第17条に基づき、学生が自主的活動を行うことを目的として公認団体（以下「公認クラブ」という。）を新たに設立しようとする場合の手続き等を定める。

(申請)

第2条 公認クラブを設立するときは、次の各号の書類を学生センターに提出し申請する。

- (1) 設立趣意書（クラブ名、目的、責任者2名、部長の予定者を記載しているもの）
- (2) 活動計画書（活動計画および実績等を記載する）
- (3) 会員名簿（責任者2名を含み10名以上が記載されているもの）
- (4) 活動の概要（活動予定場所、部費等費用の概算を含む）

2 課外活動支援委員会は前項の申請のあったものについて審査をする。

(準クラブ)

第3条 第2条第2項の審査の結果設立が認められるクラブは、次の各号を条件に1年間準クラブとして活動できる。

- (1) クラブ活動指導者（部長、監督、コーチ等）をおく
- (2) 活動計画に従って活動し、部費等の会計処理を行う
- (3) 体育会、文化会のいずれかに所属し他のクラブと同等の扱いを受けるものとする
- (4) クラブ活動中ののがは学生災害傷害保険及び見舞い金の対象として扱う
- (5) クラブ活動の便宜を計る（広報活動、活動場所の調整）
- (6) 助成金は支給しない
- (7) 部室は貸与しない

(認可)

第4条 次の各号が全て満たされた場合には、課外活動支援委員会の審査を経て公認クラブとなり1年間の活動ができる。

- (1) 準クラブを1か年以上経過していること
- (2) 活動計画書に従って活動されていること
- (3) クラブ部長がいること
- (4) 部員名簿に10名以上の記載があること（責任者2名を含む）
- (5) 部費の会計報告が行われていること

(公認クラブ)

第5条 公認クラブの所属は、第3条第3号により定めた所属とする。

2 公認クラブには次の各号の支援を行う。

- (1) 部室の貸与
- (2) 指導者の委嘱
- (3) 助成金の支給
- (4) その他クラブへの便宜

(その他)

第6条 体育関係施設を使用するクラブ設立の場合は、体育施設使用状況等について申請の前に学生センターに現状を確認するものとする。

(事務主管)

第7条 この細則の事務主管は学生センターとする。

(付則省略)**■クラブ活動継続細則****(主旨)**

第1条 学生の自主活動公認団体(以下「クラブ」という。)が、継続して活動をおこなうための審査などについて定める。

(審査項目)

第2条 クラブ活動の継続審査は次の各号について行う。継続して活動を希望する場合は必要書類を必ず提出しなければならない。

- (1) 活動計画書(活動計画の記載があること)
- (2) 活動報告書(活動実績の記載があること)
- (3) 部員名簿(責任者2名含む)
- (4) 決算書(部費、助成金が適切に支出されていること)
- (5) 予算書(収入計画、支出計画が記載されていること)
- (6) 部室使用願
- (7) 部室や貸与施設が清潔に使用されていること

(審査時期)

第3条 審査の時期は毎年2月に行う。面接は学生センターで行いその結果を課外活動支援委員会に報告し審査する。

(継続)

第4条 審査で適格と判断されたクラブは1年間公認クラブとして活動ができる。

(停止)

第5条 次のいずれかに該当する場合は、クラブ活動の停止の

処置をとる。

- (1) 審査の結果継続不適格と判断された場合
- (2) 第3条に定められた面接に欠席、又は書類の提出がない場合
- (3) クラブ活動の本来の目的から逸脱した場合

(休部)

第6条 クラブが次の各号のいずれかに該当する場合は、課外活動支援委員会において審査を行い休部として扱う。

- (1) 活動計画がない場合
- (2) 活動実績がない場合
- (3) クラブ構成員が10名未満の場合
- (4) 休部を希望する場合
- (5) クラブ活動の本来の目的から逸脱した場合

(休部の措置)

第7条 休部となったクラブには次の停止措置を行う。

- (1) 部室貸与
- (2) 指導者委嘱
- (3) 助成金の支給
- (4) その他クラブへの便宜

(活動再開)

第8条 クラブ活動停止の処置を受けた場合や、休部となった場合でも、申請があった場合は、審議を経て活動を再開することができる。

(解散)

第9条 次の各号に該当する場合には、公認団体の解散を命じる場合がある。

- (1) 活動停止が1年以上続く場合
- (2) 休部が1年以上続く場合
- (3) クラブ活動本来の目的から逸脱した場合

(事務主管)

第10条 この細則の事務主管は学生センターとする。

(付則省略)**■サークル活動内規****1. (主旨)**

学生が自主活動団体であるサークル活動をしようとする場合の手続き等を定める。

2. (申請)

サークル活動をするときは、次の書類を学生センターに提出し申請する。

- ① 申請書(サークル名、代表者2名、アドバイザー(本学教職員または卒業生)を記載しているもの)

- ② 活動計画書（活動内容、活動場所、活動回数など記載されたもの）
- ③ 会員名簿（代表者2名を含み5名以上が記載されているもの）
- ④ 活動経費等（入会金、月会費、年会費などが記載されているもの）
- ⑤ 関連事項（交流のあるサークル、交流のある企業等）

3. (審査)

- 申請があった場合は課外活動支援委員会で審査する。なお、次の項目いずれかに該当する場合は許可しない。
- ① 本学学生以外がサークル構成員に含まれている場合
 - ② 布教活動や特定宗教団体の広報活動を行うと認められる場合
 - ③ 政治活動や特定政治団体の広報活動を行うと認められる場合
 - ④ 商行為を行う団体と認められる場合
 - ⑤ その他本学が不適と認めた場合

4. (許可)

審査で許可された場合は、玉川大学のサークルとして1年間活動することができる。サークルには次の項目の便宜を図

る。

- ① 広報活動への便宜（掲示、広報誌への掲載など）
- ② メールボックスの貸与
- ③ 活動中の怪我に対する保険の適用

5. (義務)

サークルは次の項目について責任を負う。

- ① 玉川大学の学生として規程・規範に則り活動を行う。
- ② 学生センターと連携を密にし、その指示にしたがう。

6. (施設利用)

サークルの本学施設利用については、次のとおりとする。

- ① 学内の体育施設は原則として利用できない。
- ② 学内の音楽関係施設は原則として利用できない。
- ③ その他の施設（教室等）の利用を希望する場合は学生センターに現状を確認し、許可された場合に使用できるものとする。

7. (その他)

この内規の事務主管は学生センターとする。

学生処分規程

第1条 この規程は、玉川大学学則第36条及び第37条及び玉川大学大学院学則第34条に基づき、懲戒の基準について本規程を定める。

第2条 玉川大学学生が下記の行為を行ったときは、玉川大学学則第36条及び第37条及び玉川大学大学院学則第34条に該当するものとして同条に定める譴責、停学又は退学に処する。ただし、第7号の場合は退学処分とする。

- (1) 学生生活規程に違反し反省がないとき
- (2) 授業妨害、試験妨害及びその他重要業務の妨害
- (3) 試験における不正な行為
- (4) 構内施設、設備の毀損、破壊、奪取
- (5) 玉川大学の公示、掲示の破損、破棄
- (6) 玉川大学関係者に対する暴力的行為及び威嚇的行為
- (7) 以下の刑事上の罪等を犯し当該学生も認めているとき、又は刑事上の処分が確定したとき
 - ア 飲酒運転、無免許運転等悪質な運転による人身事故
 - イ 薬物犯罪（大麻、薬、あへん、覚せい剤等の所持、使用、売買又はその仲介）
 - ウ 悪質なストーカー犯罪
 - エ わいせつ犯罪（痴漢、のぞき、強制わいせつ、青少年保護条例等違反、盗撮、セクハラ）
 - オ 凶悪犯罪（殺人、強盗、強姦、放火等）

カ 窃盗罪（空き巣、万引き、自転車泥棒等）

キ 情報ネットワークへの不正アクセス

ク 知的財産を喪失させる行為

(8) 学生の本分に反したとき

(9) 著しく玉川大学の名誉を傷つけたとき

(10) 譴責が重なり改善がみられないとき

2 学部長又は研究科長は前項の行為を行った学生に対して、玉川大学学則第36条及び第37条及び玉川大学大学院学則第34条の処分が決定するまでの間出校停止を命ずることができる。

第3条 学部長又は研究科長は第2条各号に該当する行為があつたと認める時は、資料を収集し当該学生、保証人などから事情を聴取する機会を設けた後、処分委員を任命して審議し、処分案を作成する。

2 その処分が譴責に該当する場合は、学部長又は研究科長において処分する。

第4条 学長は前条の処分案が停学又は退学の場合は、当該教授会又は当該研究科会に諮りその議決を経た後、懲戒処分の決定を行う。

第5条 学部長又は研究科長は処分内容を学生に通知する。処分内容は学部に掲示する。

第6条 本規程に係る事務主管は、学生センターが行う。

MEMO